

Databook of
International
Labour
Statistics

データブック

国際労働比較

2023



独立行政法人 労働政策研究・研修機構
Japan Institute for Labour Policy and Training

● データブック ●

国際労働比較

Databook of International Labour Statistics

2023

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
Japan Institute for Labour Policy and Training

はしがき

『データブック国際労働比較』は、日本と諸外国の労働面の実態についてわかりやすく理解できるように編集した国際比較統計集です。1996年の創刊以降、労働問題に関心を持つ皆様に幅広く活用してもらえよう、刊行を続けてまいりました。この間、OECD（経済協力開発機構）やILO（国際労働機関）等国際機関の努力により、各国の労働統計は精緻な国際比較が可能のように一段と整備が進められており、本書の編集にあたっては、そうした成果も可能な限り反映するよう努めています。

ウィズコロナの下で経済社会活動を継続していく中、諸外国における労働の実態について把握することの重要性は益々高まってくると思われまます。

本書が、労使や関係行政機関をはじめ、労働問題に関わる多くの方々に幅広く活用され、お役に立てれば幸いです。

なお、本書は2022年版より書籍としての刊行・販売を取り止め、ホームページにおける掲載（PDF）に移行いたしました。必要な時にいつでもご活用いただける統計集を目指し、本書の改善に引き続き努めて参りますので、今後ともご愛読のほど、よろしくお願いいたします。

令和5年3月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
調査部

凡 例

1. 数値は、単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数値と内訳を足し上げたものが一致しない場合がある。
2. 数値の表記の仕方は、以下のとおり。
 - 0.0 表記単位（この場合は、小数点以下第1位）未満の数値であることを示す。
 - 該当数値がないことを示す。
 - | 調査内容や定義の変更等による、前後数値の非接続を示す。
3. 統計数値の原資料の作成機関及び公表資料名は、出典として脚注に明記している。原資料がデータベースの場合には、データをダウンロードした時期を記載した。なお、統計数値には原資料に基づいて当機構で作成したものも含まれている。
4. 本書の表頭及び表側のアルファベットは、下記の国・地域の略号である。

国・地域名	略号	ユ-ロ導入年	EU 加盟年	OECD加盟年
Australia	AUS	—	—	1971
Austria	AUT	1999	1995	1961
Belgium	BEL	1999	1958	1961
Brazil	BRA	—	—	—
Cambodia	KHM	—	—	—
Canada	CAN	—	—	1961
China	CHN	—	—	—
Czech Republic	CZE	—	2004	1995
Denmark	DNK	—	1973	1961
Finland	FIN	1999	1995	1969
France	FRA	1999	1958	1961
Germany	DEU	1999	1958	1961
Greece	GRC	2001	1981	1961
Hong Kong	HKG	—	—	—
Iceland	ISL	—	—	1961
India	IND	—	—	—
Indonesia	IDN	—	—	—
Ireland	IRL	1999	1973	1961

国・地域名	略号	ユーロ導入年	EU 加盟年	OECD加盟年
Italy	ITA	1999	1958	1962
Japan	JPN	—	—	1964
Laos	LAO	—	—	—
Luxembourg	LUX	1999	1958	1961
Malaysia	MYS	—	—	—
Mexico	MEX	—	—	1994
Myanmar	MMR	—	—	—
Netherlands	NLD	1999	1958	1961
New Zealand	NZL	—	—	1973
Norway	NOR	—	—	1961
Philippines	PHL	—	—	—
Poland	POL	—	2004	1996
Portugal	PRT	1999	1986	1961
Republic of Korea	KOR	—	—	1996
Russia	RUS	—	—	—
Singapore	SGP	—	—	—
Slovakia	SVK	2009	2004	2000
Slovenia	SVN	2007	2004	2010
Spain	ESP	1999	1986	1961
Sweden	SWE	—	1995	1961
Switzerland	CHE	—	—	1961
Thailand	THA	—	—	—
United Kingdom	UK	—	1973-2020*	1961
United States of America	USA	—	—	1961
Viet Nam	VNM	—	—	—

(注) 2023 年 1 月末現在、EU は上記以外にエストニア、キプロス、クロアチア、ハンガリー、ブルガリア、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニアを加えた全 27 か国が加盟 (*イギリスは 2020 年 12 月 31 日に EU 離脱)。ユーロ圏は上記以外にエストニア、キプロス、クロアチア、マルタ、ラトビア、リトアニアを含む。OECD は上記以外にイスラエル、エストニア、コスタリカ、コロンビア、チリ、トルコ、ハンガリー、ラトビア、リトアニアを加えた全 38 か国が加盟。

目 次

1. 経済・経営

1-1	一人当たりの国民所得	19
1-2	経済活動別国内総生産（構成比）	20
1-3	労働生産性水準	21
第1-1-1表	国内総生産（各国通貨）	22
第1-1-2表	国内総生産（USDドル）	23
第1-2-1表	名目国内総生産成長率	24
第1-2-2表	実質国内総生産成長率	25
第1-3-1表	一人当たりの国内総生産（各国通貨）	26
第1-3-2表	一人当たりの国内総生産（USDドル）	27
第1-4-1表	一人当たりの国民所得（各国通貨）	28
第1-4-2表	一人当たりの国民所得（USDドル）	29
第1-5表	雇用者報酬	30
第1-6-1表	経済活動別国内総生産（各国通貨）	31
第1-6-2表	経済活動別国内総生産（構成比）	32
第1-7表	国内総生産の構成（支出側）	33
第1-8表	国内総生産の構成（生産側）	34
第1-9表	国民貯蓄率	35
第1-10表	鉱工業生産指数	36
第1-11-1表	経常収支	37
第1-11-2表	貿易収支	38
第1-12表	為替レート（年平均）	39
第1-13表	生産者物価指数	41
第1-14表	消費者物価指数	42
第1-15表	購買力平価	43
第1-16表	物価水準（GDPベース）	44
第1-17表	内外価格差及び購買力平価	45
第1-18表	労働生産性水準	46
第1-19表	労働分配率	47
第1-20表	時間当たり労働生産性上昇率	48

2. 人口・労働力人口

2-1	世界、大陸及び主要地域の人口	50
2-2	老年人口比率（65歳以上人口）	51
2-3	65歳以上男性の労働力率	52
2-4	年齢階級別女性労働力率	53
2-5	就業率	54
第2-1表	総人口	55
第2-2表	人口増加率	56
第2-3表	若年人口（15歳未満人口）	57
第2-4表	生産年齢人口（15～64歳人口）	58
第2-5表	老年人口（65歳以上人口）	59
第2-6表	性別・年齢階級別人口、構成比	60
第2-7表	出生率・死亡率	63
第2-8表	平均寿命	64
第2-9表	合計特殊出生率	65
第2-10-1表	労働力人口	66
第2-10-2表	性別・年齢階級別労働力人口	67
第2-11-1表	労働力率	70
第2-11-2表	性別・年齢階級別労働力率	72
第2-12-1表	就業者数	75
第2-12-2表	性別・年齢階級別就業者数	76
第2-13-1表	就業率	79
第2-13-2表	性別・年齢階級別就業率	81
第2-14表	外国人人口（ストック）	84

3. 就業構造

3-1	就業者の産業別構成比	86
3-2	就業者の職業別構成比	87
3-3	就業者及び管理職に占める女性の割合	88
3-4	就業者の従業上の地位別構成比	89
3-5	就業者に占める短時間労働者の割合	90
第3-1表	産業別就業者数	91
A表	国際標準産業分類（ISIC）	102
第3-2表	就業者の産業別構成比	104

第3-3表	産業別雇用者数	106
第3-4表	性別・職業別就業者数	117
B表	国際標準職業分類（ISCO）	127
第3-5表	就業者の職業別構成比	128
第3-6表	管理職に占める女性の割合	129
第3-7表	従業上の地位別就業者数	130
第3-8表	就業者に占める短時間労働者の割合	132
第3-9表	短時間労働者に占める女性の割合	134
第3-10表	テンポラリー労働者の割合	135
第3-11表	性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合	136
第3-12表	労働者に占める派遣労働者の割合	137
第3-13-1表	勤続年数別雇用者割合	138
第3-13-2表	性別・年齢階級別勤続年数	139
第3-14表	青少年の転職に対する考え方	140
第3-15表	高齢者の退職年齢	141
第3-16表	公共職業安定業務	142
第3-17表	労働者派遣事業	143
第3-18表	年齢に関する法制度等（定年等関係）	148

4. 失業・失業保険・雇用調整

4-1	失業率	151
4-2	長期失業者の割合	152
第4-1表	失業率	153
第4-2-1表	年齢階級別失業者数・構成比（男女計）	154
第4-2-2表	年齢階級別失業者数・構成比（男）	156
第4-2-3表	年齢階級別失業者数・構成比（女）	158
第4-3表	年齢階級別失業率	160
第4-4表	長期失業者の割合	161
第4-5表	失業期間別構成比	163
第4-6表	失業者の定義	164
第4-7表	失業保険制度	166
第4-8表	失業給付受給者数	170
第4-9表	雇用調整助成金・再就職支援制度	171

5. 賃金・労働費用

5-1	時間当たり賃金（製造業）	176
5-2	労働費用（製造業、為替レート換算）	177
5-3	年齢階級別賃金格差	178
5-4	勤続年数別賃金格差	179
第5-1表	時間当たり賃金（製造業）	180
第5-2表	賃金（製造業）	181
第5-3表	産業別賃金	182
第5-4表	時間当たり実収賃金指数（製造業）	183
第5-5表	パートタイム（短時間）労働者の賃金水準	183
第5-6表	単位労働費用	184
第5-7表	労働費用でみた国際競争力	185
第5-8表	労働費用（製造業）	186
第5-9表	労働費用費目別構成（製造業）	187
第5-10表	フルタイム労働者の男女間賃金格差	188
第5-11-1表	年齢階級別賃金格差（労働者の種類計）	189
第5-11-2表	年齢階級別賃金格差（生産労働者）	190
第5-11-3表	年齢階級別賃金格差（管理・事務・技術労働者）	191
第5-12表	勤続年数別賃金格差	192
第5-13表	事業所規模間賃金格差	194
第5-14表	所得のジニ係数	195
第5-15表	五分位階級所得割合	196
第5-16表	相対的貧困率	197
第5-17表	最低賃金制度	198
第5-18表	最低賃金額の推移	206

6. 労働時間・労働時間制度

6-1	一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）	208
6-2	年間休日数	209
第6-1表	一人当たり平均年間総実労働時間	210
第6-2表	週労働時間	212
第6-3表	長時間労働の割合（就業者）	214
第6-4表	年間休日数	217
第6-5表	法定祝日	218

第6-6表	労働時間・有給休暇制度	219
7. 労働組合・労使関係・労働災害		
7-1	労働組合組織率の推移	228
7-2	労働争議による労働損失日数	229
第7-1表	労働組合員数・組織率	230
第7-2表	労働組合組織率（ILOデータベース）	231
第7-3表	労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数	232
第7-4表	労災被災者数・労働損失日数	234
第7-5表	労働災害の度数率	236
8. 教育・職業能力開発		
8-1	高等教育への進学率	238
第8-1-1表	高等教育への進学率	239
第8-1-2表	高等教育の教育段階別進学率	240
第8-2-1表	日本の学校系統図	241
第8-2-2表	アメリカの学校系統図	242
第8-2-3表	イギリスの学校系統図	243
第8-2-4表	ドイツの学校系統図	244
第8-2-5表	フランスの学校系統図	245
第8-2-6表	中国の学校系統図	246
第8-2-7表	韓国の学校系統図	247
第8-3表	若年のキャリア形成及び就職支援	248
9. 勤労者生活・福祉		
9-1	家計消費支出の構成比	256
第9-1表	家計・対家計民間非営利団体の受取と支払の構成	257
第9-2表	一人当たり国内家計最終消費支出	259
第9-3-1表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本）	261
第9-3-2表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ）	263
第9-3-3表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス）	264
第9-3-4表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（ドイツ）	265
第9-4表	国民負担率（対国民所得比）	266
第9-5表	分野別公的社會支出	267

第9-6表	労働市場政策への公的支出（対GDP比）	268
第9-7表	社会保障負担料率	269
第9-8表	公的扶助制度・支援政策等	270
第9-9表	育児休業制度	277
第9-10表	育児に対する経済的支援（児童手当等）	281
第9-11表	一日当たり生活時間配分	283
第9-12表	ジェンダー不平等指標（GII）	284

参考

労働統計機関一覧	286
----------	-----

TABLE OF CONTENTS

1. Economy and Business

Table 1-1-1	GDP in national currency	22
Table 1-1-2	GDP in U.S. dollars	23
Table 1-2-1	Nominal GDP growth rates	24
Table 1-2-2	Real GDP growth rates	25
Table 1-3-1	GDP per capita in national currency	26
Table 1-3-2	GDP per capita in U.S. dollars	27
Table 1-4-1	National income per capita in national currency	28
Table 1-4-2	National income per capita in U.S. dollars	29
Table 1-5	Compensation of employees	30
Table 1-6-1	GDP by economic activity in national currency	31
Table 1-6-2	Component ratio of GDP by economic activity	32
Table 1-7	GDP by expenditure approach	33
Table 1-8	GDP by production approach	34
Table 1-9	National savings rates	35
Table 1-10	Industrial production indices	36
Table 1-11-1	Current account	37
Table 1-11-2	Trade balance	38
Table 1-12	Exchange rates, annual average	39
Table 1-13	Producer price indices	41
Table 1-14	Consumer price indices	42
Table 1-15	Purchasing power parities (PPPs)	43
Table 1-16	Comparative price levels	44
Table 1-17	Comparative price levels and purchasing power parities (PPPs)	45
Table 1-18	Labour productivity levels	46
Table 1-19	Labour share	47
Table 1-20	Labour productivity (GDP per hour worked), annual growth rates	48

2. Population and Labour force

Table 2-1	Total population	55
Table 2-2	Population growth rates	56
Table 2-3	Youth population, 0-14 years old	57

Table 2-4	Working age population, 15-64 years old	58
Table 2-5	Elderly population, 65 years old or over	59
Table 2-6	Population by sex and age group	60
Table 2-7	Crude birth rates and crude death rates.....	63
Table 2-8	Life expectancy at birth by sex.....	64
Table 2-9	Total fertility rates.....	65
Table 2-10-1	Labour force	66
Table 2-10-2	Labour force by sex and age group	67
Table 2-11-1	Labour force participation rates.....	70
Table 2-11-2	Labour force participation rates by sex and age group.....	72
Table 2-12-1	Employment.....	75
Table 2-12-2	Employment by sex and age group	76
Table 2-13-1	Employment rates	79
Table 2-13-2	Employment rates by sex and age group	81
Table 2-14	Stock of foreign population.....	84

3. Employment Structure

Table 3-1	Employment by economic activity.....	91
Table A	International Standard Industrial Classification of All Economic Activities (ISIC)	102
Table 3-2	Sectoral composition of employment.....	104
Table 3-3	Employees by economic activity	106
Table 3-4	Employment by occupation and sex.....	117
Table B	International Standard Classification of Occupations (ISCO).....	127
Table 3-5	Occupational composition of employment	128
Table 3-6	Women's share of managerial employment	129
Table 3-7	Employment by professional status	130
Table 3-8	Part-time employment as a proportion of total employment	132
Table 3-9	Gender share of part-time employment	134
Table 3-10	Share of temporary employment	135
Table 3-11	Share of temporary employment by sex and age group	136
Table 3-12	Temporary agency workers as a proportion of total workforce	137
Table 3-13-1	Composition of employees by length of service	138
Table 3-13-2	Length of service by sex and age group	139
Table 3-14	Youth's views on job changes	140
Table 3-15	Retirement age of older persons	141

Table 3-16	Public employment security services.....	142
Table 3-17	Temporary employment agency services	143
Table 3-18	Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age	148

4. Unemployment, Unemployment Insurance and Employment Adjustment

Table 4-1	Unemployment rates.....	153
Table 4-2-1	Unemployment by age group (all persons)	154
Table 4-2-2	Unemployment by age group (male).....	156
Table 4-2-3	Unemployment by age group (female).....	158
Table 4-3	Unemployment rates by age group.....	160
Table 4-4	Incidence of long-term unemployment among total unemployment	161
Table 4-5	Incidence of unemployment by duration.....	163
Table 4-6	Definitions of unemployed.....	164
Table 4-7	Unemployment insurance schemes	166
Table 4-8	Number of persons receiving unemployment benefit	170
Table 4-9	Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies	171

5. Wages and Labour Costs

Table 5-1	Hourly wages, manufacturing	180
Table 5-2	Wages, manufacturing	181
Table 5-3	Wages by economic activity	182
Table 5-4	Annual hourly earnings indices, manufacturing	183
Table 5-5	Earnings gap between full-time and part-time workers.....	183
Table 5-6	Unit labour costs	184
Table 5-7	Competitive positions: relative unit labour costs	185
Table 5-8	Labour costs, manufacturing	186
Table 5-9	Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing.....	187
Table 5-10	Gender wage gap in median earnings of full-time employees.....	188
Table 5-11-1	Wage gap by age group (total type of workers)	189
Table 5-11-2	Wage gap by age group (production workers).....	190
Table 5-11-3	Wage gap by age group (supervisory, clerical and technical workers).....	191
Table 5-12	Wage gap by length of service	192
Table 5-13	Wage gap by establishment size	194

Table 5-14	Gini coefficients of income inequality	195
Table 5-15	Income share by quintiles	196
Table 5-16	Percentage of people with an income below 50% of median income ..	197
Table 5-17	Minimum wage-fixing mechanisms	198
Table 5-18	Changes in the minimum wage	206

6. Hours of Work and Working-time Arrangements

Table 6-1	Average annual hours actually worked per person in employment	210
Table 6-2	Hours of work per week	212
Table 6-3	Proportion of workers working 49 hours or more per week	214
Table 6-4	Number of annual holidays	217
Table 6-5	Legal holidays	218
Table 6-6	Working-time and paid leave arrangements	219

7. Trade Union, Industrial Relations and Occupational Accidents

Table 7-1	Trade union membership and density rates	230
Table 7-2	Union density rates according to the ILO Union Database	231
Table 7-3	Number of labour disputes, workers involved and days lost	232
Table 7-4	Number of workers injured due to occupational accidents and days lost	234
Table 7-5	Incidence rates of occupational accidents	236

8. Education and Human Resources Development

Table 8-1-1	Entry rates to tertiary education	239
Table 8-1-2	Entry rates to tertiary education by level of education	240
Table 8-2-1	School system, Japan	241
Table 8-2-2	School system, USA	242
Table 8-2-3	School system, UK	243
Table 8-2-4	School system, Germany	244
Table 8-2-5	School system, France	245
Table 8-2-6	School system, China	246
Table 8-2-7	School system, Republic of Korea	247
Table 8-3	Career development and job-search assistance for youth	248

9. Worklife and Welfare

Table 9-1	Composition of households and NPISH, resources side/uses side	257
Table 9-2	Domestic final consumption expenditure of households per capita	259
Table 9-3-1	Household income and expenditure by age group of householder (Japan)	261
Table 9-3-2	Household income and expenditure by age group of householder (USA)	263
Table 9-3-3	Household income and expenditure by age group of householder (UK)	264
Table 9-3-4	Household income and expenditure by age group of householder (Germany)	265
Table 9-4	Tax and social security burden as a percentage of national income	266
Table 9-5	Public social expenditure by policy area	267
Table 9-6	Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP	268
Table 9-7	Employer-employee social security rates	269
Table 9-8	Public assistance systems	270
Table 9-9	Childcare leave schemes	277
Table 9-10	Financial support for childcare, including child benefits	281
Table 9-11	Average minutes spent in different activities	283
Table 9-12	Gender Inequality Index (GII)	284

国際比較上の留意点

国際比較をするにあたっては、以下の4点に留意する必要がある。

1. 統計の定義の違い

各国の公表数値は、国によって統計上の定義、調査方法が異なるため、当該公表数値を直接比較できない場合がある。

賃金を例にとってみると、諸外国の賃金統計は時間当たり賃金で公表されることが多いが、日本は月間給与総額（月額賃金）で公表されているため、これをまず時間当たりに換算する必要がある。さらに賃金の中身についても定期の賃金なのか、特別給与を含むのかなどの吟味が必要である。また、諸外国では、実際に働いていない有給休暇その他の不就業時間も含んだ支払労働時間当たりで表示されているため、諸外国の時間当たり賃金は日本に比して相対的に低めに算定されることになるので、これも実労働時間当たりで換算する必要がある。

2. 財・サービスの質の違い

各国の物価水準を比較する場合、財の質の違いが問題となる。例えば自動車の場合、各国で生産されている自動車の仕様は異なる場合がある。仕様の異なる自動車の価格は一律とはならないことは言うまでもない。

国によって個々の財の品質が異なれば、財を集計した物価水準にもその影響が生じることになる。賃金に関しても同様である。各国の平均的な賃金水準に影響する要因は、各国の労働者の年齢構成や教育水準、産業構造など様々である。それらが国によって異なれば賃金に格差が生じるのは当然である。本書においてもこうした労働者の属性の差は、極力調整して比較しているが、いくつかの要因を同時に調整した賃金の比較は、単純な方法では困難である。

3. 制度の違い

「制度」には大きく分けて、①政府による法的な規制、②法的な規制ではないが、個人や企業間で一定の期間にわたって常態化され、社会の中で定着し存続している行動様式、すなわち、慣行——とがある。

両者は、統計数字に影響を与える場合がある。前者については、最低賃金制度を例にとると、国によ

って最低賃金水準が異なれば、統計上の賃金水準への影響も各国によって異なるはずである。また、労働時間についても、各国の所定外労働時間の法定割増賃金率の差が影響してくることもある。例えば、景気が拡大した場合、割増率の低い日本の企業は残業を利用しやすいのに対して、割増率の高いアメリカの企業は雇用の増加で対応する傾向がある。したがって、景気の拡大期は、アメリカの労働者と比べると日本の労働者の労働時間が長くなることになる。

後者については、ある取引慣行が長期にわたって存続しているのは取引当事者双方にとって好都合であるため、法の強制力がある訳ではない。しかし、例えば、雇用慣行など慣行の違いは統計数字に影響を及ぼす場合もある。先に例示した日米の景気拡大期の労働時間の違いには、雇用慣行の違いも影響している。具体的には、アメリカでは解雇が容易なため、不況時には解雇（レイオフ）を行い、景気拡大期には雇用の増加で対応する傾向が強い。わが国では、戦後、大企業を中心に、いわゆる終身雇用慣行と称される長期慣行が形成され、アメリカと比較して解雇が困難であるため、不況時には人員削減を避け、逆に景気拡大期には雇用増ではなく、残業の増加で対応する傾向が強い。

こうした意味で、制度の違いは、国によって選択されている経済メカニズムの違いを反映したものとみることができるといえる。

制度の違いといった場合、以上の2つをみていく必要がある。

4. 金額の水準比較の困難さ

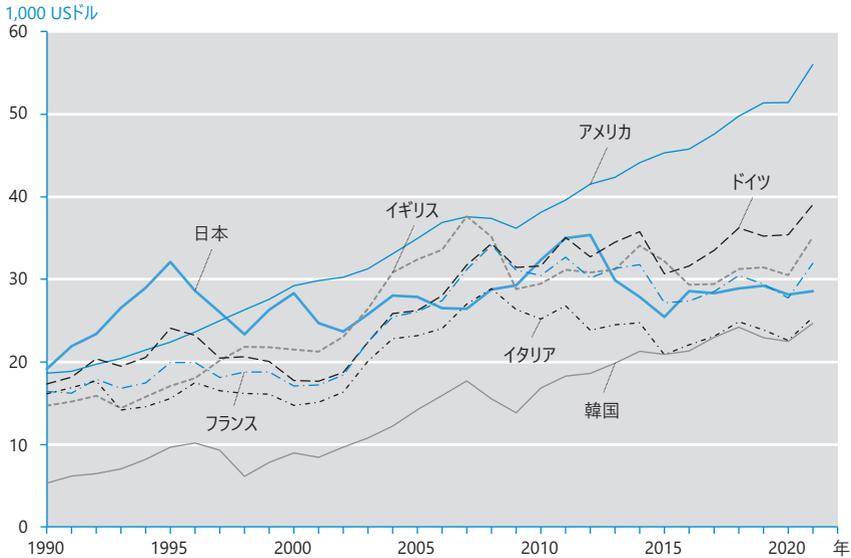
所得や財・サービスの価格を同一通貨建てで比較する場合、為替レートや購買力平価を用いて換算することになる。為替レートの場合、浮動性（ボラティリティー）があり、ファンダメンタルズと比較したレートの過大評価・過小評価の問題が常に存在することが指摘されている一方、購買力平価については、OECD等が推計を行っているが、基準年のとり方、どのような財を対象とするか（バスケットの違い）、国による財品質の違い——といった問題があり、それらにどのような数字を使用するかによって計算結果が異なってくるため、唯一完全な推計方法が確立されているとはいえない。購買力平価にはこうした恣意性が伴う。したがって、本書において各国間で金額を比較するにあたっては、原則として為替レートを使用している。

1

經濟・經營

Economy and Business

1-1 一人当たりの国民所得



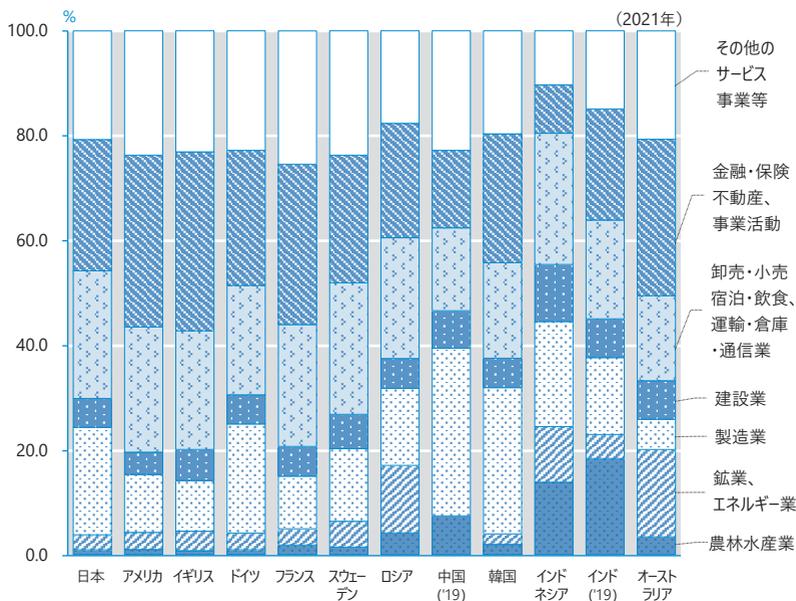
[関連表](#) p.29 「第1-4-2 表 一人当たりの国民所得 (USドル)」

国民所得(要素費用表示)とは、給与等の「雇用者報酬」、利子、配当、賃貸料等の「財産所得」及び企業の収入である「企業所得」の合計であり、その国民所得を人口で割ったものが一人当たりの国民所得である。上のグラフの数値は、国際比較できるようにアメリカドルに換算しているため、各国の経済成長の伸びだけでなく、対アメリカドル為替レートによっても変化することに注意しなければならない。

日本は、1980年代に主要先進国のなかで相対的に高い実質経済成長率を維持していたことと、ブラザ合意(1985年)後の急激な円高のため、ドル換算された国民所得は急上昇した。1990年代前半も、実質成長率は比較的低い水準にとどまったものの、対ドルで円の上昇が継続したことから、ドル建ての一人当たり国民所得は増加を続け、1980年代半ばから1990年代半ばにかけては主要先進諸国のなかでも最高水準で推移した。

1998～2002年はアメリカに次ぐ水準で推移したが、2007年及び2008年は、上記9か国のなかで、韓国に次ぐ下位の水準となった。2010年にアメリカ、スウェーデン、カナダに次ぐ第4位の水準に回復した後、2013年以降は円安の影響で再び減少し、2021年には韓国、イタリア、フランスに次いで低い水準にある。

1-2 経済活動別国内総生産（構成比）

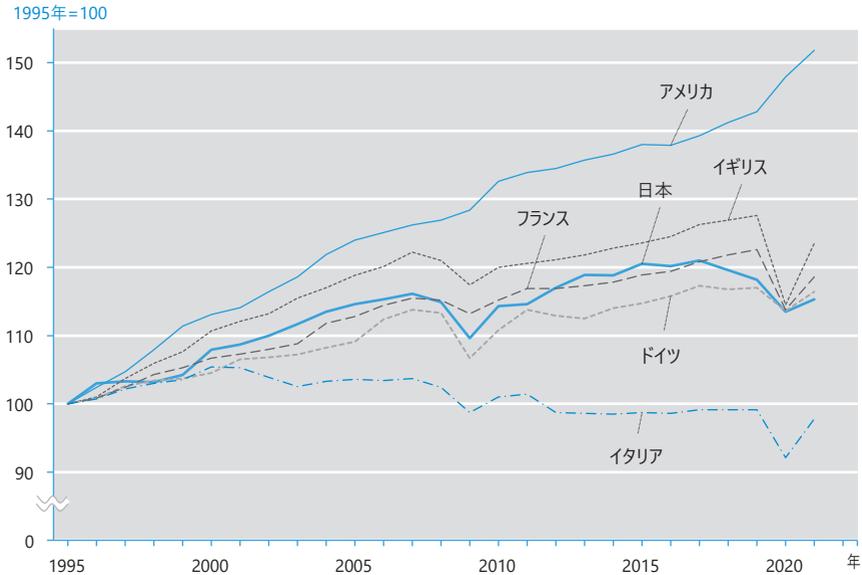


関連表 p.32 「第1-6-2表 経済活動別国内総生産（構成比）」

グラフは、国内総生産（総付加価値、生産者価格表示）における経済活動を構成比別にみたものである。この構成比によって、各国における産業構成比が把握できる。

産業構造の変化を長期的にみると、所得の上昇によって、第1次産業から第2次産業、さらに第3次産業へと変化することが知られている（ペティー・クラークの法則）。実際、主要先進国の産業構成は、第3次産業の割合が高くなっている。そうしたなかで、主要先進国のうちでも日本やドイツ、韓国などは、相対的に製造業の割合が高いという特徴がある。他方、インドネシアやインドなどでは、農林水産業が大きな比率を占めている。また、ロシアやオーストラリアでは、鉱業、エネルギー業の割合の高さが顕著である。

1-3 労働生産性水準



[関連表](#) p.46 「第1-18表 労働生産性水準」

本書で使用した労働生産性は、購買力平価で換算した国内総生産(GDP)を就業者数で除した数値を、1995年を100として指数化したものである。

日本の労働生産性を見ると、主要先進国中ではアメリカを大きく下回っているものの、欧州各国とはほぼ同等程度の伸びで推移している。ただし、指数化の元になっている就業者一人当たりGDPの水準で比較する場合、日本は上記6か国中で最も低い。

一般に労働生産性は、産業構造、就業者一人当たり資本ストック(建物・機械等)、技術水準等に依存する。日本では、一部輸出産業の労働生産性は比較的高水準であるものの、低生産性部門の割合が高いこと等が、相対的な生産性の低さの一因となっている可能性がある。一方で、2007年以降の金融危機や、直近のコロナ禍の時期に、アメリカでは日本や欧州各国と異なり、ほぼ一貫して労働生産性の上昇が見られるが、これには算出の分母となる就業者数の調整スピードの違いによる影響も推測される。

なお、労働生産性の国際比較を行う際に留意すべき点がいくつかある。労働生産性とは、一定期間の付加価値を労働投入量で除して算出するものであり、一国の労働生産性は、GDPを労働投入量で除して算出する。ここで、労働投入量を「労働者数」とするか、「労働者数×労働時間」とするか等によって、その数字の持つ意味は異なったものとなることに留意が必要である。さらに、サービス業の労働生産性の国際比較においては、サービスの質などは考慮されない点にも留意する必要がある。

第 1-1-1 表 国内総生産 (各国通貨)

Table 1-1-1: GDP in national currency

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
名目、原則100億								Nominal, 10 billion
日本 t	506	538	553	557	558	539	549	JPN
アメリカ	1,505	1,821	1,948	2,053	2,137	2,089	e 2,300	USA
カナダ	167	199	214	224	231	221	e 249	CAN
イギリス	161	194	210	217	226	e 215	e 232	UK
ドイツ	256	303	327	337	347	341	e 360	DEU
フランス	200	220	230	236	244	231	e 250	FRA
イタリア	161	166	174	177	180	166	e 178	ITA
オランダ	64	69	74	77	81	80	e 86	NLD
ベルギー	36	42	45	46	48	46	e 51	BEL
ルクセンブルク	4	5	6	6	6	e 6	e 7	LUX
デンマーク	181	204	219	225	231	232	e 250	DNK
スウェーデン	357	426	463	483	505	504	e 545	SWE
フィンランド	19	21	23	23	24	24	e 25	FIN
ノルウェー	259	311	330	355	356	341	e 414	NOR
オーストリア	30	34	37	39	40	38	e 40	AUT
スイス	62	67	68	71	72	69	e 73	CHE
ギリシャ	22	18	18	18	18	17	e 18	GRC
スペイン	107	108	116	120	124	112	e 121	ESP
ポルトガル	18	18	20	21	21	20	e 21	PRT
ロシア t	50	83	92	104	110	107	e 131	RUS
中国	4,085	6,921	8,290	9,158	9,907	10,256	e 11,443	CHN
香港	178	240	266	284	284	268	e 287	HKG
韓国 t	1,323	1,658	1,836	1,898	1,924	1,941	e 2,072	KOR
シンガポール	33	42	47	51	51	48	e 53	SGP
マレーシア	83	118	137	145	151	142	e 155	MYS
タイ	1,081	1,374	1,549	1,637	1,689	1,564	e 1,618	THA
インドネシア t	6,864	11,526	13,590	14,839	15,833	15,438	e 16,971	IDN
フィリピン	940	1,394	1,656	1,827	1,952	1,795	e 1,941	PHL
インド t	78	138	171	189	201	198	237	IND
オーストラリア	136	164	180	189	199	197	e 218	AUS
ニュージーランド	20	25	29	30	32	32	e 35	NZL
メキシコ	1,337	1,857	2,193	2,352	2,445	2,342	e 2,631	MEX
ブラジル	389	600	659	700	739	747	e 868	BRA

e) 推計値、t) 1兆単位。

e) Estimated ; t) Trillion.

出典：IMF (2022.10) *World Economic Outlook Database, October 2022*

日本：内閣府 (2022.12) 「2021年度国民経済計算」

第 1-1-2 表 国内総生産 (US ドル)

Table 1-1-2: GDP in U.S. dollars

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
名目、100億ドル								Nominal, 10 billion
日本	576	445	493	504	512	505	500	JPN
アメリカ	1,505	1,821	1,948	2,053	2,137	2,089	e 2,300	USA
カナダ	162	156	165	173	174	165	e 199	CAN
イギリス	249	296	270	290	288	e 276	e 319	UK
ドイツ	340	336	369	398	389	389	e 426	DEU
フランス	265	244	259	279	273	264	e 296	FRA
イタリア	214	184	196	209	201	189	e 210	ITA
オランダ	85	77	83	91	91	91	e 101	NLD
ベルギー	48	46	50	54	54	52	e 60	BEL
ルクセンブルク	6	6	7	7	7	e 7	e 9	LUX
デンマーク	32	30	33	36	35	36	e 40	DNK
スウェーデン	50	51	54	56	53	55	e 64	SWE
フィンランド	25	23	26	28	27	27	e 30	FIN
ノルウェー	43	39	40	44	40	36	e 48	NOR
オーストリア	39	38	42	46	45	43	e 48	AUT
スイス	60	69	70	73	72	74	e 80	CHE
ギリシャ	30	20	20	21	21	19	e 22	GRC
スペイン	142	120	131	142	139	128	e 143	ESP
ポルトガル	24	20	22	24	24	23	e 25	PRT
ロシア	163	136	158	165	170	148	e 178	RUS
中国	603	1,111	1,227	1,384	1,434	1,486	e 1,774	CHN
香港	23	31	34	36	36	34	e 37	HKG
韓国	114	147	162	173	165	164	e 181	KOR
シンガポール	24	31	34	38	38	35	e 40	SGP
マレーシア	26	30	32	36	37	34	e 37	MYS
タイ	34	40	46	51	54	50	e 51	THA
インドネシア	76	86	102	104	112	106	e 119	IDN
フィリピン	21	31	33	35	38	36	e 39	PHL
インド	171	210	265	270	283	267	318	IND
オーストラリア	125	123	138	142	139	136	e 164	AUS
ニュージーランド	15	18	20	21	21	21	e 25	NZL
メキシコ	106	117	116	122	127	109	e 130	MEX
ブラジル	221	180	206	192	187	145	e 161	BRA

e) 推計値。

e) Estimated.

出典：IMF (2022.10) *World Economic Outlook Database, October 2022*

日本：内閣府 (2022.12) 「2021年度国民経済計算」

第 1-2-1 表 名目国内総生産成長率

Table 1-2-1: Nominal GDP growth rates

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
								%
日本	2.1	3.7	1.6	0.6	0.2	-3.4	1.9	JPN
アメリカ	3.9	3.7	4.2	5.4	4.1	-2.2	e 10.1	USA
カナダ	6.0	-0.2	5.7	4.4	3.4	-4.5	e 13.0	CAN
イギリス	3.5	3.1	4.0	3.7	3.7	e -4.7	e 7.8	UK
ドイツ	4.9	3.4	4.2	3.0	3.2	-2.0	e 5.8	DEU
フランス	3.0	2.3	2.8	2.9	3.1	-5.2	e 8.2	FRA
イタリア	2.2	1.7	2.4	2.0	1.4	-7.8	e 7.2	ITA
オランダ	2.3	2.7	4.2	4.9	5.0	-2.0	e 7.5	NLD
ベルギー	4.8	3.4	3.5	3.4	3.9	-4.5	e 10.8	BEL
ルクセンブルク	8.6	4.5	3.5	3.8	3.9	e 2.4	e 14.2	LUX
デンマーク	5.2	2.8	4.0	2.8	2.6	0.6	e 7.8	DNK
スウェーデン	7.0	6.7	4.8	4.4	4.6	-0.2	e 8.2	SWE
フィンランド	3.5	2.2	4.0	3.2	2.7	-0.8	e 5.6	FIN
ノルウェー	6.7	-0.9	6.4	7.8	0.3	-4.3	e 21.4	NOR
オーストリア	2.7	3.3	3.3	4.3	3.1	-4.6	e 6.3	AUT
スイス	3.6	0.3	1.1	3.7	1.1	-3.3	e 5.3	CHE
ギリシャ	-4.8	-0.5	1.4	1.5	2.1	-9.8	e 10.6	GRC
スペイン	0.3	4.4	4.3	3.6	3.4	-9.8	e 7.4	ESP
ポルトガル	2.4	3.8	5.1	4.7	4.5	-6.7	e 5.6	PRT
ロシア	19.3	5.1	7.3	13.1	5.5	-2.0	e 22.0	RUS
中国	17.5	7.0	11.1	10.5	8.2	3.5	e 11.6	CHN
香港	7.1	6.1	6.8	6.6	0.3	-5.9	e 7.2	HKG
韓国	9.7	6.1	5.5	3.4	1.4	0.8	e 6.7	KOR
シンガポール	15.8	6.1	7.6	7.3	0.7	-7.0	e 12.0	SGP
マレーシア	11.6	4.9	9.8	5.5	4.5	-6.3	e 9.0	MYS
タイ	11.9	3.9	6.2	5.7	3.2	-7.4	e 3.5	THA
インドネシア	14.2	9.1	9.6	9.2	6.7	-2.5	e 9.9	IDN
フィリピン	12.0	5.6	9.4	10.3	6.9	-8.0	e 8.1	PHL
インド	20.2	10.5	11.0	10.6	6.2	-1.4	19.5	IND
オーストラリア	7.9	1.6	6.1	5.1	5.3	-1.4	e 10.6	AUS
ニュージーランド	5.0	4.5	7.4	5.6	5.8	1.1	e 7.8	NZL
メキシコ	9.9	6.2	9.0	7.2	3.9	-4.2	e 12.3	MEX
ブラジル	16.6	3.8	5.0	6.4	5.5	1.1	e 16.2	BRA

e) 推計値。

e) Estimated.

出典：IMF (2022.10) *World Economic Outlook Database, October 2022*

日本：内閣府 (2022.12) 「2021年度国民経済計算」

注：日本以外はJILPTにおいて算出。

第 1-2-2 表 実質国内総生産成長率

Table 1-2-2: Real GDP growth rates

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
								%
日本	4.1	1.6	1.7	0.6	-0.4	-4.3	2.1	JPN
アメリカ	2.7	2.7	2.3	2.9	2.3	-3.4	e 5.7	USA
カナダ	3.1	0.7	3.0	2.8	1.9	-5.2	e 4.5	CAN
イギリス	2.1	2.6	2.1	1.7	1.7	e -9.3	e 7.4	UK
ドイツ	4.2	1.5	2.7	1.0	1.1	-3.7	e 2.6	DEU
フランス	1.8	1.1	2.4	1.8	1.9	-7.9	e 6.8	FRA
イタリア	1.7	0.8	1.7	0.9	0.5	-9.0	e 6.7	ITA
オランダ	1.3	2.0	2.9	2.4	2.0	-3.9	e 4.9	NLD
ベルギー	2.9	2.0	1.6	1.8	2.1	-5.7	e 6.2	BEL
ルクセンブルク	3.8	2.3	1.3	2.0	3.3	e -1.8	e 6.9	LUX
デンマーク	1.9	2.3	2.8	2.0	1.5	-2.0	e 4.9	DNK
スウェーデン	6.0	4.5	2.6	2.0	2.0	-2.2	e 5.1	SWE
フィンランド	3.2	0.5	3.2	1.1	1.2	-2.2	e 3.0	FIN
ノルウェー	0.7	2.0	2.3	1.1	0.7	-0.7	e 3.9	NOR
オーストリア	1.8	1.0	2.3	2.5	1.5	-6.7	e 4.6	AUT
スイス	3.2	1.6	1.4	2.9	1.2	-2.5	e 4.2	CHE
ギリシャ	-5.5	-0.2	1.1	1.7	1.8	-9.0	e 8.3	GRC
スペイン	0.2	3.8	3.0	2.3	2.1	-10.8	e 5.1	ESP
ポルトガル	1.7	1.8	3.5	2.8	2.7	-8.4	e 4.9	PRT
ロシア	4.5	-2.0	1.8	2.8	2.2	-2.7	e 4.7	RUS
中国	10.6	7.0	6.9	6.8	6.0	2.2	e 8.1	CHN
香港	6.8	2.4	3.8	2.8	-1.7	-6.5	e 6.3	HKG
韓国	6.8	2.8	3.2	2.9	2.2	-0.7	e 4.1	KOR
シンガポール	14.5	3.0	4.7	3.7	1.1	-4.1	e 7.6	SGP
マレーシア	7.5	5.0	5.8	4.8	4.4	-5.5	e 3.1	MYS
タイ	7.5	3.1	4.2	4.2	2.2	-6.2	e 1.5	THA
インドネシア	6.4	4.9	5.1	5.2	5.0	-2.1	e 3.7	IDN
フィリピン	7.3	6.3	6.9	6.3	6.1	-9.5	e 5.7	PHL
インド	10.3	8.0	6.8	6.5	3.7	-6.6	8.7	IND
オーストラリア	2.4	2.3	2.4	2.8	2.0	-2.1	e 4.9	AUS
ニュージーランド	1.8	3.7	3.5	3.4	2.9	-2.1	e 5.6	NZL
メキシコ	5.1	3.3	2.1	2.2	-0.2	-8.1	e 4.8	MEX
ブラジル	7.5	-3.5	1.3	1.8	1.2	-3.9	e 4.6	BRA

e) 推計値。

e) Estimated.

出典：IMF (2022.10) *World Economic Outlook Database, October 2022*

日本：内閣府 (2022.12) 「2021年度国民経済計算」

第 1-3-1 表 一人当たりの国内総生産 (各国通貨)

Table 1-3-1: GDP per capita in national currency

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
名目、原則1,000単位								Nominal, thousands
日本 1)	3,948	4,233	4,358	4,392	4,408	4,273	4,377	JPN
アメリカ	49	57	60	62	65	63	70	USA
カナダ	49	56	59	60	62	58	66	CAN
イギリス	26	30	32	32	34	31	34	UK
ドイツ	32	37	40	41	p 42	p 41	p 43	DEU
フランス	31	33	34	35	36	p 34	p 37	FRA
イタリア	27	27	29	30	30	28	30	ITA
スウェーデン	381	435	460	475	491	487	523	SWE
ロシア	347	567	625	708	747	735	e 900	RUS
中国	30	50	59	65	70	e 73	e 81	CHN
香港	252	328	359	379	378	360	e 388	HKG
韓国	26,690	32,501	35,740	36,797	37,178	37,440	p 40,036	KOR
シンガポール	64	77	84	90	90	84	e 98	SGP
マレーシア	29	38	43	45	47	44	e 47	MYS
タイ	161	200	224	236	243	224	e 231	THA
インドネシア	28,884	45,097	51,997	56,173	59,318	57,135	e 62,336	IDN
フィリピン	101	138	159	173	182	165	e 176	PHL
インド	63	e 105	e 128	e 140	e 147	e 143	e 170	IND
オーストラリア	64	70	75	78	78	81	90	AUS
ニュージーランド	47	55	60	62	65	64	e 69	NZL
ブラジル	20	29	32	34	35	e 35	e 41	BRA

e) 推計値、p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

出典：日本：内閣府（2022.12）「2021年度国民経済計算」、総務省（2022.4）「人口推計(各年10月現在)」

OECD諸国：OECD (<https://stats.oecd.org/>) 2023年2月現在その他の国：IMF（2022.10）*World Economic Outlook Database, October 2022*

注：日本及びOECD諸国はJILPTによる算出。

第 1-3-2 表 一人当たりの国内総生産 (US ドル)

Table 1-3-2: GDP per capita in U.S. dollars

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
名目、1000 USドル	Nominal, thousands							
日本	45.0	35.0	38.9	39.8	40.4	40.0	39.9	JPN
アメリカ	48.6	56.5	59.6	62.4	64.7	63.5	70.2	USA
カナダ	47.6	43.6	45.1	46.5	46.4	43.3	52.3	CAN
イギリス	39.7	45.1	40.6	43.3	42.8	40.3	46.4	UK
ドイツ	42.3	41.1	44.7	47.9	p 46.8	p 46.8	p 51.2	DEU
フランス	40.7	36.6	38.7	41.4	p 40.3	p 38.8	p 43.4	FRA
イタリア	35.7	30.5	32.7	34.9	33.7	31.9	35.6	ITA
スウェーデン	52.9	51.5	53.8	54.6	51.9	52.8	61.0	SWE
ロシア	11.4	9.3	10.7	11.3	11.6	10.2	e 12.2	RUS
中国	4.5	8.0	8.8	9.8	10.2	e 10.5	e 12.6	CHN
香港	32.4	42.3	46.0	48.3	48.3	46.4	e 49.9	HKG
韓国	23.1	28.7	31.6	33.4	31.9	31.7	35.0	KOR
シンガポール	47.2	55.6	61.1	66.9	65.8	60.7	e 72.8	SGP
マレーシア	9.1	9.7	10.0	11.1	11.2	10.4	e 11.4	MYS
タイ	5.1	5.8	6.6	7.3	7.8	7.2	e 7.2	THA
インドネシア	3.2	3.4	3.9	3.9	4.2	3.9	e 4.4	IDN
フィリピン	2.2	3.0	3.2	3.3	3.5	3.3	e 3.6	PHL
インド	1.4	e 1.6	e 2.0	e 2.0	e 2.1	e 1.9	e 2.3	IND
オーストラリア	59.1	52.3	57.4	58.2	54.2	55.7	67.4	AUS
ニュージーランド	33.6	38.4	42.7	43.1	42.6	41.6	e 48.9	NZL
ブラジル	11.3	8.8	10.0	9.2	8.9	e 6.8	e 7.6	BRA

e) 推計値、p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

出典：日本：内閣府（2022.12）「2021年度国民経済計算」、総務省（2022.4）「人口推計(各年10月現在)」

OECD諸国：OECD (<https://stats.oecd.org/>) 2023年2月現在その他の国：IMF (2022.10) *World Economic Outlook Database, October 2022*為替レート（年平均、日本）：IMF (<https://data.imf.org/>) 2023年2月現在

注：日本はJILPTによる算出値。

第 1-4-1 表 一人当たりの国民所得（各国通貨）

Table 1-4-1: National income per capita in national currency

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
各国1,000単位通貨								thousands
日本	2,831	3,064	3,160	3,175	3,172	2,992	3,123	JPN
アメリカ	38.0	45.3	47.5	49.7	51.3	51.4	56.0	USA
カナダ	34.9	39.1	41.4	42.6	43.9	43.2	48.8	CAN
イギリス	19.0	21.0	22.8	23.3	24.5	23.7	25.4	UK
ドイツ	23.7	27.5	29.6	30.6	p 31.4	p 30.9	p 32.9	DEU
フランス	22.9	24.4	25.1	25.7	26.2	p 24.2	p 26.9	FRA
イタリア	18.9	18.7	20.3	20.9	21.2	19.6	21.3	ITA
スウェーデン	249.2	278.5	294.2	303.7	321.3	326.7	345.1	SWE
ロシア 1)	e 336.9	549.4	605.0	686.4	716.4	711.5	—	RUS
中国 1)	30.6	49.6	59.3	65.1	69.8	71.3	—	CHN
香港 1)	257.2	334.2	374.3	396.7	397.4	381.3	415.3	HKG
韓国	19,246	23,461	25,827	26,460	26,561	26,347	p 28,044	KOR
シンガポール 1)	63.7	71.3	78.1	79.2	78.6	72.6	86.0	SGP
マレーシア 1)	27.8	36.7	41.6	43.3	45.3	42.6	p 45.8	MYS
タイ	113.9	135.1	153.7	160.7	167.5	155.5	—	THA
フィリピン 1)	112.2	154.1	176.5	191.1	200.1	177.5	182.4	PHL
インド	51.9	93.0	113.4	123.9	130.2	125.4	—	IND
オーストラリア	45.1	47.7	51.4	53.7	56.6	61.3	63.2	AUS
ニュージーランド	31.8	38.4	42.0	42.8	46.3	p 47.4	—	NZL
メキシコ	92.1	114.3	131.1	138.5	143.1	129.7	e 144.7	MEX
ブラジル 1)	19.3	28.9	31.2	32.7	34.2	p 34.5	p 39.7	BRA

e) 推計値、p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

出典：日本：内閣府（2022.12）「2021年度国民経済計算」、総務省統計局（2022.4）「人口推計（各年10月1日現在）」

OECD諸国及びロシア、中国：OECD (<https://stats.oecd.org/>) 2023年1月現在

その他の国：UN (<https://data.un.org/>) 2023年1月現在

人口：IMF (<https://www.imf.org/>) "World Economic Outlook" 2023年1月現在

注：注記のない国は、要素費用表示価格の国民所得を指す。市場価格表示の国民所得より、純間接税（＝生産・輸入品に課される税－補助金）を差し引いたものを使用。JILPTにおいて算出。

1) 一人当たりの国民総所得(GNI)。固定資本減耗と純間接税を含む。

第 1-4-2 表 一人当たりの国民所得 (US ドル)

Table 1-4-2: National income per capita in U.S. dollars

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
1,000ドル								thousands
日本	32.2	25.3	28.2	28.8	29.1	28.0	28.5	JPN
アメリカ	38.0	45.3	47.5	49.7	51.3	51.4	56.0	USA
カナダ	33.9	30.6	31.9	32.9	33.1	32.2	38.9	CAN
イギリス	29.4	32.1	29.3	31.1	31.3	30.4	35.0	UK
ドイツ	31.5	30.6	33.4	36.1	p 35.1	p 35.3	p 39.0	DEU
フランス	30.4	27.1	28.4	30.4	29.3	p 27.6	p 31.8	FRA
イタリア	25.0	20.7	22.9	24.7	23.7	22.4	25.2	ITA
スウェーデン	34.6	33.0	34.4	34.9	34.0	35.5	40.2	SWE
ロシア 1)	e 11.1	9.0	10.4	11.0	11.1	9.9	—	RUS
中国 1)	4.5	8.0	8.8	9.8	10.1	10.3	—	CHN
香港 1)	33.1	43.1	48.0	50.6	50.7	49.2	53.4	HKG
韓国	16.6	20.7	22.8	24.1	22.8	22.3	p 24.5	KOR
シンガポール 1)	46.7	51.8	56.5	58.7	57.6	52.6	64.0	SGP
マレーシア 1)	8.6	9.4	9.7	10.7	10.9	10.1	p 11.1	MYS
タイ	3.6	3.9	4.5	5.0	5.4	5.0	—	THA
フィリピン 1)	2.5	3.4	3.5	3.6	3.9	3.6	3.7	PHL
インド	1.1	1.4	1.7	1.8	1.8	1.7	—	IND
オーストラリア	41.3	35.8	39.4	40.1	39.3	42.2	47.5	AUS
ニュージーランド	22.9	26.8	29.9	29.6	30.5	p 30.8	—	NZL
メキシコ	7.3	7.2	6.9	7.2	7.4	6.0	e 7.1	MEX
ブラジル 1)	11.0	8.7	9.8	8.9	8.7	p 6.7	p 7.4	BRA

e) 推計値、p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

出典：国民所得及び人口は第1-4-1表 (p.28) に準ずる。

為替レート：IMF (<https://data.imf.org/>) 2023年1月現在

注：第1-4-1表 (p.28) に準ずる。年平均為替レートを用いて、JILPTにおいて算出。

第 1-5 表 雇用者報酬

Table 1-5: Compensation of employees

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
各国通貨, 原則10億単位								
in national currency, billion								
日本 t)	251	261	272	281	287	283	289	JPN
アメリカ	7,933	9,710	10,435	10,968	11,460	11,601	12,549	USA
カナダ	838	1,027	1,070	1,127	1,175	1,161	1,270	CAN
イギリス	805	924	997	1,042	1,090	1,095	1,160	UK
ドイツ	1,294	1,562	1,693	1,771	p 1,853	p 1,849	p 1,914	DEU
フランス	1,040	1,141	1,200	1,232	p 1,243	p 1,197	p 1,284	FRA
イタリア	643	652	684	707	722	679	733	ITA
スウェーデン	1,614	1,987	2,184	2,310	2,395	2,420	2,566	SWE
ロシア	e 21,854	39,749	43,898	46,416	48,166	50,346	–	RUS
韓国 t)	562	750	824	868	913	936	p 993	KOR
シンガポール	126	178	190	198	205	204	212	SGP
タイ	3,228	4,534	4,846	5,041	5,240	5,063	–	THA
インド	22,865	41,637	52,757	59,139	64,382	64,409	–	IND
オーストラリア	668	811	873	919	957	995	1,052	AUS
ニュージーランド	89	110	123	131	139	144	–	NZL
メキシコ	3,722	5,080	5,698	6,132	6,493	p 6,641	p 7,215	MEX
USDル換算, 10億								
in U.S. dollars, billion								
日本	2,860	2,152	2,425	2,547	2,631	2,651	2,630	JPN
アメリカ	7,933	9,710	10,435	10,968	11,460	11,601	12,549	USA
カナダ	813	803	824	870	885	866	1,013	CAN
イギリス	1,244	1,412	1,284	1,390	1,391	1,404	1,596	UK
ドイツ	1,715	1,733	1,913	2,092	p 2,075	p 2,112	p 2,263	DEU
フランス	1,379	1,266	1,355	1,454	p 1,391	p 1,367	p 1,518	FRA
イタリア	852	723	773	835	808	776	867	ITA
スウェーデン	224	236	256	266	253	263	299	SWE
ロシア	e 720	652	752	741	744	698	–	RUS
韓国	486	663	729	789	784	793	p 868	KOR
シンガポール	93	129	138	147	150	148	157	SGP
タイ	102	132	143	156	169	162	–	THA
インド	500	649	810	865	914	869	–	IND
オーストラリア	613	610	669	687	665	685	790	AUS
ニュージーランド	64	77	87	90	92	93	–	NZL
メキシコ	295	321	301	319	337	p 309	p 356	MEX

e) 推計値、p) 暫定値、t) 1兆単位。

e) Estimated; p) Provisional; t) Trillion.

出典：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts" 2023年2月現在

日本：内閣府 (2022.12) 「2021年度国民経済計算」

シンガポール、タイ、インド：UN (<https://data.un.org/>) 2023年2月現在為替レート (年平均)：IMF (<https://data.imf.org/>) 2022年8月現在

注：日本及びシンガポール、タイ、インドのドル換算はJILPTによる算出。

第 1-6-1 表 経済活動別国内総生産（各国通貨）

Table 1-6-1: GDP by economic activity in national currency

	経済活動計	農林水産業	鉱業、エネルギー業	製造業	建設業	卸・小売、宿泊・飲食、運輸・倉庫・通信業	金融・保険、不動産業、事業活動	その他のサービス事業、社会活動等	
原則10億単位、2021年	billion, 2021								
日本 t)	547	5	16	113	30	133	137	114	JPN
アメリカ	22,486	224	730	2,497	943	5,388	7,373	5,331	USA
カナダ 1)	1,982	39	198	188	150	439	546	420	CAN
イギリス	2,034	15	76	197	119	461	695	470	UK
ドイツ p)	3,259	31	104	679	180	681	842	743	DEU
フランス	2,217	41	69	222	125	516	678	565	FRA
イタリア	1,598	34	56	266	80	380	461	321	ITA
スウェーデン	4,836	70	238	672	314	1,215	1,179	1,147	SWE
ロシア 2)	96,222	3,958	12,429	14,179	5,468	22,202	21,026	16,960	RUS
中国 3) 4)	99,087	7,357	—	31,711	7,090	15,669	14,671	22,589	CHN
香港 2)	2,564	3	35	25	104	719	1,146	531	HKG
韓国 p) t)	1,890	37	38	527	107	345	464	372	KOR
インドネシア p) t)	16,285	2,254	1,726	3,267	1,772	4,081	1,505	1,680	IDN
インド 4) t)	185	34	8	27	14	35	39	28	IND
オーストラリア	2,158	73	360	125	158	350	646	446	AUS
ニュージーランド 1) 2)	236	13	10	24	17	50	78	44	NZL
メキシコ p)	24,225	1,004	1,493	4,680	1,795	7,520	4,749	2,986	MEX
	T	a	b	c	d	e	f	g	

p) 暫定値、t) 1兆単位。

p) Provisional; t) Trillion.

T) Total gross value added; a) Agriculture, hunting and forestry, fishing; b) Mining and quarrying, Electricity, gas and water supply; c) Manufacturing; d) Construction; e) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants, Transport, storage and communications; f) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; g) Public administration and defence, compulsory social security, Education, health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

出典：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts" 2023年1月現在

日本：内閣府（2022.12）「2021年度国民経済計算」

注：JILPTによる算出。注記がない限り、名目価格。経済活動計は、粗付加価値のGDP。

1) 固定基準年方式による価格。

2) 2020年の数値。

3) 製造業は鉱業、エネルギー業を含む。

4) 2019年の数値。

第 1-6-2 表 経済活動別国内総生産（構成比）

Table 1-6-2: Component ratio of GDP by economic activity

	経済 活動計	農林 水産業	鉱業、 エネルギー 業	製造業	建設業	卸・小売、 宿泊・飲 食・運輸・ 倉庫・通信 業	金融・保 険、不動 産業、事 業活動	その他の サービス事 業、社会 活動等	
%、2021年									%、2021
日本	100.0	1.0	2.8	20.6	5.5	24.3	25.1	20.8	JPN
アメリカ	100.0	1.0	3.2	11.1	4.2	24.0	32.8	23.7	USA
カナダ	100.0	1.9	10.0	9.5	7.5	22.2	27.6	21.2	CAN
イギリス	100.0	0.8	3.7	9.7	5.9	22.7	34.2	23.1	UK
ドイツ p)	100.0	0.9	3.2	20.8	5.5	20.9	25.8	22.8	DEU
フランス	100.0	1.9	3.1	10.0	5.7	23.3	30.6	25.5	FRA
イタリア	100.0	2.2	3.5	16.6	5.0	23.8	28.9	20.1	ITA
スウェーデン	100.0	1.5	4.9	13.9	6.5	25.1	24.4	23.7	SWE
ロシア 2)	100.0	4.1	12.9	14.7	5.7	23.1	21.9	17.6	RUS
中国 2) 3)	100.0	7.4	—	32.0	7.2	15.8	14.8	22.8	CHN
香港 1)	100.0	0.1	1.4	1.0	4.1	28.1	44.7	20.7	HKG
韓国 p)	100.0	2.0	2.0	27.9	5.6	18.2	24.6	19.7	KOR
インドネシア p)	100.0	13.8	10.6	20.1	10.9	25.1	9.2	10.3	IDN
インド 3)	100.0	18.4	4.5	14.7	7.4	18.9	21.2	14.9	IND
オーストラリア	100.0	3.4	16.7	5.8	7.3	16.2	29.9	20.7	AUS
ニュージーランド 1)	100.0	5.7	4.1	10.0	7.1	21.0	33.0	18.8	NZL
メキシコ p)	100.0	4.1	6.2	19.3	7.4	31.0	19.6	12.3	MEX
	T	a	b	c	d	e	f	g	

p) 暫定値。

p) Provisional.

T) Total gross value added; a) Agriculture, hunting and forestry, fishing; b) Mining and quarrying, Electricity, gas and water supply; c) Manufacturing; d) Construction; e) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants, Transport, storage and communications; f) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; g) Public administration and defence, compulsory social security, Education, health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts" 2023年1月現在

日本：内閣府（2022.12）「2021年度国民経済計算」

注： JILPTによる算出。経済活動計は、粗付加価値のGDP。

1) 2020年の数値。

2) 製造業は鉱業、エネルギー業を含む。

3) 2019年の数値。

第 1-7 表 国内総生産の構成（支出側）

Table 1-7: GDP by expenditure approach

名目, 各国通貨	国内 総生産	政府最終 消費支出	民間最終 消費支出	在庫 変動	総固定 資本形成	財貨・サービス		国
						輸出	輸入	
Nominal, at current prices								
原則10億単位、2021年								billion, 2021
日本	549,379	117,711	293,986	26	140,608	99,996	102,948	JPN
アメリカ	23,315	3,354	15,903	-19	4,940	2,540	3,401	USA
カナダ	2,510	549	1,365	-5	603	776	777	CAN
イギリス	2,270	508	1,376	22	393	654	682	UK
ドイツ p)	3,602	797	1,774	55	784	1,694	1,502	DEU
フランス p)	2,501	606	1,317	20	606	736	785	FRA
イタリア	1,782	353	1,030	2	356	582	540	ITA
スウェーデン	5,450	1,409	2,394	16	1,397	2,479	2,246	SWE
ロシア 1)	109,242	20,067	55,895	2,882	22,546	31,174	22,840	RUS
韓国 p) t)	2,072	376	956	11	654	871	797	KOR
オーストラリア	2,309	508	1,126	7	530	596	460	AUS
ニュージーランド 2)	327	67	188	-1	74	72	73	NZL
メキシコ p)	25,804	3,045	16,846	138	5,212	10,606	11,054	MEX
構成比								Percentage of GDP
								%, 2021
日本	100.0	21.4	53.5	0.0	25.6	18.2	18.7	JPN
アメリカ	100.0	14.4	68.2	-0.1	21.2	10.9	14.6	USA
カナダ	100.0	21.9	54.4	-0.2	24.0	30.9	31.0	CAN
イギリス	100.0	22.4	60.6	1.0	17.3	28.8	30.1	UK
ドイツ p)	100.0	22.1	49.2	1.5	21.8	47.0	41.7	DEU
フランス p)	100.0	24.2	52.7	0.8	24.2	29.4	31.4	FRA
イタリア	100.0	19.8	57.8	0.1	20.0	32.7	30.3	ITA
スウェーデン	100.0	25.9	43.9	0.3	25.6	45.5	41.2	SWE
ロシア 1)	100.0	18.4	51.2	2.6	20.6	28.5	20.9	RUS
韓国 p) t)	100.0	18.2	46.1	0.5	31.6	42.0	38.5	KOR
オーストラリア	100.0	22.0	48.8	0.3	22.9	25.8	19.9	AUS
ニュージーランド 2)	100.0	20.6	57.5	-0.2	22.5	21.9	22.3	NZL
メキシコ p)	100.0	11.8	65.3	0.5	20.2	41.1	42.8	MEX
	a	b	c	d	e	f	g	

e) 推計値、p) 暫定値、t) 1兆単位。

e) Estimated; p) Provisional; t) Trillion.

a) Gross Domestic Product; b) Government final consumption expenditure; c) Household and non-profit institutions saving households' (NPISH's) final consumption expenditure; d) Changes in inventories and acquisitions less disposals of valuables; e) Gross fixed capital formation; f) Exports of goods and services; g) Imports of goods and services.

出典：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts" 2023年2月現在

日本：内閣府（2022.12）「2021年度国民経済計算」

注：構成比はJILPTにおいて算出（日本を除く）。

1) 2019年の数値。

2) 2020年の数値。

第 1-8 表 国内総生産の構成（生産側）

Table 1-8: GDP by production approach

国内総生産	雇用人報酬	営業余剰・ 混合所得(純)	固定資本 減耗	純間接税		
名目, 各国通貨					Nominal, at current prices	
10億単位, 2021年					billion, 2021	
日本	549,379	288,640	76,580	138,700	46,930	JPN
アメリカ	23,315	12,549	5,882	3,832	1,181	USA
カナダ	2,510	1,270	609	411	219	CAN
イギリス	2,270	1,160	565	344	209	UK
ドイツ p)	3,602	1,914	699	705	284	DEU
フランス p)	2,501	1,284	405	483	329	FRA
イタリア	1,782	733	500	328	221	ITA
スウェーデン	5,450	2,566	883	945	1,056	SWE
ロシア 1)	109,242	48,166	34,554	14,227	12,294	RUS
韓国 p) t)	2,072	993	435	432	211	KOR
オーストラリア	2,309	1,052	659	395	202	AUS
ニュージーランド 2)	327	144	103	p 49	31	NZL
メキシコ	p 25,804	p 7,215	p 11,685	e 5,170	p 1,734	MEX
構成比					Percentage of GDP	
					%, 2021	
日本	100.0	52.5	13.9	25.2	8.5	JPN
アメリカ	100.0	53.8	25.2	16.4	5.1	USA
カナダ	100.0	50.6	24.3	16.4	8.7	CAN
イギリス	100.0	51.1	24.9	15.1	9.2	UK
ドイツ p)	100.0	53.1	19.4	19.6	7.9	DEU
フランス p)	100.0	51.3	16.2	19.3	13.2	FRA
イタリア	100.0	41.1	28.0	18.4	12.4	ITA
スウェーデン	100.0	47.1	16.2	17.3	19.4	SWE
ロシア 1)	100.0	44.1	31.6	13.0	11.3	RUS
韓国 p) t)	100.0	47.9	21.0	20.9	10.2	KOR
オーストラリア	100.0	45.6	28.6	17.1	8.7	AUS
ニュージーランド 2)	100.0	44.0	31.6	p 15.0	9.4	NZL
メキシコ	p 100.0	p 28.0	p 45.3	e 20.0	p 6.7	MEX
	a	b	c	d	f	

e) 推計値、p) 暫定値、t) 1兆単位。

e) Estimated; p) Provisional; t) Trillion.

a) Gross Domestic Product; b) Compensation of employees; c) Operating surplus and mixed income(net); d) Consumption of fixed capital; f) Taxes on production and imports, less Subsidies.

出典：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts" 2023年2月現在

日本：内閣府（2022.12）「2021年度国民経済計算」

注：純間接税は、生産・輸入品に課される税から補助金を控除したもの。構成比はJILPTにおいて算出。

1) 2019年の数値。

2) 2020年の数値。

第 1-9 表 国民貯蓄率

Table 1-9: National savings rates

	2005年	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
									%
日本	9.1	2.4	5.5	7.3	6.7	6.4	3.7	5.7	JPN
アメリカ	3.4	-0.8	4.9	4.1	4.3	4.3	2.7	1.8	USA
カナダ	12.1	3.9	2.9	4.0	3.8	4.5	1.5	7.9	CAN
イギリス	2.8	-1.6	-2.1	0.0	-0.9	0.7	-2.6	1.0	UK
ドイツ	8.5	9.6	12.6	13.5	14.2	p 13.6	p 11.9	p 13.5	DEU
フランス	7.7	4.1	5.3	5.7	6.1	6.4	p 1.8	p 6.0	FRA
イタリア	5.5	-0.3	0.5	3.7	4.3	4.8	2.9	5.7	ITA
スウェーデン	15.0	14.5	13.2	14.1	13.9	15.9	16.0	16.6	SWE
ロシア	e 20.7	e 17.6	15.9	14.1	19.0	15.8	—	—	RUS
香港 1)	33.1	30.5	24.6	25.7	24.8	23.0	24.6	27.2	HKG
韓国	20.5	20.9	21.8	22.8	21.0	18.6	19.6	p 19.7	KOR
シンガポール 1)	47.9	52.4	48.2	49.1	46.3	45.7	46.2	49.0	SGP
タイ	15.4	18.0	13.8	18.7	18.5	18.0	11.2	—	THA
フィリピン 1)	29.1	32.7	30.2	29.8	28.4	26.9	21.5	—	PHL
インド 2)	26.9	28.9	22.5	23.9	23.3	21.0	18.3	—	IND
オーストラリア	6.6	9.1	3.1	5.3	6.4	7.5	10.4	10.5	AUS
ニュージーランド	4.6	3.3	8.1	8.6	6.7	8.3	p 5.6	—	NZL
ブラジル 1)	18.6	18.3	14.8	13.8	13.1	12.6	p 14.9	p 17.9	BRA

e) 推計値、p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

出典：日本：内閣府（2022.12）「2021年度国民経済計算年次推計」

OECD諸国及びロシア：OECD (<https://stats.oecd.org/>) 2023年2月現在その他：UN data (<https://data.un.org/>) 2023年2月現在

注：本表における国民貯蓄率は、JILPTにおいて算出。原則、純貯蓄を純国民可処分所得で除したものを。

1) 粗貯蓄を粗国民可処分所得で除したものを。

2) 各年度（4月～3月）の値。

第 1-10 表 鉱工業生産指数

Table 1-10: Industrial production indices

	2005年	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
指数、2015年 = 100									2015=100
日本	109.0	102.8	100.0	102.9	104.0	101.0	91.1	95.9	JPN
アメリカ	96.0	90.9	100.0	99.2	102.3	101.6	94.5	99.2	USA
カナダ	100.0	89.9	100.0	104.9	108.9	108.8	100.7	105.2	CAN
イギリス	103.5	97.4	100.0	100.3	103.8	107.6	98.5	103.6	UK
ドイツ	85.9	90.5	100.0	103.8	105.1	101.8	92.7	97.2	DEU
フランス	110.1	99.9	100.0	102.5	103.3	103.7	92.9	98.4	FRA
イタリア	122.0	108.6	100.0	104.5	106.2	105.1	93.5	104.9	ITA
オランダ	100.2	106.9	100.0	102.5	103.1	102.4	99.0	103.6	NLD
ベルギー	83.9	97.0	100.0	107.2	108.7	114.0	109.9	128.5	BEL
デンマーク	115.7	98.6	100.0	106.3	108.4	111.3	105.2	113.9	DNK
スウェーデン	110.0	103.1	100.0	106.4	108.9	111.5	106.6	114.4	SWE
スペイン	126.8	105.7	100.0	104.5	105.2	105.9	96.2	103.0	ESP
ロシア	76.5	83.8	100.0	105.7	109.4	113.1	110.8	116.7	RUS
韓国	66.5	92.5	100.0	104.8	106.3	106.7	106.4	114.3	KOR
インド	57.8	87.9	100.0	108.9	114.5	115.3	102.7	115.7	IND
オーストラリア	77.4	86.9	100.0	103.4	107.4	109.8	109.0	109.9	AUS
ニュージーランド	98.4	97.3	100.0	102.9	104.7	105.4	101.4	104.5	NZL
ブラジル	97.8	112.2	100.0	95.9	96.9	95.8	91.5	95.2	BRA
対前年比、%									percentage change
日本	1.4	15.0	-1.3	2.8	1.1	-2.9	-9.8	5.3	JPN
アメリカ	3.3	5.5	-1.4	1.4	3.2	-0.7	-7.0	4.9	USA
カナダ	2.3	6.0	-0.4	4.8	3.9	-0.1	-7.5	4.5	CAN
イギリス	-0.7	-0.9	4.5	0.1	3.5	3.7	-8.4	5.1	UK
ドイツ	3.3	12.0	1.0	2.7	1.2	-3.1	-8.9	4.8	DEU
フランス	-0.1	4.7	1.7	2.0	0.8	0.4	-10.4	6.0	FRA
イタリア	-1.8	6.9	1.8	3.1	1.6	-1.1	-11.0	12.1	ITA
オランダ	0.3	7.6	-3.4	1.1	0.7	-0.8	-3.3	4.7	NLD
ベルギー	3.4	9.4	-0.7	2.6	1.4	4.8	-3.5	16.9	BEL
デンマーク	3.0	2.1	0.1	2.0	2.0	2.7	-5.5	8.3	DNK
スウェーデン	2.5	9.5	3.3	4.3	2.3	2.4	-4.4	7.3	SWE
スペイン	0.2	0.9	3.3	2.9	0.7	0.7	-9.2	7.1	ESP
ロシア	5.2	7.2	5.3	3.7	3.5	3.4	-2.1	5.3	RUS
韓国	6.3	16.3	-0.3	2.5	1.5	0.3	-0.2	7.4	KOR
インド	5.9	9.7	2.5	3.5	5.2	0.7	-11.0	12.7	IND
オーストラリア	1.9	4.2	2.2	1.3	3.8	2.2	-0.7	0.8	AUS
ニュージーランド	0.3	3.6	1.5	1.3	1.7	0.7	-3.8	3.1	NZL
ブラジル	2.8	10.2	-8.2	2.5	1.0	-1.1	-4.4	3.9	BRA

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Main Economic Indicators" 2022年9月現在

注： 対前年比はJILPTによる算出。

第 1-11-1 表 経常収支

Table 1-11-1: Current account

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
10億USD								billion U.S. dollars
日本	220.9	136.5	203.2	177.3	176.6	147.0	142.5	JPN
アメリカ	-432.0	-408.9	-361.7	-438.2	-472.1	-616.1	-821.6	USA
カナダ	-58.2	-54.7	-46.2	-41.2	-35.4	-29.2	1.2	CAN
イギリス	-76.9	-152.6	-98.1	-112.5	-76.9	-69.8	-82.5	UK
ドイツ	196.2	288.6	288.5	317.0	294.4	274.2	314.1	DEU
フランス	-22.0	-9.1	-18.0	-24.4	-8.2	-49.1	-17.7	FRA
イタリア	-70.8	26.2	51.6	52.4	64.5	72.0	53.1	ITA
オランダ	61.8	48.6	90.2	99.1	85.3	63.7	96.6	NLD
デンマーク	21.1	25.0	26.7	25.8	30.6	29.0	33.0	DNK
スウェーデン	29.2	16.8	16.1	15.0	29.4	32.9	34.7	SWE
ロシア	67.5	67.8	32.2	115.7	65.5	36.0	122.0	RUS
中国	237.8	293.0	188.7	24.1	102.9	248.8	317.3	CHN
韓国	28.0	105.1	75.2	77.5	59.7	75.9	88.3	KOR
シンガポール	55.0	57.6	59.4	57.1	54.3	58.1	71.9	SGP
マレーシア	25.6	9.1	9.0	8.0	12.8	14.3	12.9	MYS
タイ	11.5	27.8	44.0	28.4	38.0	20.3	-10.6	THA
インドネシア	5.1	-17.5	-16.2	-30.6	-30.3	-4.4	3.4	IDN
フィリピン	7.2	7.3	-2.1	-8.9	-3.0	11.6	-6.9	PHL
インド	-54.5	-22.5	-38.2	-65.6	-29.8	32.7	-34.6	IND
オーストラリア	-44.7	-57.0	-36.1	-29.9	7.7	35.6	56.7	AUS
ニュージーランド	-3.4	-4.7	-5.8	-8.1	-6.0	-2.0	-14.2	NZL
ブラジル	-79.2	-54.8	-22.0	-51.5	-65.0	-24.5	-27.9	BRA

出典： World Bank "World Development Indicators" (<https://data.worldbank.org/>) 2022年8月現在

第 1-11-2 表 貿易収支

Table 1-11-2: Trade balance

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
10億USDル								billion U.S. dollars
日本	108.5	-7.3	43.8	10.6	1.4	26.6	15.9	JPN
アメリカ	-648.7	-761.9	-799.3	-878.7	-861.5	-922.0	-1,091.4	USA
カナダ	-9.4	-18.6	-19.1	-16.8	-13.9	-29.7	3.6	CAN
イギリス	-152.1	-191.9	-181.0	-189.8	-176.8	-167.3	-214.5	UK
ドイツ	213.3	275.6	288.1	263.3	241.3	218.0	228.2	DEU
フランス	-63.5	-32.1	-51.5	-60.7	-52.4	-67.7	-80.2	FRA
イタリア	-26.6	60.0	61.8	54.1	67.9	78.6	62.2	ITA
オランダ	80.0	72.7	81.2	84.6	67.3	74.2	82.9	NLD
デンマーク	15.9	14.4	15.0	12.8	18.4	18.7	14.7	DNK
スウェーデン	20.4	11.5	11.2	11.2	20.7	25.1	28.6	SWE
ロシア	147.0	148.4	114.6	195.1	165.8	93.7	189.8	RUS
中国	238.1	576.2	475.9	380.1	393.0	511.1	562.7	CHN
韓国	47.9	120.3	113.6	110.1	79.8	80.6	76.2	KOR
シンガポール	63.2	92.6	101.0	104.1	98.1	103.6	118.2	SGP
マレーシア	38.4	27.9	27.3	28.4	30.1	33.1	41.0	MYS
タイ	26.7	26.1	32.6	22.4	26.7	40.9	40.0	THA
インドネシア	31.0	14.0	18.8	-0.2	3.5	28.3	43.8	IDN
フィリピン	-16.9	-23.3	-40.2	-51.0	-49.3	-33.8	-53.8	PHL
インド	-129.2	-136.9	-148.1	-186.7	-157.7	-95.4	-177.4	IND
オーストラリア	11.3	-19.0	10.5	20.8	48.1	40.5	88.0	AUS
ニュージーランド	2.0	-1.3	-1.5	-3.5	-2.4	1.9	-4.3	NZL
ブラジル	18.4	17.4	57.3	43.4	26.5	32.4	36.4	BRA

出典： World Bank "World Development Indicators" (<https://data.worldbank.org/>) 2022年8月現在

第 1-12 表 為替レート (年平均)

Table 1-12: Exchange rates, annual average

		2000年	2005	2010	2015	2016		
対USDドル当たり現地通貨		local currency per U.S. dollar						
日本	円	107.765	110.218	87.780	121.044	108.793	JPN	
アメリカ	USDドル	1	1	1	1	1	USA	
カナダ	カナダドル	1.485	1.211	1.030	1.279	1.326	CAN	
イギリス	UKポンド	0.661	0.550	0.647	0.655	0.741	UK	
ユーロ圏 1)	ユーロ	1.083	0.804	0.754	0.901	0.903	Euro area	
デンマーク	デンマーク・クローネ	8.083	5.997	5.624	6.728	6.732	DNK	
スウェーデン	スウェーデン・クローナ	9.162	7.473	7.208	8.435	8.562	SWE	
ノルウェー	ノルウェー・クローネ	8.802	6.443	6.044	8.064	8.400	NOR	
スイス	スイス・フラン	1.689	1.245	1.043	0.962	0.985	CHE	
アイスランド	アイスランド・クローナ	78.616	62.982	122.242	131.919	120.812	ISL	
チェコ	チェコ・コルナ	38.598	23.957	19.098	24.599	24.440	CZE	
ポーランド	ズウォティ	4.346	3.235	3.015	3.770	3.943	POL	
ロシア	ルーブル	28.129	28.284	30.368	60.938	67.056	RUS	
中国	人民元	8.279	8.194	6.770	6.227	6.644	CHN	
香港	香港ドル	7.791	7.777	7.769	7.752	7.762	HKG	
韓国	ウォン	1,130.4	1,024.3	1,156.5	1,131.0	1,160.8	KOR	
シンガポール	シンガポールドル	1.724	1.664	1.364	1.375	1.382	SGP	
マレーシア	リンギット	3.800	3.787	3.221	3.906	4.148	MYS	
タイ	バーツ	40.112	40.220	31.686	34.248	35.296	THA	
インドネシア	ルピア	8,421.8	9,704.7	9,090.4	13,389.4	13,308.3	IDN	
フィリピン	ペソ	44.192	55.085	45.110	45.503	47.492	PHL	
インド	ルピー	44.942	44.100	45.726	64.152	67.195	IND	
ベトナム	ドン	14,167.8	15,858.9	18,612.9	21,697.6	21,935.0	VNM	
ミャンマー	チャット	6.52	5.82	5.63	1,162.62	1,234.87	MMR	
ラオス	キープ	7,887.6	10,655.2	8,254.2	8,127.6	8,124.4	LAO	
カンボジア	リエル	3,840.8	4,092.5	4,184.9	4,067.8	4,058.7	KHM	
オーストラリア	豪ドル	1.725	1.309	1.090	1.331	1.345	AUS	
ニュージーランド	NZドル	2.201	1.420	1.388	1.434	1.437	NZL	
メキシコ	メキシコ・ペソ	9.456	10.898	12.636	15.848	18.664	MEX	
ブラジル	リアル	1.829	2.434	1.759	3.327	3.491	BRA	

出典：IMF (<https://data.imf.org/>) "International Financial Statistics" 2022年9月現在

注 1) ユーロ導入国：ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フィンランド、オーストリア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、スロベニア、スロバキア、エストニア、ラトビア、リトアニア、キプロス、マルタ（2022年8月31日現在、19か国）。

第 1-12 表 為替レート (年平均) (続き)

Table 1-12: Exchange rates, annual average (cont.)

	2017	2018	2019	2020	2021	Currency	
対USDドル当たり現地通貨						local currency per U.S. dollar	
日本	112.166	110.423	109.010	106.775	109.754	Yen	JPN
アメリカ	1	1	1	1	1	U.S. dollar	USA
カナダ	1.298	1.296	1.327	1.341	1.254	Canadian dollar	CAN
イギリス	0.777	0.750	0.783	0.780	0.727	Pound	UK
ユーロ圏 1)	0.885	0.847	0.893	0.876	0.845	Euro	Euro area
デンマーク	6.603	6.315	6.669	6.542	6.287	Danish krone	DNK
スウェーデン	8.549	8.693	9.458	9.210	8.577	Swedish krona	SWE
ノルウェー	8.272	8.133	8.800	9.416	8.590	Norwegian krone	NOR
スイス	0.985	0.978	0.994	0.939	0.914	Swiss franc	CHE
アイスランド	106.840	108.300	122.607	135.422	126.989	Icelandic króna	ISL
チェコ	23.376	21.730	22.932	23.210	21.678	Czech koruna	CZE
ポーランド	3.779	3.612	3.839	3.900	3.862	Polish Zloty	POL
ロシア	58.343	62.668	64.738	72.105	73.654	Russian ruble	RUS
中国	6.759	6.616	6.908	6.901	6.449	Renminbi/Chinese yuan	CHN
香港	7.793	7.839	7.836	7.757	7.773	Hong Kong dollar	HKG
韓国	1,131.0	1,100.2	1,165.4	1,180.3	1,144.0	South Korean won	KOR
シンガポール	1.381	1.349	1.364	1.380	1.343	Singapore dollar	SGP
マレーシア	4.300	4.035	4.142	4.203	4.143	Ringgit	MYS
タイ	33.940	32.310	31.048	31.294	31.977	Baht	THA
インドネシア	13,380.8	14,236.9	14,147.7	14,582.2	14,308.1	Rupiah	IDN
フィリピン	50.404	52.661	51.796	49.624	49.255	Philippine Peso	PHL
インド	65.122	68.389	70.420	74.100	73.918	Indian rupee	IND
ベトナム	22,370.1	22,602.1	23,050.2	23,208.4	23,159.8	Dong/đồng	VNM
ミャンマー	1,360.36	1,429.81	1,518.26	1,381.62	—	Burmese kyat	MMR
ラオス	8,244.8	8,401.3	8,679.4	9,045.8	9,697.9	Lao kip	LAO
カンボジア	4,050.6	4,051.2	4,061.1	4,092.8	4,098.7	Riel	KHM
オーストラリア	1.305	1.338	1.439	1.453	1.331	Australian dollar	AUS
ニュージーランド	1.407	1.445	1.518	1.542	1.414	New Zealand dollar	NZL
メキシコ	18.927	19.244	19.264	21.486	20.272	Mexican Peso	MEX
ブラジル	3.191	3.654	3.944	5.155	5.394	Real	BRA

第 1-13 表 生産者物価指数

Table 1-13: Producer price indices

	2005年	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
指数、2010年 = 100									2010=100
日本	97.2	100.0	102.7	101.4	103.9	—	—	—	JPN
アメリカ	85.2	100.0	108.0	111.0	114.2	116.1	116.3	—	USA
カナダ	94.2	100.0	110.3	113.5	117.9	—	—	—	CAN
イギリス	77.4	100.0	99.7	106.6	109.9	112.7	112.4	118.1	UK
ドイツ	92.6	100.0	104.6	105.3	107.3	108.3	107.5	115.5	DEU
フランス	92.9	100.0	103.8	103.9	106.4	106.9	104.8	113.9	FRA
イタリア	90.1	100.0	103.0	103.3	106.7	106.9	103.4	—	ITA
スペイン	86.8	100.0	106.8	108.2	110.8	110.5	106.5	122.3	ESP
スウェーデン	84.0	100.0	98.0	102.1	108.9	112.1	108.3	119.9	SWE
ロシア	61.7	100.0	156.6	175.6	197.2	201.1	193.6	241.0	RUS
韓国	86.9	100.0	100.9	102.5	104.5	104.5	104.0	110.6	KOR
マレーシア	82.4	100.0	102.2	107.9	106.7	—	—	—	MYS
タイ	76.5	100.0	102.6	102.1	102.5	101.5	—	—	THA
フィリピン	92.8	100.0	85.7	80.9	60.8	59.4	56.7	55.7	PHL
インド	84.2	100.0	103.1	110.3	116.0	117.2	—	—	IND
オーストラリア	84.2	100.0	103.1	110.3	116.0	117.2	112.9	—	AUS
ニュージーランド	82.1	100.0	105.1	110.4	115.0	117.6	117.6	124.4	NZL
ブラジル	78.3	100.0	136.1	145.1	161.5	208.6	245.8	332.8	BRA
対前年比、%									percentage change
日本	1.7	-0.1	-2.3	2.3	2.5	—	—	—	JPN
アメリカ	7.3	6.8	-0.9	2.3	2.9	1.7	0.2	—	USA
カナダ	1.6	1.5	-0.8	3.1	3.9	—	—	—	CAN
イギリス	7.9	4.8	-6.6	4.4	3.1	2.6	-0.3	5.0	UK
ドイツ	3.2	1.8	-0.5	1.9	1.9	0.9	-0.8	7.5	DEU
フランス	3.0	2.5	-1.6	2.4	2.4	0.5	-1.9	8.7	FRA
イタリア	3.5	2.9	-2.7	2.3	3.3	0.2	-3.3	—	ITA
スペイン	4.5	4.0	-1.5	4.2	2.4	-0.3	-3.6	14.8	ESP
スウェーデン	1.9	9.0	0.0	5.2	6.6	3.0	-3.4	10.7	SWE
ロシア	20.6	12.2	13.8	7.5	12.3	2.0	-3.8	24.5	RUS
韓国	2.1	3.8	-4.0	3.5	1.9	0.0	-0.5	6.4	KOR
マレーシア	6.9	5.6	-7.5	6.7	-1.1	—	—	—	MYS
タイ	9.1	9.4	-4.1	0.7	0.4	-1.0	—	—	THA
フィリピン	9.0	-4.9	-6.7	-0.9	-24.8	-2.3	-4.6	-1.8	PHL
インド	6.0	7.1	-4.9	8.5	5.2	1.0	—	—	IND
オーストラリア	6.0	7.1	-4.9	8.5	5.2	1.0	-3.7	—	AUS
ニュージーランド	4.6	2.7	-2.1	4.5	4.2	2.2	0.1	5.7	NZL
ブラジル	5.6	5.7	6.0	2.6	11.3	29.2	17.8	35.4	BRA

出典：IMF (<https://data.imf.org/>) "International Financial Statistics" 2022年8月現在

注：指数を作成するための方法は、国によって異なる。対前年比はJILPTによる算出。

第 1-14 表 消費者物価指数

Table 1-14: Consumer price indices

	2005年	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
指数、2010年=100									2010=100
日本	100.4	100.0	103.6	104.0	105.0	105.5	105.5	105.2	JPN
アメリカ	89.6	100.0	108.7	112.4	115.2	117.2	118.7	124.3	USA
カナダ	91.9	100.0	108.7	112.0	114.5	116.8	117.6	121.6	CAN
イギリス	88.1	100.0	111.0	114.9	117.6	119.6	120.8	123.8	UK
ドイツ	92.5	100.0	107.2	109.4	111.2	112.9	113.4	117.0	DEU
フランス	92.8	100.0	105.6	106.9	108.8	110.0	110.6	112.4	FRA
イタリア	91.0	100.0	107.5	108.7	110.0	110.6	110.5	112.5	ITA
スウェーデン	92.7	100.0	103.6	106.5	108.6	110.5	111.1	113.5	SWE
ロシア	61.4	100.0	151.5	168.2	173.0	180.8	186.9	199.4	RUS
中国	86.5	100.0	114.9	119.1	121.6	125.1	128.1	129.4	CHN
韓国	86.2	100.0	109.8	113.1	114.7	115.2	115.8	118.7	KOR
シンガポール	88.0	100.0	113.2	113.3	113.8	114.4	114.2	116.8	SGP
マレーシア	87.8	100.0	112.8	119.6	120.7	121.5	120.1	123.1	MYS
タイ	86.6	100.0	110.3	111.3	112.5	113.3	112.3	113.7	THA
インドネシア	68.7	100.0	132.3	142.2	146.7	151.2	154.1	156.5	IDN
フィリピン	78.7	100.0	115.4	120.2	126.6	129.6	132.7	137.9	PHL
インド	66.0	100.0	146.8	159.2	165.5	171.6	183.0	192.4	IND
オーストラリア	86.3	100.0	112.0	115.7	117.9	119.8	120.8	124.3	AUS
ニュージーランド	87.0	100.0	107.9	110.7	112.4	114.2	116.2	120.8	NZL
対前年比、%									percentage change
日本	-0.3	-0.7	0.8	0.5	1.0	0.5	-0.0	-0.2	JPN
アメリカ	3.4	1.6	0.1	2.1	2.4	1.8	1.2	4.7	USA
カナダ	2.2	1.8	1.1	1.6	2.3	1.9	0.7	3.4	CAN
イギリス	2.1	2.5	0.4	2.6	2.3	1.7	1.0	2.5	UK
ドイツ	1.5	1.1	0.5	1.5	1.7	1.4	0.5	3.1	DEU
フランス	1.7	1.5	0.0	1.0	1.9	1.1	0.5	1.6	FRA
イタリア	2.0	1.5	0.0	1.2	1.1	0.6	-0.1	1.9	ITA
スウェーデン	0.5	1.2	-0.0	1.8	2.0	1.8	0.5	2.2	SWE
ロシア	12.7	6.8	15.5	3.7	2.9	4.5	3.4	6.7	RUS
中国	1.8	3.2	1.4	1.6	2.1	2.9	2.4	1.0	CHN
韓国	2.8	2.9	0.7	1.9	1.5	0.4	0.5	2.5	KOR
シンガポール	0.4	2.8	-0.5	0.6	0.4	0.6	-0.2	2.3	SGP
マレーシア	3.0	1.6	2.1	3.9	0.9	0.7	-1.1	2.5	MYS
タイ	4.5	3.2	-0.9	0.7	1.1	0.7	-0.8	1.2	THA
インドネシア	10.5	5.1	6.4	3.8	3.2	3.0	1.9	1.6	IDN
フィリピン	6.5	3.8	0.7	2.9	5.3	2.4	2.4	3.9	PHL
インド	4.2	12.0	4.9	3.3	3.9	3.7	6.6	5.1	IND
オーストラリア	2.7	2.9	1.5	1.9	1.9	1.6	0.8	2.9	AUS
ニュージーランド	3.0	2.3	0.3	1.9	1.6	1.6	1.7	3.9	NZL

第 1-15 表 購買力平価

Table 1-15: Purchasing power parities (PPPs)

	2005年	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
GDP購買力平価									PPPs for GDP
各国通貨/USドル									national currency per USD
日本	129.55	111.71	103.47	105.10	104.16	104.31	101.24	100.41	JPN
アメリカ	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	USA
カナダ	1.21	1.22	1.25	1.21	1.21	1.25	1.25	1.25	CAN
イギリス	0.71	0.70	0.69	0.68	0.69	0.69	0.69	0.69	UK
ドイツ	0.87	0.81	0.78	0.74	0.74	0.75	0.74	0.74	DEU
フランス	0.92	0.85	0.81	0.77	0.76	0.74	0.73	0.73	FRA
イタリア	0.86	0.77	0.74	0.69	0.68	0.68	0.66	0.65	ITA
オランダ	0.90	0.85	0.81	0.78	0.78	0.79	0.77	0.77	NLD
デンマーク	8.57	7.59	7.31	6.87	6.77	6.79	6.63	6.59	DNK
スウェーデン	9.48	9.02	8.85	8.85	8.87	9.00	8.75	8.71	SWE
ロシア	12.74	15.82	23.56	24.12	24.54	24.84	24.49	27.33	RUS
中国	2.84	3.33	3.87	4.18	4.23	4.21	4.18	4.19	CHN
韓国	788.92	840.99	857.48	872.62	854.87	864.63	824.60	847.46	KOR
インド	10.71	14.60	19.24	20.65	20.95	21.07	21.99	23.14	IND
オーストラリア	1.39	1.50	1.47	1.48	1.47	1.48	1.45	1.44	AUS
ニュージーランド	1.54	1.50	1.48	1.43	1.47	1.43	1.44	1.49	NZL
メキシコ	7.13	7.68	8.33	8.91	9.28	9.65	9.70	10.04	MEX
消費購買力平価									PPPs for private consumption
各国通貨/USドル									national currency per USD
日本	142.94	121.03	108.96	115.98	114.32	116.42	113.83	111.90	JPN
アメリカ	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	USA
カナダ	1.26	1.30	1.34	1.30	1.29	1.33	1.32	1.32	CAN
イギリス	0.76	0.78	0.81	0.79	0.78	0.79	0.78	0.78	UK
ドイツ	0.91	0.85	0.83	0.80	0.78	0.80	0.78	0.78	DEU
フランス	0.93	0.90	0.87	0.85	0.84	0.85	0.82	0.81	FRA
イタリア	0.89	0.82	0.83	0.78	0.76	0.76	0.74	0.73	ITA
オランダ	0.90	0.88	0.89	0.86	0.84	0.87	0.84	0.84	NLD
デンマーク	9.07	8.38	8.29	7.99	7.78	7.91	7.61	7.54	DNK
スウェーデン	9.53	9.15	9.30	9.48	9.47	9.77	9.42	9.38	SWE
ロシア	13.39	16.71	25.25	25.85	25.88	26.78	26.67	27.17	RUS
中国	3.49	3.61	4.03	4.15	4.13	4.18	4.22	4.07	CHN
韓国	879.37	908.38	959.68	992.07	980.36	1,001.39	968.47	995.39	KOR
インド	10.67	14.48	18.42	19.47	19.75	20.13	21.20	21.28	IND
オーストラリア	1.46	1.55	1.55	1.56	1.56	1.59	1.57	1.57	AUS
ニュージーランド	1.60	1.60	1.63	1.58	1.63	1.58	1.62	1.66	NZL
メキシコ	7.65	8.73	9.43	10.14	10.35	10.79	10.74	11.09	MEX

出典：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "PPPs and exchange rates"2022年8月現在

第 1-16 表 物価水準 (GDP ベース)

Table 1-16: Comparative price levels

	2005年	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
									OECD=100
日本	116	125	97	109	108	112	111	105	JPN
アメリカ	99	98	114	116	115	117	117	115	USA
カナダ	99	117	111	108	107	110	109	115	CAN
イギリス	127	107	120	102	105	102	104	110	UK
ドイツ	107	105	98	97	100	98	99	101	DEU
フランス	112	111	102	101	102	96	98	99	FRA
イタリア	105	101	93	90	92	88	89	89	ITA
オランダ	110	111	102	102	105	104	104	105	NLD
ベルギー	109	109	101	102	104	100	100	101	BEL
デンマーク	141	133	124	121	123	119	119	121	DNK
スウェーデン	125	123	119	120	117	111	112	117	SWE
フィンランド	120	117	115	113	116	113	113	113	FIN
ノルウェー	138	149	140	137	135	132	126	130	NOR
オーストリア	108	110	101	101	104	101	103	105	AUT
スイス	133	138	146	140	138	138	143	139	CHE
ギリシャ	87	94	77	75	76	73	74	75	GRC
スペイン	94	95	84	83	86	83	84	85	ESP
ポルトガル	81	81	74	75	77	75	76	78	PRT
ロシア	44	51	44	48	45	45	40	43	RUS
中国	34	48	71	72	73	71	71	74	CHN
韓国	76	71	86	89	89	86	82	85	KOR
インドネシア	20	36	37	41	38	39	38	38	IDN
インド	24	31	34	37	35	35	35	36	IND
オーストラリア	104	136	126	131	126	120	117	124	AUS
ニュージーランド	107	106	117	118	117	110	109	121	NZL
メキシコ	64	60	60	55	55	58	53	57	MEX
ブラジル	43	78	68	79	70	67	54	54	BRA
OECD	100	100	100	100	100	100	100	100	OECD

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "PPPs for GDP and related indicators" 2022年8月現在

注： 本表は、GDP購買力平価を為替レートで除したもの。

第 1-17 表 内外価格差及び購買力平価

Table 1-17: Comparative price levels and purchasing power parities (PPPs)

		2014年度	2016	2019	2020	2021	FY	
内外価格差 1)		Comparative price levels						
アメリカ	総合	1.62	1.62	1.41	1.47	1.23		USA
	工業製品等	1.51	1.52	1.39	1.50	1.19		a
	産業向けサービス	1.81	1.81	1.44	1.41	1.30		b
中国	総合	2.24	2.44	2.50	2.44	2.06		CHN
	工業製品等	1.67	1.82	1.91	1.93	1.65		a
	産業向けサービス	3.22	3.50	3.49	3.29	2.76		b
購買力平価 2)		PPPs						
円／各国通貨		JPY/national currency						
アメリカ	総合	168.69	166.30	151.27	155.98	135.07	JPY/USD	USA
	工業製品等	157.00	155.28	149.51	159.50	130.63		a
	産業向けサービス	188.56	185.05	154.25	150.00	142.61		b
中国	総合	37.85	37.47	38.29	37.37	35.09	JPY/Yuan	CHN
	工業製品等	28.18	27.92	29.32	29.64	28.07		a
	産業向けサービス	54.28	53.71	53.52	50.52	47.04		b

a) industrial products; b) services for industry

出典：経済産業省（2022.4）「2021年度産業向け財・サービスの内外価格調査」

注：2021年度の調査対象品目・スペックは、工業製品等185品目・スペック、産業向けサービス45品目・スペック（調査時点2021年度7～9月）。為替レートは、各年度7～9月における平均為替レート。

- 1) 内外価格差とは、同一製品、又は同等のスペックを持つ製品の日本での価格と海外での価格の差をいう（各国＝1としたときの日本の価格の倍率）。価格差の拡大は、国内価格の上昇、競争力の低下を示している。

$$\text{算出方法： 内外価格差} = \frac{\text{購買力平価（円／現地通貨）}}{\text{為替レート（円／現地通貨）}}$$

- 2) 購買力平価とは、同一製品、又は同等のスペックを持つ製品の日本での価格（円）と海外での価格（現地通貨）との比率をいう。

$$\text{算出方法： 購買力平価} = \frac{\text{日本での価格（円）}}{\text{海外での価格（現地通貨）}}$$

第 1-18 表 労働生産性水準

Table 1-18: Labour productivity levels

	2000年	2005	2010	2015	2018	2019	2020	2021	
指数、1995年 = 100									1995=100
日本	107.9	114.6	114.3	120.5	119.6	118.2	113.5	e 115.3	JPN
アメリカ	113.1	124.0	132.6	138.0	141.2	142.8	147.9	151.8	USA
カナダ	110.1	114.7	115.7	122.4	125.0	124.8	130.7	126.6	CAN
イギリス	110.7	118.8	120.0	123.6	126.9	127.6	114.5	123.5	UK
ドイツ	104.5	109.1	110.8	114.7	116.8	117.0	113.6	116.4	DEU
フランス	106.7	112.8	115.2	118.9	121.8	122.6	113.8	118.6	FRA
イタリア	105.4	103.6	101.0	98.7	99.1	99.1	92.1	97.8	ITA
スペイン	101.4	101.0	107.0	112.8	114.3	113.6	105.1	108.2	ESP
オランダ	109.6	115.2	117.2	121.3	122.2	121.8	117.7	121.1	NLD
ベルギー	108.4	114.8	117.5	122.0	122.5	123.2	116.5	121.4	BEL
デンマーク	110.0	116.3	117.4	123.3	127.5	127.5	126.4	129.3	DNK
スウェーデン	114.6	129.2	136.5	142.0	142.9	144.9	143.7	149.2	SWE
フィンランド	114.9	124.3	126.2	125.2	129.1	128.3	128.0	127.5	FIN
ノルウェー	109.0	121.3	115.6	118.6	120.4	119.4	120.4	123.5	NOR
韓国	127.4	151.0	177.2	189.1	201.7	203.9	204.1	209.7	KOR
オーストラリア	111.5	117.9	121.7	130.2	e 130.6	e 129.8	e 132.0	e 132.5	AUS
ニュージーランド	106.2	110.4	113.7	120.3	122.1	123.1	121.8	e 123.6	NZL
メキシコ	110.7	107.0	105.0	110.6	112.8	109.5	108.1	104.6	MEX
対前年比、%									percentage change
日本	3.5	1.0	4.2	1.4	-1.2	-1.1	-4.0	e 1.6	JPN
アメリカ	1.5	1.8	3.3	1.0	1.4	1.1	3.5	2.7	USA
カナダ	2.8	1.7	1.3	-0.1	1.2	-0.2	4.8	-3.2	CAN
イギリス	2.9	1.5	2.2	0.7	0.5	0.5	-10.2	7.9	UK
ドイツ	0.7	0.9	3.8	0.5	-0.4	0.1	-2.9	2.5	DEU
フランス	1.4	1.0	1.8	0.9	0.9	0.6	-7.1	4.2	FRA
イタリア	1.8	0.3	2.4	0.1	0.0	0.0	-7.0	6.1	ITA
スペイン	0.3	-0.5	1.9	1.0	0.1	-0.6	-7.5	3.0	ESP
オランダ	2.3	1.4	2.0	1.0	-0.4	-0.3	-3.4	2.8	NLD
ベルギー	1.7	0.9	2.2	1.2	0.3	0.6	-5.4	4.2	BEL
デンマーク	3.0	0.9	4.3	1.0	0.5	0.1	-0.9	2.3	DNK
スウェーデン	2.3	2.8	5.3	3.0	0.3	1.4	-0.8	3.8	SWE
フィンランド	3.6	1.2	3.8	0.6	-1.3	-0.6	-0.3	-0.3	FIN
ノルウェー	2.6	1.4	1.0	1.6	-0.5	-0.8	0.8	2.6	NOR
韓国	4.5	3.6	5.3	1.7	2.5	1.1	0.1	2.7	KOR
オーストラリア	0.5	0.4	0.2	0.9	e -0.2	e -0.6	e 1.6	e 0.4	AUS
ニュージーランド	2.6	-1.0	0.0	2.2	2.3	0.8	-1.1	e 1.5	NZL
メキシコ	2.7	-1.5	3.5	0.9	-0.7	-2.9	-1.4	-3.2	MEX

e) 推計値。

e) Estimated.

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Level of GDP per capita and productivity" 2023年1月現在

注： 2015年の購買力平価で米ドル換算した就業者一人当たりGDPを元に、JILPTにおいて算出。

第 1-19 表 労働分配率

Table 1-19: Labour share

	2005年	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
									%
労働分配率 1)	Compensation of employees/GNI*100								
日本	47.9	48.4	46.6	47.4	48.7	49.5	50.7	50.1	JPN
アメリカ	53.8	52.3	52.0	52.5	52.4	52.7	54.0	53.1	USA
カナダ	49.8	51.3	52.4	50.6	51.3	51.4	53.0	50.9	CAN
イギリス	48.8	49.9	49.2	48.4	49.0	48.7	53.1	51.2	UK
ドイツ	49.9	49.5	50.5	50.6	50.9	p 51.6	p 52.7	p 51.3	DEU
フランス	50.3	51.0	50.8	51.1	50.9	p 49.9	p 51.0	p 49.9	FRA
イタリア	38.1	40.0	39.6	39.2	39.5	39.8	40.4	40.4	ITA
スウェーデン	44.3	44.0	46.3	46.4	46.9	46.1	46.4	45.7	SWE
ロシア	e 39.8	e 45.4	49.4	49.4	46.1	45.8	48.4	-	RUS
香港	47.4	48.6	48.4	47.5	46.3	47.1	-	-	HKG
韓国	43.9	42.5	45.1	44.7	45.6	47.1	47.8	p 47.4	KOR
シンガポール	41.4	39.0	45.0	43.4	44.4	45.7	49.4	45.1	SGP
タイ	32.1	31.2	34.8	32.8	32.4	32.2	33.1	-	THA
フィリピン	23.2	27.8	30.2	31.2	31.8	-	-	-	PHL
インド	28.1	30.3	30.6	31.2	31.6	32.4	33.0	-	IND
オーストラリア	49.6	49.1	50.1	48.9	48.9	49.5	48.3	47.3	AUS
ニュージーランド	45.7	46.0	44.5	43.9	44.2	44.1	p 44.8	-	NZL
労働分配率 2)	Compensation of employees/NI at factor cost*100								
日本	66.7	69.3	66.9	67.8	69.9	71.4	75.0	73.7	JPN
アメリカ	68.6	67.4	66.8	67.5	67.4	67.9	68.1	67.5	USA
カナダ	67.3	70.7	73.6	70.7	71.5	71.3	70.8	68.1	CAN
イギリス	64.3	67.5	67.6	66.3	67.2	66.5	68.9	67.7	UK
ドイツ	67.5	67.8	69.4	69.3	69.8	p 71.1	p 71.9	p 69.8	DEU
フランス	71.0	72.4	72.8	73.9	73.9	72.9	75.8	72.8	FRA
イタリア	53.0	57.0	57.9	56.1	56.3	56.9	58.0	58.0	ITA
スウェーデン	69.2	68.8	72.4	73.4	74.4	72.2	71.4	71.1	SWE
韓国	60.3	59.0	62.7	62.1	63.6	66.4	68.5	p 68.4	KOR
タイ	43.5	42.2	48.8	45.5	45.2	44.9	46.6	-	THA
フィリピン	31.0	31.3	34.0	35.0	36.1	-	-	-	PHL
インド	33.8	35.7	34.2	34.8	35.3	36.2	37.2	-	IND
オーストラリア	69.2	66.9	70.9	68.6	68.1	66.3	63.3	64.6	AUS
ニュージーランド	63.4	64.2	62.0	60.7	62.2	60.5	p 59.6	-	NZL

e) 推計値、p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

出典：日本：内閣府（2022.12）「2021年度国民経済計算」

OECD諸国及びロシア：OECD (<https://stats.oecd.org/>) 2023年2月現在その他の国：UN data (<https://data.un.org/>) 2023年2月現在

注：以下の方法によりJILPTにおいて算出。

1) 雇用者報酬／国民総所得×100

2) 雇用者報酬／要素費用表示の国民所得×100

第 1-20 表 時間当たり労働生産性上昇率

Table 1-20: Labour productivity (GDP per hour worked), annual growth rates

	2005年	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
									%
日本	1.7	3.1	2.0	0.9	0.6	1.0	1.2	—	JPN
アメリカ	2.1	2.6	0.6	1.0	1.1	1.2	2.6	—	USA
カナダ	2.2	1.0	-0.3	1.8	0.3	0.9	7.9	—	CAN
イギリス	0.8	2.5	2.0	1.5	0.5	0.5	2.7	—	UK
ドイツ	1.6	2.3	0.5	1.8	0.0	0.4	0.4	0.9	DEU
フランス	0.9	1.3	0.8	2.1	0.4	0.4	0.4	-0.8	FRA
イタリア	0.4	2.3	0.1	0.6	-0.0	0.5	2.3	-1.3	ITA
オランダ	2.4	2.1	1.0	0.5	-0.3	-0.2	-1.1	2.2	NLD
ベルギー	1.5	1.5	1.5	-0.2	0.2	0.7	3.1	—	BEL
デンマーク	1.4	3.9	1.4	1.9	2.2	1.4	0.8	—	DNK
スウェーデン	2.8	3.5	2.9	0.9	0.3	2.4	0.3	—	SWE
フィンランド	1.9	3.5	0.8	2.5	-1.1	-0.2	0.1	—	FIN
ノルウェー	1.0	0.4	1.4	1.9	-0.5	-0.8	1.4	—	NOR
ロシア	5.2	3.5	-2.7	1.7	3.0	3.1	3.7	—	RUS
スペイン	0.4	2.5	0.8	0.9	-0.2	0.2	-0.3	-2.0	ESP
韓国	4.7	6.0	1.4	4.5	3.8	2.4	3.0	—	KOR
オーストラリア	0.3	1.7	2.5	1.1	e -0.1	e 1.2	e 1.1	—	AUS
ニュージーランド	-0.1	-0.9	2.5	0.2	2.3	-1.1	1.5	—	NZL

e) 推計値。

e) Estimated.

出典：OECD (<https://stats.oecd.org/>) 2022年8月現在

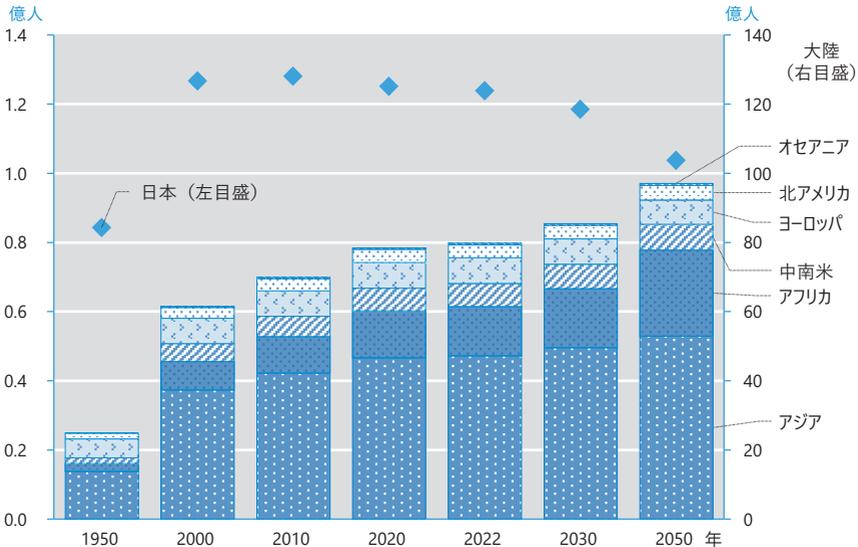
注：OECD Databaseでは、労働生産性を就業1時間当たりの国内総生産(GDP)と定義している。就業1時間当たりGDPは、GDP総額を就業者の年間総労働時間で除した数値である。本表は、就業1時間当たりGDPの対前年上昇率を表している。

2

人口・労働力人口

Population and Labour Force

2-1 世界、大陸及び主要地域の人口



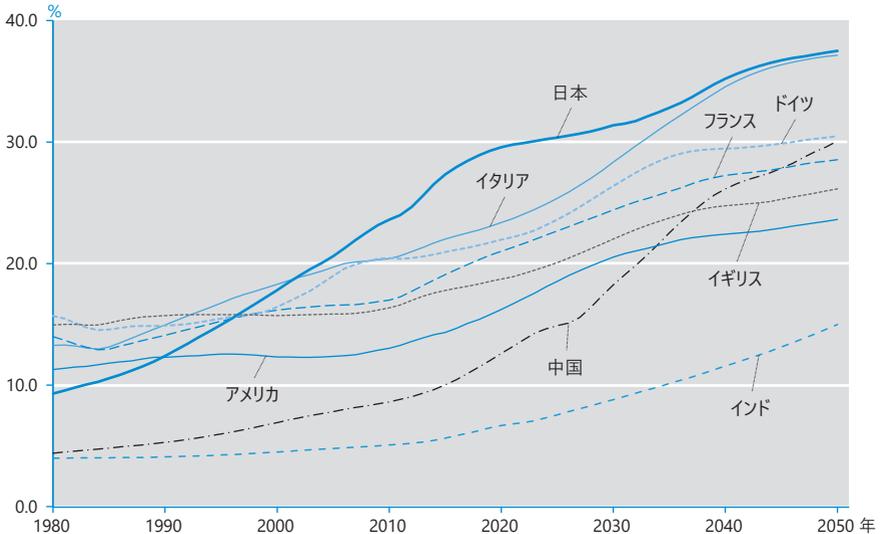
[関連表](#) p.55 「第2-1表 総人口」

2020年の世界人口は78億人、地域別ではアジアで46億6400万人、アフリカで13億6100万人、ヨーロッパで7億4600万人、中南米で6億5200万人、北米で3億7400万人、オセアニアで4400万人となっている。

国連の『世界人口予測』2022年改訂版(本指標の資料出所)によると、世界の人口は増加を続けているが、増加のペースは鈍化しており、2020年に人口増加率が1950年以来初めて年率1%を下回ったとしている。世界人口は2022年に80億人、2030年には85億人、2050年には97億人に増加すると予測されている。

同書の予測値からみると、人口増加率は地域によって大きく異なっており、2020年以降2050年までに増加が見込まれる18億6900万人のうち、約6割がアフリカで、約3割がアジアで生じており、またヨーロッパでは2%程度の人口減少などとなっている。

2-2 老年人口比率（65歳以上人口）



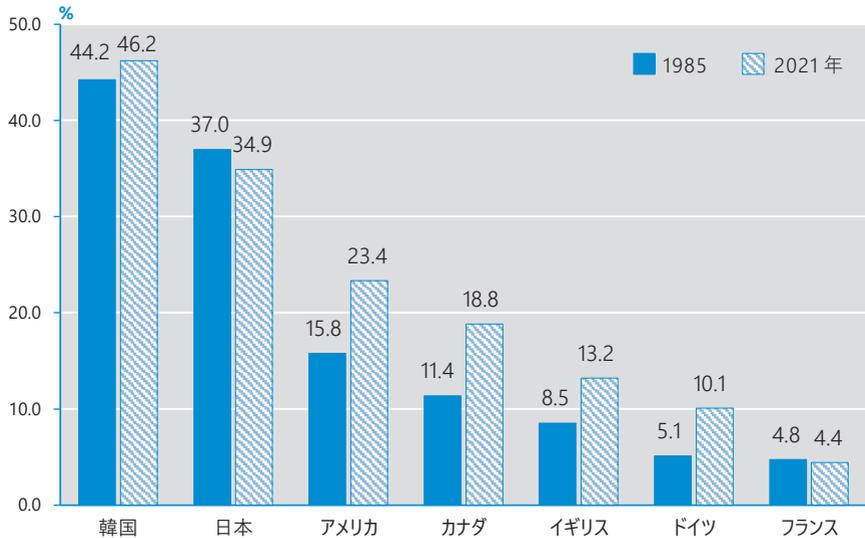
関連表 p.59「第2-5 表 老年人口(65歳以上人口)」(対全人口比率)

老年人口比率の2050年までの推移(2022年以降は予測値)をみると、各国とも上昇している。

先進諸国は、世界の他の国々に比して相対的に高齢化が進展している状況にあるが、その進行の度合いは必ずしも一様ではなく、アメリカやイギリスにおける相対的に緩やかな変化に対して、イタリアでは高齢化が急速に進んでいる状況がうかがえる。同種の急速な変化は、中国についても予測されている。日本では、1980年の老年人口比率は他の先進諸国に比して低水準にあったが、その後の急速に上昇して2030年には31.4%、2050年には37.5%に達する見通しである。

前出の『世界人口予測』によれば、65歳以上人口は数としても全人口に占める割合としても増加しており、2050年までに65歳以上人口は5歳未満人口の2倍以上、12歳未満人口と同程度になるとしている。

2-3 65歳以上男性の労働力率

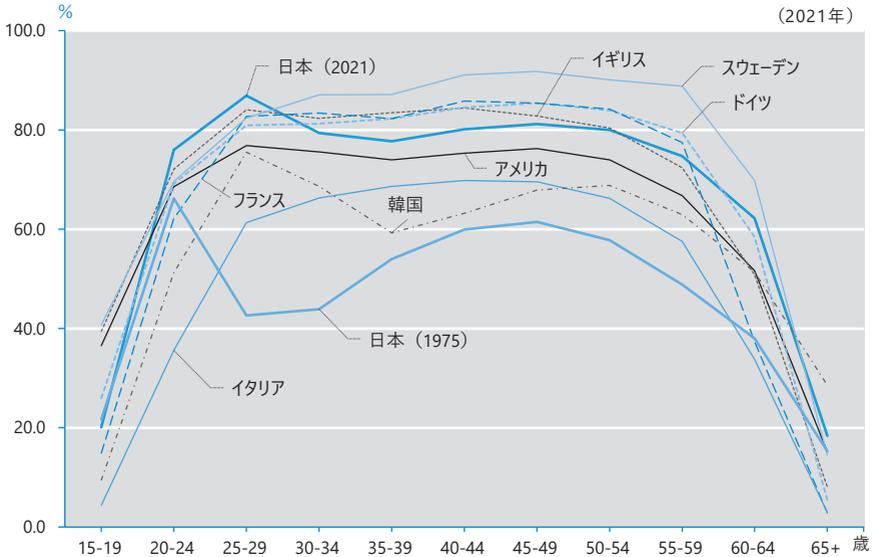


[関連表](#) p.73 「第2-11-2表 性別・年齢階級別労働力率」

65歳以上男性の労働力率は、北米、EU諸国では概して低く、日本、韓国などのアジア地域は欧米諸国より高い水準にある。経済発展の度合いだけではなく、地域性・国民性の違いなども反映したものといえるだろう。

EU諸国では、経済不況や若年失業者の増加により、1980年代に早期退職制度が定着したことも高齢者の労働力率が低い一因である。しかし、近年は、高齢化の進展により、社会保障制度の担い手を確保する必要性から、高齢者の雇用促進が政策課題となっている。日本の場合、他国と異なる点として、引退すべきであると考えられている年齢が高いことが挙げられる。高齢者の労働意欲は高く、これが高齢者の労働力率を引き上げているひとつの要因となっている。

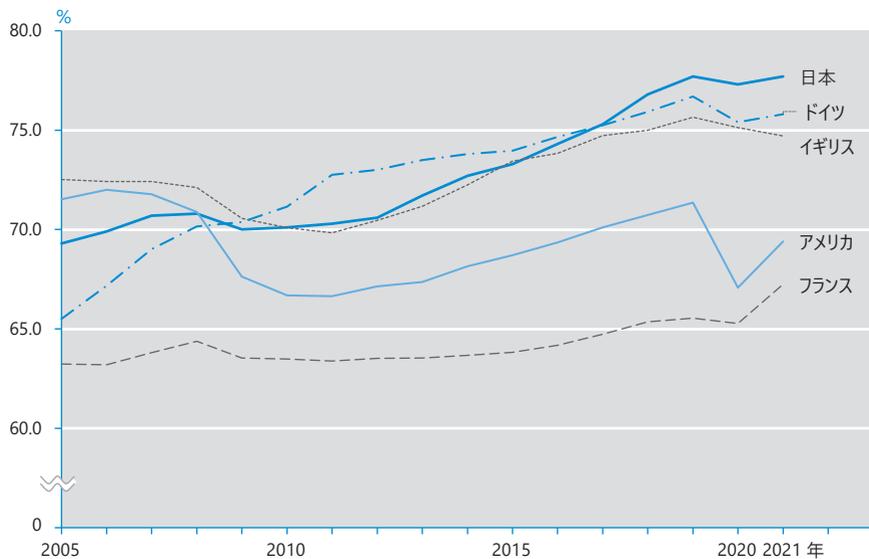
2-4 年齢階級別女性労働力率



関連表 p.74 「第2-11-2表 性別・年齢階級別労働力率」

女性の年齢階級別労働力率をみると、日本では20歳代後半から30歳代にかけて比率が落ち込むいわゆるM字カーブを描いていることが特徴的である。結婚・出産・育児等のために労働市場からいったん退出し、その後育児が落ち着いた後に再び労働市場に復帰するという女性労働者の就労行動の特徴が、M字カーブに反映されている。これはアメリカやヨーロッパでも1970年代にはみられた現象だが、今日ではほとんどみられなくなり、台形型となっている。しかしながら、日本においても時系列で見れば、M字カーブの底の位置の上昇と底にあたる年齢の高齢化が観察される。晩婚・非婚化の進行や共働きの増加などが要因であろう。特に25～29歳における労働力率の上昇が顕著であり、1975年に42.6%であったものが、2021年には86.9%に上昇している。それ以外の年齢階層の労働力率も全般的に上昇傾向にある。

2-5 就業率



[関連表](#) p.80「第2-13-1表 就業率」(15~64歳)、p.81~83「第2-13-2表 性別・年齢級別就業率」

就業率とは15歳以上人口に占める就業者の割合であり、ここでは生産年齢人口(本書では15~64歳とする)の就業率についてグラフで示した。

2021年の日本の就業率は男女計が77.7%で、ドイツ(75.8%)、イギリス(74.7%)と同水準であり、アメリカ(69.4%)、フランス(67.2%)を上回っている。男女別にみると、男性の就業率83.9%に対して、女性は71.3%となっている。

2005年以降の推移をみると、おおむね上昇傾向にあるが、2020年は低下しており、特にアメリカでは前年と比べて4.3ポイント低下と低下幅が大きくなっている。

2 人口・労働力人口

第 2-1 表 総人口

Table 2-1: Total population

	1950年	2000	2010	2020	2022	2030	2050	
100万人								millions
全世界	2,499	6,149	6,986	7,841	7,975	8,546	9,709	World
アフリカ	228	819	1,055	1,361	1,427	1,711	2,485	Africa
中南米	168	523	591	652	660	698	749	a)
北アメリカ	162	313	345	374	377	393	421	b)
アジア	1,379	3,736	4,221	4,664	4,723	4,959	5,293	Asia
ヨーロッパ	550	727	736	746	744	737	703	Europe
オセアニア	13	31	37	44	45	49	58	Oceania
日本	84	127	128	125	124	119	104	JPN
アメリカ	148	282	311	336	338	352	375	USA
カナダ	14	31	34	38	38	41	46	CAN
イギリス	50	59	63	67	68	69	72	UK
ドイツ	71	82	81	83	83	83	79	DEU
フランス	42	59	62	64	65	66	66	FRA
イタリア	46	57	60	60	59	58	52	ITA
スウェーデン	7	9	9	10	11	11	12	SWE
ロシア	103	147	143	146	145	141	133	RUS
中国	544	1,264	1,348	1,425	1,426	1,416	1,313	CHN
韓国	20	47	49	52	52	51	46	KOR
シンガポール	1	4	5	6	6	6	6	SGP
マレーシア	6	23	29	33	34	37	41	MYS
タイ	20	63	68	71	72	72	68	THA
インドネシア	70	214	244	272	276	292	317	IDN
フィリピン	18	78	95	112	116	129	158	PHL
インド	357	1,060	1,241	1,396	1,417	1,515	1,670	IND
ベトナム	25	79	87	97	98	103	107	VNM
オーストラリア	8	19	22	26	26	28	32	AUS
ニュージーランド	2	4	4	5	5	5	6	NZL
メキシコ	28	98	113	126	128	135	144	MEX
ブラジル	54	176	196	213	215	224	231	BRA

a) Latin America and the Caribbean; b) Northern America.

出典：UN（2022.7）*World Population Prospects: The 2022 Revision*

注：国連による推計。2022年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

参考：日本の将来推計人口

Reference: Population prospects of Japan

	2020年	2025	2030	2035	2040	2045	2050	
千人	125,325	122,544	119,125	115,216	110,919	106,421	101,923	thousands

出典：国立社会保障・人口問題研究所（2017.4）「日本の将来推計人口（2017年推計）」

注：2015年の国勢調査に基づく中位推計値。各年10月1日現在の総人口（日本における外国人を含む）。

第2-2表 人口増加率

Table 2-2: Population growth rates

	1950年	2000	2010	2020	2022	2030	2050	
年率, %								annual percentage change, %
全世界	1.73	1.33	1.25	0.92	0.84	0.81	0.45	World
アフリカ	2.14	2.46	2.61	2.44	2.34	2.16	1.56	Africa
中南米	5.22	2.86	2.22	1.42	1.35	1.21	0.24	a)
北アメリカ	1.65	1.11	0.86	0.37	0.51	0.50	0.19	b)
アジア	1.90	1.34	1.15	0.71	0.60	0.53	0.11	Asia
ヨーロッパ	0.88	0.01	0.17	-0.10	-0.25	-0.15	-0.33	Europe
オセアニア	2.73	1.54	1.68	1.28	1.20	1.01	0.63	Oceania
日本	1.65	0.22	-0.04	-0.48	-0.53	-0.60	-0.68	JPN
アメリカ	1.60	1.12	0.84	0.33	0.47	0.47	0.16	USA
カナダ	2.18	1.00	1.06	0.69	0.85	0.76	0.39	CAN
イギリス	0.50	0.39	0.83	0.32	0.34	0.26	0.07	UK
ドイツ	-0.32	-0.02	0.10	0.15	-0.14	-0.14	-0.34	DEU
フランス	0.91	0.58	0.55	0.07	0.21	0.15	-0.11	FRA
イタリア	0.94	0.06	0.42	-0.47	-0.28	-0.36	-0.68	ITA
スウェーデン	0.81	0.28	0.90	0.92	0.60	0.45	0.34	SWE
ロシア	1.52	-0.39	0.02	-0.20	-0.03	-0.30	-0.33	RUS
中国	1.76	0.71	0.67	0.13	-0.01	-0.18	-0.66	CHN
韓国	-0.56	0.59	0.52	-0.05	-0.05	-0.21	-0.96	KOR
シンガポール	3.96	1.91	2.62	0.55	0.66	0.45	-0.23	SGP
マレーシア	2.37	2.60	1.60	1.18	1.10	0.84	0.34	MYS
タイ	2.39	0.94	0.64	0.24	0.16	-0.03	-0.58	THA
インドネシア	2.03	1.43	1.24	0.76	0.64	0.65	0.16	IDN
フィリピン	4.42	2.15	1.80	1.61	1.55	1.30	0.73	PHL
インド	2.19	1.82	1.38	0.92	0.69	0.75	0.24	IND
ベトナム	2.22	1.04	1.07	0.92	0.70	0.44	0.02	VNM
オーストラリア	3.14	1.21	1.47	0.98	1.00	0.84	0.52	AUS
ニュージーランド	1.98	0.62	0.95	1.37	0.83	0.61	0.23	NZL
メキシコ	2.67	1.56	1.42	0.62	0.75	0.59	0.05	MEX
ブラジル	2.98	1.34	0.94	0.59	0.45	0.40	-0.08	BRA

a) Latin America and the Caribbean; b) Northern America.

出典：UN（2022.7）*World Population Prospects: The 2022 Revision*

注：国連による推計。2022年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

2 人口・労働力人口

第 2-3 表 若年人口（15 歳未満人口）

Table 2-3: Youth population, 0-14 years old

	1990年	2000	2010	2019	2020	2021	2022	2030	
万人	ten thousands								
日本	2,211	1,822	1,691	1,519	1,492	1,467	1,441	1,266	JPN
アメリカ	5,348	6,051	6,182	6,264	6,219	6,148	6,075	5,791	USA
カナダ	573	589	562	600	601	600	599	597	CAN
イギリス	1,089	1,122	1,106	1,194	1,193	1,188	1,179	1,065	UK
ドイツ	1,281	1,273	1,106	1,134	1,146	1,157	1,164	1,155	DEU
フランス	1,132	1,098	1,143	1,140	1,132	1,121	1,112	1,042	FRA
イタリア	939	813	843	780	765	749	734	630	ITA
スウェーデン	153	163	156	182	184	185	186	177	SWE
ロシア	3,401	2,690	2,172	2,574	2,575	2,571	2,562	2,174	RUS
中国	33,324	31,013	24,880	25,965	25,685	25,193	24,592	18,511	CHN
韓国	1,144	982	801	645	631	616	600	475	KOR
マレーシア	637	769	799	775	773	771	769	761	MYS
タイ	1,657	1,517	1,317	1,164	1,148	1,131	1,113	959	THA
インドネシア	6,514	6,553	6,801	6,999	6,992	6,974	6,944	6,573	IDN
フィリピン	2,496	2,939	3,264	3,452	3,471	3,489	3,506	3,624	PHL
インド	33,048	37,140	38,433	36,783	36,463	36,157	35,863	33,812	IND
オーストラリア	375	394	420	474	476	476	476	469	AUS
メキシコ	3,191	3,351	3,363	3,219	3,192	3,162	3,125	2,808	MEX
ブラジル	5,311	5,247	4,861	4,478	4,442	4,402	4,365	4,073	BRA
対全人口比率, %	% of total population								
日本	17.9	14.4	13.2	12.1	11.9	11.8	11.6	10.7	JPN
アメリカ	21.6	21.4	19.9	18.7	18.5	18.2	18.0	16.4	USA
カナダ	20.7	19.2	16.6	16.0	15.9	15.7	15.6	14.6	CAN
イギリス	19.0	19.1	17.6	17.9	17.8	17.7	17.5	15.4	UK
ドイツ	16.1	15.6	13.6	13.6	13.8	13.9	14.0	14.0	DEU
フランス	20.1	18.7	18.3	17.7	17.6	17.4	17.2	15.9	FRA
イタリア	16.5	14.3	14.1	13.1	12.9	12.7	12.4	11.0	ITA
スウェーデン	17.9	18.4	16.6	17.7	17.7	17.7	17.6	16.1	SWE
ロシア	23.0	18.3	15.2	17.7	17.7	17.7	17.7	15.4	RUS
中国	28.9	24.5	18.5	18.3	18.0	17.7	17.2	13.1	CHN
韓国	25.9	21.0	16.4	12.5	12.2	11.9	11.6	9.3	KOR
マレーシア	36.4	33.5	27.8	23.6	23.3	23.0	22.7	20.7	MYS
タイ	30.0	24.1	19.3	16.3	16.1	15.8	15.5	13.3	THA
インドネシア	35.8	30.6	27.9	26.0	25.7	25.5	25.2	22.5	IDN
フィリピン	40.6	37.7	34.5	31.3	30.9	30.6	30.3	28.0	PHL
インド	38.0	35.0	31.0	26.6	26.1	25.7	25.3	22.3	IND
オーストラリア	22.0	20.7	19.1	18.7	18.5	18.4	18.2	16.6	AUS
メキシコ	39.0	34.2	29.9	25.7	25.3	25.0	24.5	20.9	MEX
ブラジル	35.2	29.8	24.8	21.1	20.8	20.5	20.3	18.2	BRA

出典：UN（2022.7）World Population Prospects: The 2022 Revision

注：国連による推計。2022年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第 2-4 表 生産年齢人口 (15 ~ 64 歳人口)

Table 2-4: Working age population, 15-64 years old

	1990年	2000	2010	2019	2020	2021	2022	2030	
万人	ten thousands								
日本	8,624	8,600	8,096	7,377	7,327	7,282	7,245	6,867	JPN
アメリカ	16,413	18,711	20,882	21,889	21,925	21,931	21,959	22,196	USA
カナダ	1,882	2,097	2,356	2,494	2,505	2,509	2,514	2,568	CAN
イギリス	3,733	3,838	4,144	4,247	4,258	4,267	4,278	4,329	UK
ドイツ	5,473	5,542	5,363	5,374	5,357	5,335	5,305	4,937	DEU
フランス	3,715	3,821	4,041	3,968	3,962	3,956	3,951	3,912	FRA
イタリア	3,888	3,840	3,919	3,815	3,794	3,772	3,750	3,493	ITA
スウェーデン	550	570	611	640	645	651	656	684	SWE
ロシア	9,926	10,181	10,320	9,828	9,758	9,676	9,623	9,259	RUS
中国	75,936	86,648	98,322	99,127	98,857	98,646	98,430	97,245	CHN
韓国	3,052	3,363	3,542	3,755	3,733	3,704	3,676	3,373	KOR
マレーシア	1,050	1,431	1,926	2,284	2,314	2,343	2,370	2,545	MYS
タイ	3,631	4,405	4,906	5,025	5,009	4,990	4,966	4,712	THA
インドネシア	10,967	13,781	16,154	18,182	18,370	18,545	18,717	20,024	IDN
フィリピン	3,455	4,563	5,795	7,026	7,162	7,293	7,422	8,430	PHL
インド	50,445	64,062	79,344	92,577	93,859	95,025	96,080	104,339	IND
オーストラリア	1,140	1,272	1,484	1,658	1,674	1,686	1,699	1,800	AUS
メキシコ	4,645	5,946	7,196	8,303	8,397	8,478	8,564	9,191	MEX
ブラジル	9,087	11,372	13,418	14,795	14,897	14,977	15,040	15,397	BRA
対全人口比率, %	% of total population								
日本	69.7	67.8	63.2	58.6	58.5	58.4	58.5	57.9	JPN
アメリカ	66.2	66.3	67.1	65.5	65.3	65.1	64.9	63.0	USA
カナダ	68.1	68.3	69.4	66.5	66.1	65.7	65.4	62.6	CAN
イギリス	65.3	65.2	66.0	63.6	63.5	63.4	63.4	62.6	UK
ドイツ	69.0	68.0	65.9	64.6	64.3	64.0	63.6	59.7	DEU
フランス	65.8	65.1	64.7	61.6	61.4	61.3	61.1	59.7	FRA
イタリア	68.5	67.4	65.5	63.9	63.8	63.7	63.5	60.7	ITA
スウェーデン	64.3	64.3	65.1	62.3	62.2	62.2	62.2	62.1	SWE
ロシア	67.1	69.3	72.0	67.4	67.0	66.7	66.5	65.5	RUS
中国	65.8	68.5	72.9	69.7	69.4	69.2	69.0	68.7	CHN
韓国	69.2	71.9	72.6	72.5	72.0	71.5	70.9	65.8	KOR
マレーシア	59.9	62.4	67.1	69.6	69.7	69.8	69.8	69.4	MYS
タイ	65.7	69.8	71.9	70.5	70.1	69.7	69.3	65.4	THA
インドネシア	60.2	64.4	66.2	67.4	67.6	67.7	67.9	68.5	IDN
フィリピン	56.1	58.5	61.2	63.7	63.8	64.0	64.2	65.1	PHL
インド	58.0	60.5	64.0	66.9	67.2	67.5	67.8	68.9	IND
オーストラリア	66.9	66.9	67.4	65.4	65.2	65.1	64.9	63.8	AUS
メキシコ	56.8	60.8	63.9	66.4	66.6	66.9	67.2	68.3	MEX
ブラジル	60.3	64.7	68.3	69.9	69.9	69.9	69.9	68.8	BRA

出典：UN (2022.7) *World Population Prospects: The 2022 Revision*

注：国連による推計。2022年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第 2-5 表 老年人口（65 歳以上人口）

Table 2-5: Elderly population, 65 years old or over

	1990年	2000	2010	2019	2020	2021	2022	2030	
万人									ten thousands
日本	1,534	2,258	3,023	3,683	3,705	3,712	3,709	3,719	JPN
アメリカ	3,048	3,478	4,054	5,280	5,450	5,621	5,794	7,230	USA
カナダ	310	383	478	659	683	707	732	937	CAN
イギリス	899	925	1,026	1,237	1,256	1,273	1,294	1,524	UK
ドイツ	1,183	1,340	1,663	1,807	1,830	1,849	1,869	2,184	DEU
フランス	795	948	1,060	1,332	1,355	1,376	1,400	1,601	FRA
イタリア	849	1,043	1,221	1,377	1,391	1,403	1,420	1,631	ITA
スウェーデン	152	153	171	205	208	210	214	240	SWE
ロシア	1,474	1,813	1,832	2,173	2,229	2,263	2,286	2,710	RUS
中国	6,110	8,748	11,617	17,094	17,952	18,750	19,567	25,805	CHN
韓国	216	334	539	780	821	863	906	1,281	KOR
マレーシア	65	94	147	222	233	243	255	362	MYS
タイ	235	385	604	942	990	1,039	1,091	1,535	THA
インドネシア	736	1,073	1,447	1,778	1,824	1,856	1,889	2,618	IDN
フィリピン	205	294	404	560	586	607	628	892	PHL
インド	3,552	4,762	6,285	8,952	9,317	9,575	9,773	13,348	IND
オーストラリア	189	235	299	404	417	429	442	550	AUS
メキシコ	336	490	694	986	1,011	1,031	1,061	1,455	MEX
ブラジル	673	968	1,356	1,905	1,981	2,053	2,127	2,920	BRA
対全人口比率（65歳以上人口比率），％									% of total population
日本	12.4	17.8	23.6	29.3	29.6	29.8	29.9	31.4	JPN
アメリカ	12.3	12.3	13.0	15.8	16.2	16.7	17.1	20.5	USA
カナダ	11.2	12.5	14.1	17.6	18.0	18.5	19.0	22.8	CAN
イギリス	15.7	15.7	16.3	18.5	18.7	18.9	19.2	22.0	UK
ドイツ	14.9	16.4	20.5	21.7	22.0	22.2	22.4	26.4	DEU
フランス	14.1	16.2	17.0	20.7	21.0	21.3	21.7	24.4	FRA
イタリア	15.0	18.3	20.4	23.1	23.4	23.7	24.1	28.3	ITA
スウェーデン	17.8	17.3	18.3	20.0	20.0	20.1	20.2	21.8	SWE
ロシア	10.0	12.3	12.8	14.9	15.3	15.6	15.8	19.2	RUS
中国	5.3	6.9	8.6	12.0	12.6	13.1	13.7	18.2	CHN
韓国	4.9	7.1	11.0	15.1	15.8	16.7	17.5	25.0	KOR
マレーシア	3.7	4.1	5.1	6.8	7.0	7.3	7.5	9.9	MYS
タイ	4.3	6.1	8.8	13.2	13.9	14.5	15.2	21.3	THA
インドネシア	4.0	5.0	5.9	6.6	6.7	6.8	6.9	9.0	IDN
フィリピン	3.3	3.8	4.3	5.1	5.2	5.3	5.4	6.9	PHL
インド	4.1	4.5	5.1	6.5	6.7	6.8	6.9	8.8	IND
オーストラリア	11.1	12.4	13.6	15.9	16.2	16.6	16.9	19.5	AUS
メキシコ	4.1	5.0	6.2	7.9	8.0	8.1	8.3	10.8	MEX
ブラジル	4.5	5.5	6.9	9.0	9.3	9.6	9.9	13.0	BRA

出典：UN（2022.7）World Population Prospects: The 2022 Revision

注：国連による推計。2022年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第 2-6 表 性別・年齢階級別人口、構成比

Table 2-6: Population by sex and age group

年齢階級	計 total	0-14歳	15-24	25-64	15-64	65+	75+	15+	Age group
男女計、2021年									
All persons, 2021									
人口, 千人									
Population, thousands									
日本	124,613	14,672	11,638	61,184	72,822	37,118	19,741	109,941	JPN
アメリカ	336,998	61,479	44,065	175,247	219,312	56,207	22,866	275,519	USA
カナダ	38,155	6,003	4,499	20,586	25,085	7,067	2,999	32,152	CAN
イギリス	67,281	11,883	7,783	34,889	42,671	12,727	5,997	55,398	UK
ドイツ	83,409	11,572	8,442	44,903	53,345	18,492	9,488	71,837	DEU
フランス	64,531	11,211	7,589	31,971	39,560	13,760	6,392	53,320	FRA
イタリア	59,240	7,495	5,800	31,917	37,717	14,028	7,116	51,745	ITA
スウェーデン	10,467	1,854	1,176	5,333	6,509	2,104	1,022	8,613	SWE
ロシア	145,103	25,712	14,282	82,483	96,765	22,626	8,225	119,391	RUS
中国	1,425,893	251,928	160,750	825,714	986,464	187,501	63,118	1,173,966	CHN
韓国	51,830	6,164	5,614	31,422	37,036	8,630	3,669	45,666	KOR
マレーシア	33,574	7,709	5,533	17,897	23,431	2,434	780	25,865	MYS
タイ	71,601	11,313	8,875	41,022	49,897	10,390	4,048	60,288	THA
インドネシア	273,753	69,743	44,122	141,329	185,451	18,559	6,119	204,010	IDN
フィリピン	113,880	34,889	21,055	51,871	72,926	6,065	1,755	78,991	PHL
インド	1,407,564	361,569	254,586	695,660	950,246	95,749	30,469	1,045,995	IND
オーストラリア	25,921	4,763	3,184	13,679	16,864	4,295	1,905	21,159	AUS
メキシコ	126,705	31,617	21,472	63,311	84,782	10,306	3,959	95,088	MEX
ブラジル	214,326	44,024	32,900	116,867	149,767	20,535	7,174	170,302	BRA
構成比, %									
% of age total									
日本	100.0	11.8	9.3	49.1	58.4	29.8	15.8	88.2	JPN
アメリカ	100.0	18.2	13.1	52.0	65.1	16.7	6.8	81.8	USA
カナダ	100.0	15.7	11.8	54.0	65.7	18.5	7.9	84.3	CAN
イギリス	100.0	17.7	11.6	51.9	63.4	18.9	8.9	82.3	UK
ドイツ	100.0	13.9	10.1	53.8	64.0	22.2	11.4	86.1	DEU
フランス	100.0	17.4	11.8	49.5	61.3	21.3	9.9	82.6	FRA
イタリア	100.0	12.7	9.8	53.9	63.7	23.7	12.0	87.3	ITA
スウェーデン	100.0	17.7	11.2	50.9	62.2	20.1	9.8	82.3	SWE
ロシア	100.0	17.7	9.8	56.8	66.7	15.6	5.7	82.3	RUS
中国	100.0	17.7	11.3	57.9	69.2	13.1	4.4	82.3	CHN
韓国	100.0	11.9	10.8	60.6	71.5	16.7	7.1	88.1	KOR
マレーシア	100.0	23.0	16.5	53.3	69.8	7.3	2.3	77.0	MYS
タイ	100.0	15.8	12.4	57.3	69.7	14.5	5.7	84.2	THA
インドネシア	100.0	25.5	16.1	51.6	67.7	6.8	2.2	74.5	IDN
フィリピン	100.0	30.6	18.5	45.5	64.0	5.3	1.5	69.4	PHL
インド	100.0	25.7	18.1	49.4	67.5	6.8	2.2	74.3	IND
オーストラリア	100.0	18.4	12.3	52.8	65.1	16.6	7.4	81.6	AUS
メキシコ	100.0	25.0	16.9	50.0	66.9	8.1	3.1	75.0	MEX
ブラジル	100.0	20.5	15.4	54.5	69.9	9.6	3.3	79.5	BRA

出典：UN（2022.7）World Population Prospects: The 2022 Revision

注：国連による推計。

第 2-6 表 性別・年齢階級別人口、構成比 (続き)

Table 2-6: Population by sex and age group (cont.)

年齢階級	計 total	0-14歳	15-24	25-64	15-64	65+	75+	15+	Age group
男、2021年									Male, 2021
人口, 千人									Population, thousands
日本	60,568	7,504	5,952	30,921	36,873	16,191	7,850	53,064	JPN
アメリカ	166,942	31,457	22,486	87,573	110,058	25,426	9,748	135,485	USA
カナダ	18,960	3,069	2,315	10,316	12,631	3,260	1,299	15,891	CAN
イギリス	33,239	6,093	3,999	17,316	21,315	5,830	2,595	27,145	UK
ドイツ	41,154	5,945	4,412	22,694	27,106	8,103	3,856	35,209	DEU
フランス	31,195	5,729	3,877	15,646	19,523	5,943	2,510	25,466	FRA
イタリア	28,873	3,855	3,015	15,868	18,883	6,136	2,877	25,019	ITA
スウェーデン	5,273	954	618	2,718	3,336	982	451	4,318	SWE
ロシア	67,393	13,198	7,289	39,401	46,691	7,504	2,166	54,195	RUS
中国	728,050	134,955	86,507	421,660	508,167	84,928	26,425	593,095	CHN
韓国	25,885	3,167	2,924	16,074	18,997	3,721	1,363	22,718	KOR
マレーシア	17,167	3,974	2,843	9,196	12,039	1,154	354	13,193	MYS
タイ	34,794	5,824	4,559	19,873	24,432	4,538	1,640	28,970	THA
インドネシア	137,852	35,789	22,632	71,374	94,005	8,058	2,362	102,063	IDN
フィリピン	57,817	18,063	10,828	26,260	37,088	2,666	682	39,755	PHL
インド	726,503	188,879	133,594	358,487	492,081	45,543	13,533	537,625	IND
オーストラリア	12,868	2,445	1,631	6,775	8,407	2,016	856	10,423	AUS
メキシコ	61,856	16,044	10,780	30,376	41,156	4,656	1,729	45,812	MEX
ブラジル	105,291	22,449	16,704	57,343	74,047	8,796	2,845	82,843	BRA
構成比, %									% of age total
日本	100.0	12.4	9.8	51.1	60.9	26.7	13.0	87.6	JPN
アメリカ	100.0	18.8	13.5	52.5	65.9	15.2	5.8	81.2	USA
カナダ	100.0	16.2	12.2	54.4	66.6	17.2	6.9	83.8	CAN
イギリス	100.0	18.3	12.0	52.1	64.1	17.5	7.8	81.7	UK
ドイツ	100.0	14.4	10.7	55.1	65.9	19.7	9.4	85.6	DEU
フランス	100.0	18.4	12.4	50.2	62.6	19.1	8.0	81.6	FRA
イタリア	100.0	13.4	10.4	55.0	65.4	21.2	10.0	86.6	ITA
スウェーデン	100.0	18.1	11.7	51.5	63.3	18.6	8.6	81.9	SWE
ロシア	100.0	19.6	10.8	58.5	69.3	11.1	3.2	80.4	RUS
中国	100.0	18.5	11.9	57.9	69.8	11.7	3.6	81.5	CHN
韓国	100.0	12.2	11.3	62.1	73.4	14.4	5.3	87.8	KOR
マレーシア	100.0	23.1	16.6	53.6	70.1	6.7	2.1	76.9	MYS
タイ	100.0	16.7	13.1	57.1	70.2	13.0	4.7	83.3	THA
インドネシア	100.0	26.0	16.4	51.8	68.2	5.8	1.7	74.0	IDN
フィリピン	100.0	31.2	18.7	45.4	64.1	4.6	1.2	68.8	PHL
インド	100.0	26.0	18.4	49.3	67.7	6.3	1.9	74.0	IND
オーストラリア	100.0	19.0	12.7	52.7	65.3	15.7	6.6	81.0	AUS
メキシコ	100.0	25.9	17.4	49.1	66.5	7.5	2.8	74.1	MEX
ブラジル	100.0	21.3	15.9	54.5	70.3	8.4	2.7	78.7	BRA

第 2-6 表 性別・年齢階級別人口、構成比 (続き)

Table 2-6: Population by sex and age group (cont.)

年齢階級	計 total	0-14歳	15-24	25-64	15-64	65+	75+	15+	Age group
女、2021年									Female, 2021
人口, 千人									Population, thousands
日本	64,045	7,168	5,686	30,263	35,949	20,927	11,890	56,877	JPN
アメリカ	170,056	30,021	21,579	87,674	109,253	30,781	13,118	140,034	USA
カナダ	19,195	2,934	2,184	10,270	12,454	3,807	1,700	16,261	CAN
イギリス	34,042	5,789	3,783	17,573	21,356	6,897	3,402	28,253	UK
ドイツ	42,255	5,627	4,030	22,209	26,239	10,389	5,632	36,628	DEU
フランス	33,336	5,482	3,712	16,325	20,037	7,817	3,882	27,854	FRA
イタリア	30,367	3,640	2,785	16,049	18,834	7,893	4,239	26,727	ITA
スウェーデン	5,195	900	558	2,615	3,173	1,122	571	4,295	SWE
ロシア	77,710	12,514	6,992	43,082	50,074	15,122	6,059	65,196	RUS
中国	697,843	116,972	74,243	404,054	478,297	102,574	36,693	580,871	CHN
韓国	25,945	2,997	2,690	15,349	18,039	4,909	2,306	22,948	KOR
マレーシア	16,407	3,735	2,690	8,702	11,392	1,280	426	12,672	MYS
タイ	36,807	5,489	4,316	21,149	25,465	5,852	2,408	31,318	THA
インドネシア	135,901	33,954	21,491	69,955	91,446	10,501	3,757	101,947	IDN
フィリピン	56,063	16,827	10,227	25,610	35,837	3,399	1,072	39,236	PHL
インド	681,060	172,690	120,991	337,173	458,164	50,206	16,936	508,370	IND
オーストラリア	13,053	2,317	1,553	6,904	8,457	2,279	1,050	10,736	AUS
メキシコ	64,849	15,573	10,692	32,935	43,626	5,650	2,230	49,276	MEX
ブラジル	109,035	21,575	16,197	59,524	75,721	11,739	4,329	87,460	BRA
構成比, %									% of age total
日本	100.0	11.2	8.9	47.3	56.1	32.7	18.6	88.8	JPN
アメリカ	100.0	17.7	12.7	51.6	64.2	18.1	7.7	82.3	USA
カナダ	100.0	15.3	11.4	53.5	64.9	19.8	8.9	84.7	CAN
イギリス	100.0	17.0	11.1	51.6	62.7	20.3	10.0	83.0	UK
ドイツ	100.0	13.3	9.5	52.6	62.1	24.6	13.3	86.7	DEU
フランス	100.0	16.4	11.1	49.0	60.1	23.4	11.6	83.6	FRA
イタリア	100.0	12.0	9.2	52.9	62.0	26.0	14.0	88.0	ITA
スウェーデン	100.0	17.3	10.7	50.3	61.1	21.6	11.0	82.7	SWE
ロシア	100.0	16.1	9.0	55.4	64.4	19.5	7.8	83.9	RUS
中国	100.0	16.8	10.6	57.9	68.5	14.7	5.3	83.2	CHN
韓国	100.0	11.6	10.4	59.2	69.5	18.9	8.9	88.4	KOR
マレーシア	100.0	22.8	16.4	53.0	69.4	7.8	2.6	77.2	MYS
タイ	100.0	14.9	11.7	57.5	69.2	15.9	6.5	85.1	THA
インドネシア	100.0	25.0	15.8	51.5	67.3	7.7	2.8	75.0	IDN
フィリピン	100.0	30.0	18.2	45.7	63.9	6.1	1.9	70.0	PHL
インド	100.0	25.4	17.8	49.5	67.3	7.4	2.5	74.6	IND
オーストラリア	100.0	17.8	11.9	52.9	64.8	17.5	8.0	82.2	AUS
メキシコ	100.0	24.0	16.5	50.8	67.3	8.7	3.4	76.0	MEX
ブラジル	100.0	19.8	14.9	54.6	69.4	10.8	4.0	80.2	BRA

第 2-7 表 出生率・死亡率

Table 2-7: Crude birth rates and crude death rates

	1980年	1990	2000	2010	2020	2022	2030	2050	
千人当たり出生率, %									
crude birth rates per 1,000 population, %									
日本	13.5	9.9	9.6	8.6	6.6	6.6	6.9	6.8	JPN
アメリカ	15.9	16.7	14.5	13.0	10.9	11.0	11.0	9.9	USA
カナダ	15.5	15.5	10.6	11.0	9.8	9.8	9.7	9.0	CAN
イギリス	13.4	13.9	11.5	12.8	10.1	10.0	9.7	9.4	UK
ドイツ	10.9	11.3	9.3	8.3	9.1	9.1	8.5	8.5	DEU
フランス	14.9	13.3	13.1	12.8	10.6	10.4	10.2	9.6	FRA
イタリア	11.3	10.0	9.5	9.4	6.9	6.9	7.0	6.7	ITA
スウェーデン	11.6	14.4	10.2	12.2	10.9	10.8	10.1	9.9	SWE
ロシア	16.3	13.5	8.9	12.7	9.9	9.5	8.9	10.2	RUS
中国	22.3	24.4	13.8	13.3	8.6	7.5	7.1	6.9	CHN
韓国	22.2	15.7	12.5	9.3	5.7	5.5	5.9	4.8	KOR
マレーシア	31.1	27.9	23.0	17.0	15.4	15.0	13.3	10.7	MYS
タイ	26.8	19.7	13.5	11.9	9.2	8.8	8.2	7.1	THA
インドネシア	33.6	25.5	21.9	20.2	16.6	16.2	14.9	12.4	IDN
フィリピン	37.2	33.3	28.8	25.5	22.0	21.6	19.6	15.4	PHL
インド	36.2	31.8	27.0	21.4	16.6	16.3	14.8	11.5	IND
オーストラリア	15.4	15.4	13.1	13.7	11.6	11.5	10.8	9.9	AUS
メキシコ	35.5	29.3	24.2	20.2	15.6	14.6	13.4	10.4	MEX
ブラジル	32.2	24.8	19.8	15.5	13.1	12.6	11.5	9.4	BRA
千人当たり死亡率, %									
crude death rates per 1,000 population, %									
日本	6.4	7.0	8.1	10.1	12.1	12.7	13.7	14.6	JPN
アメリカ	8.8	8.6	8.5	8.0	9.7	9.3	9.2	11.0	USA
カナダ	7.0	7.0	7.1	7.1	8.1	7.8	8.4	10.5	CAN
イギリス	11.7	11.2	10.3	9.0	10.1	9.1	9.5	11.0	UK
ドイツ	12.2	11.6	10.3	10.6	11.7	12.4	11.8	13.8	DEU
フランス	10.2	9.3	9.1	8.7	10.2	9.4	9.8	11.7	FRA
イタリア	9.9	9.6	9.8	9.7	12.0	10.7	11.5	14.6	ITA
スウェーデン	11.1	11.1	10.5	9.7	9.5	8.6	9.2	9.8	SWE
ロシア	11.1	11.0	15.5	14.3	14.2	16.3	12.6	14.2	RUS
中国	7.6	7.0	6.2	6.5	7.3	7.4	8.6	13.2	CHN
韓国	7.0	5.3	5.0	5.2	6.2	6.6	8.6	15.0	KOR
マレーシア	5.3	4.7	4.6	5.0	5.3	5.4	6.2	8.5	MYS
タイ	7.3	5.6	6.0	6.3	7.3	7.5	8.8	13.1	THA
インドネシア	10.3	8.1	7.4	7.4	9.0	9.6	8.3	10.6	IDN
フィリピン	8.3	6.8	5.7	5.6	5.6	5.6	6.1	7.7	PHL
インド	13.7	10.7	8.7	7.4	7.4	9.1	7.0	8.8	IND
オーストラリア	7.4	7.0	6.8	6.5	6.4	6.8	7.3	9.0	AUS
メキシコ	7.6	5.8	5.0	5.6	9.3	6.7	7.1	9.5	MEX
ブラジル	8.8	7.2	6.4	6.2	7.4	8.1	7.5	10.1	BRA

出典：UN（2022.7）World Population Prospects: The 2022 Revision

注：国連による推計。2022年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第 2-8 表 平均寿命

Table 2-8: Life expectancy at birth by sex

	1990年	2000	2010	2019	2020	2021	2022	2030	
男、歳									
									Male, years
日本	75.9	77.7	79.5	81.4	81.6	81.8	81.8	82.8	JPN
アメリカ	71.9	74.1	76.3	76.6	74.6	74.3	75.5	78.5	USA
カナダ	74.2	76.6	79.1	80.3	80.0	80.6	80.9	82.3	CAN
イギリス	72.8	75.4	78.4	79.9	78.4	78.7	80.4	81.8	UK
ドイツ	71.9	74.9	77.4	79.1	78.7	78.1	78.5	81.2	DEU
フランス	72.7	75.2	78.0	79.7	79.2	79.4	80.4	81.5	FRA
イタリア	73.6	76.5	79.5	81.4	80.0	80.5	82.0	83.2	ITA
スウェーデン	74.8	77.4	79.5	81.3	80.6	81.1	81.9	83.2	SWE
ロシア	63.0	58.9	63.5	68.8	66.2	64.2	64.7	70.8	RUS
中国	65.7	69.7	73.1	75.3	75.3	75.5	76.0	77.7	CHN
韓国	67.5	72.5	77.1	80.3	80.2	80.4	80.7	81.7	KOR
マレーシア	69.2	70.6	72.1	73.5	73.6	72.7	74.0	75.3	MYS
タイ	66.8	68.4	72.1	74.6	75.0	74.5	75.5	77.6	THA
インドネシア	61.6	64.9	66.9	68.5	66.7	65.5	66.2	69.7	IDN
フィリピン	64.1	67.6	69.1	70.0	70.2	67.2	70.2	70.9	PHL
インド	57.9	61.8	65.3	69.5	68.6	65.8	66.3	72.0	IND
オーストラリア	74.0	77.0	79.8	81.1	82.9	83.2	81.7	82.9	AUS
メキシコ	66.5	70.7	71.3	70.9	66.3	66.1	71.5	73.2	MEX
ブラジル	63.1	66.3	69.8	72.2	70.7	69.6	70.3	74.6	BRA
女、歳									
									Female, years
日本	81.9	84.5	86.2	87.4	87.7	87.7	87.8	88.9	JPN
アメリカ	78.8	79.4	81.2	81.7	80.3	80.2	81.0	83.1	USA
カナダ	80.6	81.8	83.5	84.4	84.1	84.7	84.8	85.8	CAN
イギリス	78.5	80.2	82.3	83.5	82.4	82.8	83.8	84.8	UK
ドイツ	78.4	81.0	82.6	84.0	83.6	83.2	83.5	85.3	DEU
フランス	81.0	82.8	84.7	85.6	85.2	85.5	86.0	86.9	FRA
イタリア	80.3	82.5	84.5	85.6	84.7	85.1	86.0	87.1	ITA
スウェーデン	80.4	82.0	83.5	84.7	84.3	84.9	85.1	86.1	SWE
ロシア	73.8	72.3	75.3	78.8	76.4	74.8	75.7	80.2	RUS
中国	70.4	74.2	78.3	80.8	81.1	81.2	81.3	82.7	CHN
韓国	76.4	80.2	84.2	86.7	86.7	86.8	87.1	88.1	KOR
マレーシア	73.5	75.1	77.1	78.3	78.5	77.4	78.8	80.0	MYS
タイ	74.2	76.4	80.4	83.4	83.7	83.0	83.9	85.1	THA
インドネシア	64.8	68.0	70.4	72.6	71.0	69.7	70.4	74.4	IDN
フィリピン	67.8	71.2	72.4	73.7	74.0	71.5	74.2	75.3	PHL
インド	59.5	63.6	68.6	72.4	71.8	68.9	69.4	75.6	IND
オーストラリア	80.1	82.3	84.2	85.1	85.7	85.8	85.5	86.4	AUS
メキシコ	73.6	76.5	77.1	77.6	74.3	74.9	78.2	79.6	MEX
ブラジル	69.0	73.4	76.6	78.5	77.4	76.0	76.6	80.5	BRA

出典：UN（2022.7）World Population Prospects: The 2022 Revision

注：出生（0歳）時点における平均余命。国連による推計で、2022年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第 2-9 表 合計特殊出生率

Table 2-9: Total fertility rates

	1990年	2000	2010	2019	2020	2021	2022	2030	
日本	1.52	1.37	1.39	1.29	1.29	1.30	1.30	1.37	JPN
アメリカ	2.07	2.05	1.93	1.69	1.64	1.66	1.66	1.67	USA
カナダ	1.81	1.49	1.63	1.45	1.46	1.46	1.47	1.49	CAN
イギリス	1.83	1.64	1.92	1.63	1.56	1.56	1.57	1.59	UK
ドイツ	1.44	1.38	1.39	1.54	1.52	1.53	1.53	1.55	DEU
フランス	1.78	1.88	2.02	1.83	1.79	1.79	1.79	1.78	FRA
イタリア	1.33	1.25	1.45	1.26	1.26	1.28	1.29	1.35	ITA
オランダ	1.61	1.72	1.79	1.58	1.59	1.64	1.64	1.64	NLD
ベルギー	1.62	1.66	1.86	1.59	1.57	1.58	1.59	1.61	BEL
デンマーク	1.67	1.77	1.86	1.70	1.70	1.72	1.72	1.72	DNK
スウェーデン	2.12	1.54	1.98	1.72	1.67	1.67	1.67	1.68	SWE
フィンランド	1.78	1.73	1.86	1.36	1.37	1.39	1.40	1.44	FIN
ノルウェー	1.93	1.85	1.94	1.54	1.50	1.50	1.51	1.54	NOR
ロシア	1.90	1.22	1.60	1.50	1.49	1.49	1.50	1.61	RUS
中国	2.51	1.63	1.69	1.50	1.28	1.16	1.18	1.27	CHN
香港	1.29	1.03	1.12	1.03	0.87	0.75	0.76	0.87	HKG
韓国	1.60	1.42	1.22	0.91	0.89	0.88	0.87	0.97	KOR
シンガポール	1.79	1.56	1.16	0.96	1.00	1.02	1.03	1.11	SGP
マレーシア	3.37	2.91	2.14	1.83	1.82	1.80	1.79	1.73	MYS
タイ	2.09	1.61	1.58	1.35	1.34	1.33	1.32	1.35	THA
インドネシア	3.10	2.54	2.45	2.21	2.19	2.17	2.15	2.03	IDN
フィリピン	4.35	3.71	3.26	2.80	2.78	2.75	2.73	2.52	PHL
インド	4.04	3.35	2.60	2.11	2.05	2.03	2.01	1.91	IND
ベトナム	3.60	2.07	1.89	1.95	1.95	1.94	1.94	1.90	VNM
オーストラリア	1.90	1.77	1.95	1.67	1.59	1.60	1.60	1.62	AUS
ニュージーランド	2.17	1.98	2.16	1.85	1.79	1.77	1.76	1.72	NZL
メキシコ	3.45	2.72	2.34	1.92	1.91	1.82	1.80	1.73	MEX
ブラジル	2.90	2.25	1.81	1.70	1.65	1.64	1.63	1.62	BRA

出典：UN（2022.7）*World Population Prospects: The 2022 Revision*

注：国連による推計。2022年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第 2-10-1 表 労働力人口

Table 2-10-1: Labour force

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
	千人、thousands							
15歳以上計	15 years old or over							
日本 1)	66,320	66,250	67,320	68,490	69,120	69,020	69,070	JPN
アメリカ 2)	153,886	157,131	160,322	162,076	163,537	160,742	161,202	USA
カナダ	18,400	19,121	19,530	19,732	20,140	19,897	20,385	CAN
イギリス 2)	31,448	32,890	33,399	33,562	33,862	33,923	33,582	UK
ドイツ	41,783	42,160	43,285	43,382	43,771	43,185	43,036	DEU
フランス	28,962	29,476	29,668	29,825	29,682	29,346	30,093	FRA
イタリア	24,583	25,498	25,930	25,970	25,941	25,214	24,921	ITA
オランダ	8,713	8,933	9,042	9,148	9,297	9,338	9,690	NLD
ベルギー	4,895	4,973	4,991	5,056	5,106	5,085	5,178	BEL
デンマーク	2,879	2,890	2,961	2,985	3,020	3,018	3,048	DNK
スウェーデン	4,948	5,223	5,380	5,442	5,504	5,523	5,547	SWE
フィンランド	2,692	2,710	2,724	2,760	2,768	2,762	2,785	FIN
ノルウェー	2,592	2,760	2,759	2,792	2,819	2,827	2,924	NOR
ギリシャ	5,029	4,808	4,780	4,743	4,730	4,630	4,606	GRC
スペイン 2)	23,365	22,922	22,742	22,807	23,027	22,733	23,203	ESP
ロシア	75,497	76,590	76,293	76,225	75,319	74,781	75,269	RUS
香港	3,631	3,903	3,956	3,997	3,988	3,919	3,870	HKG
韓国	24,956	27,153	27,748	27,895	28,186	28,012	28,310	KOR
シンガポール	2,047	2,232	2,270	2,293	2,329	2,346	2,384	SGP
タイ	38,275	38,244	37,772	38,157	37,885	38,099	38,216	THA
インドネシア	114,218	123,403	127,609	132,487	136,808	137,017	135,712	IDN
フィリピン	37,382	40,382	41,390	42,142	43,399	40,397	42,505	PHL
ベトナム	50,051	53,835	54,729	54,887	55,507	54,471	54,709	VNM
オーストラリア	11,628	12,524	12,977	13,288	13,575	13,550	13,761	AUS
ニュージーランド	2,308	2,504	2,715	2,773	2,811	2,862	2,905	NZL
メキシコ	48,718	52,905	54,204	55,555	56,991	55,663	57,531	MEX
ブラジル	—	100,547	103,779	105,025	106,887	100,662	105,005	BRA

出典：日本：総務省統計局（2022.3）「労働力調査（基本集計）」

日本を除くOECD諸国：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Labour Force Statistics" 2022年12月現在

その他の国：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2022年12月現在

注 1) 新基準（2020年国勢調査基準）のベンチマーク人口に基づく時系列接続用数値。

2) 16歳以上が対象。

第 2-10-2 表 性別・年齢階級別労働力人口

Table 2-10-2: Labour force by sex and age group

男女計、2021年							All persons, 2021
年齢階級	日本 1)	アメリカ 2)	カナダ	イギリス 2)	ドイツ	フランス	イタリア
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA
歳							千人、thousands
15-19	1,070	5,961	1,022	1,090	1,100	678	179
20-24	4,730	14,726	1,822	2,891	3,229	2,361	1,260
25-29	5,820	18,025	2,207	3,785	3,955	3,087	2,081
30-34	5,790	18,646	2,314	3,975	4,934	3,483	2,480
35-39	6,440	17,625	2,233	3,849	4,629	3,628	2,741
40-44	7,270	16,695	2,221	3,646	4,564	3,682	3,181
45-49	8,650	15,800	1,991	3,571	4,284	3,826	3,718
50-54	7,970	16,076	2,116	3,830	5,479	3,836	3,701
55-59	6,630	15,089	2,033	3,440	5,749	3,478	3,202
60-64	5,450	11,960	1,479	2,220	3,752	1,561	1,655
65-69	4,100	5,933	603	810	864	346	491
70-74	3,190	2,711	237	316	322	95	141
75+	1,970	1,955	107	158	175	31	91
15-64	59,810	150,603	19,438	32,298	41,674	29,620	24,197
65+	9,260	10,599	947	1,285	1,361	473	723
計(15+)	69,070	161,202	20,385	33,582	43,036	30,093	24,921
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 2)	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL
歳							千人、thousands
15-19	80	754	257	206	188	818	153
20-24	316	923	1,270	414	1,331	1,303	266
25-29	610	1,011	2,111	594	2,685	1,555	322
30-34	665	1,013	2,376	680	2,626	1,625	331
35-39	638	929	2,771	607	2,808	1,603	292
40-44	656	903	3,410	592	3,089	1,422	276
45-49	642	982	3,442	617	3,374	1,412	288
50-54	633	1,092	3,092	617	3,500	1,331	287
55-59	591	1,026	2,601	590	3,092	1,173	270
60-64	286	739	1,576	416	2,507	869	223
65-69	41	216	239	154	1,473	—	116
70-74	13	76	42	61	808	—	55
75+	6	27	16	—	830	—	25
15-64	5,118	9,372	22,906	5,332	25,198	13,111	2,708
65+	60	319	297	215	3,112	650	197
計(15+)	5,178	9,690	23,203	5,547	28,310	13,761	2,905

第 2-10-2 表 性別・年齢階級別労働力人口 (続き)

Table 2-10-2: Labour force by sex and age group (cont.)

男、2021年								Male, 2021
年齢階級	日本 1)	アメリカ 2)	カナダ	イギリス 2)	ドイツ	フランス	イタリア	
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA	
歳								千人、thousands
15-19	520	2,986	508	539	620	388	119	
20-24	2,400	7,579	959	1,503	1,742	1,228	759	
25-29	3,110	9,552	1,163	1,982	2,125	1,579	1,170	
30-34	3,220	10,058	1,223	2,118	2,694	1,769	1,422	
35-39	3,620	9,594	1,184	2,012	2,500	1,872	1,554	
40-44	4,020	8,897	1,144	1,882	2,393	1,874	1,789	
45-49	4,730	8,310	1,022	1,842	2,202	1,953	2,083	
50-54	4,350	8,405	1,090	1,970	2,899	1,962	2,086	
55-59	3,680	7,903	1,074	1,774	3,004	1,741	1,839	
60-64	3,130	6,313	813	1,200	2,002	760	962	
65-69	2,410	3,247	359	454	494	185	318	
70-74	1,900	1,541	159	197	209	54	106	
75+	1,180	1,118	77	103	114	20	74	
15-64	32,780	79,597	10,178	16,823	22,179	15,125	13,782	
65+	5,490	5,906	595	753	817	259	498	
計(15+)	38,270	85,503	10,773	17,576	22,996	15,384	14,280	
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 2)	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド	
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL	
歳								千人、thousands
15-19	46	372	143	91	80	400	76	
20-24	169	457	680	227	538	681	141	
25-29	315	519	1,083	314	1,403	822	175	
30-34	348	532	1,230	362	1,554	860	178	
35-39	337	497	1,437	326	1,756	850	154	
40-44	342	475	1,779	309	1,870	747	144	
45-49	341	502	1,828	318	1,962	726	147	
50-54	343	567	1,655	322	1,986	682	145	
55-59	318	551	1,397	305	1,797	613	139	
60-64	160	428	848	218	1,454	465	116	
65-69	27	133	129	94	876	—	62	
70-74	9	56	28	42	436	—	35	
75+	4	23	12	—	412	—	17	
15-64	2,718	4,900	12,081	2,792	14,400	6,845	1,415	
65+	40	213	169	136	1,724	396	114	
計(15+)	2,758	5,112	12,251	2,928	16,124	7,241	1,529	

第 2-10-2 表 性別・年齢階級別労働力人口（続き）

Table 2-10-2: Labour force by sex and age group (cont.)

女、2021年								Female, 2021
年齢階級	日本 1)	アメリカ 2)	カナダ	イギリス 2)	ドイツ	フランス	イタリア	
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA	
歳								千人、thousands
15-19	550	2,975	514	551	480	291	61	
20-24	2,330	7,147	863	1,388	1,487	1,133	501	
25-29	2,700	8,473	1,044	1,803	1,830	1,509	911	
30-34	2,570	8,588	1,091	1,857	2,240	1,714	1,058	
35-39	2,820	8,031	1,050	1,838	2,129	1,756	1,187	
40-44	3,250	7,798	1,077	1,764	2,172	1,808	1,392	
45-49	3,910	7,490	969	1,729	2,082	1,873	1,635	
50-54	3,610	7,671	1,027	1,859	2,580	1,874	1,615	
55-59	2,950	7,186	959	1,666	2,745	1,737	1,363	
60-64	2,320	5,647	666	1,020	1,751	801	693	
65-69	1,690	2,686	244	356	370	161	173	
70-74	1,290	1,170	79	120	114	41	35	
75+	790	837	30	56	61	11	17	
15-64	27,030	71,006	9,260	15,475	19,495	14,495	10,416	
65+	3,770	4,693	353	532	544	214	225	
計(15+)	30,800	75,699	9,613	16,007	20,040	14,709	10,641	
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 2)	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド	
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL	
歳								千人、thousands
15-19	34	382	114	115	107	417	77	
20-24	147	466	590	186	793	622	125	
25-29	296	492	1,028	280	1,281	734	147	
30-34	317	480	1,146	318	1,072	765	154	
35-39	302	433	1,334	281	1,052	754	138	
40-44	314	429	1,631	283	1,219	675	132	
45-49	301	480	1,613	299	1,412	687	141	
50-54	290	526	1,437	295	1,515	648	142	
55-59	273	475	1,204	285	1,295	560	131	
60-64	126	311	728	198	1,053	404	107	
65-69	15	83	111	60	598	—	54	
70-74	4	20	13	19	372	—	20	
75+	2	4	4	—	418	—	9	
15-64	2,400	4,472	10,825	2,540	10,798	6,267	1,293	
65+	20	106	128	79	1,388	254	83	
計(15+)	2,420	4,578	10,953	2,620	12,186	6,521	1,376	

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Labour Force Statistics" 2022年12月現在

日本：総務省統計局（2022.3）「労働力調査（基本集計）」

注 1) 新基準（2020年国勢調査基準）のベンチマーク人口に基づく時系列接続用数値。

2) 16歳以上が対象。

第 2-11-1 表 労働力率

Table 2-11-1: Labour force participation rates

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
								%
15歳以上計								Total(15+)
日本	59.6	59.6	60.5	61.5	62.1	62.0	62.1	JPN
アメリカ 1)	64.7	62.7	62.9	62.9	63.1	61.7	61.7	USA
カナダ	66.7	65.8	65.6	65.3	65.6	64.1	65.1	CAN
イギリス 1)	62.7	63.2	63.3	63.3	63.5	63.4	62.7	UK
ドイツ	59.5	60.2	61.2	61.3	61.9	60.7	60.6	DEU
フランス	56.4	56.1	55.7	55.8	55.3	54.5	55.8	FRA
イタリア	48.2	49.0	49.8	49.9	49.9	48.5	48.6	ITA
オランダ	64.8	64.4	64.0	64.3	64.8	64.5	67.0	NLD
ベルギー	54.1	53.3	53.8	54.2	54.4	53.8	54.5	BEL
デンマーク	63.4	61.3	61.7	61.8	62.3	62.0	62.4	DNK
スウェーデン	70.5	72.0	72.7	72.9	73.3	73.3	73.8	SWE
フィンランド	66.6	59.1	59.0	59.6	59.6	59.2	67.5	FIN
ノルウェー	71.8	65.0	63.7	64.1	64.2	63.8	66.5	NOR
ギリシャ	53.5	52.0	52.1	51.9	52.0	51.0	50.8	GRC
スペイン 1)	60.3	59.5	58.8	58.6	58.6	57.4	58.5	ESP
ロシア	67.7	69.1	62.8	62.9	62.2	61.9	62.3	RUS
香港	59.6	61.1	61.1	61.3	60.7	59.7	59.4	HKG
韓国	61.1	62.8	63.2	63.1	63.3	62.5	62.8	KOR
シンガポール	66.2	68.3	67.7	67.7	68.0	68.1	70.0	SGP
タイ	71.6	69.2	67.5	67.8	67.0	67.0	66.9	THA
インドネシア	66.6	66.6	66.7	67.7	68.2	67.4	65.9	IDN
フィリピン	61.4	61.4	59.1	59.0	59.4	54.8	56.5	PHL
ベトナム	76.2	77.2	76.1	75.6	75.6	73.3	72.9	VNM
オーストラリア	65.4	65.0	65.2	65.6	66.0	65.0	65.8	AUS
ニュージーランド	68.0	68.8	70.9	70.9	70.6	70.2	70.8	NZL
メキシコ	59.7	59.8	59.3	59.6	60.1	57.6	58.8	MEX
ブラジル	—	63.8	64.2	64.2	64.7	60.3	62.3	BRA

第 2-11-1 表 労働力率（続き）

Table 2-11-1: Labour force participation rates (cont.)

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
								%
65歳以上								65 years old or over
日本	19.9	22.1	23.5	24.7	25.3	25.5	25.6	JPN
アメリカ	17.4	18.9	19.3	19.6	20.2	19.4	18.9	USA
カナダ	11.0	13.1	13.9	13.7	14.6	13.8	14.0	CAN
イギリス	8.3	10.5	10.4	10.6	10.9	10.8	10.5	UK
ドイツ	4.0	6.1	7.0	7.5	7.8	7.5	7.5	DEU
フランス	1.6	2.7	3.1	3.1	3.4	3.4	3.5	FRA
イタリア	3.2	3.8	4.4	4.8	5.1	5.1	5.2	ITA
オランダ	5.9	7.3	7.7	8.4	9.4	9.3	9.7	NLD
ベルギー	2.1	2.6	2.5	2.8	3.0	2.9	2.8	BEL
デンマーク	6.6	8.1	8.1	8.2	8.6	8.5	9.2	DNK
スウェーデン	13.5	16.8	17.5	17.4	18.0	19.0	20.0	SWE
フィンランド	7.8	6.2	6.2	6.4	6.6	6.4	12.4	FIN
ノルウェー	18.3	11.5	10.8	11.0	11.0	10.5	15.4	NOR
ギリシャ	4.0	3.1	3.5	3.7	4.1	4.4	4.8	GRC
スペイン	2.0	1.9	2.1	2.3	2.5	2.9	3.3	ESP
ロシア	9.6	12.0	5.9	6.3	6.8	6.6	6.2	RUS
香港	5.7	9.4	10.9	11.9	12.5	12.3	12.5	HKG
韓国	29.7	31.1	31.5	32.2	34.0	35.3	36.3	KOR
シンガポール	17.6	25.8	26.8	27.8	28.7	30.1	32.1	SGP
タイ	27.0	25.4	24.8	25.2	24.4	25.7	26.4	THA
インドネシア	40.8	39.8	41.2	42.4	44.0	44.4	42.5	IDN
フィリピン	37.3	36.0	31.5	32.3	32.9	28.5	29.6	PHL
ベトナム	27.6	31.0	27.8	25.0	26.7	23.4	33.2	VNM
オーストラリア	10.8	12.3	13.0	14.0	14.7	14.2	15.0	AUS
ニュージーランド	17.1	22.0	24.3	24.1	24.1	24.8	25.1	NZL
メキシコ	27.7	27.8	26.8	27.2	27.0	24.1	23.9	MEX
ブラジル	—	14.2	14.5	15.1	15.7	12.9	12.8	BRA

出典：日本：総務省統計局（2022.2）「労働力調査（基本集計）」

日本を除くOECD諸国：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Labour Force Statistics" 2022年12月現在

その他の国：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2022年12月現在

注 1) 16歳以上が対象。

第 2-11-2 表 性別・年齢階級別労働力率

Table 2-11-2: Labour force participation rates by sex and age group

男女計、2021年								All persons, 2021
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア	
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA	
歳								%
15-19	19.0	36.2	49.7	38.1	29.1	17.0	6.3	
20-24	75.3	70.8	76.0	73.6	71.8	64.6	43.1	
25-29	91.0	81.6	86.4	86.8	84.3	86.3	68.6	
30-34	87.6	82.3	88.1	87.8	86.7	87.7	77.0	
35-39	87.0	82.1	88.2	88.1	87.8	87.9	79.2	
40-44	88.1	82.0	88.7	88.3	88.6	89.4	80.0	
45-49	88.5	82.2	88.4	86.7	89.0	88.8	79.7	
50-54	87.5	79.2	86.5	84.3	87.7	87.9	77.0	
55-59	84.2	72.2	77.0	76.2	83.3	79.9	69.1	
60-64	73.8	57.0	57.9	56.6	63.3	38.2	41.8	
65-69	51.7	32.5	27.5	24.1	17.4	9.1	14.1	
70-74	33.2	17.8	13.0	9.4	7.8	2.6	4.2	
75+	10.6	8.6	3.9	2.8	2.0	0.5	1.3	
15-64	80.1	73.4	79.1	78.2	78.7	73.0	64.5	
65+	25.6	18.9	14.0	10.5	7.5	3.5	5.2	
計(15+)	62.1	61.7	65.1	62.7	60.6	55.8	48.6	
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド	
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL	
歳								%
15-19	12.4	74.1	13.2	35.5	8.1	55.1	48.6	
20-24	47.4	83.6	53.2	72.8	47.1	81.0	80.3	
25-29	84.3	90.6	84.6	85.2	73.9	84.9	87.0	
30-34	87.7	90.3	87.9	90.9	79.4	85.3	86.6	
35-39	86.1	88.5	89.0	91.3	76.4	86.4	86.1	
40-44	87.3	88.0	89.7	93.4	78.3	86.3	88.6	
45-49	86.3	89.2	87.6	93.3	79.9	86.2	89.5	
50-54	81.0	85.8	83.5	92.9	79.3	83.0	87.0	
55-59	73.9	81.8	75.4	90.9	74.8	76.4	83.8	
60-64	38.9	65.0	51.9	73.1	62.2	59.6	75.3	
65-69	6.5	21.6	9.5	28.6	51.0	—	46.2	
70-74	2.4	8.0	1.9	11.4	38.3	—	25.5	
75+	0.6	2.0	0.4	—	23.1	—	8.1	
15-64	69.7	83.7	75.0	82.9	69.0	79.1	81.6	
65+	2.8	9.7	3.3	20.0	36.3	15.0	25.1	
計(15+)	54.5	67.0	58.5	73.8	62.8	65.8	70.8	

第 2-11-2 表 性別・年齢階級別労働力率（続き）

Table 2-11-2: Labour force participation rates by sex and age group (cont.)

男、2021年								Male, 2021
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア	
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA	
歳								%
15-19	17.8	35.9	48.4	36.8	32.1	19.0	8.1	
20-24	74.4	73.0	76.8	75.1	74.1	67.0	50.0	
25-29	94.8	86.2	88.6	89.5	87.4	90.0	75.5	
30-34	95.5	89.2	92.3	93.3	91.8	92.3	87.6	
35-39	96.2	90.3	93.4	92.8	93.2	94.0	89.7	
40-44	96.1	88.9	92.7	92.2	92.7	93.2	90.2	
45-49	95.7	88.5	92.3	90.7	92.6	92.3	90.1	
50-54	94.9	84.7	90.0	88.4	91.4	91.7	88.1	
55-59	93.6	77.9	82.2	80.2	87.3	82.5	81.3	
60-64	85.7	62.8	64.7	62.6	68.3	39.1	50.5	
65-69	62.8	37.9	33.8	28.0	20.9	10.4	19.2	
70-74	42.0	22.0	18.3	12.2	10.8	3.2	6.7	
75+	16.2	11.5	6.3	4.1	3.1	0.8	2.6	
15-64	86.7	78.7	82.6	81.9	82.7	76.2	73.6	
65+	34.9	23.4	18.8	13.2	10.1	4.4	8.2	
計(15+)	71.3	67.6	69.6	66.9	65.8	59.8	57.6	
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド	
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL	
歳								%
15-19	14.0	71.6	14.3	30.6	6.8	52.5	47.3	
20-24	49.8	81.7	55.6	75.7	42.1	82.6	82.5	
25-29	86.7	91.8	85.8	87.8	72.5	89.0	92.4	
30-34	92.0	93.9	91.1	94.5	88.9	92.0	93.3	
35-39	91.1	94.2	93.3	95.2	92.4	93.0	91.8	
40-44	90.8	92.9	93.6	95.7	92.8	91.5	93.5	
45-49	90.7	92.0	92.6	94.8	91.6	89.7	93.0	
50-54	86.8	89.0	89.7	95.6	89.7	87.5	90.4	
55-59	79.2	87.8	82.4	92.9	86.5	81.8	88.8	
60-64	44.1	75.8	57.6	76.4	73.3	65.6	81.2	
65-69	8.7	27.0	10.8	35.3	63.0	—	51.2	
70-74	3.5	12.1	2.8	16.0	46.6	—	33.1	
75+	1.0	3.9	0.7	—	29.3	—	11.6	
15-64	73.7	87.1	79.1	84.9	78.0	83.3	85.7	
65+	4.1	13.7	4.2	25.7	46.2	19.5	30.7	
計(15+)	59.1	71.2	63.6	76.7	72.6	70.6	75.6	

第 2-11-2 表 性別・年齢階級別労働力率（続き）

Table 2-11-2: Labour force participation rates by sex and age group (cont.)

女、2021年								Female, 2021
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア	
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA	
歳								%
15-19	20.1	36.6	51.0	39.4	26.0	14.9	4.4	
20-24	76.0	68.6	75.0	72.1	69.2	62.1	35.6	
25-29	86.9	76.8	84.1	84.1	80.9	82.8	61.3	
30-34	79.4	75.6	83.9	82.4	81.3	83.4	66.3	
35-39	77.7	74.0	82.9	83.4	82.3	82.3	68.6	
40-44	80.1	75.3	84.7	84.4	84.6	85.8	69.8	
45-49	81.2	76.2	84.7	82.8	85.4	85.4	69.5	
50-54	80.0	73.9	83.1	80.4	83.9	84.2	66.2	
55-59	74.7	66.8	72.0	72.3	79.4	77.5	57.6	
60-64	62.2	51.7	51.2	50.9	58.5	37.4	33.8	
65-69	41.7	27.7	21.6	20.6	14.3	7.9	9.5	
70-74	25.3	14.3	8.2	6.8	5.2	2.1	1.9	
75+	7.0	6.4	2.0	1.8	1.2	0.3	0.4	
15-64	73.3	68.2	75.6	74.7	74.6	70.0	55.4	
65+	18.4	15.2	9.8	8.1	5.4	2.9	2.9	
計(15+)	53.5	56.1	60.6	58.6	55.5	52.2	40.1	
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド	
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL	
歳								%
15-19	10.8	76.7	12.1	40.7	9.5	57.8	49.9	
20-24	44.8	85.6	50.7	69.7	51.2	79.3	77.9	
25-29	81.8	89.3	83.4	82.4	75.5	80.7	81.3	
30-34	83.4	86.6	84.6	87.0	68.6	78.9	79.9	
35-39	81.1	82.7	84.9	87.1	59.3	80.0	80.4	
40-44	83.8	83.1	85.8	91.1	63.2	81.2	83.8	
45-49	81.7	86.5	82.6	91.8	67.9	82.7	86.1	
50-54	75.2	82.6	77.4	90.1	68.8	78.8	83.8	
55-59	68.6	75.8	68.7	88.8	62.9	71.3	79.0	
60-64	33.8	54.3	46.6	69.8	51.4	53.8	69.7	
65-69	4.5	16.3	8.3	22.1	39.9	—	41.6	
70-74	1.3	4.1	1.1	7.0	31.7	—	18.3	
75+	0.3	0.5	0.1	—	19.2	—	5.1	
15-64	65.7	80.2	70.8	80.8	59.9	75.1	77.5	
65+	1.7	6.2	2.5	14.5	28.6	11.0	20.1	
計(15+)	50.0	62.8	53.7	70.9	53.3	61.2	66.1	

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Labour Force Statistics" 2022年12月現在

日本：総務省統計局 (2022.2) 「労働力調査（基本集計）」

注 1) 16歳以上が対象。

第 2-12-1 表 就業者数

Table 2-12-1: Employment

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
	千人、thousands							
15歳以上計	Total(15+)							
日本 1)	62,980	64,020	65,420	66,820	67,500	67,100	67,130	JPN
アメリカ 2)	139,064	148,833	153,338	155,762	157,538	147,794	152,579	USA
カナダ	16,907	17,794	18,281	18,568	18,985	17,999	18,866	CAN
イギリス 2)	29,048	31,163	31,938	32,169	32,552	32,361	32,099	UK
ドイツ	38,834	40,211	41,664	41,915	42,399	41,483	41,500	DEU
フランス	26,282	26,424	26,878	27,123	27,176	26,995	27,728	FRA
イタリア	22,527	22,465	23,023	23,215	23,360	22,903	22,554	ITA
オランダ	8,290	8,319	8,605	8,798	8,982	8,981	9,282	NLD
ベルギー	4,489	4,552	4,638	4,755	4,832	4,802	4,854	BEL
デンマーク	2,660	2,709	2,789	2,832	2,878	2,852	2,903	DNK
スウェーデン	4,524	4,837	5,022	5,098	5,132	5,064	5,058	SWE
フィンランド	2,466	2,458	2,490	2,558	2,584	2,549	2,573	FIN
ノルウェー	2,501	2,641	2,644	2,686	2,716	2,702	2,796	NOR
ギリシャ	4,390	3,611	3,753	3,828	3,911	3,875	3,928	GRC
スペイン 2)	18,724	17,866	18,825	19,328	19,779	19,202	19,774	ESP
ロシア	69,934	72,324	72,316	72,532	71,933	70,601	71,719	RUS
香港	3,474	3,774	3,832	3,885	3,871	3,691	3,670	HKG
韓国	24,033	26,178	26,725	26,822	27,123	26,904	27,273	KOR
シンガポール	1,963	2,148	2,175	2,204	2,230	2,223	2,300	SGP
タイ	38,037	38,016	37,458	37,865	37,613	37,680	37,752	THA
インドネシア	107,807	117,833	122,781	126,675	131,896	131,187	130,518	IDN
フィリピン	36,035	39,143	40,334	41,157	42,428	39,378	41,060	PHL
ベトナム	49,494	52,839	53,703	54,250	54,574	53,326	53,405	VNM
オーストラリア	11,022	11,766	12,252	12,584	12,875	12,675	13,057	AUS
ニュージーランド	2,157	2,369	2,586	2,653	2,696	2,730	2,796	NZL
メキシコ	46,122	50,611	52,341	53,721	54,994	53,232	55,166	MEX
ブラジル	—	91,962	90,504	92,076	94,129	86,875	91,188	BRA

出典：日本：総務省統計局（2022.3）「労働力調査（基本集計）」

日本を除くOECD諸国：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Labour Force Statistics" 2022年12月現在

その他の国：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2022年12月現在

注 1) 新基準（2020年国勢調査基準）のベンチマーク人口に基づく時系列接続用数値。

2) 16歳以上が対象。

第 2-12-2 表 性別・年齢階級別就業者数

Table 2-12-2: Employment by sex and age group

男女計、2021年								All persons, 2021
年齢階級	日本 1)	アメリカ 2)	カナダ	イギリス 2)	ドイツ	フランス	イタリア	
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA	
歳								千人、thousands
15-19	1,030	5,265	859	865	1,006	512	89	
20-24	4,510	13,409	1,601	2,616	3,024	1,952	923	
25-29	5,570	16,915	2,031	3,618	3,764	2,768	1,725	
30-34	5,600	17,664	2,173	3,846	4,746	3,208	2,192	
35-39	6,270	16,804	2,095	3,731	4,473	3,382	2,507	
40-44	7,100	15,930	2,103	3,532	4,417	3,476	2,919	
45-49	8,450	15,141	1,879	3,466	4,172	3,617	3,453	
50-54	7,770	15,412	1,995	3,721	5,340	3,635	3,454	
55-59	6,460	14,442	1,896	3,314	5,589	3,269	3,025	
60-64	5,290	11,470	1,360	2,131	3,622	1,453	1,563	
65-69	3,990	5,660	552	791	852	329	474	
70-74	3,140	2,583	221	313	319	94	140	
75+	1,960	1,884	102	156	175	31	91	
15-64	58,040	142,452	17,991	30,840	40,154	27,274	21,849	
65+	9,090	10,127	874	1,260	1,346	454	705	
計(15+)	67,130	152,579	18,866	32,099	41,500	27,728	22,554	
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 2)	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド	
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL	
歳								千人、thousands
15-19	60	660	126	124	171	692	127	
20-24	264	860	869	341	1,218	1,189	248	
25-29	559	972	1,661	535	2,488	1,468	308	
30-34	620	978	2,017	627	2,524	1,556	322	
35-39	604	903	2,413	565	2,733	1,545	285	
40-44	625	876	3,031	554	3,013	1,370	268	
45-49	618	958	3,046	583	3,297	1,359	282	
50-54	609	1,062	2,715	583	3,421	1,283	280	
55-59	566	996	2,248	550	3,002	1,127	265	
60-64	270	711	1,367	388	2,414	831	218	
65-69	40	207	224	148	1,426	—	115	
70-74	13	73	40	59	776	—	54	
75+	6	27	16	—	790	—	25	
15-64	4,795	8,975	19,493	4,851	24,280	12,421	2,601	
65+	59	307	281	207	2,992	636	195	
計(15+)	4,854	9,282	19,774	5,058	27,273	13,057	2,796	

第 2-12-2 表 性別・年齢階級別就業者数 (続き)

Table 2-12-2: Employment by sex and age group (cont.)

男、2021年								Male, 2021
年齢階級	日本 1)	アメリカ 2)	カナダ	イギリス 2)	ドイツ	フランス	イタリア	
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA	
歳								千人、thousands
15-19	490	2,613	425	428	569	304	62	
20-24	2,270	6,840	830	1,332	1,620	1,005	573	
25-29	2,970	8,929	1,061	1,883	2,008	1,411	975	
30-34	3,100	9,514	1,145	2,056	2,581	1,626	1,279	
35-39	3,520	9,141	1,113	1,954	2,409	1,752	1,440	
40-44	3,920	8,498	1,082	1,829	2,306	1,772	1,664	
45-49	4,620	7,970	965	1,789	2,138	1,852	1,961	
50-54	4,240	8,060	1,026	1,909	2,818	1,850	1,962	
55-59	3,580	7,563	1,002	1,706	2,915	1,636	1,738	
60-64	3,020	6,051	750	1,145	1,924	703	905	
65-69	2,320	3,099	328	441	488	175	305	
70-74	1,870	1,471	148	194	206	53	105	
75+	1,180	1,079	73	101	114	20	74	
15-64	31,740	75,179	9,397	16,031	21,288	13,911	12,559	
65+	5,360	5,649	549	736	808	249	485	
計(15+)	37,110	80,828	9,946	16,767	22,097	14,159	13,044	
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 2)	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド	
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL	
歳								千人、thousands
15-19	33	327	72	53	72	329	63	
20-24	139	422	471	184	487	615	131	
25-29	284	501	853	283	1,285	771	167	
30-34	326	517	1,055	337	1,498	826	174	
35-39	319	487	1,282	310	1,713	822	150	
40-44	325	462	1,618	291	1,828	723	141	
45-49	328	490	1,670	302	1,918	700	144	
50-54	329	552	1,490	304	1,944	658	142	
55-59	303	535	1,239	281	1,743	588	136	
60-64	151	411	743	202	1,395	445	114	
65-69	26	129	120	90	845	—	62	
70-74	9	54	27	41	421	—	34	
75+	4	23	12	—	398	—	17	
15-64	2,536	4,704	10,492	2,546	13,884	6,476	1,360	
65+	39	206	160	131	1,664	387	113	
計(15+)	2,575	4,910	10,652	2,678	15,548	6,863	1,473	

第 2-12-2 表 性別・年齢階級別就業者数 (続き)

Table 2-12-2: Employment by sex and age group (cont.)

女、2021年								Female, 2021
年齢階級	日本 1)	アメリカ 2)	カナダ	イギリス 2)	ドイツ	フランス	イタリア	
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA	
歳								千人、thousands
15-19	530	2,652	434	437	437	208	27	
20-24	2,240	6,569	772	1,284	1,404	947	350	
25-29	2,600	7,986	970	1,735	1,756	1,358	750	
30-34	2,490	8,150	1,028	1,790	2,165	1,582	913	
35-39	2,750	7,663	982	1,777	2,064	1,630	1,067	
40-44	3,180	7,432	1,021	1,702	2,111	1,704	1,255	
45-49	3,830	7,171	914	1,677	2,034	1,766	1,492	
50-54	3,530	7,352	969	1,812	2,522	1,785	1,491	
55-59	2,880	6,879	894	1,608	2,674	1,633	1,287	
60-64	2,270	5,419	610	986	1,698	750	659	
65-69	1,670	2,561	224	350	364	153	169	
70-74	1,280	1,112	73	119	113	41	34	
75+	790	805	28	55	61	11	17	
15-64	26,290	67,273	8,594	14,809	18,865	13,363	9,290	
65+	3,730	4,478	326	524	538	205	220	
計(15+)	30,020	71,751	8,920	15,333	19,403	13,568	9,510	
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 2)	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド	
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL	
歳								千人、thousands
15-19	27	334	55	71	99	363	64	
20-24	125	438	398	157	732	575	117	
25-29	276	471	807	253	1,202	697	141	
30-34	294	460	962	290	1,026	730	148	
35-39	285	416	1,132	256	1,020	723	135	
40-44	299	414	1,413	263	1,185	648	127	
45-49	290	467	1,376	281	1,379	660	138	
50-54	281	511	1,225	279	1,477	625	138	
55-59	263	461	1,010	269	1,259	539	129	
60-64	120	300	625	186	1,019	386	104	
65-69	14	78	104	58	582	—	53	
70-74	4	19	13	18	355	—	20	
75+	2	4	4	—	391	—	9	
15-64	2,259	4,271	9,002	2,305	10,397	5,945	1,241	
65+	19	101	120	76	1,329	249	82	
計(15+)	2,278	4,372	9,122	2,381	11,725	6,194	1,323	

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Labour Force Statistics" 2022年12月現在

日本：総務省統計局 (2022.3) 「労働力調査 (基本集計)」

注 1) 新基準 (2020年国勢調査基準) のパンチマーク人口に基づく時系列接続用数値。

2) 16歳以上が対象。

第 2-13-1 表 就業率

Table 2-13-1: Employment rates

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
								%
15歳以上計								Total(15+)
日本	56.6	57.6	58.8	60.0	60.6	60.3	60.4	JPN
アメリカ 1)	58.5	59.3	60.1	60.4	60.8	56.8	58.4	USA
カナダ	61.3	61.2	61.4	61.4	61.9	58.0	60.2	CAN
イギリス 1)	57.9	59.8	60.6	60.7	61.1	60.5	59.9	UK
ドイツ	55.3	57.4	58.9	59.2	60.0	58.3	58.4	DEU
フランス	51.2	50.3	50.5	50.7	50.7	50.2	51.5	FRA
イタリア	44.2	43.1	44.2	44.6	44.9	44.1	44.0	ITA
オランダ	61.6	60.0	60.9	61.8	62.6	62.1	64.2	NLD
ベルギー	49.6	48.8	50.0	51.0	51.5	50.8	51.1	BEL
デンマーク	58.6	57.5	58.1	58.6	59.4	58.6	59.5	DNK
スウェーデン	64.4	66.6	67.8	68.3	68.3	67.2	67.3	SWE
フィンランド	61.0	53.6	54.0	55.2	55.6	54.7	62.4	FIN
ノルウェー	69.3	62.2	61.1	61.7	61.8	61.0	63.6	NOR
ギリシャ	46.7	39.0	40.9	41.9	43.0	42.7	43.3	GRC
スペイン 1)	48.3	46.4	48.7	49.7	50.4	48.5	49.9	ESP
ロシア	62.7	65.3	59.5	59.8	59.4	58.4	59.4	RUS
香港	57.0	59.1	59.2	59.6	58.9	56.2	56.3	HKG
韓国	58.9	60.5	60.8	60.7	60.9	60.1	60.5	KOR
シンガポール	63.5	65.8	64.9	65.1	65.2	64.5	67.5	SGP
タイ	71.2	68.8	66.9	67.3	66.5	66.3	66.1	THA
インドネシア	62.9	63.6	64.2	64.7	65.8	64.5	63.4	IDN
フィリピン	59.2	59.5	57.6	57.6	58.1	53.4	54.5	PHL
ベトナム	75.3	75.8	74.7	74.7	74.4	71.7	71.2	VNM
オーストラリア	62.0	61.1	61.5	62.2	62.5	60.8	62.5	AUS
ニュージーランド	63.5	65.1	67.5	67.8	67.7	67.0	68.1	NZL
メキシコ	56.5	57.2	57.3	57.6	58.0	55.1	56.4	MEX
ブラジル	—	58.4	56.0	56.3	57.0	52.0	54.1	BRA

第 2-13-1 表 就業率 (続き)

Table 2-13-1: Employment rates (cont.)

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
								%
15～64歳								15-64 years old
日本	70.1	73.3	75.3	76.8	77.7	77.3	77.7	JPN
アメリカ 1)	66.7	68.7	70.1	70.7	71.4	67.1	69.4	USA
カナダ	71.3	72.4	73.2	73.5	74.2	70.0	73.2	CAN
イギリス 1)	70.1	73.4	74.7	75.0	75.6	75.1	74.7	UK
ドイツ	71.2	74.0	75.2	75.9	76.7	75.4	75.8	DEU
フランス	63.5	63.8	64.7	65.4	65.5	65.3	67.2	FRA
イタリア	56.8	56.3	58.0	58.5	59.0	58.1	58.2	ITA
オランダ	74.0	74.1	75.8	77.2	78.2	77.8	80.1	NLD
ベルギー	62.0	61.8	63.1	64.5	65.3	64.7	65.3	BEL
デンマーク	71.9	72.0	73.2	74.1	75.2	74.5	75.6	DNK
スウェーデン	72.1	75.5	76.9	77.4	77.1	75.5	75.4	SWE
フィンランド	68.3	68.7	70.1	72.2	73.1	72.2	72.8	FIN
ノルウェー	75.3	74.8	74.0	74.8	75.3	74.7	76.3	NOR
ギリシャ	59.1	50.8	53.5	54.9	56.5	56.3	57.2	GRC
スペイン	59.7	58.7	62.1	63.4	64.3	61.9	63.8	ESP
ロシア	67.3	69.3	70.3	71.0	70.8	70.0	71.7	RUS
香港	65.4	69.0	69.7	70.4	70.0	67.4	68.3	HKG
韓国	63.4	65.9	66.6	66.6	66.8	65.9	66.5	KOR
シンガポール	69.4	72.6	72.5	72.4	72.8	72.3	75.8	SGP
タイ	76.1	75.0	73.4	74.0	73.5	73.4	73.4	THA
インドネシア	64.6	65.5	66.1	66.7	67.9	66.5	65.5	IDN
フィリピン	60.8	61.2	59.8	59.8	60.3	55.6	56.9	PHL
ベトナム	80.2	80.8	80.5	81.7	80.8	78.9	76.6	VNM
オーストラリア	72.4	72.2	73.0	73.8	74.3	72.7	75.0	AUS
ニュージーランド	72.2	74.2	76.9	77.5	77.5	76.8	78.3	NZL
メキシコ	59.7	60.7	61.1	61.5	62.2	59.4	61.0	MEX
ブラジル	—	63.8	61.4	61.9	62.7	57.6	60.2	BRA

出典：日本：総務省統計局（2022.2）「労働力調査（基本集計）」

日本を除くOECD諸国：OECD (<https://stats.oecd.org/>) 2022年12月現在

その他の国：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2022年12月現在

注 1) 16歳以上が対象。

第 2-13-2 表 性別・年齢階級別就業率

Table 2-13-2: Employment rates by sex and age group

男女計、2021年							All persons, 2021
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA
歳							%
15-19	18.2	32.0	41.7	30.2	26.6	12.8	3.1
20-24	71.7	64.4	66.8	66.6	67.2	53.4	31.5
25-29	87.2	76.5	79.5	83.0	80.2	77.4	56.8
30-34	84.8	78.0	82.7	85.0	83.4	80.8	68.1
35-39	84.8	78.2	82.7	85.4	84.9	82.0	72.4
40-44	86.2	78.2	83.9	85.5	85.8	84.4	73.4
45-49	86.5	78.8	83.5	85.1	86.7	84.0	74.1
50-54	85.4	75.9	81.5	81.9	85.5	83.3	71.9
55-59	82.1	69.1	71.8	73.4	81.0	75.1	65.3
60-64	71.5	54.7	53.2	54.3	61.1	35.5	39.5
65-69	50.3	31.0	25.1	23.6	17.2	8.6	13.6
70-74	32.6	17.0	12.1	9.4	7.7	2.6	4.1
75+	10.5	8.3	3.7	2.8	2.0	0.5	1.3
15-64	77.7	69.4	73.2	74.7	75.8	67.2	58.2
65+	25.1	18.0	12.9	10.3	7.4	3.4	5.1
計(15+)	60.4	58.4	60.2	59.9	58.4	51.5	44.0
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL
歳							%
15-19	9.3	64.9	6.5	21.4	7.4	46.7	40.5
20-24	39.6	77.9	36.4	60.1	43.1	73.9	74.6
25-29	77.2	87.0	66.6	76.7	68.5	80.1	83.2
30-34	81.8	87.1	74.6	83.8	76.3	81.7	84.0
35-39	81.4	86.0	77.5	85.0	74.4	83.3	83.9
40-44	83.1	85.3	79.7	87.4	76.4	83.2	86.0
45-49	83.0	87.1	77.5	88.2	78.1	82.9	87.5
50-54	78.0	83.4	73.3	87.8	77.5	80.1	84.9
55-59	70.8	79.4	65.2	84.6	72.6	73.4	82.0
60-64	36.7	62.6	45.0	68.2	59.9	56.9	73.5
65-69	6.3	20.7	8.9	27.6	49.4	—	45.7
70-74	2.3	7.7	1.8	10.9	36.8	—	25.2
75+	0.6	2.0	0.4	—	22.0	—	8.0
15-64	65.3	80.1	63.8	75.4	66.5	75.0	78.3
65+	2.7	9.4	3.1	19.2	34.9	14.7	24.8
計(15+)	51.1	64.2	49.9	67.3	60.5	62.5	68.1

第 2-13-2 表 性別・年齢階級別就業率 (続き)

Table 2-13-2: Employment rates by sex and age group (cont.)

男、2021年								Male, 2021
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア	
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA	
歳								%
15-19	17.1	31.4	40.4	29.2	29.4	14.9	4.2	
20-24	70.4	65.9	66.5	66.6	68.9	54.8	37.7	
25-29	90.5	80.6	80.9	85.1	82.6	80.4	62.9	
30-34	92.1	84.3	86.3	90.6	88.0	84.9	78.8	
35-39	93.5	86.0	87.8	90.1	89.8	88.0	83.1	
40-44	93.7	84.9	87.7	89.6	89.4	88.2	83.9	
45-49	93.5	84.9	87.2	88.0	90.0	87.5	84.8	
50-54	92.5	81.2	84.7	85.7	88.9	86.5	82.9	
55-59	91.0	74.6	76.7	77.1	84.7	77.6	76.8	
60-64	82.7	60.2	59.7	59.7	65.7	36.1	47.4	
65-69	60.4	36.2	30.8	27.2	20.6	9.8	18.5	
70-74	41.1	21.0	17.1	12.2	10.7	3.2	6.6	
75+	16.1	11.1	6.0	4.1	3.1	0.8	2.6	
15-64	83.9	74.3	76.3	78.0	79.3	70.1	67.1	
65+	34.1	22.3	17.4	12.9	10.0	4.2	8.0	
計(15+)	69.1	63.9	64.3	63.9	63.2	55.1	52.6	
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド	
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL	
歳								%
15-19	9.9	62.9	7.2	17.8	6.2	43.3	39.3	
20-24	41.1	75.4	38.5	61.4	38.0	74.6	76.4	
25-29	78.1	88.5	67.6	79.0	66.4	83.5	88.1	
30-34	86.2	91.3	78.2	88.0	85.7	88.3	91.1	
35-39	86.3	92.3	83.2	90.5	90.1	90.1	89.6	
40-44	86.4	90.4	85.1	90.0	90.7	88.6	91.3	
45-49	87.2	90.0	84.5	90.1	89.6	86.5	91.1	
50-54	83.2	86.7	80.7	90.3	87.8	84.4	88.4	
55-59	75.5	85.3	73.0	85.5	83.9	78.5	86.7	
60-64	41.5	72.8	50.5	70.7	70.4	62.7	79.5	
65-69	8.6	26.1	10.2	34.1	60.8	—	50.8	
70-74	3.4	11.7	2.7	15.6	45.0	—	32.8	
75+	1.0	3.9	0.7	—	28.3	—	11.5	
15-64	68.7	83.6	68.7	77.4	75.2	78.8	82.3	
65+	4.0	13.3	4.0	24.9	44.6	19.1	30.4	
計(15+)	55.2	68.4	55.3	70.1	70.0	67.0	72.8	

第 2-13-2 表 性別・年齢階級別就業率 (続き)

Table 2-13-2: Employment rates by sex and age group (cont.)

女、2021年								Female, 2021
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア	
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA	
歳								%
15-19	19.4	32.6	43.1	31.2	23.7	10.7	2.0	
20-24	72.7	63.0	67.1	66.7	65.3	52.0	24.9	
25-29	83.6	72.4	78.1	80.9	77.6	74.5	50.5	
30-34	77.2	71.7	79.1	79.4	78.6	77.0	57.2	
35-39	75.8	70.6	77.6	80.7	79.7	76.3	61.7	
40-44	78.2	71.8	80.3	81.5	82.2	80.9	62.9	
45-49	79.5	73.0	79.9	80.3	83.4	80.5	63.5	
50-54	78.0	70.9	78.4	78.3	82.1	80.2	61.1	
55-59	73.0	63.9	67.1	69.8	77.4	72.8	54.3	
60-64	60.6	49.6	46.9	49.2	56.7	35.0	32.1	
65-69	40.9	26.4	19.8	20.2	14.1	7.5	9.3	
70-74	25.1	13.6	7.7	6.8	5.1	2.1	1.9	
75+	7.0	6.2	1.9	1.8	1.2	0.3	0.4	
15-64	71.3	64.6	70.1	71.5	72.2	64.5	49.4	
65+	18.2	14.5	9.0	8.0	5.4	2.7	2.8	
計(15+)	52.2	53.2	56.3	56.1	53.7	48.2	35.8	
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド	
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL	
歳								%
15-19	8.7	67.0	5.8	25.3	8.7	50.3	41.9	
20-24	37.9	80.5	34.3	58.6	47.3	73.2	72.8	
25-29	76.3	85.5	65.5	74.3	70.9	76.7	78.2	
30-34	77.5	82.9	71.0	79.5	65.7	75.2	77.0	
35-39	76.5	79.6	72.0	79.2	57.5	76.8	78.3	
40-44	79.8	80.2	74.3	84.7	61.5	77.9	80.8	
45-49	78.6	84.2	70.5	86.3	66.3	79.5	84.0	
50-54	72.7	80.2	66.0	85.3	67.1	76.0	81.5	
55-59	66.0	73.6	57.7	83.7	61.2	68.6	77.5	
60-64	32.1	52.4	39.9	65.7	49.7	51.4	67.9	
65-69	4.2	15.4	7.8	21.3	38.9	—	40.9	
70-74	1.3	3.9	1.1	6.5	30.3	—	18.0	
75+	0.3	0.5	0.1	—	17.9	—	5.1	
15-64	61.8	76.6	58.9	73.3	57.7	71.2	74.4	
65+	1.6	5.9	2.4	13.8	27.4	10.8	19.8	
計(15+)	47.1	59.9	44.8	64.4	51.2	58.2	63.5	

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Labour Force Statistics" 2022年12月現在

日本：総務省統計局 (2022.2) 「労働力調査 (基本集計)」

注 1) 16歳以上が対象。

第 2-14 表 外国人人口（ストック）

Table 2-14: Stock of foreign population

	2005年	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
外国人人口									Foreign population
千人									thousands
日本	1,974	2,185	2,122	2,232	2,383	2,562	2,731	2,933	JPN
アメリカ	19,858	21,641	22,263	22,426	22,415	—	22,519	—	USA
カナダ	—	—	—	2,405	—	—	—	—	CAN
イギリス	2,857	4,524	5,592	5,951	6,137	5,991	6,227	—	UK
ドイツ	6,717	6,695	8,153	9,108	10,039	10,624	10,915	11,228	DEU
フランス	—	3,821	4,335	4,542	4,704	4,617	4,763	—	FRA
イタリア	2,402	3,648	5,014	5,027	5,047	5,144	4,996	5,040	ITA
オランダ	699	735	847	901	972	1,041	1,111	1,192	NLD
ベルギー	871	1,058	1,277	1,333	1,367	1,389	1,414	1,479	BEL
スペイン	3,731	5,403	4,454	4,418	4,419	4,563	4,840	5,227	ESP
スウェーデン	481	603	739	783	852	897	932	941	SWE
韓国	491	921	1,092	1,143	1,162	1,172	1,951	2,025	KOR
対全人口比率									Percentage of total population
%									%
日本	1.6	1.7	1.7	1.7	1.9	2.0	2.2	—	JPN
アメリカ	6.7	7.0	6.9	7.0	6.9	—	—	—	USA
カナダ	—	—	—	6.6	—	—	—	—	CAN
イギリス	4.7	7.2	8.6	9.0	9.3	9.0	—	—	UK
ドイツ	8.3	8.3	10.1	11.1	12.2	12.9	13.1	—	DEU
フランス	—	6.1	6.7	6.8	7.0	7.1	7.3	—	FRA
イタリア	4.1	6.1	8.4	8.5	8.5	8.7	8.7	—	ITA
オランダ	4.3	4.4	5.0	5.3	5.7	6.1	6.5	—	NLD
ベルギー	8.2	9.7	11.3	11.7	12.0	12.1	12.3	—	BEL
スペイン	8.5	11.6	9.7	9.5	9.5	9.9	10.4	—	ESP
スウェーデン	5.3	6.4	7.6	8.0	8.6	9.0	9.3	—	SWE
韓国	1.1	2.0	2.3	2.3	2.3	2.3	2.4	—	KOR

出典：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "International Migration Database" (2022年9月現在)

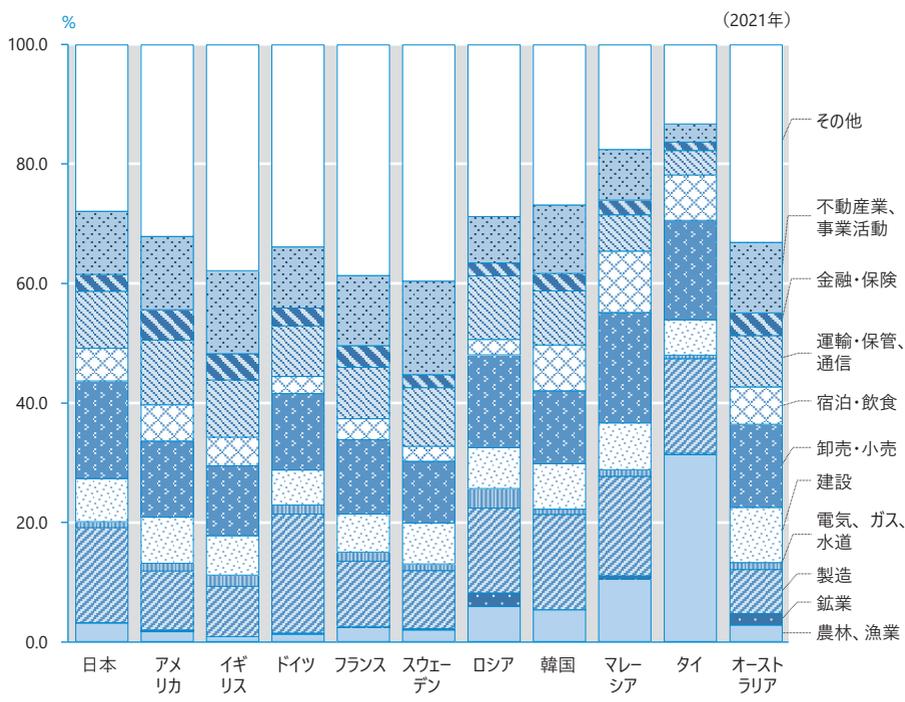
注) 外国籍の者。詳細な定義は各国で異なる (OECDデータベースを参照のこと)。

3

就業構造

Employment Structure

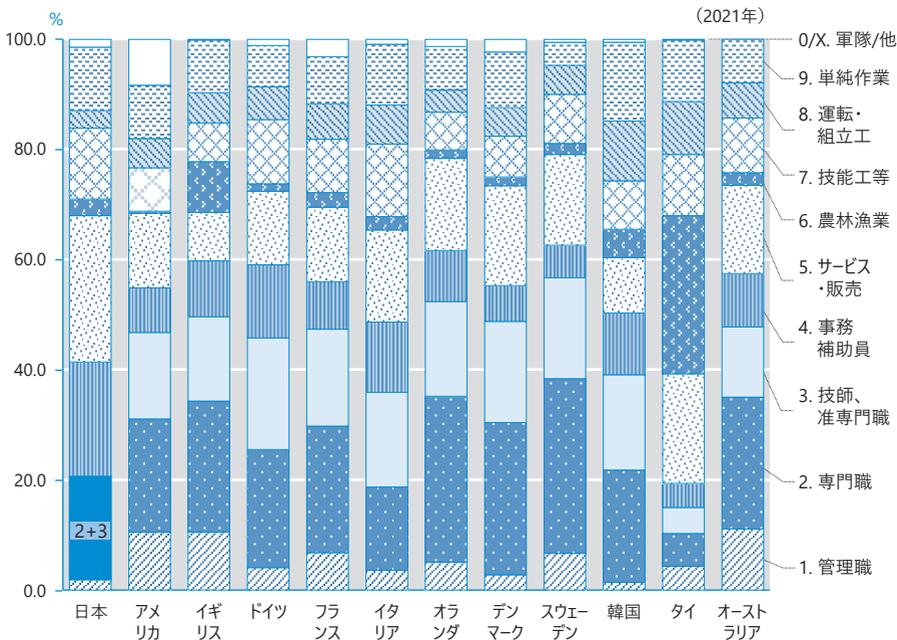
3-1 就業者の産業別構成比



関連表 p.104~105 「第3-2表 就業者の産業別構成比」

経済の発展段階によって産業別の就業者構造の違いを観察することができる。いわゆる先進国と呼ばれる国々は、産業構造の重心を農林水産業から製造業、製造業からサービス業に移し、それに伴い、就業構造を変化させながら経済発展してきた。日本、欧州、北米、オセアニア諸国の傾向をデータでみると、いわゆる第3次産業である「電気、ガス、水道」「運輸・保管、通信」「卸売・小売」「宿泊・飲食」「金融・保険」「不動産業、事業活動」「その他」部門の割合が約7~8割に及んでいる。一方で、例えばタイでは、第1次産業である「農林、漁業」が3割を超え、製造業や建設業などと併せて5割強を第1次・第2次産業が占めている。

3-2 就業者の職業別構成比



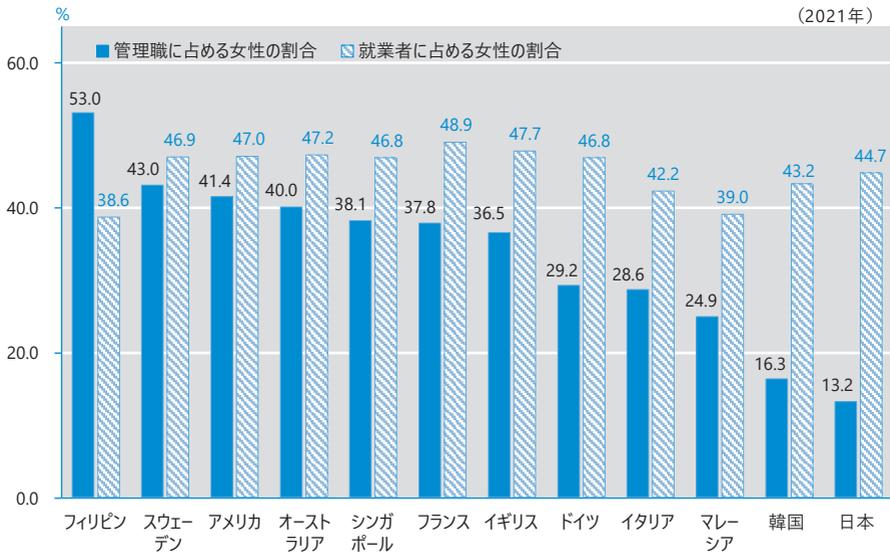
関連表 p.128 「第3-5表 就業者の職業別構成比」

(注) タイ、オーストラリアは2021年。

国際標準職業分類（ISCO）は、ILO が作成している職業分類の国際基準である。1987年に採択された第三版（ISCO-88）は、第二版（ISCO-68）とは異なる新しい分類原則を採用した。各職業において仕事を成し遂げるために必要な技術の類似性により職業を分類している。2007年には、ISCO-88の改定版である第四版（ISCO-08）が採択された。

欧米・オセアニアの先進国では、「管理職」「専門職」「技師、准専門職」を合わせた割合が4割から5割前後にのぼるが、日本では2割にとどまる一方、他国と比べて「事務補助員」「サービス・販売」の割合が顕著に高い。こうした職種に関する捉え方や位置づけが、各国において必ずしも一様ではない可能性がうかがえる。

3-3 就業者及び管理職に占める女性の割合



関連表 p.117～126 「第3-4表 性別・職業別就業者数」及び p.129 「第3-6表 管理職に占める女性の割合」

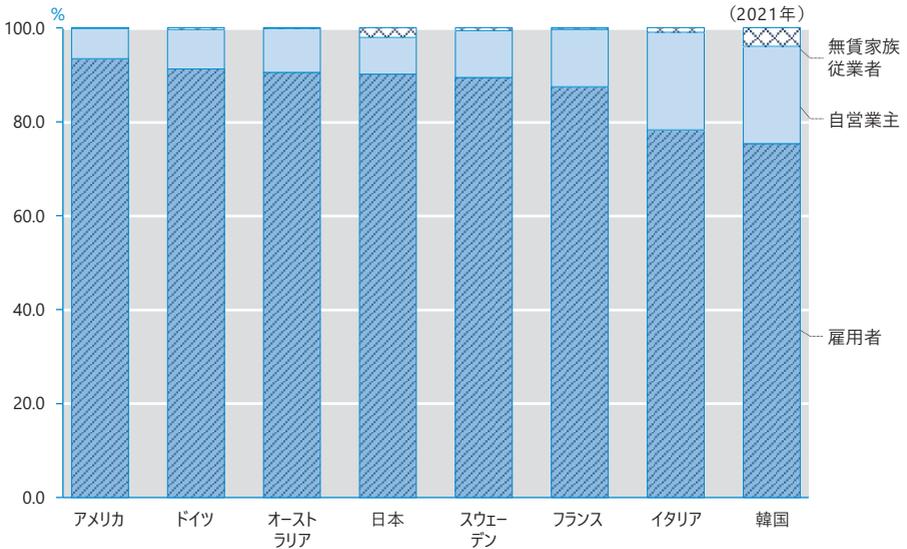
(注) フィリピン、オーストラリア、マレーシアは2020年の数値。

グラフの数値は上記第3-4表を基に算出。

全就業者に占める女性の割合は、フランス（48.9%）、イギリス（47.7%）、アメリカ（47.0%）、スウェーデン（46.9%）などの欧米諸国に比べて、日本（44.7%）、韓国（43.2%）、マレーシア（39.0%）、フィリピン（38.6%）などのアジア諸国の割合が低い。

管理職に占める女性の割合は、日本（13.2%）と韓国（16.3%）が、スウェーデン（43.0%）、アメリカ（41.4%）、オーストラリア（40.0%）などの欧米諸国のほか、フィリピン（53.0%）、シンガポール（38.1%）などのアジア諸国と比べても低い水準にとどまっている。ここでも、職種に関する捉え方や位置づけについての各国の違いが反映されている可能性に留意が必要である。

3-4 就業者の従業上の地位別構成比



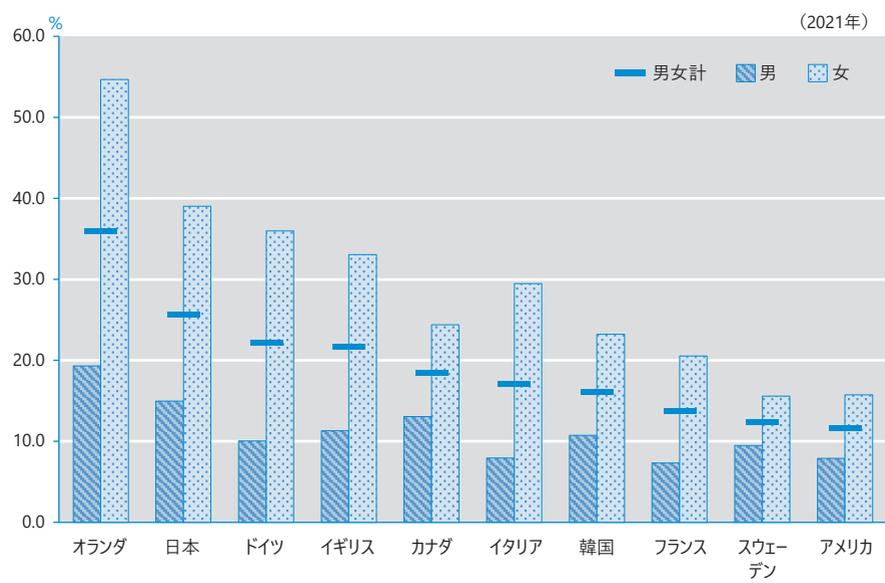
関連表 p.130～131 「第3-7 表 従業上の地位別就業者数」(対就業者割合)

(注) 韓国は2019年。

従業上の地位は、私企業、官公庁などで賃金を得ている「雇用者」、人を雇用していないにもかかわらず自ら経営を行っている「自営業主」、さらに「家族従業者」に分けられる。OECD加盟諸国では「雇用者」の占める割合が高く、上図に掲載した主要各国でも大半が8割から9割に達している。一方、イタリアと韓国では「雇用者」の割合が相対的に低く、「自営業主」が2割を超え比較的大きなシェアを占めているのが特徴である。

従業上の地位別構成を時系列でみると、アメリカ、スウェーデンなどは1960年代に既に雇用者割合が8割を超えていたが、日本では、約5割(1960年)、約6割(1970年)、約7割(1980年)、約8割(1990年)と徐々に上昇してきた点が特徴的であり、韓国でも同様の傾向を示している。こうした傾向は、経済の発展に伴い主要産業が自営業や家族従業者が中心であった農林水産業から雇用者割合の高い製造業や、さらに雇用者割合の高いサービス業へとシフトし、それに伴って就業構造が変化する過程の一端を示している。

3-5 就業者に占める短時間労働者の割合



[関連表](#) p.132~133 「第3-8 表 就業者に占める短時間労働者の割合」

上のグラフは、通常の労働時間が週 30 時間未満の労働者を「短時間労働者」と定義し、就業者全体に占める割合（2021 年）を各国別・男女別に示したものである。ただし、国際比較にあたっては、短時間労働者の待遇の違いなど制度面に注意する必要がある。

いずれの国をみても、短時間労働者の割合は女性が高くなっていることが特徴である。短時間労働者の割合が最も高いのはオランダ(36.0%)となっている。

日本の短時間労働者の割合は全体で 25.6%と、ドイツ(22.2%)やイギリス(21.7%)とほぼ同等で、カナダ(18.4%)、イタリア(17.0%)、韓国(16.1%)、フランス(13.8%)などを上回る水準となっている。

男女別でみると、日本の女性の短時間労働者の割合は 39.0%で、オランダ(54.7%)、ドイツ(36.0%)、イギリス(33.1%)などと並んで高い。また、日本の男性の短時間労働者の割合は 15.0%で、オランダ(19.3%)に次いで高い水準となっている。

第 3-1 表 産業別就業者数

Table 3-1: Employment by economic activity

日本 1)				JPN	アメリカ 2)				USA
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		
	2019年	2020	2021		2019	2020	2021		
計/Total	67,240	66,760	66,670	計	157,538	147,795	152,581		
A	2,220	2,130	2,080	A	2,646	2,581	2,537		
B	20	20	30	B	515	480	418		
C	10,900	10,710	10,620	C	16,414	14,961	15,119		
D/E	610	660	680	D	1,330	1,311	1,314		
				E	737	679	676		
F	4,990	4,920	4,820	F	11,911	11,269	11,743		
G	10,880	10,850	10,880	G	19,652	18,764	19,495		
H	3,780	3,750	3,780	H	9,663	9,217	9,976		
I	4,200	3,910	3,690	I	10,540	8,467	9,288		
J	2,290	2,400	2,560	J	6,306	6,271	6,548		
K	1,890	1,880	1,880	K	7,792	7,936	7,707		
L	990	1,090	1,120	L	3,232	3,076	3,266		
M	2,400	2,440	2,520	M	9,170	8,653	8,815		
N	3,420	3,390	3,410	N	6,903	6,298	6,734		
O	2,460	2,510	2,530	O	5,439	5,532	5,544		
P	3,340	3,390	3,460	P	14,186	13,363	13,517		
Q	8,430	8,620	8,840	Q	22,259	21,255	21,777		
R	840	810	750	R	3,161	2,378	2,638		
S/T	2,040	2,010	1,970	S	4,382	4,169	4,305		
				T	821	655	659		
U	30	30	20	U	481	480	506		
X	-	-	-						

Item A to X: See "Table A: International Standard Industrial Classification of All Economic Activities (ISIC)" (p. 102-103).

注：各産業の分類区分A～Xについては、「A表 国際標準産業分類 (ISIC)」(p.102～103)を参照のこと。出典は本表末尾 (p.101)に記載。特に注記しない限り15歳以上が対象。

- 1) 自己使用のための生産労働者を除く。区分XはILPTによる算出値。
- 2) 16歳以上が対象。

第3-1表 産業別就業者数(続き)

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

カナダ	CAN			イギリス ³⁾	UK		
千人				thousands			
ISIC	rev.3	rev.3	rev.3	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4
	2019年	2020	2021		2019	2020	2021
計/Total	18,986	17,999	18,865	計	32,795	32,509	32,407
A	337	327	299	A	342	312	278
B	22	23	20				
C	267	236	257	C	2,994	2,826	2,726
D	1,740	1,673	1,735	B/D/E	556	558	599
E	140	138	141				
F	1,452	1,358	1,418	F	2,359	2,178	2,142
G	3,104	2,956	3,087	G	4,062	3,915	3,801
H	1,210	942	958	H	1,574	1,572	1,520
I	1,318	1,253	1,333	I	1,770	1,649	1,558
J	844	904	947	J	1,393	1,521	1,581
K	2,663	2,571	2,750	K	1,288	1,341	1,424
L	999	991	1,064	L	391	399	414
M	1,359	1,338	1,452	M	2,524	2,629	2,678
N	2,496	2,438	2,559	N	1,534	1,486	1,432
O	978	813	806	O	2,113	2,258	2,390
P	56	38	40	P	3,421	3,434	3,427
Q	2	0	2	Q	4,407	4,493	4,499
R/S/T	—	—	—	R/S/T	1,876	1,800	1,785
U	—	—	—	U	—	—	—
X	0	0	0	X	—	—	—

3) 16歳以上が対象。四半期データを年平均したもの（JILPTによる算出）。

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

ドイツ				DEU	フランス				FRA
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2019年	2020	2021			2019	2020	2021	
計/Total	42,399	41,474	41,500		計	27,132	26,995	27,728	
A	511	504	517		A	672	626	676	
B	68	73	76		B	24	21	28	
C	8,013	8,263	8,272		C	3,193	3,099	3,038	
D	327	365	374		D	219	198	195	
E	257	265	258		E	209	200	213	
F	2,860	2,337	2,446		F	1,806	1,797	1,776	
G	5,780	5,255	5,313		G	3,389	3,397	3,455	
H	2,142	1,913	1,940		H	1,412	1,385	1,411	
I	1,586	1,309	1,183		I	1,021	994	975	
J	1,369	1,638	1,580		J	875	934	983	
K	1,249	1,303	1,251		K	919	961	1,007	
L	214	365	373		L	322	323	350	
M	2,470	2,223	2,127		M	1,628	1,672	1,776	
N	2,144	1,739	1,735		N	1,057	1,025	1,123	
O	2,907	3,368	3,363		O	2,466	2,520	2,297	
P	2,883	2,745	2,707		P	2,035	2,109	2,163	
Q	5,614	5,440	5,635		Q	3,958	3,922	3,879	
R	590	545	473		R	470	449	522	
S	1,182	1,481	1,574		S	696	684	779	
T	215	158	162		T	335	287	269	
U	19	-	-		U	25	20	16	
X	-	176	132		X	400.6	372	798	

第3-1表 産業別就業者数(続き)

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

イタリア	ITA			オランダ	NLD		
千人				thousands			
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4
	2019年	2020	2021		2019	2020	2021
計/Total	23,360	22,903	22,554	計	8,982	8,981	9,282
A	909	912	914	A	168	166	205
B	25	33	31	B	8	10	13
C	4,321	4,290	4,185	C	812	806	774
D	114	117	113	D	35	29	41
E	243	242	249	E	33	32	42
F	1,339	1,358	1,431	F	413	407	397
G	3,287	3,187	3,107	G	1,250	1,228	1,450
H	1,143	1,131	1,141	H	394	368	460
I	1,480	1,303	1,203	I	387	345	380
J	618	624	656	J	301	310	410
K	636	623	625	K	246	245	283
L	164	155	136	L	67	68	75
M	1,516	1,512	1,484	M	645	669	807
N	1,028	963	980	N	479	452	431
O	1,243	1,219	1,148	O	509	534	630
P	1,590	1,634	1,615	P	588	598	698
Q	1,922	1,894	1,887	Q	1,367	1,388	1,570
R	318	306	264	R	193	180	209
S	712	715	703	S	168	188	199
T	739	667	666	T	14	16	14
U	14	18	16	U	-	-	-
				X	906	943	193

3 就業構造

第 3-1 表 産業別就業者数 (続き)

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

デンマーク				DNK	スウェーデン				SWE
千人									thousands
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		
	2019年	2020	2021		2019	2020	2021		
計/Total	2,878	2,852	2,907	計	5,132	5,064	5,120		
A	64	60	59	A	86	87	100		
B	6	5	4	B	9	10	11		
C	316	321	332	C	514	501	500		
D	17	17	16	D	31	32	34		
E	17	16	14	E	26	25	23		
F	177	178	195	F	361	353	349		
G	434	423	428	G	573	562	533		
H	126	127	124	H	248	233	210		
I	112	100	98	I	165	140	129		
J	115	115	123	J	255	270	292		
K	78	82	83	K	101	108	112		
L	41	40	40	L	83	82	91		
M	172	170	167	M	444	451	485		
N	121	117	118	N	224	222	227		
O	146	154	158	O	366	369	409		
P	256	260	264	P	586	568	568		
Q	523	517	534	Q	763	758	737		
R	68	64	62	R	140	131	112		
S	77	73	72	S	129	126	127		
T	u 3	u 2	—	T	—	—	—		
U	u 3	u 3	3	U	—	—	—		
X	10	9	13	X	27	36	71		

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第3-1表 産業別就業者数(続き)

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

フィンランド				ノルウェー			
FIN				NOR			
千人				thousands			
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4
	2019年	2020	2021		2019	2020	2021
計/Total	2,566	2,528	2,573	計	2,716	2,702	2,796
A	97	92	105	A	55	57	65
B	8	6	5	B	61	62	64
C	329	329	323	C	209	208	202
D	14	17	15	D	16	16	18
E	10	13	13	E	13	14	19
F	193	188	189	F	227	226	231
G	287	270	292	G	358	349	351
H	143	134	136	H	125	128	129
I	97	78	86	I	93	85	87
J	123	130	127	J	107	110	118
K	52	52	46	K	50	50	54
L	26	29	29	L	28	27	35
M	181	199	189	M	159	163	170
N	119	113	128	N	127	121	129
O	113	121	117	O	167	164	179
P	187	189	182	P	230	230	238
Q	423	411	411	Q	564	566	578
R	68	65	64	R	64	66	64
S	79	75	83	S	57	56	53
T	9	8	9	T	—	—	—
U	—	—	—	U	—	—	—
X	7	7	25	X	—	—	12

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

ロシア				RUS	中国 4)				CHN
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4				
	2019年	2020	2021		2002		2019	2020	
計/Total	71,933	70,601	71,719	計	737,400	計	754,470	750,640	
A	4,196	4,237	4,198	A	324,872				
B	1,651	1,629	1,626	B	5,585	一次産業	Primary industry		
C	10,258	10,019	10,200	C	83,074	(A)	186,520	177,150	
D	1,876	1,878	1,830	D/E	3,873				
E	516	532	533						
F	4,966	4,650	4,907	F	38,930	二次産業	Secondary industry		
G	11,198	10,907	11,183	G/I	49,691	(B to F)	212,340	215,430	
H	6,314	6,198	6,315	H/J	20,839				
I	1,894	1,712	1,841						
J	1,295	1,366	1,310			三次産業	Tertiary Industry		
K	1,627	1,587	1,579	K	3,398	(G to X)	355,610	358,060	
L	1,233	1,265	1,224	L	1,184				
M	2,354	2,487	2,556	M	1,627				
N	1,786	1,765	1,778	N	10,937				
O	5,022	5,021	4,968	O/U	10,747				
P	6,840	6,675	6,822	P/R	15,651				
Q	5,693	5,498	5,595	Q	4,932				
R	1,445	1,408	1,404						
S	1,753	1,757	1,842	S/X	62,454				
T	12	9	8	T	—				
U	4	u 1	—						

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

4) 中国全土における16歳以上が対象。各年12月末の数値。2003年以降は産業大分類の統計がないため、3分類にて掲載。

第3-1表 産業別就業者数(続き)

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

韓国	KOR			シンガポール 5)	SGP		
千人				thousands			
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4
	2019年	2020	2021		2019	2020	2021
計/Total	27,231	27,024	27,401	計	2,230	2,223	2,300
A	1,395	1,445	1,458	A	—	—	1
B	15	13	12	B	—	—	0
C	4,429	4,376	4,368	C	214	213	53
D	68	74	71	D	—	—	1
E	135	153	169	E	—	—	3
F	2,020	2,016	2,090	F	98	97	25
G	3,663	3,503	3,353	G	356	335	85
H	1,431	1,482	1,586	H	206	215	50
I	2,303	2,144	2,098	I	132	129	31
J	861	847	901	J	103	111	30
K	800	778	800	K	209	208	56
L	556	517	531	L	49	50	13
M	1,157	1,164	1,219	M	182	181	49
N	1,312	1,347	1,397	N	120	128	30
O	1,076	1,112	1,143	O	304	294	41
P	1,883	1,798	1,840	P	—	—	38
Q	2,206	2,336	2,534	Q	136	140	38
R	495	496	467	R	34	34	8
S	1,233	1,189	1,135	S	64	65	18
T	75	98	87	T	—	—	u 0
U	12	17	15	U	—	—	1
X	109	120	128	X	24	21	1,729

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

5) 国籍保有者及び永住権保有者が対象。各年6月の数値。2020年迄の区分XはA、B、D、Eを含む。

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

マレーシア 6)				MYS	タイ				THA
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		
	2018年	2019	2020		2018	2019	2020		
計/Total	14,776	15,073	14,957	計	37,865	37,613	37,680		
A	1,570	1,541	1,566	A	12,168	11,821	11,811		
B	91	91	82	B	74	61	75		
C	2,500	2,682	2,498	C	6,259	6,125	5,976		
D	69	71	76	D	113	120	123		
E	89	89	84	E	77	95	99		
F	1,258	1,276	1,173	F	2,112	2,191	2,232		
G	2,545	2,595	2,766	G	6,277	6,245	6,277		
H	698	668	689	H	1,260	1,301	1,326		
I	1,473	1,550	1,540	I	2,827	2,850	2,870		
J	216	214	223	J	199	196	222		
K	339	335	372	K	501	516	525		
L	97	92	82	L	184	202	233		
M	368	386	379	M	387	380	386		
N	748	806	802	N	560	602	533		
O	720	737	735	O	1,627	1,611	1,643		
P	989	962	938	P	1,164	1,157	1,211		
Q	551	528	560	Q	659	643	690		
R	86	79	58	R	248	267	274		
S	265	266	267	S	882	932	888		
T	104	104	66	T	211	219	231		
U	2	2	—	U	3	4	2		
				X	73	76	54		

6) 15歳から64歳までが対象。自己使用のための生産労働者を除く。

第3-1表 産業別就業者数(続き)

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

フィリピン	PHL			オーストラリア 7)			AUS
千人							thousands
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4
	2018年	2019	2020		2018	2019	2020
計/Total	41,157	42,428	39,378	計	12,598	12,894	12,673
A	9,998	9,698	9,754	A	330	330	351
B	207	184	184	B	241	243	243
C	3,625	3,618	3,184	C	1,001	963	934
D	88	91	81	D	83	79	87
E	61	64	58	E	71	79	67
F	3,866	4,153	3,700	F	1,177	1,171	1,171
G	7,994	8,453	8,081	G	1,799	1,809	1,763
H	3,220	3,432	2,932	H	643	664	627
I	1,727	1,918	1,468	I	891	913	795
J	404	425	350	J	456	447	462
K	540	582	556	K	444	448	483
L	204	232	192	L	172	173	177
M	275	304	260	M	808	895	864
N	1,584	1,657	1,609	N	459	493	459
O	2,560	2,785	2,563	O	782	832	852
P	1,197	1,283	1,286	P	1,028	1,070	1,092
Q	518	543	542	Q	1,681	1,724	1,768
R	363	398	230	R	263	264	228
S	779	781	694	S	266	291	244
T	1,945	1,828	1,652	T	3	4	3
U	4	u 1	u 2	U	1	1	1
X	-	-	-	X	0	0	2

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

7) 自己使用のための生産労働者、軍人、徴集兵を除く。海外領土を除く。

3 就業構造

第 3-1 表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

ニュージーランド 8)				NZL	ブラジル				BRA
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		
	2019年	2020	2021		2019	2020	2021		
計/Total	2,692	2,728	—	計	94,129	86,875	91,188		
A	157	164	169	A	8,406	8,196	8,788		
B	6	6	5	B	434	438	437		
C	253	261	253	C	10,912	10,200	10,737		
D	12	14	14	D	237	258	222		
E	12	13	11	E	656	522	468		
F	250	271	285	F	6,886	6,108	6,951		
G	387	385	379	G	18,036	16,407	17,272		
H	121	123	120	H	4,933	4,518	4,701		
I	152	147	151	I	5,567	4,379	4,611		
J	93	92	93	J	1,338	1,415	1,580		
K	82	86	86	K	1,307	1,288	1,390		
L	45	42	50	L	578	545	589		
M	192	182	191	M	3,238	3,286	3,676		
N	124	122	112	N	4,241	3,883	3,890		
O	144	155	159	O	4,989	5,073	4,920		
P	217	213	225	P	6,413	6,225	6,120		
Q	280	295	295	Q	4,743	4,848	5,130		
R	52	53	58	R	1,030	806	729		
S	71	74	80	S	4,039	3,568	3,711		
T	1	1	0	T	6,106	4,886	5,213		
U	1	1	1	U	6	4	3		
				X	34	21	50		

8) 2021年の就業者計は区分Xを除く。

出典：日本、カナダ、ニュージーランド：OECD (<https://stats.oecd.org/>) 2022年10月現在

イギリス：ONS (2022.11) *All in employment by industry*

中国：国家统计局(NBS) (2021.9) 「中国統計年鑑2021」 (2002年値は「中国労働統計年鑑2015」)

その他の国：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2022年10月現在

A表 国際標準産業分類 (ISIC)

Table A: International Standard Industrial Classification of All Economic Activities (ISIC)

国際標準産業分類-rev.4		ISIC-Rev.4
A	農業・林業及び漁業	Agriculture, forestry and fishing
B	鉱業及び採石業	Mining and quarrying
C	製造業	Manufacturing
D	電気・ガス・蒸気及び空調供給業	Electricity, gas, steam and air conditioning supply
E	水供給・下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動	Water supply; sewerage, waste management and remediation activities
F	建設業	Construction
G	卸売・小売業、自動車及びオートバイ修理業	Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles and motorcycles
H	運輸・保管業	Transportation and storage
I	宿泊・飲食サービス業	Accommodation and food service activities
J	情報通信業	Information and communication
K	金融・保険業	Financial and insurance activities
L	不動産業	Real estate activities
M	専門・科学・技術サービス業	Professional, scientific and technical activities
N	管理・支援サービス業	Administrative and support service activities
O	公務及び国防・義務的社会保障事業	Public administration and defence; compulsory social security
P	教育	Education
Q	保健衛生及び社会事業	Human health and social work activities
R	芸術・娯楽及びレクリエーション	Arts, entertainment and recreation
S	その他のサービス業	Other service activities
T	雇い主としての世帯活動、世帯による自家利用のための分別不能な財及びサービス生産活動	Activities of households as employers; undifferentiated goods- and services-producing activities of households for own use
U	治外法権機関及び団体	Activities of extra-territorial organizations and bodies
X	分類不能	Not classifiable by economic activity

3 就業構造

A 表 国際標準産業分類 (ISIC) (続き)

Table A: International Standard Industrial Classification of All Economic Activities (ISIC) (cont.)

国際標準産業分類-rev.3		ISIC-Rev.3
A	農業、狩猟業及び林業	Agriculture, hunting and forestry
B	漁業	Fishing
C	鉱業及び採石業	Mining and quarrying
D	製造業	Manufacturing
E	電気、ガス、水供給業	Electricity, gas and water supply
F	建設業	Construction
G	卸売・小売業並びに自動車、オートバイ及び個人・家庭用品修理業	Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles, motorcycles and Personal and household goods
H	ホテル及びレストラン	Hotels and restaurants
I	運輸業・倉庫業及び通信業	Transport, storage and communications
J	金融仲介業	Financial intermediation
K	不動産業、物品賃貸業及び対事業所サービス業	Real estate, renting and business activities
L	公務及び国防・義務的社会保障事業	Public administration and defence; compulsory social security
M	教育	Education
N	保健衛生及び社会事業	Health and social work
O	その他の共同体、社会及び個人サービス業	Other community, social and personal service activities
P	雇い主のいる個人世帯	Activities of private households as employers and undifferentiated production activities of private households
Q	治外法権機関及び団体	Extra-territorial organizations and bodies
X	分類不能	Not classifiable by economic activity

出典：国連統計局 (<https://unstats.un.org/unsd/classifications/Econ>)

総務省 (https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/)

第3-2表 就業者の産業別構成比

Table 3-2: Sectoral composition of employment

	産業計	農林、 漁業	鉱業	製造業	電気、 ガス、 水道	建設		
年/year							%	
日本	2021	100.0	3.1	0.0	15.9	1.0	7.2	JPN
アメリカ	2021	100.0	1.7	0.3	9.9	1.3	7.7	USA
カナダ	2021	100.0	1.7	1.4	9.2	0.7	7.5	CAN
イギリス 1)	2021	100.0	0.9	—	8.4	1.8	6.6	UK
ドイツ	2021	100.0	1.2	0.2	19.9	1.5	5.9	DEU
フランス	2021	100.0	2.4	0.1	11.0	1.5	6.4	FRA
イタリア	2021	100.0	4.1	0.1	18.6	1.6	6.3	ITA
オランダ	2021	100.0	2.2	0.1	8.3	0.9	4.3	NLD
デンマーク	2021	100.0	2.0	0.1	11.4	1.0	6.7	DNK
スウェーデン	2021	100.0	1.9	0.2	9.8	1.1	6.8	SWE
フィンランド	2021	100.0	4.1	0.2	12.6	1.1	7.3	FIN
ノルウェー	2021	100.0	2.3	2.3	7.2	1.3	8.3	NOR
ロシア	2021	100.0	5.9	2.3	14.2	3.3	6.8	RUS
韓国	2021	100.0	5.3	0.0	15.9	0.9	7.6	KOR
シンガポール	2021	100.0	0.0	0.0	2.3	0.2	1.1	SGP
マレーシア	2020	100.0	10.5	0.5	16.7	1.1	7.8	MYS
タイ	2020	100.0	31.3	0.2	15.9	0.6	5.9	THA
フィリピン	2020	100.0	24.8	0.5	8.1	0.4	9.4	PHL
オーストラリア	2020	100.0	2.8	1.9	7.4	1.2	9.2	AUS
ニュージーランド	2021	100.0	6.2	0.2	9.2	0.9	10.4	NZL
ブラジル	2021	100.0	9.6	0.5	11.8	0.8	7.6	BRA
		Total	a	b	c	d	e	

a) Agriculture, forestry and fishing; b) Mining and quarrying; c) Manufacturing; d) Electricity, gas, water supply; e) Construction.

注：出典及び各国の注は第3-1表（p.91～101）に準ずる。各産業の合計は必ずしも100にはならない。

1) 電気、ガス、水道業は、鉱業を含む。計と内訳計の差を、便宜上「その他」に計上。

第 3-2 表 就業者の産業別構成比 (続き)

Table 3-2: Sectoral composition of employment (cont.)

		卸売・ 小売 2)	宿泊・ 飲食	運輸・ 保管、 通信	金融・ 保険	不動産 業、事業 活動 3)	その他 4)	
	年/year							%
日本	2021	16.3	5.5	9.5	2.8	10.6	27.9	JPN
アメリカ	2021	12.8	6.1	10.8	5.1	12.3	32.1	USA
カナダ	2021	16.4	5.1	7.1	5.0	14.6	31.4	CAN
イギリス	2021	11.7	4.8	9.6	4.4	14.0	37.8	UK
ドイツ	2021	12.8	2.9	8.5	3.0	10.2	33.8	DEU
フランス	2021	12.5	3.5	8.6	3.6	11.7	38.7	FRA
イタリア	2021	13.8	5.3	8.0	2.8	11.5	27.9	ITA
オランダ	2021	15.6	4.1	9.4	3.0	14.1	37.8	NLD
デンマーク	2021	14.7	3.4	8.5	2.8	11.2	38.1	DNK
スウェーデン	2021	10.4	2.5	9.8	2.2	15.7	39.5	SWE
フィンランド	2021	11.3	3.4	10.2	1.8	13.4	34.6	FIN
ノルウェー	2021	12.6	3.1	8.8	1.9	11.9	40.2	NOR
ロシア	2021	15.6	2.6	10.6	2.2	7.8	28.8	RUS
韓国	2021	12.2	7.7	9.1	2.9	11.5	26.8	KOR
シンガポール	2021	3.7	1.4	3.5	2.4	4.0	81.4	SGP
マレーシア	2020	18.5	10.3	6.1	2.5	8.4	17.5	MYS
タイ	2020	16.7	7.6	4.1	1.4	3.1	13.3	THA
フィリピン	2020	20.5	3.7	8.3	1.4	5.2	17.7	PHL
オーストラリア	2020	13.9	6.3	8.6	3.8	11.8	33.1	AUS
ニュージーランド	2021	13.8	5.5	7.8	3.1	12.9	29.9	NZL
ブラジル	2021	18.9	5.1	6.9	1.5	8.9	28.4	BRA
		f	g	h	i	j	k	

f) Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles and motorcycles; g) Accommodation and food service activities; h) Transportation and storage, Information and communication; i) Financial and insurance activities; j) Real estate activities, renting and business activities(incl. Professional, scientific and technical activities, Administrative and support service activities); k) Other services(e.g. Public administration and defence; compulsory social security; Education; Health and social work; Other community, social and personal service activities; households as employers; undifferentiated goods- and services-producing activities of households for own use; Extra-territorial organizations and bodies) and Not elsewhere classified.

2) 自動車・オートバイ修理業を含む。

3) 専門、科学及び技術サービス、管理・支援サービス業を含む。

4) その他のサービス業、雇い主としての世帯活動、並びに世帯による自家利用のための分別不能な財及びサービス生産活動、治外法権機関及び団体の活動が対象。

第3-3表 産業別雇用者数

Table 3-3: Employees by economic activity

日本				JPN	アメリカ 1)				USA
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2019年	2020	2021			2019	2020	2021	
計/Total	60,040	59,730	59,730		計	147,938	138,474	142,536	
A	670	650	630		A	1,879	1,810	1,770	
B	20	20	30		B	504	473	411	
C	10,380	10,240	10,190		C	15,871	14,475	14,603	
D/E	600	660	680		D	1,329	1,306	1,304	
					E	720	662	653	
F	4,090	4,020	3,930		F	10,223	9,698	10,024	
G	10,090	10,040	10,100		G	18,803	17,926	18,555	
H	3,660	3,630	3,650		H	9,010	8,597	9,272	
I	3,640	3,390	3,170		I	10,317	8,260	9,084	
J	2,170	2,280	2,420		J	6,013	5,982	6,240	
K	1,860	1,850	1,860		K	7,512	7,622	7,389	
L	860	940	960		L	2,756	2,559	2,708	
M	1,860	1,890	1,980		M	8,115	7,691	7,845	
N	3,040	3,040	3,070		N	6,068	5,443	5,732	
O	2,450	2,510	2,530		O	5,408	5,503	5,517	
P	3,080	3,130	3,190		P	13,937	13,125	13,298	
Q	8,140	8,320	8,520		Q	21,407	20,442	20,878	
R	780	750	700		R	2,938	2,178	2,416	
S/T	1,570	1,520	1,440		S	3,826	3,588	3,673	
					T	821	655	659	
U	30	30	20		U	481	480	506	
X	-	-	-		X	-	-	-	

Item A to X: See "Table A: International Standard Industrial Classification of All Economic Activities (ISIC)" (p.102-103).

注：各産業の分類基準・記号については、「A表 国際標準産業分類(ISIC) (p.102~103)を参照のこと。特に注記しない限り15歳以上が対象。各国の出典は本表末尾 (p.116)を参照。

1) 16歳以上が対象。

第 3-3 表 産業別雇用者数 (続き)

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

カナダ				CAN	イギリス 2)				UK
千人					thousands				
ISIC	rev.3	rev.3	rev.3		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2019年	2020	2021			2019	2020	2021	
計/Total	17,436	16,447	17,415		計	27,649	27,751	28,023	
A	237	232	217		A	150	152	135	
B	15	14	14						
C	263	234	255		C	2,757	2,610	2,541	
D	1,716	1,646	1,712		B/D/E	522	524	565	
E	140	138	141						
F	1,257	1,192	1,236		F	1,407	1,331	1,340	
G	2,977	2,820	2,961		G	3,646	3,546	3,446	
H	1,177	916	930		H	1,244	1,289	1,259	
I	1,201	1,134	1,211		I	1,598	1,503	1,413	
J	795	852	905		J	1,152	1,280	1,378	
K	2,219	2,120	2,331		K	1,190	1,238	1,331	
L	999	991	1,064		L	310	319	344	
M	1,297	1,272	1,387		M	1,876	2,021	2,098	
N	2,304	2,229	2,364		N	1,156	1,145	1,125	
O	795	633	656		O	2,054	2,203	2,346	
P	44	25	30		P	3,143	3,142	3,169	
Q	2	0	2		Q	4,043	4,145	4,200	
R/S/T	—	—	—		R/S/T	1,247	1,195	1,205	
U	—	—	—		U	—	—	—	
X	0	0	0		X	—	—	—	

2) 16歳以上が対象。四半期データを年平均したもの（JILPTによる算出）。

第 3-3 表 産業別雇用者数 (続き)

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

ドイツ DEU				フランス FRA			
千人				thousands			
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4
	2019年	2020	2021		2019	2020	2021
計/Total	38,321	37,731	37,869	計	23,849	23,646	24,199
A	280	279	295	A	285	265	274
B	66	72	74	B	23	21	28
C	7,730	7,980	7,976	C	3,006	2,923	2,852
D	322	359	367	D	216	194	192
E	248	258	251	E	205	195	208
F	2,386	2,001	2,089	F	1,401	1,379	1,373
G	5,269	4,816	4,877	G	2,916	2,916	3,015
H	2,045	1,829	1,849	H	1,312	1,301	1,311
I	1,376	1,144	1,009	I	853	837	803
J	1,200	1,473	1,422	J	775	829	861
K	1,123	1,189	1,118	K	869	909	936
L	163	292	302	L	255	236	265
M	1,887	1,716	1,668	M	1,268	1,273	1,367
N	1,901	1,547	1,537	N	941	903	999
O	2,906	3,348	3,336	O	2,462	2,514	2,295
P	2,682	2,547	2,530	P	1,948	2,013	2,057
Q	5,179	5,006	5,221	Q	3,529	3,482	3,440
R	407	396	360	R	354	320	413
S	930	1,213	1,305	S	520	500	597
T	200	148	154	T	334	286	266
U	19	-	-	U	25	20	16
X	-	110	119	X	352.2	328	632

第 3-3 表 産業別雇用者数 (続き)

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

イタリア				ITA	オランダ				NLD
千人									thousands
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		
	2019年	2020	2021		2019	2020	2021		
計/Total	18,048	17,746	17,630	計	7,489	7,432	7,818		
A	483	496	490	A	73	77	109		
B	23	31	29	B	8	10	12		
C	3,864	3,837	3,768	C	749	741	724		
D	107	109	106	D	33	28	40		
E	234	234	240	E	32	31	42		
F	830	844	929	F	278	269	273		
G	2,099	2,094	2,062	G	1,085	1,060	1,289		
H	1,017	996	1,021	H	354	327	407		
I	1,069	904	858	I	332	286	324		
J	494	506	536	J	236	235	321		
K	521	522	518	K	196	194	237		
L	81	74	58	L	54	54	61		
M	624	627	630	M	391	402	523		
N	879	826	851	N	404	378	362		
O	1,237	1,212	1,142	O	503	527	627		
P	1,505	1,554	1,532	P	513	522	625		
Q	1,608	1,583	1,596	Q	1,220	1,223	1,412		
R	193	173	160	R	107	97	124		
S	436	445	437	S	100	107	122		
T	732	661	654	T	11	12	13		
U	14	17	15	U	-	-	-		
X	-	-	-	X	810	852	172		

第 3-3 表 産業別雇用者数 (続き)

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

デンマーク	DNK			スウェーデン	SWE		
千人							thousands
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4
	2019年	2020	2021		2019	2020	2021
計/Total	2,638	2,609	2,651	計	4,626	4,562	4,578
A	38	37	34	A	30	33	35
B	6	5	3	B	9	10	10
C	305	308	318	C	486	473	472
D	17	17	15	D	30	32	34
E	16	16	14	E	26	25	22
F	148	145	157	F	288	276	272
G	400	393	398	G	514	504	474
H	117	118	115	H	227	212	192
I	102	89	87	I	140	118	110
J	101	102	108	J	220	238	256
K	75	79	79	K	94	102	107
L	37	36	35	L	73	72	79
M	140	133	132	M	358	360	376
N	107	101	103	N	206	202	204
O	146	154	158	O	366	368	407
P	250	254	258	P	577	559	552
Q	500	498	513	Q	745	743	720
R	58	56	54	R	111	102	89
S	63	58	56	S	98	96	100
T	u 3	u 2	-	T	-	-	-
U	u 2	u 3	3	U	-	-	-
X	8	7	10	X	26	34	64

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第 3-3 表 産業別雇用者数 (続き)

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

フィンランド				FIN	ノルウェー				NOR
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		
	2019年	2020	2021		2019	2020	2021		
計/Total	2,220	2,189	2,198	計	2,540	2,536	2,663		
A	29	30	34	A	31	33	38		
B	7	6	4	B	61	62	64		
C	309	309	302	C	202	203	198		
D	14	17	15	D	16	16	18		
E	10	12	13	E	13	13	18		
F	148	144	142	F	203	201	216		
G	251	238	251	G	341	338	344		
H	126	117	116	H	117	118	121		
I	87	67	74	I	89	81	85		
J	112	118	113	J	102	104	112		
K	49	50	43	K	49	49	53		
L	21	24	22	L	25	23	29		
M	137	153	147	M	135	142	157		
N	105	98	112	N	119	114	124		
O	113	121	117	O	166	164	178		
P	181	183	174	P	226	226	234		
Q	398	389	387	Q	544	547	562		
R	52	50	48	R	50	52	55		
S	54	51	58	S	48	48	47		
T	9	8	9	T	–	–	–		
U	–	–	–	U	–	–	–		
X	6	6	16	X	–	–	8		

第3-3表 産業別雇用者数(続き)

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

ロシア				RUS	中国 3)				CHN
千人									thousands
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2019年	2020	2021			2018	2019	2020	
計/Total	67,109	65,833	66,936		計	172,582	171,618	170,391	
A	2,868	2,926	2,960		A	1,926	1,341	857	
B	1,647	1,625	1,621		B	4,144	3,677	3,521	
C	9,865	9,638	9,786		C	41,783	38,320	38,055	
D	1,869	1,874	1,822		D/E	3,692	3,731	3,797	
E	504	522	521						
F	4,526	4,246	4,471		F	27,109	22,705	21,533	
G	10,018	9,807	10,103		G	8,233	8,300	7,869	
H	5,799	5,667	5,781		H	8,190	8,155	8,122	
I	1,815	1,642	1,773		I	2,698	2,652	2,566	
J	1,240	1,312	1,247		J	4,243	4,553	4,871	
K	1,614	1,574	1,567		K	6,993	8,261	8,590	
L	1,189	1,217	1,177		L	4,660	5,103	5,254	
M	2,224	2,328	2,395		M	4,115	4,343	4,312	
N	1,737	1,716	1,724		N	5,295	6,604	6,436	
O	5,022	5,021	4,968		O/U	20,781	22,343	22,177	
P	6,788	6,616	6,759		P	17,356	19,093	19,589	
Q	5,621	5,426	5,522		Q	9,124	10,062	10,519	
R	1,401	1,367	1,361		R	1,466	1,512	1,495	
S	1,347	1,301	1,369		S/T	774	863	828	
T	11	8	8						
U	4	u 1	-						
X	-	-	-						

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

3) 16歳以上、かつ民間企業を除く都市部企業の登録雇用者が対象。各年12月末の数値。

3 就業構造

第 3-3 表 産業別雇用者数 (続き)

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

韓国				シンガポール 4)			
KOR				SGP			
千人				千人			
thousands				thousands			
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4
	2019年	2020	2021		2019	2020	2021
計/Total	20,440	20,332	20,753	計	1,884	1,855	1,993
A	127	126	121	A	—	—	1
B	14	13	12	B	—	—	0
C	3,967	3,942	3,938	C	201	200	50
D	67	72	70	D	—	—	1
E	126	141	151	E	—	—	3
F	1,607	1,640	1,695	F	79	77	20
G	2,271	2,189	2,105	G	308	287	73
H	823	837	897	H	136	135	33
I	1,425	1,287	1,229	I	111	105	26
J	789	772	838	J	93	99	27
K	766	758	776	K	187	183	49
L	388	364	387	L	33	34	8
M	986	991	1,058	M	156	155	43
N	1,218	1,252	1,297	N	110	117	28
O	1,076	1,112	1,143	O	238	231	41
P	1,535	1,482	1,538	P	—	—	32
Q	2,117	2,247	2,447	Q	130	131	36
R	322	324	313	R	30	31	8
S	735	673	637	S	52	50	14
T	70	94	86	T	—	—	0
U	12	17	15	U	—	—	1
				X	22	20	1,500

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

4) 国籍保有者及び永住権保有者が対象。各年6月の数値。2020年迄の区分XはA、B、D、Eを含む。

第 3-3 表 産業別雇用者数 (続き)

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

マレーシア 5)				MYS	タイ				THA
				thousands					thousands
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2018年	2019	2020			2018	2019	2020	
計	10,700	11,218	11,554		計	18,334	18,660	18,607	
A	653	670	968		A	1,871	1,754	1,735	
B	88	89	80		B	69	55	70	
C	2,109	2,306	2,106		C	4,866	4,821	4,696	
D	68	71	73		D	113	120	123	
E	75	73	69		E	64	83	86	
F	922	961	892		F	1,552	1,657	1,690	
G	1,594	1,701	1,854		G	2,508	2,647	2,626	
H	524	527	597		H	661	724	742	
I	833	883	895		I	919	960	915	
J	202	199	208		J	173	181	201	
K	298	312	340		K	474	490	501	
L	79	79	78		L	132	140	173	
M	297	324	332		M	280	279	282	
N	610	662	687		N	480	524	465	
O	720	737	735		O	1,627	1,611	1,643	
P	949	921	909		P	1,138	1,135	1,190	
Q	363	384	446		Q	620	613	651	
R	70	62	50		R	126	128	117	
S	143	152	173		S	377	444	415	
T	104	104	64		T	211	219	231	
U	2	-	-		U	3	4	2	
					X	70	71	54	

5) 15歳から64歳までが対象。自己使用のための生産労働者を除く。

3 就業構造

第 3-3 表 産業別雇用者数 (続き)

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

フィリピン				PHL	オーストラリア 6)				AUS
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2018年	2019	2020			2018	2019	2020	
計/Total	26,128	27,091	24,648		計	10,505	10,728	10,560	
A	3,334	3,229	2,958		A	155	139	153	
B	179	157	159		B	236	237	238	
C	2,930	2,954	2,649		C	863	840	813	
D	88	91	81		D	79	77	85	
E	61	62	58		E	66	73	58	
F	3,804	4,101	3,664		F	760	757	765	
G	3,048	3,198	3,011		G	1,565	1,577	1,541	
H	1,668	1,704	1,593		H	524	529	501	
I	1,258	1,416	1,054		I	792	804	697	
J	343	359	317		J	383	378	382	
K	524	566	544		K	395	400	433	
L	156	159	147		L	130	128	124	
M	245	264	234		M	574	647	622	
N	1,559	1,638	1,591		N	329	364	329	
O	2,560	2,785	2,563		O	771	819	841	
P	1,181	1,263	1,266		P	963	997	1,024	
Q	494	514	518		Q	1,523	1,560	1,607	
R	310	349	200		R	211	213	183	
S	439	454	389		S	183	184	160	
T	1,945	1,828	1,652		T	2	3	2	
U	4	u 1	u 2		U	1	1	1	
X	-	-	-		X	0	0	2	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

6) 自己使用のための生産労働者、軍人、徴集兵を除く。海外領土を除く。

第 3-3 表 産業別雇用者数 (続き)

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

ニュージーランド				NZL	ブラジル				BRA
千人									
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	thousands	
	2019年	2020	2021		2019	2020	2021		
計/Total	2,196	2,191	—	計	63,805	58,635	60,624		
A	88	91	89	A	3,533	3,277	3,469		
B	5	5	5	B	411	418	420		
C	219	227	223	C	8,196	7,721	8,063		
D	12	14	14	D	236	243	219		
E	10	11	9	E	459	438	405		
F	169	182	190	F	2,980	2,627	2,974		
G	335	327	324	G	11,140	10,090	10,612		
H	104	103	100	H	2,724	2,423	2,483		
I	123	120	127	I	2,998	2,217	2,332		
J	73	70	69	J	1,108	1,146	1,275		
K	74	75	75	K	1,153	1,108	1,214		
L	23	19	24	L	325	287	317		
M	134	125	128	M	1,733	1,714	1,887		
N	91	88	80	N	3,680	3,372	3,343		
O	142	153	157	O	4,989	5,073	4,920		
P	205	199	212	P	6,063	5,901	5,729		
Q	254	264	264	Q	4,049	4,166	4,339		
R	41	39	43	R	603	437	377		
S	52	51	55	S	1,340	1,119	1,048		
T	1	0	0	T	6,061	4,843	5,163		
U	1	1	1	U	6	4	3		
				X	18	10	33		

出典：日本、カナダ、ニュージーランド：OECD (<https://stats.oecd.org/>) 2022年10月現在

イギリス：ONS (2022.11) *All employees by industry sector*

中国：国家统计局(NBS) (2021.9) 「中国統計年鑑2021」

その他の国：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2022年10月現在

3 就業構造

第 3-4 表 性別・職業別就業者数

Table 3-4: Employment by occupation and sex

日本 1)										JPN
千人										thousands
ISCO -08	2019年			2020			2021			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	67,500	37,440	30,050	67,100	37,240	29,860	67,130	37,110	30,020	
1	1,290	1,100	190	1,290	1,130	170	1,290	1,120	170	
2/3	11,790	6,150	5,650	12,210	6,430	5,790	12,650	6,580	6,070	
4	13,260	5,220	8,040	13,600	5,410	8,190	13,890	5,530	8,360	
5	18,440	8,720	9,740	18,160	8,600	9,570	17,840	8,450	9,380	
6	2,170	1,380	800	2,090	1,340	750	2,030	1,310	720	
7	9,110	6,480	2,620	8,730	6,180	2,550	8,650	6,080	2,570	
8	2,220	2,150	70	2,180	2,100	70	2,140	2,070	70	
9	7,860	5,530	2,330	7,750	5,480	2,270	7,720	5,470	2,250	
X	1,360	710	610	1,090	570	500	920	500	430	
	Total	Male	Female	T	M	F	T	M	F	

アメリカ										USA
千人										thousands
ISCO -08	2019年			2020			2021			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	157,538	83,460	74,078	147,795	78,560	69,234	152,581	80,829	71,752	
1	17,439	10,344	7,094	17,027	10,036	6,992	16,008	9,382	6,626	
2	35,392	16,308	19,084	34,132	15,627	18,505	31,429	14,374	17,055	
3	22,777	11,338	11,439	25,684	11,342	14,342	23,929	10,451	13,478	
4	15,615	4,258	11,358	13,222	3,521	9,701	12,328	3,302	9,027	
5	27,413	10,433	16,980	21,455	9,266	12,190	20,656	8,624	12,031	
6	698	563	134	659	537	122	610	502	108	
7	14,637	12,611	2,026	12,508	10,744	1,765	12,072	10,346	1,725	
8	9,258	7,498	1,760	8,402	6,860	1,543	8,133	6,602	1,531	
9	14,310	10,107	4,203	14,705	10,629	4,077	14,877	10,647	4,230	
X	-	-	-	-	-	-	12,541	6,599	5,942	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

Item 0 to 9 and X: See "Table B: International Standard Classification of Occupation (ISCO)" (p.127).

注：ISCO分類記号は「B表 国際標準職業分類(ISCO)」(p.127)を参照。

- 1) 日本独自の分類 (JSCO) による数値を、大分類レベルでISCOに当てはめて集計したもので、厳密には国際分類とは異なる。分類5には販売・サービス・保安職業従事者を含み、分類7は生産工程従事者、分類8は輸送・機械運転従事者、分類9は建設・採掘従事者及び運搬・清掃・包装等従事者を指す。

第3-4表 性別・職業別就業者数(続き)

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

イギリス										UK
千人										thousands
ISCO -08	2019年			2020			2021			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	32,508	17,129	15,379	32,314	16,890	15,424	32,130	16,792	15,338	
1	3,685	2,369	1,316	3,655	2,317	1,338	3,367	2,140	1,228	
2	6,941	3,462	3,479	7,322	3,661	3,661	7,639	3,904	3,735	
3	4,706	2,582	2,123	5,015	2,726	2,289	4,910	2,613	2,297	
4	3,133	762	2,371	3,248	879	2,369	3,285	908	2,377	
5	3,301	2,964	337	2,985	2,639	346	2,836	2,502	333	
6	2,950	523	2,427	2,899	532	2,367	2,953	556	2,396	
7	2,366	906	1,460	2,271	865	1,406	2,247	909	1,339	
8	2,022	1,773	249	1,839	1,618	221	1,762	1,527	236	
9	3,336	1,743	1,594	3,030	1,619	1,411	3,070	1,694	1,377	
0/X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

ドイツ										DEU
千人										thousands
ISCO -08	2019年			2020			2021			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	42,399	22,622	19,776	41,474	22,075	19,399	41,500	22,097	19,403	
1	2,099	1,481	618	1,661	1,181	479	1,683	1,191	492	
2	7,699	4,203	3,496	8,430	4,309	4,121	8,868	4,497	4,371	
3	9,768	4,162	5,607	8,258	3,841	4,417	8,432	3,879	4,553	
4	5,230	1,824	3,406	5,525	1,858	3,667	5,520	1,860	3,660	
5	5,901	2,259	3,642	5,364	2,049	3,316	5,531	2,101	3,430	
6	539	442	97	548	433	115	564	442	122	
7	5,084	4,490	594	4,547	4,092	456	4,816	4,305	511	
8	2,547	2,198	349	2,317	1,943	374	2,484	2,078	406	
9	3,294	1,372	1,922	2,938	1,294	1,644	3,101	1,420	1,681	
0	183	161	22	157	141	-	177	153	-	
X	56	32	24	1,730	936	794	326	171	155	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

フランス										FRA
千人										thousands
ISCO -08	2019年			2020			2021			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	27,132	13,969	13,163	26,995	13,885	13,110	27,728	14,159	13,568	
1	2,027	1,324	703	2,107	1,358	749	1,884	1,172	712	
2	5,146	2,451	2,695	5,450	2,577	2,873	6,371	3,165	3,206	
3	5,426	2,683	2,743	5,359	2,662	2,697	4,886	2,085	2,801	
4	2,174	560	1,614	2,154	535	1,620	2,390	666	1,724	
5	4,313	1,428	2,885	4,159	1,376	2,783	3,744	1,195	2,549	
6	803	631	171	768	604	164	752	585	168	
7	2,427	2,169	258	2,338	2,079	259	2,694	2,423	270	
8	1,932	1,550	382	1,892	1,521	371	1,768	1,433	335	
9	2,523	912	1,611	2,417	915	1,502	2,377	941	1,436	
0	250	202	48	231	199	33	207	177	30	
X	112	58	54	121	62	59	655	317	338	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

イタリア										ITA
千人										thousands
ISCO -08	2019年			2020			2021			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	23,360	13,487	9,872	22,903	13,280	9,623	22,554	13,044	9,510	
1	839	606	233	827	601	226	810	579	232	
2	3,581	1,630	1,951	3,605	1,660	1,944	3,397	1,528	1,868	
3	4,103	2,494	1,609	4,044	2,433	1,611	3,876	2,329	1,547	
4	2,760	979	1,781	2,760	985	1,775	2,891	1,058	1,832	
5	4,115	1,679	2,436	3,830	1,563	2,267	3,774	1,515	2,259	
6	568	444	124	550	428	122	546	436	111	
7	2,986	2,694	292	2,959	2,677	282	2,971	2,681	290	
8	1,603	1,328	275	1,588	1,315	273	1,600	1,315	286	
9	2,570	1,408	1,162	2,499	1,386	1,114	2,486	1,406	1,080	
0	235	226	8	241	232	9	204	197	7	
X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

u) 統計上信頼度の低い数値。

u) Unreliable.

第3-4表 性別・職業別就業者数(続き)

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

オランダ										NLD
千人										thousands
ISCO -08	2019年			2020			2021			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	8,982	4,784	4,198	8,981	4,777	4,204	9,282	4,910	4,372	
1	491	358	133	471	348	124	476	353	124	
2	2,425	1,257	1,168	2,551	1,314	1,237	2,791	1,463	1,328	
3	1,475	702	773	1,494	716	778	1,595	751	844	
4	816	336	479	805	333	472	859	345	514	
5	1,651	534	1,117	1,577	518	1,060	1,549	504	1,045	
6	165	133	32	164	134	30	136	112	24	
7	690	630	60	675	611	64	642	577	65	
8	398	354	44	368	325	43	375	336	39	
9	772	413	359	749	393	356	735	389	346	
0	22	20	u 2	25	23	u 2	27	22	u 5	
X	77	47	31	103	62	41	98	59	39	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

デンマーク										DNK
千人										thousands
ISCO -08	2019年			2020			2021			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	2,878	1,529	1,349	2,852	1,514	1,338	2,907	1,543	1,364	
1	91	66	24	78	57	22	80	58	23	
2	797	350	448	814	360	454	802	359	443	
3	516	303	213	516	297	220	534	301	233	
4	191	57	134	190	55	135	188	57	131	
5	546	203	343	526	196	331	526	199	327	
6	46	39	8	43	36	7	46	38	8	
7	213	198	15	214	200	13	216	202	14	
8	146	123	23	146	124	22	151	129	22	
9	299	164	134	292	164	128	295	168	127	
0	14	13	-	14	14	-	10	9	-	
X	19	12	7	19	12	7	60	23	37	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

u) 統計上信頼度の低い数値。

u) Unreliable.

3 就業構造

第 3-4 表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

スウェーデン										SWE
千人										thousands
ISCO -08	2019年			2020			2021			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	5,132	2,694	2,438	5,064	2,675	2,389	5,120	2,717	2,403	
1	321	192	129	320	185	135	344	196	148	
2	1,525	641	885	1,556	669	887	1,621	712	909	
3	943	531	412	959	542	417	936	518	419	
4	308	122	186	295	122	173	301	120	181	
5	928	313	615	871	301	570	847	312	535	
6	79	62	17	87	65	22	104	75	29	
7	476	437	39	456	419	37	456	424	33	
8	293	251	42	278	240	38	272	234	38	
9	236	127	109	219	116	103	214	108	106	
0	16	14	—	15	12	—	16	13	—	
X	7	u 5	—	10	u 6	u 4	8	5	3	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

フィンランド										FIN
千人										thousands
ISCO -08	2019年			2020			2021			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	2,566	1,327	1,239	2,528	1,314	1,214	2,573	1,340	1,234	
1	82	52	30	69	43	26	63	40	23	
2	674	344	331	734	377	357	671	341	329	
3	496	217	280	493	217	276	482	214	268	
4	132	37	96	129	35	93	135	38	98	
5	473	143	330	438	134	304	479	146	333	
6	84	58	26	78	54	24	83	59	24	
7	257	234	23	250	229	21	263	242	22	
8	194	167	26	178	152	26	193	164	29	
9	160	66	95	146	62	85	170	73	97	
0	9	8	—	10	9	—	6	6	—	
X	u 4	—	—	u 4	—	u 2	29	18	11	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

u) 統計上信頼度の低い数値。

u) Unreliable.

第3-4表 性別・職業別就業者数(続き)

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

ノルウェー										NOR
千人										thousands
ISCO -08	2019年			2020			2021			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	2,716	1,436	1,279	2,702	1,430	1,272	2,796	1,480	1,316	
1	223	146	77	223	147	76	232	154	78	
2	749	305	444	752	307	445	802	330	472	
3	432	255	177	423	251	172	435	257	178	
4	155	65	90	146	65	81	152	68	84	
5	591	198	393	564	185	378	569	187	381	
6	49	38	11	44	34	10	54	43	11	
7	257	242	14	244	230	14	249	233	16	
8	145	131	14	146	130	17	159	139	20	
9	95	41	55	88	36	52	97	38	60	
0	21	15	u 6	71	44	27	8	7	-	
X	-	-	-	-	-	-	38	24	14	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

ロシア										RUS
千人										thousands
ISCO -08	2019年			2020			2021			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	71,933	36,913	35,021	70,601	36,208	34,393	71,719	36,891	34,829	
1	4,354	2,408	1,946	4,100	2,224	1,876	3,946	2,124	1,822	
2	17,948	6,696	11,252	18,596	6,921	11,674	18,774	7,123	11,651	
3	9,999	4,059	5,940	9,703	3,976	5,728	9,895	4,088	5,807	
4	2,064	363	1,700	1,946	348	1,598	1,904	316	1,589	
5	11,280	3,409	7,870	10,725	3,251	7,474	11,155	3,326	7,829	
6	1,742	882	859	1,756	909	847	1,708	896	813	
7	9,661	7,923	1,738	9,231	7,600	1,631	9,549	7,840	1,708	
8	9,278	8,192	1,086	9,198	8,131	1,067	9,224	8,160	1,063	
9	5,610	2,980	2,629	5,346	2,847	2,499	5,565	3,019	2,546	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

u) 統計上信頼度の低い数値。

u) Unreliable.

3 就業構造

第 3-4 表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

香港										HKG
千人										thousands
ISCO -08	2019年			2020			2021			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	3,871	1,920	1,952	3,691	1,820	1,871	3,670	1,805	1,865	
1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
2	431	212	218	421	210	212	410	205	205	
3	719	411	308	709	406	303	690	388	302	
4	489	131	358	465	123	342	464	127	337	
5	729	325	404	653	296	357	662	295	367	
6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
7	237	224	13	227	214	13	236	224	13	
8	167	162	5	162	156	5	156	152	4	
9	664	172	492	643	157	486	651	169	482	
X	438	283	155	412	259	152	401	247	154	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

韓国										KOR
千人										thousands
ISCO -08	2019年			2020			2021			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	27,231	15,488	11,744	27,024	15,408	11,616	27,401	15,573	11,828	
1	408	345	63	395	334	62	393	329	64	
2	5,557	2,839	2,718	5,480	2,855	2,626	5,585	2,849	2,736	
3	4,749	2,398	2,351	4,691	2,314	2,377	4,751	2,324	2,427	
4	3,116	1,044	2,072	3,046	1,016	2,030	3,073	1,053	2,020	
5	3,030	1,509	1,522	2,897	1,448	1,449	2,766	1,349	1,416	
6	1,332	821	511	1,383	861	521	1,396	879	517	
7	2,372	2,071	301	2,336	2,053	283	2,406	2,115	291	
8	3,026	2,663	363	2,957	2,621	336	2,979	2,642	336	
9	3,534	1,774	1,760	3,718	1,879	1,839	3,925	2,007	1,918	
X	109	25	84	120	27	93	128	25	103	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

第3-4表 性別・職業別就業者数(続き)

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

シンガポール 2)										SGP
千人										thousands
ISCO -08	2019年			2020			2021			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	2,230	1,203	1,028	2,223	1,198	1,025	2,300	1,224	1,076	
1	365	231	134	368	231	137	94	58	36	
2	469	238	231	504	261	244	144	75	69	
3	468	243	225	458	232	227	105	57	48	
4	237	56	181	216	52	164	55	13	42	
5	258	112	146	252	108	145	60	27	33	
6	-	-	-	-	-	-	1	1	0	
7	68	59	9	63	54	9	15	12	2	
8	151	137	15	152	137	15	34	31	4	
9	149	64	85	150	65	84	38	17	21	
X	65	62	2	60	59	1	1,755	934	820	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

マレーシア 3)										MYS
千人										thousands
ISCO -08	2018年			2019			2020			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	14,776	9,042	5,734	15,073	9,202	5,871	14,957	9,129	5,828	
1	661	498	163	695	533	162	808	608	201	
2	1,824	821	1,003	1,884	831	1,053	1,868	782	1,086	
3	1,537	1,051	486	1,574	1,093	481	1,547	1,063	484	
4	1,248	349	899	1,272	337	935	1,242	384	858	
5	3,423	1,691	1,731	3,412	1,659	1,752	3,632	1,862	1,770	
6	922	720	202	933	741	192	916	720	196	
7	1,546	1,216	330	1,577	1,229	348	1,473	1,175	298	
8	1,788	1,399	389	1,865	1,447	419	1,690	1,278	412	
9	1,829	1,297	532	1,863	1,333	529	1,780	1,258	523	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

2) 6月調査の数値。国籍保有者及び永住権保有者が対象。

3) 15~64歳が対象。自己使用のための生産労働者を除く。

第 3-4 表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

タイ										THA
千人										thousands
ISCO -08	2018年			2019			2020			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	37,865	20,630	17,235	37,613	20,466	17,147	37,680	20,452	17,228	
1	1,394	921	473	1,379	895	484	1,624	987	637	
2	2,105	828	1,277	2,117	826	1,292	2,274	869	1,405	
3	1,732	823	909	1,690	786	905	1,785	842	943	
4	1,596	488	1,108	1,697	505	1,191	1,645	488	1,156	
5	7,656	3,117	4,539	7,573	3,049	4,524	7,504	2,963	4,541	
6	11,089	6,481	4,608	10,833	6,364	4,470	10,828	6,375	4,453	
7	4,270	3,104	1,166	4,242	3,145	1,097	4,170	3,076	1,095	
8	3,683	2,601	1,082	3,726	2,626	1,100	3,625	2,611	1,014	
9	4,340	2,267	2,073	4,357	2,272	2,085	4,226	2,241	1,984	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

フィリピン										PHL
千人										thousands
ISCO -08	2018年			2019			2020			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	41,157	25,424	15,732	42,428	25,984	16,445	39,378	24,179	15,199	
1	6,588	3,119	3,469	4,840	2,395	2,445	3,557	1,673	1,883	
2	2,243	812	1,431	2,372	827	1,546	2,226	790	1,435	
3	1,663	859	804	1,762	871	891	1,484	735	749	
4	2,389	969	1,420	2,581	1,055	1,526	2,467	1,002	1,465	
5	6,171	2,851	3,320	7,805	3,219	4,586	7,594	3,110	4,485	
6	5,096	4,223	874	4,996	4,121	875	5,260	4,337	923	
7	3,230	2,763	467	3,363	2,873	490	2,829	2,411	417	
8	2,623	2,347	276	3,275	2,948	327	3,125	2,816	309	
9	11,060	7,392	3,668	11,348	7,592	3,756	10,738	7,212	3,526	
0	94	90	4	87	84	4	100	93	7	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

第3-4表 性別・職業別就業者数(続き)

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

オーストラリア ⁴⁾										AUS
千人										thousands
ISCO -08	2018年			2019			2020			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	12,598	6,686	5,911	12,894	6,822	6,072	12,673	6,691	5,982	
1	1,381	859	522	1,322	804	518	1,410	846	563	
2	2,786	1,238	1,549	2,932	1,326	1,605	3,028	1,346	1,682	
3	1,635	749	887	1,719	789	930	1,626	767	859	
4	1,195	293	903	1,225	301	924	1,229	305	924	
5	2,141	666	1,475	2,169	679	1,490	2,022	658	1,365	
6	270	217	53	284	220	64	293	228	65	
7	1,345	1,269	76	1,348	1,271	77	1,260	1,182	77	
8	840	726	113	866	748	119	805	693	111	
9	1,004	671	333	1,030	684	346	1,002	667	335	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
X	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

ブラジル										BRA
千人										thousands
ISCO -08	2019年			2020			2021			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	94,129	53,718	40,411	86,875	50,533	36,342	91,188	53,012	38,176	
1	4,149	2,554	1,595	3,478	2,198	1,280	3,313	2,028	1,285	
2	10,463	4,231	6,232	10,807	4,406	6,402	11,339	4,691	6,648	
3	7,288	4,110	3,178	7,367	4,189	3,179	7,698	4,416	3,282	
4	7,750	2,962	4,788	7,470	2,915	4,555	7,632	2,919	4,713	
5	21,647	9,369	12,278	18,734	8,396	10,338	19,479	8,611	10,867	
6	5,122	4,115	1,007	5,175	4,151	1,024	5,522	4,399	1,123	
7	12,508	10,369	2,139	11,443	9,496	1,946	12,371	10,235	2,136	
8	7,977	6,932	1,045	7,349	6,501	848	7,746	6,809	937	
9	15,960	7,959	8,002	13,830	7,213	6,617	14,885	7,863	7,022	
0	883	797	85	875	787	87	815	737	78	
X	383	320	62	348	281	66	390	305	85	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

4) 海外領土、施設人口、軍人を除く。フルタイム及びパートタイム労働者が対象。

出典：日本：総務省統計局(2022.3)「労働力調査(長期時系列)」

イギリス：nomis(<https://www.nomisweb.co.uk/>) 2022年10月現在

その他：ILOSTAT(<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2022年10月現在

B表 国際標準職業分類 (ISCO)

Table B: International Standard Classification of Occupations (ISCO)

国際標準職業分類-08		ISCO-08
1	管理職	Managers
2	専門職	Professionals
3	技師, 准専門職	Technicians and associate professionals
4	事務補助員	Clerical support workers
5	サービス・販売従事者	Service and sales workers
6	農林漁業従事者	Skilled agricultural, forestry and fishery workers
7	技能工及び関連職業の従事者	Craft and related trades workers
8	設備・機械の運転・組立工	Plant and machine operators, and assemblers
9	単純作業の従事者	Elementary occupations
0	軍人	Armed forces occupations
X	分類不能, 無回答	Not elsewhere classified or No response

出典：ILO (<https://www.ilo.org/public/english/bureau/stat/isco/>)

総務省 (https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shokgyou/)

第3-5表 就業者の職業別構成比

Table 3-5: Occupational composition of employment

	管理職	専門職	技師、 准専門職	事務補助員	サービス・販売従事者	農林漁業従事者	技能工及び関連職業の従事者	設備・機械の運転・組立工	単純作業の従事者	
2021年、%	% of total, 2021									
日本	1.9	18.8		20.7	26.6	3.0	12.9	3.2	11.5	JPN
アメリカ	10.5	20.6	15.7	8.1	13.5	0.4	7.9	5.3	9.7	USA
イギリス	10.5	23.8	15.3	10.2	8.8	9.2	7.0	5.5	9.6	UK
ドイツ	4.1	21.4	20.3	13.3	13.3	1.4	11.6	6.0	7.5	DEU
フランス	6.8	23.0	17.6	8.6	13.5	2.7	9.7	6.4	8.6	FRA
イタリア	3.6	15.1	17.2	12.8	16.7	2.4	13.2	7.1	11.0	ITA
オランダ	5.1	30.1	17.2	9.3	16.7	1.5	6.9	4.0	7.9	NLD
デンマーク	2.8	27.6	18.4	6.5	18.1	1.6	7.4	5.2	10.1	DNK
スウェーデン	6.7	31.7	18.3	5.9	16.5	2.0	8.9	5.3	4.2	SWE
フィンランド	2.4	26.1	18.7	5.3	18.6	3.2	10.2	7.5	6.6	FIN
ノルウェー	8.3	28.7	15.6	5.4	20.3	1.9	8.9	5.7	3.5	NOR
ロシア	5.5	26.2	13.8	2.7	15.6	2.4	13.3	12.9	7.8	RUS
香港	0.0	11.2	18.8	12.6	18.0	0.0	6.4	4.2	17.7	HKG
韓国	1.4	20.4	17.3	11.2	10.1	5.1	8.8	10.9	14.3	KOR
シンガポール	4.1	6.3	4.6	2.4	2.6	0.0	0.6	1.5	1.6	SGP
マレーシア 1)	5.4	12.5	10.3	8.3	24.3	6.1	9.8	11.3	11.9	MYS
タイ 1)	4.3	6.0	4.7	4.4	19.9	28.7	11.1	9.6	11.2	THA
フィリピン 1)	9.0	5.7	3.8	6.3	19.3	13.4	7.2	7.9	27.3	PHL
オーストラリア 1)	11.1	23.9	12.8	9.7	16.0	2.3	9.9	6.4	7.9	AUS
ブラジル	3.6	12.4	8.4	8.4	21.4	6.1	13.6	8.5	16.3	BRA
ISCO-08(*)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	

*Occupational classification: 1) Managers; 2) Professionals; 3) Technicians and associate professionals; 4) Clerical support workers; 5) Service and sales workers; 6) Skilled agricultural, forestry and fishery workers; 7) Craft and related trades workers; 8) Plant and machine operators, and assemblers; 9) Elementary occupations.

注：原則2021年の数値。出典及び各国の注は「第3-4表 性別・職業別就業者数」(p.117~126)に準ずる。分類0(軍人)及び分類X(分類不能)を除くため、1~9を合算しても100(就業者計)にならない。

1) 2020年の数値。

第3-6表 管理職に占める女性の割合

Table 3-6: Women's share of managerial employment

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
									%
日本 1)	11.1	12.4	12.9	13.2	14.8	14.7	13.2	13.2	JPN
アメリカ	39.2	39.6	39.7	40.5	40.7	40.7	41.1	41.4	USA
イギリス	33.5	34.0	34.4	34.9	35.1	35.7	36.6	36.5	UK
ドイツ	29.9	29.3	29.3	29.2	29.4	29.4	28.9	29.2	DEU
フランス	38.5	31.7	32.9	33.4	34.4	34.7	35.5	37.8	FRA
イタリア	32.8	26.6	27.7	27.5	27.0	27.8	27.3	28.6	ITA
オランダ	28.4	26.0	25.4	26.6	25.7	27.1	26.2	26.0	NLD
デンマーク	21.9	26.3	27.5	26.3	26.1	26.8	27.9	28.2	DNK
スウェーデン	31.4	39.5	39.3	38.9	38.1	40.3	42.3	43.0	SWE
フィンランド	30.4	33.3	34.1	31.3	31.8	36.9	37.5	36.5	FIN
ノルウェー	34.4	36.0	37.9	38.3	35.6	34.5	34.0	33.5	NOR
ロシア	38.6	38.7	42.0	41.3	41.8	44.7	45.7	46.2	RUS
韓国	9.4	10.5	9.8	12.3	14.5	15.4	15.6	16.3	KOR
シンガポール	34.3	33.9	34.8	33.9	35.8	36.7	37.2	38.1	SGP
マレーシア	24.9	22.5	20.4	22.1	24.6	23.3	24.9	—	MYS
タイ	25.8	32.8	32.7	33.6	33.9	35.1	39.2	—	THA
フィリピン	53.7	47.1	49.1	51.5	52.7	50.5	53.0	—	PHL
オーストラリア	34.4	37.7	36.7	38.7	37.8	39.2	40.0	—	AUS
ブラジル	—	38.5	39.0	39.1	38.7	38.5	36.8	38.8	BRA

出典：日本：総務省統計局（2022.3）「労働力調査（長期時系列）」

イギリス：nomis (<https://www.nomisweb.co.uk/>) 2022年10月現在

その他：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2022年10月現在

注：ここでいう「管理職」とは、国際標準職業分類（ISCO-08またはISCO-88）による大分類の「区分1」に相当する者を指す。本表のうち日本、イギリスについては、「区分1」の就業者総数（男女計）に対する同区分の女性就業者割合をJLPTにおいて算出。

1) 日本独自の職業分類基準を採用しているため、国際標準職業分類とは異なる。

第3-7表 従業上の地位別就業者数

Table 3-7: Employment by professional status

雇用者	2019年	2020	2021	2019年	2020	2021	Employees
	千人	thousands	thousands	対就業者割合	% of total employment	% of total employment	
日本	60,040	59,730	59,730	89.3	89.5	89.6	JPN
アメリカ	147,920	138,459	142,517	93.9	93.7	93.4	USA
カナダ	17,436	16,447	17,415	91.8	91.4	92.3	CAN
イギリス	27,649	27,751	28,023	84.3	85.4	86.5	UK
ドイツ	38,232	—	37,787	90.2	—	91.1	DEU
フランス	23,834	23,632	24,189	87.8	87.5	87.2	FRA
イタリア	18,043	17,741	17,625	77.2	77.5	78.1	ITA
オランダ	7,475	7,421	7,810	83.2	82.6	84.1	NLD
デンマーク	2,638	2,609	2,636	91.7	91.5	90.9	DNK
スウェーデン	4,626	4,562	4,558	90.2	90.1	89.0	SWE
フィンランド	2,220	2,189	2,193	86.5	86.6	85.2	FIN
ノルウェー	2,540	2,536	2,643	93.5	93.8	94.5	NOR
ロシア	67,109	65,833	—	93.3	93.2	—	RUS
韓国	20,440	20,332	20,753	75.4	75.6	76.1	KOR
オーストラリア	11,630	11,481	11,820	90.3	90.6	90.5	AUS
ニュージーランド	2,196	2,189	2,235	81.5	80.2	79.9	NZL
自営業主	Employers and persons working on own account						
	千人	thousands	thousands	対就業者割合	% of total employment	% of total employment	
日本	5,310	5,260	5,210	7.9	7.9	7.8	JPN
アメリカ	9,540	9,253	9,957	6.1	6.3	6.5	USA
カナダ	1,529	1,532	1,436	8.1	8.5	7.6	CAN
イギリス	—	—	—	—	—	—	UK
ドイツ	3,958	—	3,485	9.3	—	8.4	DEU
フランス	3,203	3,274	3,399	11.8	12.1	12.3	FRA
イタリア	5,013	4,889	4,699	21.5	21.3	20.8	ITA
オランダ	1,459	1,515	1,430	16.2	16.9	15.4	NLD
デンマーク	229	232	246	8.0	8.1	8.5	DNK
スウェーデン	492	488	514	9.6	9.6	10.0	SWE
フィンランド	335	330	356	13.1	13.0	13.8	FIN
ノルウェー	172	161	125	6.3	6.0	4.5	NOR
ロシア	4,567	4,503	—	6.3	6.4	—	RUS
韓国	e 5,605	—	—	e 20.7	—	—	KOR
オーストラリア	1,222	1,167	1,220	9.5	9.2	9.3	AUS
ニュージーランド	478	515	533	17.7	18.9	19.1	NZL

e) 推計値。

e) Estimated.

第3-7表 従業上の地位別就業者数（続き）

Table 3-7: Employment by professional status (cont.)

	2019年	2020	2021	2019年	2020	2021	
無賃家族従業者							Unpaid family workers
	千人		thousands	対就業者割合	% of total employment		
日本	1,440	1,400	1,390	2.1	2.1	2.1	JPN
アメリカ	79	84	107	0.1	0.1	0.1	USA
カナダ	20	20	15	0.1	0.1	0.1	CAN
イギリス	129	100	87	0.4	0.3	0.3	UK
ドイツ	119	—	147	0.3	—	0.4	DEU
フランス	77	74	96	0.3	0.3	0.3	FRA
イタリア	299	269	225	1.3	1.2	1.0	ITA
オランダ	33	34	34	0.4	0.4	0.4	NLD
デンマーク	11	11	10	0.4	0.4	0.4	DNK
スウェーデン	13	14	28	0.2	0.3	0.6	SWE
フィンランド	10	10	19	0.4	0.4	0.8	FIN
ノルウェー	—	—	u 6	—	—	u 0.2	NOR
ロシア	257	266	—	0.4	0.4	—	RUS
韓国	1,077	—	—	4.0	—	—	KOR
オーストラリア	24	27	25	0.2	0.2	0.2	AUS
ニュージーランド	19	21	22	0.7	0.8	0.8	NZL

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable

出典：OECD (<https://stats.oecd.org>) "Employment by activities and status (ALFS)" 2022年10月現在

注：軍人を除く。対就業者割合は、JILPTによる算出。

第3-8表 就業者に占める短時間労働者の割合

Table 3-8: Part-time employment as a proportion of total employment

	2005年	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
									%
男女計									Total
日本 1)	18.3	20.2	22.7	22.4	23.9	25.2	25.8	25.6	JPN
アメリカ 2)	12.8	14.1	13.3	12.9	12.7	12.4	11.7	11.7	USA
カナダ 3)	18.4	19.5	18.9	19.2	18.8	19.0	18.0	18.4	CAN
イギリス 4)	22.9	24.6	24.0	23.8	23.6	23.4	22.6	21.7	UK
ドイツ 4)	21.5	21.8	22.4	22.2	22.0	22.0	22.5	22.2	DEU
フランス 4)	13.2	13.7	14.4	14.3	14.0	13.4	13.1	13.8	FRA
イタリア 4) 5)	14.7	16.4	18.7	18.5	18.0	17.9	17.9	17.0	ITA
オランダ 4)	35.6	37.1	38.5	37.3	37.3	37.0	36.9	36.0	NLD
デンマーク 4)	17.3	19.2	20.0	19.5	19.1	18.6	18.1	16.6	DNK
スウェーデン 3)	13.5	14.5	14.1	13.8	13.5	13.7	14.1	12.3	SWE
フィンランド 6)	11.2	12.5	13.4	14.0	14.1	14.6	14.1	17.1	FIN
ノルウェー 7)	20.8	20.4	20.1	19.3	19.3	19.9	19.6	20.3	NOR
ロシア	5.6	4.3	4.2	3.6	3.9	4.0	4.1	—	RUS
韓国 2)	8.9	10.6	10.5	11.4	12.2	14.0	15.4	16.1	KOR
オーストラリア 8)	24.0	24.8	25.2	25.7	25.6	25.5	—	—	AUS
ニュージーランド 9)	21.6	21.8	21.4	21.0	20.5	19.5	19.7	20.0	NZL
メキシコ 4)	16.3	18.2	18.1	17.2	17.0	17.6	17.7	17.9	MEX
男									Male
日本 1)	8.8	10.4	12.0	11.5	12.7	14.2	15.0	15.0	JPN
アメリカ 2)	7.8	9.3	8.8	8.5	8.4	8.3	8.0	7.9	USA
カナダ 3)	10.9	12.2	12.2	12.9	12.4	13.0	12.3	13.1	CAN
イギリス 4)	9.5	11.6	11.9	11.8	11.7	11.8	11.5	11.3	UK
ドイツ 4)	7.3	7.8	9.3	9.4	9.3	9.5	10.0	10.0	DEU
フランス 4)	5.0	5.7	6.9	7.0	7.1	6.9	6.9	7.3	FRA
イタリア 4) 5)	5.3	6.3	8.5	8.3	7.8	7.8	8.0	7.9	ITA
オランダ 4)	15.3	17.2	19.5	18.9	19.2	19.4	19.4	19.3	NLD
デンマーク 4)	11.7	13.5	15.0	14.9	14.3	14.0	13.8	12.5	DNK
スウェーデン 3)	8.5	10.1	10.6	10.4	10.2	10.5	11.4	9.5	SWE
フィンランド 6)	7.9	9.2	10.6	10.9	10.7	10.7	11.3	13.3	FIN
ノルウェー 7)	10.0	11.5	12.3	11.8	11.7	12.6	13.0	13.6	NOR
ロシア	3.9	3.0	2.9	2.5	2.7	3.0	3.1	—	RUS
韓国 2)	6.4	7.2	6.8	7.3	7.8	8.9	10.4	10.7	KOR
オーストラリア 8)	12.0	13.5	14.3	15.0	15.0	15.3	—	—	AUS
ニュージーランド 9)	10.0	11.3	11.1	11.5	11.2	10.6	11.2	11.5	NZL
メキシコ 4)	10.1	12.2	12.3	11.5	11.3	11.7	12.4	12.5	MEX

第3-8表 就業者に占める短時間労働者の割合（続き）

Table 3-8: Part-time employment as a proportion of total employment (cont.)

	2005年	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2021	%
女									Female
日本 1)	31.7	33.9	36.9	36.7	38.3	39.1	39.5	39.0	JPN
アメリカ 2)	18.3	19.2	18.0	17.7	17.2	16.8	15.7	15.7	USA
カナダ 3)	27.0	27.5	26.3	26.2	25.8	25.6	24.5	24.4	CAN
イギリス 4)	38.5	39.3	37.7	37.4	36.9	36.2	34.6	33.1	UK
ドイツ 4)	38.8	38.2	37.4	36.8	36.6	36.3	36.7	36.0	DEU
フランス 4)	22.6	22.5	22.3	22.1	21.4	20.4	19.7	20.5	FRA
イタリア 4) 5)	28.8	31.0	32.8	32.4	31.9	31.7	31.4	29.5	ITA
オランダ 4)	60.7	60.6	60.7	58.6	58.0	56.9	56.8	54.7	NLD
デンマーク 4)	23.9	25.4	25.8	24.6	24.6	23.8	23.1	21.2	DNK
スウェーデン 3)	19.0	19.4	18.0	17.5	17.2	17.3	17.1	15.6	SWE
フィンランド 6)	14.8	16.0	16.4	17.4	17.8	18.7	17.2	21.1	FIN
ノルウェー 7)	32.9	30.2	28.8	27.6	27.7	28.0	27.1	27.9	NOR
ロシア	7.4	5.6	5.6	4.7	5.2	5.2	5.2	—	RUS
韓国 2)	12.4	15.5	15.8	16.9	18.2	20.8	22.1	23.2	KOR
オーストラリア 8)	38.7	38.6	38.0	38.0	37.5	37.1	—	—	AUS
ニュージーランド 9)	35.1	33.7	33.1	31.9	31.1	29.5	29.3	29.4	NZL
メキシコ 4)	27.2	28.1	27.5	26.4	26.1	26.9	26.2	26.4	MEX

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Incidence of FTPT employment - common definition" 2022年10月現在

注： 本表における短時間労働者の定義は、主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。

- 労働時間は通常の労働時間ではなく、実労働時間。
- 賃金・給与労働者のみが対象。通常の労働時間。
- 主たる仕事の通常の労働時間。
- 通常の労働時間（所定外労働時間、残業時間を含む）。
- 2005年は16歳以上、2010年以降は16歳以上が対象。
- 主たる仕事の通常の労働時間（通常の残業時間を含む）。
- 通常の労働時間（所定の、若しくは契約で定められた時間）のみ。所定外労働時間、残業時間は含まず。2005年は16歳以上、2010年以降は15歳以上が対象。
- 通常の労働時間（直前3か月間の労働時間パターンを参照したもの。残業時間が直前3か月間の労働時間パターンに常時含まれていた場合はこれも含む）。
- 通常の労働時間（労働が発生した全ての時間）。

第3-9表 短時間労働者に占める女性の割合

Table 3-9: Gender share of part-time employment

	2005年	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
									women's share, %
日本 1)	71.8	70.3	69.8	70.9	70.1	68.5	67.4	67.4	JPN
アメリカ 2)	68.4	66.3	65.5	65.8	65.5	65.4	64.5	64.9	USA
カナダ 3)	68.5	67.3	66.0	64.7	65.2	64.0	63.8	62.6	CAN
イギリス 4)	77.8	75.0	73.7	73.9	73.8	73.4	73.4	72.9	UK
ドイツ 4)	81.4	80.9	77.9	77.4	77.4	77.0	76.4	75.9	DEU
フランス 4)	79.5	78.1	75.2	74.5	73.8	73.5	73.2	72.9	FRA
イタリア 4) 5)	78.3	77.1	73.5	74.0	74.8	74.9	74.0	73.1	ITA
オランダ 4)	76.3	75.0	72.7	72.9	72.5	72.1	72.1	71.7	NLD
デンマーク 4)	64.0	63.2	60.3	59.5	60.5	59.8	59.4	59.7	DNK
スウェーデン 3)	67.1	63.0	60.7	60.4	60.5	59.8	57.3	59.1	SWE
フィンランド 6)	63.6	62.2	59.5	59.8	60.8	61.8	58.5	59.3	FIN
ノルウェー 7)	74.6	70.6	67.8	67.7	67.8	66.5	65.0	64.7	NOR
ロシア	65.3	64.3	64.9	64.1	64.7	62.4	61.6	—	RUS
韓国 2)	57.9	60.3	62.6	62.7	63.2	63.5	60.8	61.8	KOR
オーストラリア 8)	72.4	70.4	69.6	69.0	68.8	68.3	—	—	AUS
ニュージーランド 9)	75.1	72.5	72.4	70.9	71.1	71.3	69.8	69.5	NZL
メキシコ 4)	60.9	58.1	57.8	58.5	58.9	59.7	57.3	57.6	MEX

出典：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Incidence of FTPT employment - common definition" 2022年10月現在

注：各国の短時間労働者の定義については「第3-8表 就業者に占める短時間労働者の割合」(p.133)を参照。

1 経済経営

2 人口・労働力人口

3 就業構造

4 失業・失業者・雇用調整

5 賃金・労働費用

6 労働時間制度

7 労働組合・労働関係・労働災害

8 教育・職業能力開発

9 勤労者生活・福祉

参考

第 3-10 表 テンポラリー労働者の割合

Table 3-10: Share of temporary employment

	2005年	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
									%
日本 1)	14.1	13.9	7.6	7.1	13.0	13.0	12.8	12.4	JPN
アメリカ 2)	4.2	—	—	4.0	—	—	—	—	USA
カナダ 3)	13.2	13.4	13.4	13.8	13.4	12.9	11.6	12.1	CAN
イギリス 4)	5.8	6.1	6.2	5.9	5.6	5.2	5.4	5.6	UK
ドイツ 4)	14.2	14.5	13.1	12.9	12.6	12.0	10.9	11.4	DEU
フランス 4)	13.9	15.1	16.7	16.9	16.7	16.3	15.4	15.1	FRA
イタリア 4)	12.2	12.7	14.0	15.4	17.0	17.0	15.1	16.4	ITA
オランダ 4)	15.5	18.5	20.2	21.8	21.5	20.3	18.0	27.4	NLD
デンマーク 4)	9.8	8.4	8.6	12.3	10.7	10.6	10.8	10.8	DNK
スウェーデン 4)	15.8	16.4	17.2	16.9	16.8	16.6	15.4	15.2	SWE
フィンランド 5)	16.6	15.6	15.4	16.1	16.5	15.8	14.9	16.6	FIN
ノルウェー 6)	9.5	8.4	8.1	8.5	8.4	8.0	7.8	9.3	NOR
ロシア 7)	12.2	9.1	9.0	8.3	7.8	8.0	7.5	—	RUS
韓国 8)	27.3	22.9	22.2	20.6	21.2	24.4	26.1	28.3	KOR
オーストラリア 9)	6.7	5.2	5.4	5.3	—	—	—	—	AUS
ニュージーランド	—	—	—	8.2	7.8	7.7	7.6	8.0	NZL

出典：日本：総務省統計局（2022.2）「労働力調査（基本集計）」

その他：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Incidence of permanent employment" 2022年10月現在

注：テンポラリー労働者の定義は国により異なる。

- 1) 全産業。本表における日本のテンポラリー労働者は、2017年迄は「臨時雇」と「日雇」の計、2018年以降は雇用契約期間が1年以下の者を対象とし、雇用者に対する割合をJILPTにおいて算出。また、2013年に調査票の変更があり、それ以前のデータとは接続しない。
- 2) 対象労働者の範囲は広範。雇用契約の継続が可能であるにもかかわらず自己都合により離職が見込まれる者を除き、雇用の継続が見込まれない全賃金・俸給労働者が対象。派遣労働者、契約労働者、また、特定企業の業務を1年以下の期間を定めて請負う自営業者及び独立請負人も含まれる。
- 3) 予め終了日が定められた雇用又はある役務の完成をもって終了する予定の雇用、あるいは期間の定めのある契約に基づく仕事に従事する労働者が対象。
- 4) 労使双方の合意により、特定日、役務の完成、あるいは代替要員による臨時的な補充がなされていた被用者の復帰など客観的な条件により雇用期間が定められた労働者。期間の定めのある雇用契約の場合、終了条件が記載されるのが一般的。具体的には、臨時・季節雇用、派遣事業所を介した雇用、特定の訓練・養成契約に基づく労働者等が対象。
- 5) 期間の定めのある契約に基づく仕事に従事する労働者が対象。
- 6) 主たる仕事が次の条件の労働者が対象。有期雇用契約、派遣業者を通じた臨時雇用、養成訓練生、試用期間中の労働者、臨時雇用又は季節雇用に従事する労働者、特定の請負契約に基づく労働者、12か月未満の雇用あるいは日雇労働に従事する労働者が対象。
- 7) 期間の定めのある仕事に従事する労働者が対象。具体的には、季節雇用、試用期間、有期雇用契約、派遣・請負業者を介した雇用、臨時雇用の労働者、養成訓練生、オンコールワーカーなど。
- 8) 期間の定めのある雇用契約に基づく労働者、無期雇用契約だが本人の意に反して解雇される可能性のある場合、派遣業者を通じた雇用、オンコールワーカー。
- 9) 期間の定めのある雇用契約に基づく労働者、派遣労働者、雇用期間が1年未満の臨時・季節労働者が対象。2005年の欄は2006年の数値。

第3-11表 性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合

Table 3-11: Share of temporary employment by sex and age group

	計	男	女	15～24	25～54	55～64	65歳～	年齢階級
2021年								%
日本	12.4	8.8	16.7	11.0	8.6	18.5	25.7	JPN
アメリカ 1)	4.0	4.1	3.8	8.2	3.3	2.9	4.6	USA
カナダ	12.1	11.5	12.8	30.2	8.9	8.0	16.0	CAN
イギリス	5.6	5.0	6.2	15.2	4.0	4.7	8.6	UK
ドイツ 2)	11.4	11.6	11.2	45.0	8.8	2.9	10.7	DEU
フランス	15.1	14.4	15.7	56.1	11.1	7.7	25.8	FRA
イタリア	16.4	15.7	17.3	61.7	15.9	7.4	8.3	ITA
オランダ	27.4	25.8	29.1	68.2	20.5	10.1	31.7	NLD
デンマーク	10.8	9.1	12.5	32.9	8.2	2.7	13.1	DNK
スウェーデン	15.2	13.3	17.2	52.9	11.1	5.9	43.4	SWE
フィンランド	16.6	14.0	19.3	40.9	14.1	9.5	37.3	FIN
ノルウェー	9.3	7.9	10.9	30.4	7.0	2.4	9.3	NOR
ロシア 2)	7.5	9.5	5.4	20.5	6.9	5.8	8.5	RUS
韓国	28.3	25.3	32.0	34.9	20.3	36.6	70.9	KOR
オーストラリア 1)	5.3	4.7	5.9	5.5	5.5	4.3	4.3	AUS
ニュージーランド*	8.0	6.6	9.4	18.8	5.7	5.4	11.1	NZL
	Total	Male	Female	15-24	25-54	55-64	65+	Age group

出典：日本：総務省統計局（2022.2）「労働力調査（基本集計）」

その他：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Incidence of permanent employment" 2022年10月現在

注：各国のテンポラリー労働者の定義については「第3-10表 テンポラリー労働者の割合」（p.135）を参照。

1) 2017年値。

2) 2020年値。

3 就業構造

第 3-12 表 労働者に占める派遣労働者の割合

Table 3-12: Temporary agency workers as a proportion of total workforce

	2005年	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
									%
日本	1.7	1.5	2.0	2.0	2.4	2.0	2.3	2.3	JPN
アメリカ	2.2	1.8	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0	1.6	USA
カナダ	—	0.6	0.7	—	—	—	—	—	CAN
イギリス	4.2	3.0	3.8	4.1	5.1	3.4	3.0	2.9	UK
ドイツ	1.2	2.0	2.4	2.4	1.9	2.4	1.9	1.7	DEU
フランス	2.3	2.0	2.1	2.2	2.6	2.9	2.9	2.3	FRA
イタリア	0.7	0.9	1.2	1.3	1.2	1.6	1.5	1.2	ITA
オランダ	2.2	2.5	3.0	3.3	3.3	3.3	3.0	2.6	NLD
ベルギー	1.8	1.9	2.2	2.4	2.5	2.5	2.4	2.1	BEL
ルクセンブルク	2.1	1.9	2.8	3.0	—	—	1.2	0.4	LUX
デンマーク	0.6	0.8	0.8	—	0.9	0.8	0.4	0.2	DNK
スウェーデン	0.7	1.3	1.5	—	1.1	2.0	2.0	1.2	SWE
フィンランド	0.7	0.9	1.2	1.3	1.6	1.6	1.6	0.5	FIN
ノルウェー	0.6	0.9	1.1	1.1	1.3	1.1	1.0	1.1	NOR
オーストリア	1.2	1.6	1.8	—	1.8	2.0	1.7	1.7	AUT
スペイン	0.7	0.5	0.6	0.5	0.7	0.8	0.8	0.7	ESP
ポルトガル	0.9	1.7	2.0	—	—	—	1.1	0.4	PRT
韓国	0.3	0.4	—	—	—	—	—	—	KOR
オーストラリア	—	2.7	3.6	—	2.7	2.7	2.7	2.0	AUS
ニュージーランド	0.5	0.3	3.3	—	—	1.5	1.4	2.6	NZL
ブラジル	—	1.0	0.8	0.8	0.6	0.5	1.8	0.3	BRA
メキシコ	—	0.1	0.9	—	—	—	—	—	MEX

出典：The World Employment Confederation（2022.2）*Economic Report 2022* 及び各年版

注：Agency work penetration rate. 常用雇用換算された派遣労働者の従業者総数に占める割合。国によって定義等が異なる場合があるので、較には注意を要する。

参考：労働力調査を用いた場合の日本の派遣労働者割合

Reference: Proportion of temporary agency workers based on Japanese Labour Force Survey

	2015年	2018	2019	2020	2021	
						%
役員を除く雇用者に占める派遣労働者の割合 a)		2.4	2.4	2.5	2.5	2.5
就業者に占める派遣労働者の割合 b)		2.0	2.0	2.1	2.1	2.1

a) % of total employee, excl. executive of company or corporation; b) % of total employed person.

出典：総務省統計局（2022.2）「労働力調査（基本集計）」

注：表中の派遣労働者は、「労働者派遣事業所の派遣社員」を指す。割合はJILPTによる算出。

第 3-13-1 表 勤続年数別雇用者割合

Table 3-13-1: Composition of employees by length of service

	1年未満 less than 1 year	1-2	3-4	5-9	10-14	15-19	20年以上 20 or more years	
2021年								%
日本 1)	7.3	14.8	11.7	19.4	14.1	10.1	22.6	JPN
アメリカ 2)	24.3	10.9	17.9	19.9	9.7	6.4	10.8	USA
	1か月未満 less than 1 month	1-5	6-11か月 6-11mos.	1-2年 1-2yrs.	3-4	5-9	10年以上 10 or more years	
アメリカ 3)	—	13.0	9.2	12.7	17.8	19.3	28.0	USA
カナダ	—	11.0	8.2	20.7	13.1	17.0	30.0	CAN
イギリス	1.3	8.3	6.2	21.0	14.8	17.8	30.6	UK
ドイツ	1.6	6.4	7.2		45.6		39.2	DEU
フランス	2.2	7.6	7.0		40.7		42.6	FRA
イタリア	1.6	6.6	5.0		38.3		48.6	ITA
オランダ	2.3	10.0	9.0		47.2		31.4	NLD
ベルギー	1.6	6.3	5.9		42.9		43.3	BEL
デンマーク	2.2	10.0	9.8		52.2		25.8	DNK
スウェーデン	2.1	8.9	7.9		51.3		29.8	SWE
フィンランド	3.0	11.0	8.6		45.7		31.7	FIN
ノルウェー	0.5	6.3	7.7		54.4		31.1	NOR
スペイン	2.6	9.2	7.0		39.1		42.1	ESP
韓国	6.5	14.1	10.5	21.3	11.5	14.9	21.3	KOR

出典：日本：厚生労働省（2022.3）「2021年賃金構造基本統計調査」

アメリカ（上段）：連邦労働統計局(BLS)（2022.9）Employee Tenure in 2022

その他：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Employment by job tenure intervals" 2022年10月現在

注 1) 2021年6月末時点における、民営事業所の常用労働者が対象。短時間労働者を除く。JILPTにて算出。

2) 2022年1月現在。1年以上3年未満の欄は、JILPTによる算出。

3) OECDによる2020年の数値。

第 3-13-2 表 性別・年齢階級別勤続年数

Table 3-13-2: Length of service by sex and age group

	計	男	女	15～24	25～54	55～64	65歳～	年齢階級
2021年								years
日本 1)	12.3	13.7	9.7	2.0	11.6	19.5	16.8	JPN
アメリカ 2)	4.1	4.3	3.8	—	—	9.8	9.9	USA
イギリス 3)	7.8	7.9	7.8	1.6	7.5	13.9	11.0	UK
ドイツ	10.5	10.8	10.1	1.8	8.9	19.2	13.8	DEU
フランス	10.6	10.6	10.7	1.2	9.7	20.5	17.2	FRA
イタリア	12.0	12.1	11.9	1.6	10.2	20.6	21.0	ITA
オランダ	8.3	8.7	7.9	1.6	7.6	17.1	15.7	NLD
ベルギー	10.8	10.7	10.9	1.3	9.4	21.3	13.8	BEL
デンマーク	7.1	7.2	7.1	1.5	6.1	13.4	17.5	DNK
スウェーデン	8.3	8.1	8.5	1.3	6.9	16.4	16.8	SWE
フィンランド	8.2	8.3	8.1	1.1	7.0	16.3	13.1	FIN
ノルウェー	8.3	8.6	8.1	1.7	7.0	17.0	19.4	NOR
スペイン	10.3	10.5	10.1	1.1	8.8	19.8	20.8	ESP
韓国	5.9	6.9	4.7	0.8	6.3	7.8	3.3	KOR
	Total	Male	Female	15-24	25-54	55-64	65+	Age group

出典：日本：厚生労働省（2022.3）「2021年賃金構造基本統計調査」

アメリカ：連邦労働統計局(BLS)（2022.9）Employee Tenure in 2022

その他：OECD.Stat “Employment by job tenure intervals (Dependent employment)” 2022年10月現在

注：アメリカは中位数、その他の国は平均年数。

1) 2021年6月末時点における、民営事業所の常用労働者が対象。短時間労働者を除く。年齢階級別はJILPTにて算出。

2) 2022年1月現在。16～54歳の小区分公表値は次のとおり。

16～17歳：0.7年、18～19歳：0.7年、20～24歳：1.2年、25～34歳：2.8年、35～44歳：4.7年、45～54歳：6.9年。

3) 2019年の数値。

第 3-14 表 青少年の転職に対する考え方

Table 3-14: Youth's views on job changes

調査年		つらくても	できるだけ	職場に強い	職場に不	自分の才能	わからない	%
		転職せず 一生一つの 職場で働き 続けるべき	転職せずに 同じ職場で 働きたい	不満があれば 転職もや むを得ない	満があれば 転職する 方がよい	を生かすた め積極的に 転職する 方がよい	・無回答	
日本	2018	4.4	23.6	26.4	22.8	10.1	12.6	JPN
	2013	4.8	31.5	28.6	14.2	8.5	12.4	
	2008	12.5	—	57.5	17.2	10.7	2.1	
	2003	10.3	—	53.0	17.9	14.2	4.6	
アメリカ	2018	15.6	24.8	23.5	21.4	4.6	10.1	USA
	2013	7.2	28.0	28.6	21.5	4.1	10.6	
	2008	6.4	—	20.6	54.5	14.3	4.2	
	2003	2.5	—	21.9	56.2	15.0	4.4	
イギリス	2018	8.6	22.3	29.0	24.5	3.5	12.1	UK
	2013	7.1	22.4	28.3	28.2	3.3	10.6	
	2008	2.4	—	20.6	55.3	17.0	4.7	
ドイツ	2018	7.1	17.4	30.0	33.7	5.1	6.8	DEU
	2013	3.5	15.3	34.5	35.9	4.6	6.2	
	2003	2.1	—	34.4	49.2	11.1	3.1	
フランス	2018	9.1	19.2	29.0	20.6	11.6	10.7	FRA
	2013	3.9	25.2	30.3	18.8	12.0	9.7	
	2008	4.8	—	32.3	45.7	15.6	1.5	
スウェーデン	2018	8.0	15.5	22.2	38.5	6.5	9.3	SWE
	2013	1.7	14.7	20.4	47.4	7.2	8.6	
	2003	0.8	—	6.1	49.7	42.0	1.5	
韓国	2018	3.9	33.9	19.6	20.7	13.3	8.5	KOR
	2013	4.5	43.7	18.5	19.2	9.6	4.5	
	2008	10.4	—	35.3	22.1	29.4	2.8	
	2003	8.4	—	43.0	19.0	27.7	1.9	
	Survey year	a	b	c	d	e	f	

a) One should stay at the same place of work for one's entire career, no matter how hard that might be; b) I would prefer to stay at the same place of work, without changing jobs, if possible; c) Changing jobs is unavoidable if one feels strong dissatisfaction with one's place of work; d) It is better to change jobs if one feels dissatisfaction with one's place of work; e) Even if one does not feel dissatisfaction, it is better to aggressively change jobs for the purpose of applying one's talents; f) Don't know.

出典：2013年以降：内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（2013年度・2018年度）」

2008年以前：内閣府「世界青年意識調査（第7回・第8回）」

注：2013年以降の調査は13～29歳が対象、2008年以前の調査は18～24歳が対象。

第3-15表 高齢者の退職年齢

Table 3-15: Retirement age of older persons

回答者の 年齢	退職した年齢						%
	まだ仕事を 辞めていない	50歳未満	50~59	60~64	65~69	70~	
							JPN
日本							
60-64	52.2	14.6	16.3	16.3	—	—	
65-69	30.1	14.6	16.1	22.7	15.0	—	
70-74	23.3	8.9	12.7	31.4	18.2	5.2	
75-79	10.1	10.6	12.6	31.4	20.3	15.0	
80+	7.6	8.5	12.1	30.9	20.2	19.7	
							USA
アメリカ							
60-64	45.6	11.2	20.6	17.2	0.6	—	
65-69	20.0	4.2	18.6	34.1	20.0	—	
70-74	11.8	3.5	14.3	34.0	26.6	8.9	
75-79	10.3	3.0	18.8	26.1	26.1	14.5	
80+	3.2	3.8	21.0	27.4	23.7	19.4	
							DEU
ドイツ							
60-64	52.3	9.4	12.8	20.3	—	—	
65-69	12.9	2.4	11.0	45.0	28.7	—	
70-74	7.4	4.0	12.9	47.5	25.2	3.0	
75-79	2.1	5.3	11.2	46.8	30.9	3.7	
80+	1.9	7.6	17.0	41.5	24.5	7.5	
							SWE
スウェーデン							
60-64	71.7	0.7	3.8	18.1	—	—	
65-69	10.8	0.3	3.5	33.7	51.4	—	
70-74	1.8	0.9	3.6	34.9	51.6	6.3	
75-79	0.9	0.4	6.1	37.8	47.0	6.5	
80+	0.4	0.4	7.8	40.8	42.0	7.1	
Respondents' age	still at work	under 50	50-59	60-64	65-69	70 or over	
							Retirement age

出典：内閣府（2021.3）「2020年度 第9回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」

注 1) 各国それぞれ60歳以上の男女約1000人を調査対象としている。2020年12月～2021年1月に実施。

注 2) 「収入を伴う仕事を辞めたのは何歳のときか」という設問に対する回答。

第 3-16 表 公共職業安定業務

Table 3-16: Public employment security services

日本	<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所（ハローワーク）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。 公共職業安定所の設置数は全国で 544 所。本所 436 所、出張所 95 所、分室 13 室（2022 年 4 月現在）
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所（連邦法に基づき各州が設置・運営）が職業紹介等を直接実施。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定機関（ジョブセンタープラス）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 連邦雇用エージェンシー（BA）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 雇用局（Pôle emploi）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。 なお、2009 年 1 月より、ANPE は失業給付機関（UNEDIC）と統合され、名称が雇用局（Pôle emploi）に変更。
中国	<ul style="list-style-type: none"> 公共職業紹介機関（職業紹介所）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。職業紹介所は「就職促進法」（2007 年）に基づき各省、市、自治区、県などが設置・運営している。「インターネットプラス政策」によって、2016 年よりインターネットやスマートフォンを介した公共職業安定業務のオンラインサービスを拡充。
韓国	<ul style="list-style-type: none"> 全国的な組織網を持つ雇用福祉プラスセンター及び雇用支援センターが、職業紹介、就業支援、雇用保険管理及び職業訓練などの雇用支援に係る業務を実施。

注：欧米先進国において、セーフティネットとしての全国ネットワークの職業紹介等は、「官」が公務員により直接実施。公共職業安定機関の業務に係る市場化テストの実施や、公共職業安定機関の一部について「包括的」民間委託を実施する例は確認されていない。

出典：日本：厚生労働省、イギリス：Gov.uk、ドイツ：連邦雇用エージェンシー（BA）、フランス：雇用局（Pôle emploi）等、中国：人力資源・社会保障部等、韓国：雇用労働部等、各ウェブサイト。

第 3-17 表 労働者派遣事業

Table 3-17: Temporary employment agency services

	日本	アメリカ
根拠法 ・ 定義	<ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣法（1985 年制定、直近の改正は 2021 年） 労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう（法第 2 条） 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦法レベルでは、判例、内国歳入法、公正労働基準法、雇用機会均等法、社会保険、労使関係、安全衛生等の各種法令・規則・通達等により、包括的に雇用主としての義務を課している 州レベルでは、届出・登録を求める規制もみられる（マサチューセッツ州、ニュージャージー州、ノースカロライナ州等）
制度 概要	<ul style="list-style-type: none"> 派遣元事業主はすべて許可制 業務による区別無く、すべての業務（製造業を含む）の派遣期間は上限 3 年 港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関連業務は原則禁止（注 1） 派遣先企業は、すべての業務で 3 年ごとに派遣労働者を入れ替えなければならない。3 年を超えて派遣労働者を使用する場合、過半数労組等の意見を聴取し、異なる派遣労働者に替えて使用する。同じ派遣労働者を使用する場合、別の業務（部署）において使用する必要あり 派遣事業者は「雇用安定措置」を義務付け。3 年に達した派遣労働者に対し、①派遣先企業へ直接雇用の依頼、②新たな派遣先の紹介、③自社で無期限に雇用するなどの雇用促進措置を講じる必要あり 日雇派遣の原則禁止（注 2） グループ企業内派遣の 8 割規制 離職した労働者を離職後 1 年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止 派遣先企業が違法派遣（注 3）を受け入れた場合、その時点で、派遣先から派遣元事業主との労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなされる 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣業界団体は、アメリカ人材派遣業協会 (ASA) 1938 年公正労働基準法 (Fair Labor Standard Act of 1938) 下の連邦規則集 (29 C.F.R. § 791.2) 共同雇用 (Joint Employment) に関する雇用主の義務に関し、連邦労働省の 1968 年の意見書により人材派遣業が適用対象となった。このため、人材派遣企業は雇用主としての義務を負っている
現状・ 実績	<ul style="list-style-type: none"> 派遣労働者数：140 万人 男女比：男性 37.9%、女性 62.1% (2021 年労働力調査（詳細集計）、総務省) 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣労働者数：135 万 6 千人 男女比：男性 52.3%、女性 47.7% 雇用者に占める割合：0.9%（2017 年、BLS）

注 1) 紹介予定派遣の場合等は可能。紹介予定派遣とは、労働者派遣のうち、派遣元事業主が派遣労働者・派遣先に対して職業紹介を行うことを予定しているもの。一定の労働者派遣の期間を経て直接雇用に移行することを念頭に行われる。

2) 適正な雇用管理に支障を及ぼす恐れがないと認められる業務の場合雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外。ここでいう日雇派遣は、日々又は 30 日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣。

3) 違法派遣とは、①労働者派遣の禁止業務に従事させた場合、②無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合、③期間制限に違反して労働者派遣を受け入れた場合、④いわゆる偽装請負の場合をいう。

第 3-17 表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-17: Temporary employment agency services (cont.)

	イギリス	ドイツ
根拠法	・ 1973 年職業紹介法ほか	・ 1972 年労働者派遣法 (AÜG)
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣労働者とは、派遣事業者との雇用契約又は役務の提供に関する契約に基づき、一時的に派遣先に供給され、派遣先の監督・指示を受けて働く者を指す ・ 取扱職種・派遣期間、事由の制限は設けられていない。ただし、派遣労働者が派遣先企業に雇用されることを禁止してはならないこと等の規制がある ・ 2010 年派遣労働者規則により、派遣期間が 12 週間超の派遣労働者について派遣先における同等の直接雇用労働者との間の労働条件等の均等待遇を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者派遣業を行う場合、連邦雇用エージェントの許可が必要。適用除外業務は、建設業（ただし、一般的拘束力のある労働協約の適用を受ける場合は可能） ・ 派遣期間上限（18 か月。ただし、労働協約による逸脱可能） ・ 同一派遣先企業での均等待遇原則の強化（9 か月以内。ただし、労働協約による逸脱可能） ・ ストライキ代替労働者（スト破り）としての労働者派遣利用禁止 ・ 請負契約の濫用防止
現状・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣労働者数：28.6 万人 ・ 男女比：男性 50%、女性 50%（2022 年 4-6 月期、労働力調査） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣労働者数：約 78.4 万人強 ・ 男女比：男性 70%、女性 30%（2021 年平均、連邦雇用エージェント派遣報告 2022）

第 3-17 表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-17: Temporary employment agency services (cont.)

フランス	
根拠法	<ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣に係る 1990 年 7 月 12 日法 (最初の労働者派遣を規制する法律の制定は 1972 年 1 月 3 日。これまでの主な改正内容は派遣事由及び派遣期間に関するもの)
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> 営業開始にあたって、その所在地の労働監督官に事前届出をすることが義務付けられている。また、財務的保証が必要 禁止事由：①争議参加労働者の代替（労働法典 L1251-10 条）、②危険業務（L1251-10 条）、③経済的解雇実施後の 6 か月間（L1251-9 条）、④派遣期間満了後、一定期間経過以前の派遣労働の利用（L1251-9 条）（注 4） 恒常的業務にかかわる派遣労働の利用は禁止。利用事由：①代替要員の補充（L1251-6 条）、②企業の業務量の一時的変化への対応（L1251-6 条）、③本来的に一時的な業務（季節労働等）（L1251-6 条）、④訓練目的の派遣労働及び就職上の困難に直面する者の派遣労働（L1251-7 条）—のいずれかでなければならない 派遣期間の上限は原則 18 か月、更新は 1 回まで（注 5） <ul style="list-style-type: none"> 派遣先労働者との賃金、労働条件の均等原則あり 派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり 2005 年 1 月 18 日可決の社会統合計画法により、派遣業事業を失業者に対する職業紹介にも拡大（職業紹介の解禁）（L5311-4） 労使協約に基づき、派遣会社の拠出による派遣労働者訓練基金（FAFTT）及び派遣労働雇用基金（FPETT）が設けられている。派遣業界団体は PRISME
現状・実績	<ul style="list-style-type: none"> フルタイム労働者数換算：約 81 万 4 千人（注 6） 主な業種：製造 34.3%、サービス 47.9%、建設 17.3%、農林水産 0.5%（2022 年第 2 四半期）

注 4) 代替労働、緊急作業の場合を除く。

5) 更新前の契約期間と合わせて 18 か月以上は、原則として不可。他の雇用者の代替要員及び安全確保のための緊急作業の場合は最長 9 か月。

6) 全派遣労働者の派遣労働者としての就業週数の総計を 52 週で除したもので、すなわち派遣労働者が、年間を通じ、フルタイムで派遣労働者として就業していたと仮定した場合の労働者数（Volume de travail en équivalents-emplois à temps plein）。Anne-Lise Biotteau (Dares) (2022) L'emploi intérimaire poursuit son recul au 2e trimestre 2022 (-2,5 %), SEPTEMBRE 2022, DARES INDICATEURS N° 44. 参照。

第 3-17 表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-17: Temporary employment agency services (cont.)

中国	
根拠法	・労働契約法（2008 年制定、2013 年改正）、労働派遣暫定規定（2014 年 3 月施行）
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣労働が可能な業務：臨時的・補助的・代替的業務に限る。「臨時的」は「期間が 6 か月を超えない業務」、「補助的」は「主要な業務のためにサービスを提供する業務」、「代替的」は「労働者が学習・休暇等により就労不可能なため代替する業務」を指す ・派遣労働者数は派遣先が使用する労働者数の 10%を超えてはならない ・派遣労働者は派遣先の労働者と同一の労働に対して同一の賃金を享受する権利を有する。派遣先企業はこの労働者に対して、同等の職務を行う者と同一の賃金を支給しなければならない。派遣元企業が被派遣労働者と締結する労働契約及び派遣先企業と締結する契約は、この規定に適合するものでなければならない ・派遣事業を行うための最低登録資本金は 200 万円。行政の認可も必要 ・労働契約法が定める規定に違反した場合、派遣元企業には期限を定めた是正命令が下される。期限を越えても是正されない場合、派遣元企業に対して、派遣労働者 1 人につき 5000 元以上 1 万円以下の罰金が科される
現状・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣労働者数：3700 万人 ・「国民経済産業分類」（2011 年公布）の 20 分類のうち、16 分類の産業で派遣労働者が使用されている ・出稼ぎ労働者の割合：52.6%、平均年齢：31.4 歳、30 歳以下の割合：54.2% ・平均賃金：2508.06 元（2011 年 5 月） ・派遣労働者の割合が高い産業：建築業 36.2%、情報通信業 17.9%、電力・ガス・水道 15.3% ・派遣労働者の割合が高い企業：国有企業 16.2%、外資企業 14.0%（注 7）

注 7) 2011 年推計値。出典は、中華全国总工会（2012.6）「派遣労働者の雇用に関する現状調査」。

第 3-17 表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-17: Temporary employment agency services (cont.)

韓国	
根拠法	・ 派遣労働者の保護等に関する法律（1998 年制定）
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可制：労働者派遣事業を行う者は、雇用労働部長官の許可を受けなければならない ・ 対象業務： <ul style="list-style-type: none"> ① 派遣対象業務：製造業の直接生産工程を除いて、専門知識・技術・経験又は業務の性質などを考慮して適切であると判断される大統領令で定める業務（現在はコンピュータ専門家の業務等 32 業務）、② 一時許可業務：出産・疾病・負傷などで欠員が生じた場合または一時的・断続的に人材を確保する場合における派遣禁止業務以外の全ての業務。 ・ 絶対禁止業務： <ul style="list-style-type: none"> 建設工事現場・荷役・船員等の業務 ・ 派遣期間制限： <ul style="list-style-type: none"> ① 派遣対象業務：原則 1 年まで。ただし、1 回に限り最長 1 年まで延長可能。延長期間を含む総派遣期間は 2 年を超えることができない。なお、高齢者（55 歳以上）について、2 年を超えて派遣期間を延長できる。② 一時許可業務：出産・疾病・負傷等の場合は、その事由の解消に必要な期間。一時的・断続的に人材を確保する必要がある場合は、最長 6 か月以内の期間
現状・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 均等待遇：派遣元と派遣先は、派遣労働者であることを理由に派遣先事業所の同種又は類似の業務を行う労働者と比べて差別的処遇をしてはならない。派遣労働者は、差別的処遇を受けた場合、労働委員会にその是正を申請できる ・ 直接雇用業務：次のような不法派遣の場合は、派遣労働の期間にかかわらず、派遣先が派遣労働者を直接雇用する義務が生じる <ul style="list-style-type: none"> ① 派遣対象業務以外の業務（一時許可業務を除く）に派遣労働者を使用した場合、② 絶対禁止業務に派遣労働者を使用した場合、③ 派遣対象業務で 2 年を超えて継続的に派遣労働者を使用した場合、④ 雇用労働部長官の許可を得ていない派遣事業者から労働者派遣による役務の提供を受けた場合、⑤ 出産・疾病等による欠員の解消に必要な期間を超えて派遣労働者を使用した場合、⑥ 一時的・断続的事由の派遣で、6 か月を超えて派遣労働者を使用した場合、⑦ 不許可又は重要事項変更の届出をせずに派遣労働者を使用した場合
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣労働者数：9 万 9887 人（派遣対象業務 9 万 138 人、一時的・断続的事由に基づく業務 9749 人） ・ 主な職種：事務支援従事者 33.2%、個人保護および関連従事者の業務 8.7%、顧客関連事務従事者 7.5%、光学および電子機器従事者 5.6%、飲食調理従事者 16.5% ・ 派遣期間：1～2 年未満 26.8%、9 か月～1 年未満 11.5%、6 か月～9 か月未満 11.3%、3 か月～6 か月 19%、3 か月未満 31.4%（2022 年上半期）

出典：日本：厚生労働省、総務省統計局ウェブサイト

アメリカ：労働統計局 (BLS) (2018.6) *Contingent and Alternative Employment Arrangements, May 2017*

イギリス：Gov.uk ウェブサイト

ドイツ：連邦雇用エージェンシー (BA) ウェブサイト

フランス：政府公共サービスサイト (Contrat de travail temporaire (intérim), Vérifié le 16 août 2021 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre).

中国：人力資源・社会保障部、中華全国総工会等

韓国：労働政策研究・研修機構 (2012) 「諸外国の労働者派遣制度における派遣労働者の受入期間について」、雇用労働部「2022 年上半期労働者派遣事業現況」及びウェブサイト

第 3-18 表 年齢に関する法制度等（定年等関係）

Table 3-18: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ
定年年齢等根拠法令	高年齢者等雇用安定法	雇用における年齢差別禁止法 (ADEA) (注 2)	2011 年雇用平等（退職年齢規定廃止）規則	一般雇用機会均等法 (AGG) など
施行年月	2021 年 4 月（注 1）	1967 年	2011 年 4 月	2006 年 8 月
定年制	可（60 歳以上） 65 歳までの雇用確保（義務）に加え、65 歳から 70 歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、① 70 歳までの定年引上げ② 定年制の廃止③ 70 歳までの継続雇用制度の導入④ 70 歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入⑤ 70 歳まで継続的に社会貢献事業に従事できる制度の導入、のいずれかの措置を講ずる努力義務を新設	原則不可 例外として、特定の業務（パイロットなど）の正常な遂行のため合理的に必要とされる定年制、高級管理職で一定額以上の退職給付（年金）を受給できる者に対する 65 歳以上定年制がある	原則不可 ただし、正当な理由があれば定年制の維持が認められる場合もある	可 AGG10 条 5 項において定年制は差別禁止の例外として列挙されている。また、定年制（労働者が年金受給年齢に達した際、解雇通知なしに雇用関係を終了することを事前に取り決めた合意）は、社会法典第 6 編 (SGB VI)41 条を根拠に合法とみなされている
高齢者の解雇に対する特別な保護等	事業主は、雇用する高年齢者等が 1 か月以内に 5 人以上が解雇等により離職する場合は「多数離職届」をハローワークに提出しなければならない 事業主は、解雇等により離職する高年齢者等が再就職の支援を希望する場合は、職務経歴などの高年齢者等の再就職に資する事項などを明らかにした「求職活動支援書」を作成し、高年齢者等に交付しなければならない	雇用における年齢差別禁止法： 上記の例外を除き、年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている	雇用における年齢差別の禁止： 上記の例外を除き、年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている	解雇制限法 (KSchG) による高齢者の解雇保護： 不当解雇された労働者が、元の条件で職場復帰できない場合、和解金が支払われる。対象者が、50 歳以上の場合、和解金が上乗せされる

注 1) 改正法の施行年月。60 歳定年制は 1995 年 4 月より施行。

2) ADEA: Age Discrimination in Employment Act of 1967.

第 3-18 表 年齢に関する法制度等（定年等関係）（続き）

Table 3-18: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age (cont.)

	フランス	中国	韓国
定年年齢等根拠法令	労働法典 L1132-1 条（差別防止に関する一般規定）など（注 3）	労働者の定年・退職に関する國務院の暫定規則 高齢者・弱者・病人・障害者の幹部の配置に関する暫定規則	雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律
施行年月	2010 年 1 月に改正	1978 年 6 月	2013 年 4 月改正法成立
定年制	可（原則として、70 歳以上）ただし、一定の条件の下、67 歳以上の定年設定が可能（注 4）。	可（男性 60 歳、女性 50 歳、女性幹部 55 歳以上）ただし、1983 年に國務院の「高度な専門家の離職・休職・退職の若干の問題に関する暫定規定」（第 2 条第 4 項）により、「学術上の造詣が深く、国内・海外で重要な影響力を持つ専門家」については、國務院の承認により、離職・休職・退職要件を一時的に緩和し、研究又は著述活動を継続して行うことができる	可（60 歳以上） 2013 年の法改正により、従業員 300 人以上の事業所及び公共機関は 2016 年より、300 人未満の事業所は 2017 年より、定年年齢を 60 歳以上とすることが義務化された
高齢者の解雇に対する特別な保護等	整理解雇時における高齢者等への配慮義務： 企業が経済的な理由による解雇（整理解雇）を行う際に定めなければならない解雇の順番の基準において、高齢者等の状況を特に考慮しなければならない	—	「雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律」に基づき、解雇をはじめ、募集・採用、賃金及び賃金以外の金品支給、福利厚生、教育・訓練と配置、転勤、昇進、退職、解雇などあらゆる分野で年齢を理由とする差別が禁止されている

出典：厚生労働省、アメリカ労働省 (DOL)、イギリス議会、ACAS、ドイツ法律データベース及び労働社会省 (BMAS)、フランス法律データベース (Legifrance) 及び労働省等、中国國務院、韓国雇用労働部、各ウェブサイト。

注 3) 「差別防止に関する法律 (LOI n° 2001-1066 du 16 novembre 2001 relative à la lutte contre les discriminations)」により改正。

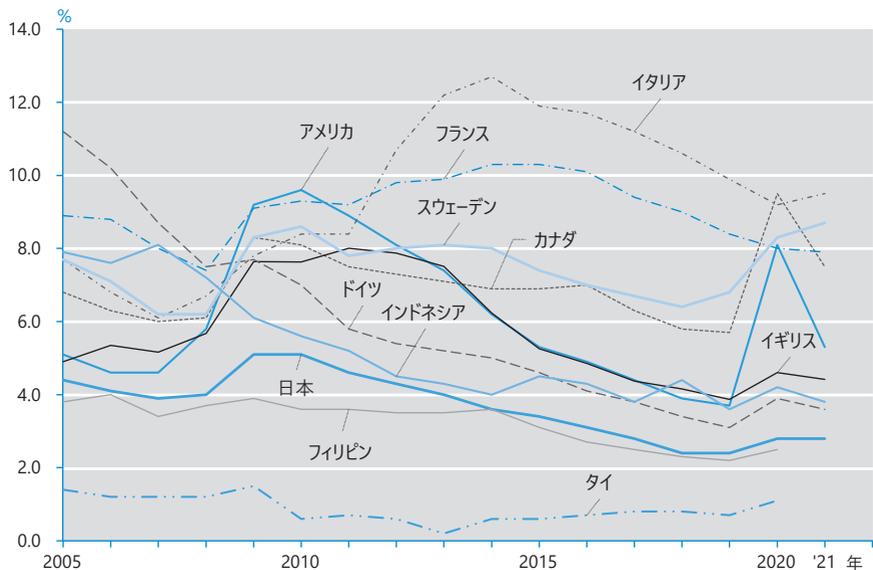
4) 公共サービスサイト (L'employeur peut-il mettre d'office un salarié à la retraite ?), Vérifié le 18 novembre 2022 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre)。

4

失業・失業保険・雇用調整

Unemployment, Unemployment Insurance
and Employment Adjustment

4-1 失業率



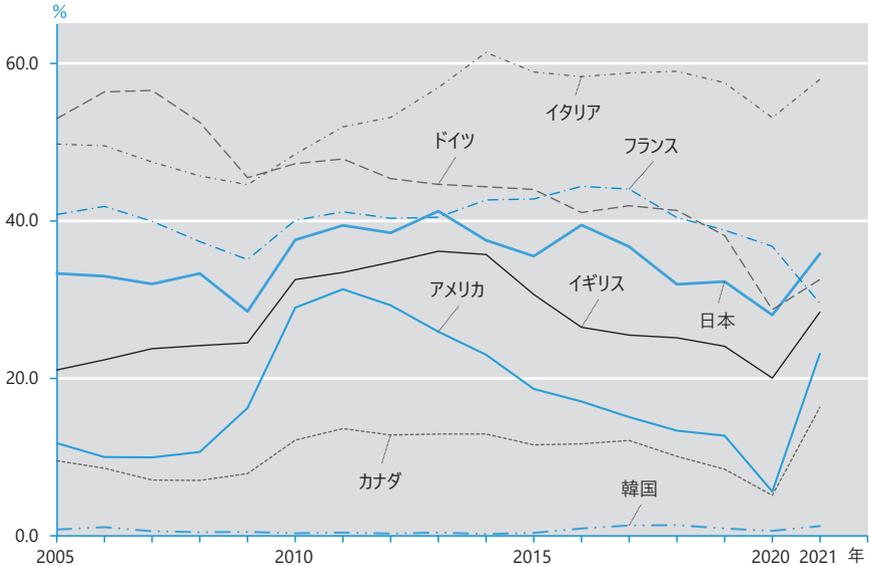
関連表 p.153 「第4-1表 失業率」

各国公表値による失業率の推移をみると、大きくは金融危機の影響によるとみられる雇用状況の悪化から、ドイツを除く欧米諸国の失業率は、2010年にかけて上昇した。さらに、欧州では債務危機が追い打ちとなったこともあり、イタリアやフランスでは相対的に失業率が高い状況が続いた。この間、タイ、フィリピン、インドネシアなどのアジア諸国では逆に失業率が低下している。

フランス、イタリアを除く先進諸国では、2010年代を通じて失業率は改善傾向にあったものの、2020年にはコロナ禍の影響により、各国で再び悪化が見られた。ただし、大半の国では、金融危機時に相当する悪化は生じていない。2021年には多くの国で失業率は前年に比べて改善している。

失業率の違いの背景には、成長率の差異等の経済動向のみならず、年齢の人口構成、慣行及び政策制度面での差異といった構造的要因もあると考えられる。なお失業率の定義は各国ごとに異なるため、公表値をそのまま比較することは適当ではない。

4-2 長期失業者の割合



関連表 p.162 「第4-4 表 長期失業者の割合」(失業期間：1年以上)

各国ごとに統計上の失業者の定義が異なるため厳密な比較はできないが、2021年について1年以上の長期失業者の割合をみると、イタリアが58.0%と半数超に達しているほか、日本が35.8%、ドイツが32.6%、フランスが29.5%、イギリス28.4%などとなっている。

背景には、コロナ禍の影響、各国の経済成長率の差異等の景気動向のほか、雇用慣行や政策制度面での差異など構造的な要因も影響していると考えられる。

第4-1表 失業率

Table 4-1: Unemployment rates

	2005年	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
										%
日本	4.4	5.1	3.4	3.1	2.8	2.4	2.4	2.8	2.8	JPN
アメリカ 1)	5.1	9.6	5.3	4.9	4.4	3.9	3.7	8.1	5.3	USA
カナダ	6.8	8.1	6.9	7.0	6.3	5.8	5.7	9.5	7.5	CAN
イギリス 1)	4.9	7.6	5.3	4.9	4.4	4.2	3.9	4.6	4.4	UK
ドイツ	11.2	7.0	4.6	4.1	3.8	3.4	3.1	3.9	3.6	DEU
フランス	8.9	9.3	10.3	10.1	9.4	9.0	8.4	8.0	7.9	FRA
イタリア	7.7	8.4	11.9	11.7	11.2	10.6	9.9	9.2	9.5	ITA
オランダ	5.9	5.0	6.9	6.0	4.8	3.8	3.4	3.8	4.2	NLD
ベルギー	8.4	8.3	8.5	7.8	7.1	6.0	5.4	5.6	6.3	BEL
ルクセンブルク	4.5	4.4	6.7	6.3	5.5	5.6	5.6	6.8	5.2	LUX
デンマーク	4.8	7.8	6.3	6.0	5.8	5.1	5.0	5.6	5.1	DNK
スウェーデン	7.7	8.6	7.4	7.0	6.7	6.4	6.8	8.3	8.7	SWE
フィンランド	8.4	8.4	9.4	8.8	8.6	7.4	6.7	7.8	7.6	FIN
ノルウェー	4.4	3.5	4.3	4.7	4.2	3.8	3.7	4.4	4.4	NOR
ロシア 2)	7.1	7.4	5.6	5.6	5.2	4.8	4.5	5.6	4.7	RUS
ギリシャ	10.1	12.7	25.0	23.5	21.4	19.2	17.0	15.9	14.7	GRC
スペイン	9.2	19.9	22.1	19.6	17.2	15.2	14.1	15.5	14.8	ESP
ポルトガル	7.6	10.8	12.4	11.1	8.9	7.0	6.5	6.8	6.6	PRT
中国	4.2	4.1	4.1	4.0	3.9	3.8	3.6	4.2	4.0	CHN
香港	5.6	4.3	3.3	3.4	3.1	2.8	2.9	5.8	5.2	HKG
韓国	3.5	3.3	3.5	3.6	3.6	3.8	3.8	3.9	3.6	KOR
シンガポール 3)	4.1	3.1	2.8	3.0	3.1	2.9	3.1	4.1	3.5	SGP
マレーシア 4)	3.5	3.3	3.1	3.4	3.4	3.3	3.3	4.5	4.6	MYS
タイ 5)	1.4	0.6	0.6	0.7	0.8	0.8	0.7	1.1	—	THA
インドネシア 6)	11.2	7.1	6.2	5.6	5.5	5.3	5.2	7.1	6.5	IDN
フィリピン	3.8	3.6	3.1	2.7	2.5	2.3	2.2	2.5	—	PHL
オーストラリア	5.0	5.2	6.0	5.7	5.6	5.3	5.2	6.5	5.1	AUS
ニュージーランド	3.8	6.6	5.4	5.2	4.7	4.3	4.1	4.6	3.8	NZL
メキシコ	3.6	5.3	4.3	3.9	3.4	3.3	3.5	4.4	4.1	MEX
ブラジル	10.6	—	8.5	11.6	12.8	12.3	11.9	13.7	13.2	BRA

出典：日本：総務省統計局（2022.3）「労働力調査（長期時系列）」

イギリス：OECD (<https://stats.oecd.org/>) 2023年1月現在

中国：国家统计局（2021.9）「中国統計年鑑2021」ほか各年版、人力資源社会保障部ウェブサイト 2022年11月現在

シンガポール：人材開発省 (<https://stats.mom.gov.sg/>) 2022年11月現在

マレーシア：統計局 (<https://www.dosm.gov.my/>) 2022年11月現在

インドネシア：中央統計局 (<https://www.bps.go.id/>) 2022年11月現在

その他の国・地域：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2022年11月現在

1) 16歳以上が対象。

2) 15～72歳が対象。

3) 国籍保有者・永住権保有者が対象。

4) 15～64歳が対象。

5) 2005年は第3四半期。

6) 各年8月の数値。

第 4-2-1 表 年齢階級別失業者数・構成比（男女計）

Table 4-2-1: Unemployment by age group (all persons)

年齢階級	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	
2021年							
失業者数, 千人	Unemployment, thousands						
日本	40	230	240	190	170	170	JPN
アメリカ 1)	696	1,317	1,112	979	820	765	USA
カナダ	163	221	176	141	138	118	CAN
イギリス 1)	225	275	166	129	119	115	UK
ドイツ	94	205	191	188	156	147	DEU
フランス	131	408	327	275	249	214	FRA
イタリア	90	337	356	288	234	262	ITA
スウェーデン	82	72	59	53	42	38	SWE
香港	3	23	25	20	18	19	HKG
韓国	10	98	203	109	74	79	KOR
シンガポール	1	10	11	8	7	8	SGP
フィリピン 2)	69	355	226	115	83	56	PHL
オーストラリア	125	114	88	69	58	51	AUS
ニュージーランド	25	19	14	10	7	8	NZL
構成比, %	% of total age group						
日本	2.1	11.9	12.4	9.8	8.8	8.8	JPN
アメリカ 1)	8.1	15.3	12.9	11.4	9.5	8.9	USA
カナダ	10.7	14.5	11.6	9.3	9.1	7.8	CAN
イギリス 1)	15.2	18.5	11.2	8.7	8.0	7.7	UK
ドイツ	6.1	13.3	12.4	12.2	10.2	9.6	DEU
フランス	5.5	17.3	13.8	11.6	10.5	9.0	FRA
イタリア	3.8	14.2	15.1	12.2	9.9	11.1	ITA
スウェーデン	16.8	14.7	12.0	10.8	8.6	7.8	SWE
香港	1.5	11.6	12.6	10.0	8.8	9.7	HKG
韓国	1.0	9.4	19.6	10.5	7.2	7.6	KOR
シンガポール	1.6	11.2	13.4	9.9	8.6	9.7	SGP
フィリピン 2)	6.7	34.9	22.2	11.3	8.1	5.5	PHL
オーストラリア	17.8	16.2	12.4	9.8	8.2	7.3	AUS
ニュージーランド	23.0	17.0	12.6	8.9	6.7	7.4	NZL
Age group	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	

注 1) 15~19歳欄は16~19歳が対象。

2) 2020年の数値。

第 4-2-1 表 年齢階級別失業者数・構成比（男女計）（続き）

Table 4-2-1: Unemployment by age group (all persons) (cont.)

年齢階級	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	計(15～)	
2021年							
失業者数, 千人	Unemployment, thousands						
日本	200	200	170	170	170	1,930	JPN
アメリカ 1)	659	665	648	491	471	8,623	USA
カナダ	112	121	137	119	73	1,520	CAN
イギリス 1)	106	109	126	89	25	1,483	UK
ドイツ	111	138	159	131	15	1,536	DEU
フランス	206	201	214	118	23	2,365	FRA
イタリア	265	248	177	92	19	2,367	ITA
スウェーデン	34	34	40	28	8	489	SWE
香港	22	23	26	16	6	200	HKG
韓国	75	77	86	101	123	1,035	KOR
シンガポール	9	8	7	7	7	84	SGP
フィリピン 2)	48	32	23	7	6	1,019	PHL
オーストラリア	53	48	46	39	14	704	AUS
ニュージーランド	7	7	6	5	2	110	NZL
構成比, %	% of total age group						
日本	10.4	10.4	8.8	8.8	8.8	100.0	JPN
アメリカ 1)	7.6	7.7	7.5	5.7	5.5	100.0	USA
カナダ	7.4	8.0	9.0	7.8	4.8	100.0	CAN
イギリス 1)	7.1	7.3	8.5	6.0	1.7	100.0	UK
ドイツ	7.2	9.0	10.4	8.5	1.0	100.0	DEU
フランス	8.7	8.5	9.0	5.0	1.0	100.0	FRA
イタリア	11.2	10.5	7.5	3.9	0.8	100.0	ITA
スウェーデン	6.8	6.9	8.3	5.7	1.6	100.0	SWE
香港	10.9	11.4	12.8	7.9	2.9	100.0	HKG
韓国	7.3	7.5	8.3	9.7	11.9	100.0	KOR
シンガポール	11.2	9.7	8.7	7.7	8.3	100.0	SGP
フィリピン 2)	4.8	3.1	2.2	0.7	0.6	100.0	PHL
オーストラリア	7.5	6.8	6.5	5.5	2.0	100.0	AUS
ニュージーランド	5.9	6.5	5.3	4.7	1.9	100.0	NZL
Age group	45-49	50-54	55-59	60-64	65+	Total(15+)	

出典：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2022年11月現在イギリス：OECD (<https://stats.oecd.org/>) 2023年1月現在

第4-2-2表 年齢階級別失業者数・構成比(男)

Table 4-2-2: Unemployment by age group (male)

年齢階級	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44		
2021年								
失業者数, 千人							Unemployment, thousands	
日本	20	130	140	110	100	90	JPN	
アメリカ 1)	373	739	625	542	455	397	USA	
カナダ	84	129	102	79	71	62	CAN	
イギリス 1)	111	171	99	62	58	53	UK	
ドイツ	52	122	117	113	91	87	DEU	
フランス	66	223	171	141	123	107	FRA	
イタリア	56	186	195	143	114	125	ITA	
スウェーデン	39	42	31	25	16	19	SWE	
香港	2	14	14	12	9	11	HKG	
韓国	4	45	119	60	42	45	KOR	
シンガポール	0	4	6	4	3	4	SGP	
フィリピン 2)	37	193	138	69	48	38	PHL	
オーストラリア	71	66	51	34	27	24	AUS	
ニュージーランド	13	11	8	4	4	3	NZL	
構成比, %							% of total age group	
日本	1.7	11.2	12.1	9.5	8.6	7.8	JPN	
アメリカ 1)	8.0	15.8	13.4	11.6	9.7	8.5	USA	
カナダ	10.1	15.6	12.3	9.5	8.6	7.5	CAN	
イギリス 1)	13.7	21.1	12.2	7.6	7.2	6.6	UK	
ドイツ	5.7	13.5	13.0	12.5	10.1	9.6	DEU	
フランス	5.4	18.2	14.0	11.5	10.1	8.7	FRA	
イタリア	4.6	15.1	15.8	11.5	9.2	10.1	ITA	
スウェーデン	15.4	17.0	12.5	10.1	6.5	7.4	SWE	
香港	1.4	11.8	12.2	10.0	7.9	9.4	HKG	
韓国	0.7	7.8	20.6	10.5	7.3	7.8	KOR	
シンガポール	0.9	8.3	14.0	10.0	7.8	9.2	SGP	
フィリピン 2)	6.3	32.5	23.2	11.5	8.1	6.3	PHL	
オーストラリア	18.7	17.5	13.5	9.0	7.2	6.3	AUS	
ニュージーランド	23.0	18.7	14.6	7.5	6.8	6.0	NZL	
Age group	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44		

出典及び注は第4-2-1表 (p.145~146) に準ずる。

第 4-2-2 表 年齢階級別失業者数・構成比（男）（続き）

Table 4-2-2: Unemployment by age group (male) (cont.)

年齢階級	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	計(15～)	
2021年							
失業者数, 千人	Unemployment, thousands						
日本	110	110	100	110	130	1,160	JPN
アメリカ 1)	338	346	342	262	256	4,676	USA
カナダ	56	63	72	63	46	827	CAN
イギリス 1)	54	62	68	55	18	809	UK
ドイツ	64	81	89	78	9	899	DEU
フランス	98	111	109	62	13	1,225	FRA
イタリア	123	123	101	57	13	1,236	ITA
スウェーデン	16	18	24	16	4	250	SWE
香港	12	12	16	11	4	118	HKG
韓国	42	41	52	62	63	575	KOR
シンガポール	4	4	4	4	5	42	SGP
フィリピン 2)	26	17	17	6	5	594	PHL
オーストラリア	26	24	25	20	9	378	AUS
ニュージーランド	3	3	3	3	1	56	NZL
構成比, %	% of total age group						
日本	9.5	9.5	8.6	9.5	11.2	100.0	JPN
アメリカ 1)	7.2	7.4	7.3	5.6	5.5	100.0	USA
カナダ	6.8	7.6	8.7	7.6	5.6	100.0	CAN
イギリス 1)	6.6	7.6	8.4	6.8	2.2	100.0	UK
ドイツ	7.1	9.0	9.9	8.6	1.0	100.0	DEU
フランス	8.0	9.1	8.9	5.0	1.1	100.0	FRA
イタリア	9.9	10.0	8.2	4.6	1.1	100.0	ITA
スウェーデン	6.2	7.2	9.5	6.6	1.7	100.0	SWE
香港	10.1	10.3	13.9	9.4	3.5	100.0	HKG
韓国	7.3	7.2	9.0	10.8	10.9	100.0	KOR
シンガポール	10.4	9.5	9.0	10.1	11.0	100.0	SGP
フィリピン 2)	4.4	2.9	2.9	1.0	0.9	100.0	PHL
オーストラリア	6.9	6.5	6.7	5.4	2.3	100.0	AUS
ニュージーランド	5.5	5.9	5.9	4.4	1.8	100.0	NZL
Age group	45-49	50-54	55-59	60-64	65+	Total(15+)	

第4-2-3表 年齢階級別失業者数・構成比（女）

Table 4-2-3: Unemployment by age group (female)

年齢階級	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	
2021年							
失業者数, 千人	Unemployment, thousands						
日本	20	100	100	70	70	70	JPN
アメリカ 1)	323	578	488	437	366	368	USA
カナダ	79	92	74	63	67	56	CAN
イギリス 1)	114	104	68	67	61	62	UK
ドイツ	43	83	75	75	66	61	DEU
フランス	65	186	156	134	125	107	FRA
イタリア	34	151	161	145	120	137	ITA
スウェーデン	44	29	28	28	26	20	SWE
香港	1	9	11	8	8	8	HKG
韓国	6	53	84	49	33	33	KOR
シンガポール	1	6	5	4	4	4	SGP
フィリピン 2)	32	162	88	46	35	19	PHL
オーストラリア	55	48	37	35	31	28	AUS
ニュージーランド	12	8	6	6	4	5	NZL
構成比, %	% of total age group						
日本	2.6	13.0	13.0	9.1	9.1	9.1	JPN
アメリカ 1)	8.2	14.6	12.4	11.1	9.3	9.3	USA
カナダ	11.5	13.2	10.7	9.1	9.7	8.1	CAN
イギリス 1)	17.0	15.4	10.0	10.0	9.0	9.1	UK
ドイツ	6.7	13.1	11.7	11.8	10.3	9.5	DEU
フランス	5.7	16.3	13.6	11.7	11.0	9.4	FRA
イタリア	3.0	13.3	14.2	12.8	10.6	12.1	ITA
スウェーデン	18.2	12.3	11.6	11.6	10.8	8.2	SWE
香港	1.5	11.5	13.1	9.9	10.1	10.1	HKG
韓国	1.3	11.5	18.3	10.6	7.1	7.3	KOR
シンガポール	2.4	14.2	12.9	9.8	9.4	10.2	SGP
フィリピン 2)	7.4	38.1	20.8	10.9	8.1	4.4	PHL
オーストラリア	16.7	14.7	11.2	10.7	9.4	8.4	AUS
ニュージーランド	23.0	15.3	10.5	10.5	6.7	8.8	NZL
Age group	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	

出典及び注は第4-2-1表 (p.145~146) に準ずる。

第 4-2-3 表 年齢階級別失業者数・構成比（女）（続き）

Table 4-2-3: Unemployment by age group (female) (cont.)

年齢階級	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	計(15～)	
2021年							
失業者数, 千人	Unemployment, thousands						
日本	90	90	70	60	40	770	JPN
アメリカ 1)	321	319	306	228	215	3,948	USA
カナダ	55	58	65	56	27	693	CAN
イギリス 1)	52	47	58	34	8	674	UK
ドイツ	48	58	70	53	7	637	DEU
フランス	108	90	104	56	10	1,141	FRA
イタリア	142	124	77	35	5	1,131	ITA
スウェーデン	18	16	17	12	4	239	SWE
香港	10	11	9	5	2	82	HKG
韓国	33	36	34	39	61	460	KOR
シンガポール	5	4	4	2	2	42	SGP
フィリピン 2)	22	15	6	u 1	u 1	425	PHL
オーストラリア	27	23	21	18	5	327	AUS
ニュージーランド	3	4	3	3	1	54	NZL
構成比, %	% of total age group						
日本	11.7	11.7	9.1	7.8	5.2	100.0	JPN
アメリカ 1)	8.1	8.1	7.7	5.8	5.5	100.0	USA
カナダ	8.0	8.4	9.4	8.1	3.9	100.0	CAN
イギリス 1)	7.7	7.0	8.6	5.0	1.1	100.0	UK
ドイツ	7.5	9.1	11.1	8.3	1.0	100.0	DEU
フランス	9.5	7.9	9.1	4.9	0.9	100.0	FRA
イタリア	12.6	11.0	6.8	3.1	0.5	100.0	ITA
スウェーデン	7.6	6.5	6.9	4.9	1.5	100.0	SWE
香港	12.1	12.9	11.3	5.6	1.9	100.0	HKG
韓国	7.2	7.8	7.4	8.4	13.2	100.0	KOR
シンガポール	12.0	9.9	8.5	5.2	5.5	100.0	SGP
フィリピン 2)	5.2	3.4	1.3	u 0.2	u 0.2	100.0	PHL
オーストラリア	8.3	7.1	6.4	5.5	1.6	100.0	AUS
ニュージーランド	6.4	7.1	4.7	5.0	2.1	100.0	NZL
Age group	45-49	50-54	55-59	60-64	65+	Total(15+)	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第 4-3 表 年齢階級別失業率

Table 4-3: Unemployment rates by age group

年齢階級	2020年					2021					%
	15~24	25~34	35~44	45~54	55~64	15~24	25~34	35~44	45~54	55~64	
日本	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	4.6	3.7	2.4	2.4	2.8	JPN
アメリカ 1)	14.9	8.4	6.4	6.4	6.7	9.7	5.7	4.6	4.2	4.2	USA
カナダ	20.1	9.5	7.2	6.5	8.0	13.5	7.0	5.8	5.7	7.3	CAN
イギリス 1)	13.6	4.1	3.2	2.8	3.7	12.6	3.8	3.1	2.9	3.8	UK
ドイツ	7.3	5.0	3.6	2.9	3.2	6.9	4.3	3.3	2.6	3.0	DEU
フランス	20.2	9.7	6.5	5.4	5.8	18.9	9.0	6.2	5.3	6.3	FRA
イタリア 1)	29.4	14.1	8.2	6.6	5.0	29.7	14.1	8.4	6.9	5.5	ITA
オランダ	9.1	3.6	3.0	2.2	2.7	9.3	3.7	2.9	2.6	3.3	NLD
ベルギー	15.3	6.8	4.3	3.9	4.2	18.2	7.5	5.1	3.8	4.6	BEL
デンマーク	11.6	7.7	3.8	3.1	4.1	10.8	6.2	3.2	2.6	3.8	DNK
スウェーデン	24.0	8.6	6.4	5.2	5.8	24.8	8.7	6.7	5.4	6.8	SWE
フィンランド	20.0	7.6	5.2	4.7	7.5	16.2	7.9	5.6	5.7	7.4	FIN
ノルウェー	11.3	5.2	4.0	2.3	2.0	12.6	4.5	3.8	2.4	1.8	NOR
ロシア	17.4	6.6	4.9	4.4	3.7	16.5	5.2	3.9	3.6	3.5	RUS
オーストリア	10.5	6.2	5.1	3.8	4.0	11.0	7.1	5.6	4.8	5.2	AUT
スイス	8.6	4.9	4.7	4.2	3.9	8.8	5.4	4.6	4.4	4.7	CHE
アイルランド	15.3	6.3	3.4	2.7	1.6	14.5	5.6	4.5	3.8	2.4	IRL
ギリシャ	35.0	23.0	14.5	12.8	12.2	35.5	21.0	13.6	10.7	11.1	GRC
スペイン 1)	38.3	19.6	13.0	12.3	12.5	34.8	18.1	11.9	11.8	13.4	ESP
ポルトガル	22.6	9.2	4.9	4.7	6.0	23.4	9.2	4.4	4.4	5.2	PRT
韓国	10.5	6.1	2.9	2.5	3.3	8.5	5.6	2.5	2.3	3.3	KOR
オーストラリア	14.2	6.4	4.4	4.6	5.1	11.3	4.9	3.6	3.7	4.1	AUS
ニュージーランド	12.4	4.2	3.3	3.0	2.8	10.5	3.6	2.7	2.4	2.2	NZL
ブラジル	30.3	13.8	9.8	8.9	8.0	29.7	14.3	10.2	9.1	8.2	BRA
メキシコ	8.0	5.2	3.7	3.0	2.6	7.9	4.9	3.1	2.8	2.7	MEX
Age group	15-24	25-34	35-44	45-54	55-64	15-24	25-34	35-44	45-54	55-64	

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Labour Force Statistics" 2023年1月現在

注 1) 15~24歳欄は16~24歳の数値。

第4-4表 長期失業者の割合

Table 4-4: Incidence of long-term unemployment among total unemployment

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
									%
失業期間：6か月以上1年未満									Duration: 6 to 12 months
日本	18.0	15.0	12.5	13.6	14.2	14.3	15.3	15.5	JPN
アメリカ 1)	14.3	9.4	8.8	9.1	8.0	8.4	9.8	15.5	USA
カナダ	11.1	9.4	9.7	9.8	9.1	8.2	10.2	13.9	CAN
イギリス 1)	20.0	15.8	14.7	15.7	13.9	14.5	15.1	19.1	UK
ドイツ	16.1	15.4	14.7	15.5	14.6	14.8	18.8	16.8	DEU
フランス	20.0	19.7	18.0	17.7	18.3	18.2	20.1	16.1	FRA
イタリア	16.1	13.3	12.7	12.6	12.6	13.5	15.8	11.9	ITA
オランダ	20.9	16.3	15.5	14.9	14.2	14.3	16.6	13.9	NLD
ベルギー	17.3	14.3	14.0	15.7	13.9	14.8	17.2	15.7	BEL
デンマーク	18.5	15.7	16.4	16.1	15.4	15.0	17.3	16.0	DNK
スウェーデン 2)	17.6	14.9	15.4	15.0	15.4	15.5	14.7	19.5	SWE
フィンランド 2)	15.9	14.5	13.7	13.4	13.4	13.3	13.7	14.3	FIN
ノルウェー 2)	16.8	14.3	16.8	14.1	15.3	15.3	18.4	15.0	NOR
ロシア 3)	17.4	20.6	21.1	20.3	20.4	21.4	21.2	—	RUS
オーストリア	17.9	20.0	17.7	17.3	16.1	16.6	18.2	16.8	AUT
スイス	21.7	16.5	18.4	16.1	18.1	17.2	20.8	17.4	CHE
アイルランド	21.0	14.4	14.8	15.9	14.5	14.0	18.8	15.6	IRL
ギリシャ	17.9	10.9	11.1	10.7	10.9	13.5	14.8	15.2	GRC
スペイン 1)	21.1	14.4	14.5	14.5	14.3	15.0	18.5	16.4	ESP
ポルトガル	18.2	13.0	13.0	15.3	15.0	14.0	19.2	17.6	PRT
チェコ	22.9	18.1	18.2	20.7	20.6	17.7	20.5	25.0	CZE
ポーランド	21.0	18.5	17.9	17.5	18.3	18.0	17.8	23.3	POL
EU-27	19.4	15.5	15.0	15.1	14.9	15.4	17.9	16.3	EU-27
韓国	6.6	9.6	12.2	12.9	13.0	12.3	10.0	11.1	KOR
オーストラリア	19.8	20.3	20.1	19.7	20.0	—	—	—	AUS
ニュージーランド	19.3	19.2	19.0	19.6	18.0	18.4	18.2	21.7	NZL
メキシコ	5.1	4.0	3.9	4.0	3.5	3.6	8.1	8.0	MEX

第4-4表 長期失業者の割合(続き)

Table 4-4: Incidence of long-term unemployment among total unemployment (cont.)

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	%
失業期間：1年以上									Duration: 1 year and over
日本	37.6	35.5	39.5	36.7	32.0	32.3	28.0	35.8	JPN
アメリカ 1)	29.0	18.7	17.0	15.1	13.3	12.7	5.6	23.1	USA
カナダ	12.1	11.6	11.7	12.1	10.1	8.5	5.1	16.3	CAN
イギリス 1)	32.6	30.7	26.5	25.5	25.1	24.1	20.0	28.4	UK
ドイツ	47.3	44.0	41.1	41.9	41.4	38.2	28.7	32.6	DEU
フランス	40.1	42.8	44.4	44.0	40.4	38.8	36.7	29.5	FRA
イタリア	48.5	58.9	58.3	58.8	59.0	57.5	53.1	58.0	ITA
オランダ	27.6	43.6	42.7	40.7	38.0	31.4	24.0	20.3	NLD
ベルギー	48.8	51.7	51.6	48.8	48.7	43.5	41.6	42.3	BEL
デンマーク	20.2	26.9	20.7	20.9	19.4	16.9	16.9	20.3	DNK
スウェーデン 2)	17.3	17.6	16.8	16.8	14.4	12.1	11.7	19.3	SWE
フィンランド 2)	23.6	25.1	26.6	24.9	22.8	18.5	15.9	24.2	FIN
ノルウェー 2)	20.6	23.9	27.4	29.4	27.0	24.1	20.9	24.1	NOR
ロシア 3)	30.0	27.3	29.6	30.4	28.6	23.8	18.8	—	RUS
オーストリア	25.4	29.2	32.3	33.4	28.9	25.1	24.5	31.5	AUT
スイス	35.5	39.6	39.4	37.9	39.5	37.8	34.6	41.4	CHE
アイルランド	49.1	57.6	52.3	46.5	37.6	33.3	24.0	29.9	IRL
ギリシャ	44.6	73.1	72.0	72.8	70.3	70.2	66.6	62.9	GRC
スペイン 1)	36.6	51.6	48.4	44.5	41.7	37.8	32.1	41.7	ESP
ポルトガル	52.2	57.4	55.4	49.9	43.7	42.6	33.5	43.3	PRT
チェコ	43.3	48.3	43.2	36.0	31.7	30.3	22.3	28.2	CZE
ポーランド	25.5	39.3	35.0	31.0	26.9	21.6	20.0	26.6	POL
EU-27	40.4	49.8	48.3	46.6	44.7	41.9	35.7	36.2	EU-27
韓国	0.3	0.4	0.9	1.3	1.4	0.9	0.6	1.2	KOR
オーストラリア	19.2	19.8	19.3	19.9	19.4	—	—	—	AUS
ニューージーランド	8.9	13.8	14.0	15.6	13.5	12.7	8.8	11.2	NZL
メキシコ	1.9	1.7	2.0	2.0	1.6	1.7	1.4	4.8	MEX

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Incidence of unemployment by duration" 2022年11月現在

注 1) 調査対象は16歳以上。

2) 調査対象は15～74歳。スウェーデンは3か月以内に就業予定の者を含む。

3) 調査対象は、2016年迄15～72歳、2017年以降は15歳以上。

第4-5表 失業期間別構成比

Table 4-5: Incidence of unemployment by duration

	1か月未満	1～3か月	3～6か月	6～12か月	1年以上	
2021年						%
日本	15.0	19.3	14.4	15.5	35.8	JPN
アメリカ 1)	24.8	23.0	13.5	15.5	23.1	USA
カナダ	31.2	23.2	15.3	13.9	16.3	CAN
イギリス 1) 2)	—	37.7	14.8	19.1	28.4	UK
ドイツ	17.1	17.4	16.2	16.8	32.6	DEU
フランス	17.2	20.9	16.2	16.1	29.5	FRA
イタリア	7.7	11.0	11.4	11.9	58.0	ITA
オランダ	23.9	27.0	14.9	13.9	20.3	NLD
ベルギー	12.1	16.5	13.4	15.7	42.3	BEL
デンマーク	25.2	22.8	15.7	16.0	20.3	DNK
スウェーデン 3)	28.7	17.7	14.8	19.5	19.3	SWE
フィンランド 3)	19.7	22.6	19.1	14.3	24.2	FIN
ノルウェー 3)	19.2	24.7	17.0	15.0	24.1	NOR
ロシア 4)	9.9	26.3	23.8	21.2	18.8	RUS
オーストリア	11.1	23.3	17.3	16.8	31.5	AUT
スイス	10.4	15.8	15.0	17.4	41.4	CHE
アイルランド	20.7	19.6	14.2	15.6	29.9	IRL
ギリシャ	3.8	7.1	11.0	15.2	62.9	GRC
スペイン 1)	10.5	17.4	14.0	16.4	41.7	ESP
ポルトガル	8.4	16.9	13.8	17.6	43.3	PRT
チェコ	10.1	16.7	20.0	25.0	28.2	CZE
ポーランド	3.1	24.6	22.4	23.3	26.6	POL
EU-27	13.9	18.2	15.4	16.3	36.2	EU-27
韓国 2)	—	56.7	30.9	11.1	1.2	KOR
オーストラリア 5)	24.8	19.8	16.0	20.0	19.4	AUS
ニュージーランド	25.5	25.1	16.5	21.7	11.2	NZL
メキシコ	40.6	34.0	12.6	8.0	4.8	MEX
Duration	Less than 1 month	1 to 3	3 to 6	6 to 12	1 year and more	

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Incidence of unemployment by duration" 2022年11月現在

注 1) 調査対象は16歳以上。

2) 1～3か月の欄は、1か月未満の失業者を含む。

3) 調査対象は15～74歳。スウェーデンは3か月以内に就業予定の者を含む。

4) 2020年の数値。

5) 2018年の数値。

第 4-6 表 失業者の定義

Table 4-6: Definitions of unemployed

	失業者の定義	失業率の算出方法
日本	労働力調査：15 歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、調査週を含む過去 1 か月間に求職活動や事業を始める準備をしていた者（過去の求職活動の結果を待っている者を含む）	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
アメリカ	人口動態調査（CPS）：16 歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能（一時的な病気の場合は除く）で、過去 4 週間以内に求職活動を行った者 レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
カナダ	労働力調査：15 歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、過去 4 週間以内に求職活動を行った者。調査週から 4 週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者及びレイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
イギリス	労働力調査：16 歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2 週間以内に就業が可能で、過去 4 週間以内に求職活動を行った者。既に就業先が決まり、2 週間以内に就業を開始する待機中の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
ドイツ	小規模国勢調査（Mikrozensus）：仕事への従事が週 1 時間未満であって、2 週間以内に就業が可能で、過去 4 週間以内に求職活動を行った 15 歳以上 74 歳以下の者 ----- (登録失業者) 職業安定機関の業務統計： 公共職業安定所に求職登録している者の数である。具体的には、仕事への従事が週 15 時間未満であって、公共職業安定所が紹介する仕事に応じることが可能で、求職活動を行った 15 歳以上の法定年金受給開始年齢に達していない者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ ----- $\frac{\text{登録失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
フランス	労働力調査（Enquête Emploi en continu）： 15 歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2 週間以内に就業が可能で、調査週を含む過去 4 週間以内に求職活動を行った者又は 3 か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
イタリア	労働力調査：15 歳以上 74 歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2 週間以内に就業が可能で、過去 4 週間以内に求職活動を行った者又は 3 か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
スウェーデン	労働力調査：15 歳以上 74 歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2 週間以内に就業が可能で、過去 4 週間以内に求職活動を行った者又は 3 か月以内に新しい仕事を始めるために待機中だが、2 週間以内に就業できる者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
中国	都市部登録失業者：農村戸籍を持たず、16 歳から定年退職時（男性 60 歳、女性 50 歳（幹部は 55 歳）までの年齢に属し、働くことが可能で、仕事はないが就労意欲があり、当該地域の労働保障部門に失業登録している者 ----- 都市部労働力調査：調査週において仕事がなく、仕事への従事が週 1 時間未満であって、2 週間以内に就業が可能で、過去 3 か月以内に求職活動を行った 16 歳以上の者	$\frac{\text{都市部登録失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (注 1) ----- $\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$

注 1) 労働力人口は都市部のみ。農民工、定年後再雇用者などは除く。

第4-6表 失業者の定義 (続き)

Table 4-6: Definitions of unemployed (cont.)

	失業者の定義	失業率の算出方法
韓国	労働力調査：15歳以上の者であって、調査週において収入のある仕事がなく、過去4週間に求職活動を行った者で、仕事を得られたらすぐに就業が可能となる者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
シンガポール	労働力調査：15歳以上の者であって、調査期間中に就業しておらず、2週間以内に就業が可能であり、過去4週間に求職活動を行った者。就業していないが、自営業を始める準備をしていた者、調査期間後に新たな職に就く予定の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
マレーシア	労働力調査：15歳以上64歳以下で、「求職活動をしている者」「求職活動をしていない者」の双方を含む。求職活動をしている者とは、調査週に就業しておらず、もっぱら求職活動をしていた者を意味する。求職活動をしていない者とは、①適当な仕事がないか、あるいは資格がないと考えて求職活動をしていない者、②一時的な病気又は悪天候で求職活動ができない者、③求職活動の結果を待っている者、④調査週以前に求職活動をしていた者を意味する	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
タイ	労働力調査：15歳以上の者であって、調査週において就労が週1時間未満で、仕事がなく、1週間以内に就業が可能であり、過去30日間に求職活動を行った者。応募中の者、レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
フィリピン	労働力調査：15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業可能な状態であり、過去7日間に求職活動を行った者（ただし、次の理由により求職活動を行っていない者を含める；仕事がないとあきらめている、求職先の応募結果を待っている、一時的な病気や障害、悪天候、直前の就業先への再就職待機）	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
オーストラリア	労働力調査：15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、就業が可能で、過去4週間に求職活動を行った者または、既に仕事が決まり、4週間以内に就業を始めるために待機中だが、すぐにも就業できる者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
ニュージーランド	労働力調査：15歳以上の者であって、働く意欲も能力もあるが職がなく、かつ調査時点から過去4週間に実際に求職活動を行った者、または既に仕事が決まり、4週間以内に就業を始めるために待機中の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
ILO	一定年齢以上の者であって、特定の期間(調査期間)において仕事がなく、調査期間中に就業が可能で、直近の特定期間に求職活動を行った者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
EU	EU労働力調査：15歳以上74歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$

出典：日本：総務省統計局、アメリカ：労働統計局(BLS)、カナダ：統計局、イギリス：統計局(ONS)、ドイツ：統計局(Destatis)、フランス：国立統計経済研究所(Insee)、中国：国家統計局(NBS)、韓国：統計庁(KOSTAT)、マレーシア：統計局(DOSM)、タイ：統計局(NSO)、EU：欧州統計局(Eurostat)、その他：ILOSTAT

第 4-7 表 失業保険制度

Table 4-7: Unemployment insurance schemes

	日本	アメリカ (注 3)	イギリス
制度名	失業給付	連邦・州失業保険	求職者手当 (JSA)
根拠法	雇用保険法 (1974 年)	社会保障法 (1935 年) 連邦失業税法 (1939 年) 各州失業保険法	求職者法 (1995 年)
被保険者	全雇用者。公務員は適用除外 (被保険者数 4440 万人、2022 年 3 月末) (注 1)	州失業税を支払う事業主に雇われる者。多くの州が連邦失業税の課税対象 (暦年のいずれかの四半期における賃金支払総額が 1500 ドル以上、又は 1 人以上の労働者を暦年で 20 週以上雇用する事業主) を州失業保険制度の対象事業主とする	原則として 18 歳以上。年金受給年齢未満のイギリス居住者 (ただし、16 歳及び 17 歳の者については例外がある)
受給要件	基本手当： ①離職前 2 年間に 12 か月以上被保険者期間があること (注 2) ②ハローワークに来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人やハローワークの努力によっても、職業に就くことができない「失業状態」にあること ③自己都合による離職の場合には原則 3 か月間の給付制限がかかる ただし、5 年間のうち 2 回までは給付制限期間が 2 か月となる 高年齢求職者給付金： ・離職前 1 年間に 6 か月以上の被保険者期間があること ・上記②と同様	州毎に異なるが、一般的には事業主都合で解雇され、求職中の就労可能な失業者である。懲戒解雇者や自発的離職者 (セクハラ被害、本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居など、離職に正当な理由がある場合を除く) は対象とならない 主な要件は以下のとおり ・離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること ・求職、再就職の能力、意思があること ・解雇又は就職拒否に関する欠格事由に該当しないこと	・仕事に就いていないこと (又は週平均労働時間が 16 時間未満) ・フルタイムの教育を受けていないこと ・就労可能であり、求職活動を積極的に行っていること ・過去 2 年度の間に、①いずれか 1 年について被用者として国民保険 (注 4) 料を 26 週分以上納付し、②両年度について被用者として国民保険料を 50 週分納付したか、又は免除を受けたこと ・受給中の活動計画に合意し、定期的に (2 週間に 1 度等) ジョブセンター・プラスに来所してアドバイザーとの面談を行うこと
給付水準	離職前賃金の 50 ~ 80% (低賃金ほど率が高い。60 歳以上 65 歳未満の者については 45 ~ 80%)	州毎に異なる。全米平均給付額は週 349.78 ドル (2021 年)	16 ~ 24 歳：週 61.05 ポンド 25 歳以上：週 77.00 ポンド (2022 年)

注 1) 2017 年 1 月より、65 歳以上の者も適用対象。

第 4-7 表 失業保険制度 (続き)

Table 4-7: Unemployment insurance schemes (cont.)

	日本 (続き)	アメリカ (続き)	イギリス (続き)
給付期間	年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90 日～360 日の間で決められる 倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者（特定受給資格者）及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した者（特定理由離職者）については、一般の離職者に比べ手厚い給付日数となる場合がある（注 5）	最短期間は州毎に異なり 1 週間から。最長期間は 26 週間。 失業情勢が一定水準以上悪化し、延長給付プログラムが発動した州では 13 週間、又は 20 週間を追加	最長 182 日
財源	給付総額の 2.5% を国庫負担（2017 年度からの限定措置）、残りが保険料 一般事業の場合、保険料は当該労働者の賃金総額の 1000 分の 13.5（2022 年 10 月から） ・労働者負担分：1000 分の 5 ・事業主負担分：1000 分の 8.5（このうち失業給付分は 1000 分の 5、雇用安定・能力開発事業分が 1000 分の 3.5）	保険料： 連邦失業税と州失業税の 2 つからなり、双方の財源を事業主が負担する。3 つの州を除き、被用者負担はない 連邦失業税率は 2011 年 6 月 30 日以降、年間支払賃金額の 6.2% から 6.0% へ変更。州失業税率は州ごとに異なる。連邦、州双方の税金を期日までに一括で支払えば、連邦失業税率は 5.4 ポイント減額され、0.6% となる	保険料： 賃金の 25.8% ・被用者：12.0% ・事業主：13.8% （2022 年 11 月～） 国庫負担：原則なし
管理運営機構	・中央：厚生労働省 ・地方：都道府県労働局、公共職業安定所	連邦労働省が管轄し、各州が制度の管理を運営する	雇用年金省が管理運営し、同省所管のジョブセンター・プラスが給付業務を担う

注 2) ただし、倒産・解雇等により離職を余儀なくされた受給資格者（特定受給資格者）、期間の定めのある労働契約が更新されなかった者やその他やむを得ない理由により離職した者（特定理由離職者）については、離職前 1 年間に 6 か月以上の被保険者期間があること。

- 3) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済危機対策として、2020 年 4 月～21 年 9 月 6 日の期間、特例・加算支給の措置を講じた。主な内容は次のとおり。連邦パンデミック失業補償 (FPUC) = 週 600 ドル (2020.8 ～ 週 300 ～ 400 ドル、2020.12 ～ 週 300 ドル) の加算支給、パンデミック失業支援プログラム (PUA) = ギグ・ワーカー、自営業者らを対象にした特例給付、パンデミック緊急失業補償 (PEUC) = 受給資格満了者に対する最大 53 週間（当初は最大 13 週間）の延長給付。
- 4) 失業者や就労困難者向けの抛出手当、公的年金等を含む単一の社会保険制度。
- 5) 高齢求職者給付金については、被保険者期間が 1 年以上の場合 50 日分、1 年未満の場合 30 日分を一時金として支給。

第 4-7 表 失業保険制度 (続き)

Table 4-7: Unemployment insurance schemes (cont.)

	ドイツ	フランス
制度名	失業給付 I (Arbeitslosengeld I)	雇用復帰支援手当 (ARE)
根拠法	社会法典第 3 編 (SGB III) 「雇用促進」 (Arbeitsförderderung)	労働法典 L.5422-1 条及び 2011 年 5 月 6 日の労使協定
被保険者	原則として法定老齢年金の支給開始年齢未満で、加入対象となる賃金労働者と職業訓練者	民間の賃金労働者
受給要件	<p>基本手当：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週 15 時間未満であること ・ 求職活動を行い、職業紹介に応じうる状態であること ・ 離職前 30 か月において通算 12 か月以上保険料を納付していること ・ 公共職業安定所に失業登録をしていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 失業保険制度に一定期間加入 53 歳未満： 離職直前 24 か月間で 130 日 (910 時間) 以上 53 歳以上： 離職直前 36 か月間で 130 日 (910 時間) 以上 ・ 就労活動に必要な身体能力があること ・ 雇用局 (Pôle emploi) に求職者として登録されていること ・ 求職活動を実際に、かつ継続的に行っていること (注 6) ・ 原則として、年金支給開始年齢未満であること
給付水準	従前の手取賃金 (法律上の控除額を差し引いた前職の賃金) の 60% (扶養する子がいる場合は 67%)	<p>給付額 (日額) は離職前の賃金 (月額) 及び勤務形態 (フルタイム、パートタイム等) に基づいて算定。フルタイム労働者の場合、以下のいずれかによる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1198.95 ユーロ未満： 支給額 (日額) は、離職前の賃金 (月額 ÷ 30 日) の 75% ・ 1198.95 ~ 1313.18 ユーロ未満： 支給額 (日額) は、30.42 ユーロの定額 ・ 1313.18 ~ 2221.03 ユーロ未満： 支給額 (日額) は、離職前の賃金 (月額 ÷ 30 日) の 40.4% + 12.47 ユーロ ・ 2221.03 ~ 13712 ユーロ未満： 支給額 (日額) は、離職前の賃金 (月額 ÷ 30 日) の 57% <p>(2022 年 7 月改正)</p>

注 6) 求職活動は、再就職活動の指針となる「個別就職計画」(PPAE : Projet Personnalisé d'Accès à l'Emploi) にしたがって行う。

第 4-7 表 失業保険制度 (続き)

Table 4-7: Unemployment insurance schemes (cont.)

	ドイツ (続き)	フランス (続き)
給付期間	離職前 5 年間に於ける被保険者期間と申請時の満年齢に応じて、6 か月間から 24 か月間の給付を受けることが可能	53 歳未満： 4 か月 (122 日) ~ 24 か月 (730 日) 53 歳以上 55 歳未満： 4 か月 (122 日) ~ 30 か月 (913 日) 55 歳以上： 4 か月 (122 日) ~ 36 か月 (1095 日) 62 歳以上の受給者で、満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は、最長 67 歳までに受給可能となる
財源	保険料：労使折半。 原則賃金の 2.4% (2022 年 12 月まで) 2.6% (2023 年 1 月から)	保険料： 総賃金の 4.05% (2022 年) ・ 事業主：4.05% 国庫負担： 2019 年より被用者負担が廃止され、社会保障目的税である一般社会拠出金 (CSG) (労働者負担) から拠出されている。その割合は 2019 年には 37.5% だった
管理運営機構	連邦労働社会省が監督し、連邦雇用エージェンシーが運営。保険料徴収は疾病金庫が実施	雇用局 (Pôle emploi)
備考	失業保険給付の給付終了後なお失業している生活困窮者等に対して、連邦政府が支給する失業給付 II 制度がある (p.274 第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等参照)	失業給付の受給期間を満了した長期失業者などを対象とした連帯特別手当制度がある (p.276 第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等参照)

出典： 日本：厚生労働省及びハローワークウェブサイト

アメリカ：労働省ウェブサイト (<https://oui.doleta.gov/unemploy/>)

イギリス：Gov.uk ウェブサイト

ドイツ：労働社会省 (BMAS) 及び連邦雇用エージェンシー (BA) 等ウェブサイト

フランス：雇用局 (Pôle emploi)、政府公共サービス、全国商工業雇用協会 (UNEDIC) 等ウェブサイト

第 4-8 表 失業給付受給者数

Table 4-8: Number of persons receiving unemployment benefit

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
千人								thousands
日本 1)	654	436	378	375	387	476	434	JPN
アメリカ 2)	9,732	2,274	1,971	1,774	1,702	19,088	12,021	USA
UI (州)	4,487	2,237	1,948	1,755	1,684	10,093	3,191	a
初回申請者数 (州)	454	275	240	219	217	1,377	548	b
イギリス 3)	1,415	652	443	333	171	277	127	UK
抛出し制JSA ...①	234	86	68	38	24	156	49	c
所得調査制JSA ...②	1,069	522	333	274	138	97	66	d
①②とも受給	22	9	6	3	-	-	-	e
不支給	91	35	36	19	8	24	13	f
ドイツ 4)	5,855	5,156	5,101	4,850	4,638	4,901	4,665	DEU
失業給付 I	1,017	829	739	709	744	1,011	873	g
失業給付 II	4,838	4,327	4,362	4,141	3,894	3,889	3,792	h
フランス 5)								FRA
雇用復帰支援手当等	2,292	2,666	2,749	2,746	2,741	2,942	2,817	i
連帯特別手当等	442	518	478	425	388	365	339	j

a) Insured unemployment of state programs; b) Weekly initial claims; c) Jobseeker's allowance (JSA) of which contributory only; d) JSA of which income-based only; e) JSA of which contributory and income-based; f) JSA of which credits only; g) ALG I (unemployment benefits); h) ALG II (unemployment benefits II); i) Assurance chômage; j) ETAT.

出典：日本：厚生労働省（2022.10）「2021年度雇用保険事業年報」

アメリカ：政府印刷局（<https://www.govinfo.gov/app/collection/econ>）2022年11月現在

イギリス：雇用年金省（2022.5）*Benefit expenditure and caseload tables 2022*

ドイツ：連邦雇用エージェンシー（<https://statistik.arbeitsagentur.de>）2022年11月現在

フランス：雇用局（<http://www.pole-emploi.org/>）2022年11月現在

注：国により、失業保険給付の支給要件、支給期間等が異なるため、失業保険給付受給者数を国際比較する場合は、十分な注意を要する。なお、新型コロナ対応の特別スキームについては、JILPT「海外労働情報22-10 諸外国の雇用維持政策」を参照のこと。

- 1) 年度平均。受給者実人員。延長給付を除く一般求職者給付基本手当（短時間労働被保険者分を含む）。
- 2) 各州受給者数の年平均。受給者計には、州失業保険制度、連邦職員失業保険制度(UCFE)、退役軍人失業補償(UCX)、連邦・州延長給付（失業が高水準である場合に、最長失業給付期間満了後の失業者に対し支給）、緊急失業補償(EUC)、連邦追加給付(FAC)のほか、パンデミック失業扶助(PUA)、パンデミック緊急失業補償(PEUC)が含まれる。中段は州失業保険受給者計、下段は州失業保険の初回申請者数計。
- 3) 年度平均。求職者手当(JSA)の受給者と不支給者の合計。不支給者は国民保険控除(National Insurance credits)のみ資格を有する。
- 4) 年平均。失業給付 I 受給者と失業給付 II 受給者の合計。内訳は上段：失業給付 I、下段：失業給付 II。
- 5) 各月末計の年平均をJILPTにおいて算出。

第 4-9 表 雇用調整助成金・再就職支援制度

Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies

日本		
種別	雇用調整助成金制度（注 1）	再就職支援制度
設立年	1975 年創設の雇用調整給付金制度を原型として、81 年に現在の雇用調整助成金となった	雇用調整助成金は、失業を未然に防ぎ雇用を維持するための制度であるが、一旦失業した労働者の「再就職支援」としては各種の制度がある 最も基本的な制度は「雇用保険制度」で、これにより失業者は失業保険給付を受けながら求職（再就職）活動を行うことができる
運営主体	厚生労働省（実施は各都道府県労働局又は公共職業安定所）	
目的	雇用調整助成金制度は、景気の変動、産業構造の変化、その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、その雇用する労働者を対象に休業等又は出向を実施する事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額相当の一部を助成することにより、労働者の失業の予防や雇用の安定を図ることを目的とする	また失業給付を受けながら職種転換を図るための「教育訓練を受ける制度」、さらに事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対し民間の職業紹介事業者に労働者の再就職支援を委託し再就職を実現させた中小企業事業主に助成金が給付される「労働移動支援助成金（再就職支援給付金コース）」がある
支給対象	事業主：雇用保険適用事業所 労働者：雇用保険被保険者	
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・最近 3 か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて 10%以上減少していること ・雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近 3 か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上増加していないこと（大企業の場合は 5%を超えてかつ 6 人以上、中小企業の場合は 10%を超えてかつ 4 人以上） ・実施する休業等及び出向が労使協定に基づくもので、所定労働日の全 1 日にわたって実施させるものであること ・教育訓練は職業知識・技能・技術の習得や向上を目的とするもので、受講日に業務に就かないこと ・過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して 1 年を超えていること 	
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・休業等の場合： 休業を実施した際に支給対象者に対して支払われた休業手当相当額に、大企業 2 分の 1、中小企業 3 分の 2 の助成率を乗じて得た額 ・教育訓練を実施した時の加算： 1 人 1 日当たり 1200 円を加算した額 	
支給限度	<ul style="list-style-type: none"> ・休業等を実施した場合の 1 人 1 日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（8355 円）を上限額とする ・教育訓練の場合の加算額は上限額に含まない ・支給限度日数はいずれも 1 年間で 100 日、3 年間で 150 日 	

出典： 日本：厚生労働省「雇用調整助成金ガイドブック」（2022 年 11 月 2 日）、厚生労働省ウェブサイト。

注 1) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い 2020 年 4 月から 2022 年 11 月までの間実施されていた特例措置後に申請する場合の内容（2022 年 11 月 30 日現在）。

第 4-9 表 雇用調整助成金・再就職支援制度（続き）

Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies (cont.)

ドイツ		
種別	操業短縮労働者助成金（Kurzarbeitergeld）	移行給付金（Transferleistungen）
根拠法	雇用の維持に関する支援（社会法典第 3 編第 3 章第 6 節）	雇用の維持に関する支援（社会法典第 3 編第 3 章第 6 節）
運営主体	連邦雇用エージェンシー（BA）	連邦雇用エージェンシー（BA）
適用要件	企業が経済的な理由又は不可避な出来事のために、一時的に労働時間を減少させ、操業短縮（Kurzarbeit）を申し出た場合、雇用機関は、一定の前提条件を満たしている場合に、操業短縮労働者助成金を支給する	企業経営の変更等による人員調整措置の際、対象となる労働者が、できる限り失業給付を受給せずに次の雇用へ移行するための支援金。これには移行措置（Transfermaßnahmen）と移行操業短縮手当（Transferkurzarbeitergeld）の 2 つが含まれる
給付期間	12 か月（連邦労働社会省の法規命令によって、延長が可能）	・移行措置：解約予告期間（Kündigungsfrist）内 ・移行操業短縮手当：最長 12 か月
財源	雇用維持・促進施策は、主に社会法典第 3 編に記載されており、その予算は、（労使折半の）雇用保険料、割当金（Umlage）、連邦資金等によって賄われている	雇用維持・促進施策は、主に社会法典第 3 編に記載されており、その予算は、（労使折半の）雇用保険料、割当金（Umlage）、連邦資金等によって賄われている
支給内容	操業短縮労働者助成金の主要な目的は、一時的な労働停止の際に労働者の雇用の継続を可能にし、解雇を避けることである。支給額については、労働停止に伴う手取り賃金の削減額の 60%（子がいる場合には 67%）が支給される	・移行措置：支給額は移行措置費用の 50% で、支援を受ける労働者につき 2500 ユーロを上限とする ・移行操業短縮手当：人員整理の結果として労働時間が減少した場合、賃金減少分を補償するための助成金が支給される。支給額については、操業短縮労働者助成金の額に準ずる
備考	なお、操業短縮労働者助成金には上記のほか、「季節的操業短縮労働者助成金」もある。建設業の分野では、冬季は、労働停止になることが多くなる。季節的操業短縮労働者助成金は、これらの労働停止により失われる賃金を補償するものである。支給額については、操業短縮労働者助成金の額に準ずる。 また、コロナ禍に伴う特例措置により、支給要件の緩和、支給期間の延長、手当補填率の増額等がなされた（コロナ禍を理由とする特例は 2022 年 6 月末まで。ウクライナ戦争を理由とする特例は一部継続）	

出典：ドイツ：政府サイト、連邦雇用エージェンシー、厚生労働省「2021 年海外情勢報告」。

第 4-9 表 雇用調整助成金・再就職支援制度（続き）

Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies (cont.)

フランス	
種別	部分的就業（部分的失業）制度（注 2）
根拠法	労働法典（L5122-1 条、R5122-1 条、D5122-51 条、D6321-5 条）
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・不景気（受注の減少など） ・原材料又はエネルギー調達での問題 ・災害（又は悪天候）又はその他、例外的な状況（主要顧客を失った場合など）で、業務の一時停止又は縮小に陥った場合 ・企業の業態変化、再編又は近代化 ・その他例外的な状況（例えば、新型コロナウイルス感染拡大）
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・各従業員が受け取る手取り賃金は少なくとも 8.76 ユーロ（上限：29.89 ユーロ） ・雇用主が従業員に対して総額賃金の 60% を支給し、雇用主が支払った賃金の 60% が国および失業保険から支給される（上限：17.98 ユーロ）（注 3）（2022 年 8 月改正）
給付期間	最大 6 週間
補償時間	<p>支給対象の時間は、法定労働時間（又は法定労働時間よりも短い場合、労働協約によって定められた時間）と、実際に働いた時間数の差</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非就業時間が適用可能な共通の労働時間以下及び法定労働時間以内の場合にのみ、非就業時間に対する補償が行われ得る ・部分的就業の場合、法定の週 35 時間を超える就業（残業）がある場合、その分については原則として補償対象にならないが、報酬を維持することを目的とする労働協約によって雇用主が明示的に約束している場合は対象となる ・年間割当量は、2021 年 12 月 31 日まで、従業員 1 人当たり 1607 時間に制限される。週 35 時間に基づき計画した場合、最大 28 時間の補償となる ・会社の建物や施設の改造の場合は、100 時間に制限される
適用除外	<p>以下の場合、支払い対象の従業員から除外される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部分的失業が、集団的労働紛争による場合 ・経済上の事由による解雇が行われている最中の場合 ・合意による労働契約の破棄の認可手続き中の場合 ・労働期間が年間の時間数又は日数で一括して定められている場合（企業が完全に閉鎖する場合を除く） ・事業所の一時的な閉鎖の場合、一時的な就業停止期間が 6 週間を超える場合

フランス：政府公共サービスウェブサイト。

注 2) 制度を直訳すると、完全な失業者の増加を防ぐために「部分的失業（Chômage partiel）」を促進させる制度だが、政府が失業を促進させる訳にはいかないため、「部分的就業（Activite professionnelle）」の促進と表現する。

3) 部分的な失業給付は、社会保障負担を免除されるが、CSG（一般社会拠出金）と CRDS（社会保障債務返済拠出金）の対象となる。

第 4-9 表 雇用調整助成金・再就職支援制度（続き）

Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies (cont.)

韓国		アメリカ	
種別	雇用維持支援金制度	操業短縮補償制度（注 4）	再就職支援
根拠法	雇用保険法	1982 年課税の公平性及び財政責任法	労働力革新・機会法（2014）により連邦政府から職業訓練、斡旋、職業相談、カウンセリングのための助成金が各州に提供されている。この助成金は工場閉鎖時の再就職支援のためのカウンセリングや職業紹介、職業訓練等にも活用される。
適用要件	景気の変動や産業構造の変化により雇用調整が避けられなくなった事業主が、労働者に対し、休業、休職、無給休業・求職などを実施し、雇用維持のための措置を講ずる場合	経済活動の停滞により仕事量の減少した雇用主が、従業員を解雇する代わりにその労働時間を短縮する場合、当該従業員に対して、失った賃金の補償として失業保険の一部を給付	地方におかれた労働力投資委員会にプログラム実施を委任。委員会は雇用主、コミュニティ組織、教育訓練機関、労働組合等の代表者を委員としている。委員総数の 51% は雇用主でなければならない。連邦労働省からの予算配分は各州の人口構成や失業率等を勘案して行われる。その予算の使い道は労働力投資委員会によって検討され、職業訓練を実施する非営利組織若しくは民間企業に委託される
支給額	有給休業：事業主が支給した休業手当の 2/3（大規模企業の場合 1/2 または 2/3）を支給 有給休職：事業主が支給した休職手当の 2/3（大規模企業の場合 1/2 または 2/3）を支給 有給休業・休職の場合、特別雇用支援業種、雇用危機地域は 9/10（大規模企業は 2/3 または 3/4） 無給休業・休職：労働者の平均賃金の 50% の範囲内で審査委員会が決定した金額を支給	州により異なる	
支援期間	有給休業・休職については合わせて年間 180 日以内（無給休業・休職は最大 180 日）	州により異なる	
適用除外	主な適用除外は以下のとおり ・勤労基準法第 26 条の規定により、解雇が予告された場合及び経営上の理由により事業主の勧告により退職が予定される者 ・雇用維持措置の期間中、新規採用したり、3 年以上連続して雇用維持措置を実施したりする場合 ・季節的な要因等経営上の構造的問題の結果生じた売上高、生産量等の減少を理由とする雇用維持措置は景気変動による経営事情の悪化によるものとは言えず、支援対象とはしない	州により異なる	

出典：韓国：脇田滋（2011）「韓国における雇用安全網関連の法令・資料（1）雇用保険法・雇用保険制度」、『龍谷法学（44 巻 1 号）』、雇用労働部ウェブサイト、アメリカ：労働省（DOL）。

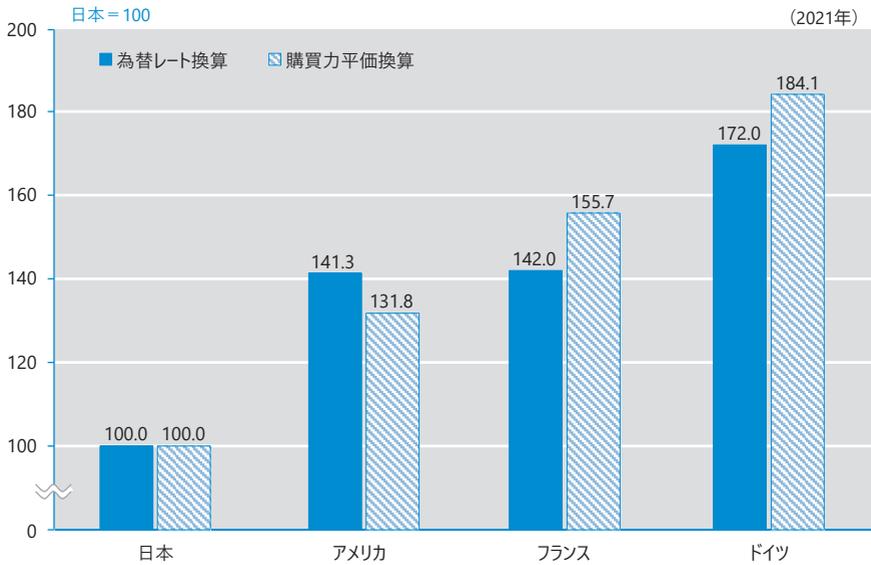
注 4）制度導入の有無は、州の判断による。2022 年 3 月現在、26 の州とコロンビア特別区が制度を実施している。なお、米国ではコロナ禍で本制度とは別の支援スキームとして、雇用維持目的の資金を中小企業等の事業主に事実上提供する緊急融資制度「給与保護プログラム（Paycheck Protection Program, PPP）」を設けた（期間：2020 年 4 月 3 日～21 年 5 月 31 日）。

5

賃金・労働費用

Wages and Labour Costs

5-1 時間当たり賃金（製造業）



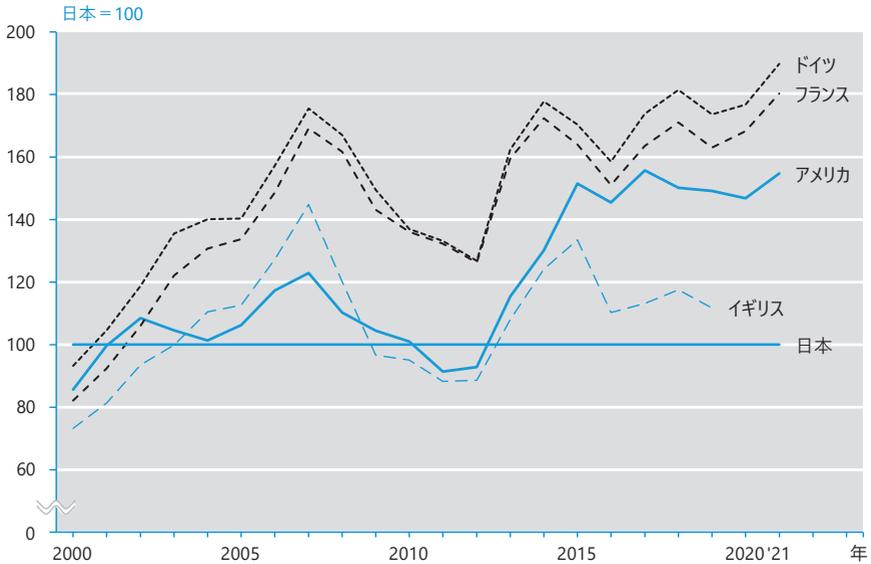
[関連表](#) p.180 「第5-1表 時間当たり賃金（製造業）」

賃金の国際比較を行う場合にいくつか注意しなければならないことがある。まず、対象となる事業所の規模や産業、対象労働者が国によって異なっている場合がある。また国によって賃金の定義が違うことや、時間当たり賃金を比較する場合には労働時間の定義についても調整を行う必要が出てくる。さらにこれらについて調整ができたとしても、比較するために為替レートで換算することにより、相場変動の影響を受けることやそれぞれの国の労働者の生活実態(物価水準)を考慮していないことなどの問題がある。

ここでは製造業の全労働者(日本はパートを含む常用労働者)について、実労働時間当たりの現金給与総額を為替レートと購買力平価で比較した(資料出所及び推計方法については第5-1表参照)。なお、事業所規模については、日本は5人以上、アメリカは全事業所、欧州は10人以上という違いがある。

2021年の時間当たり賃金(購買力平価換算)は、日本を100.0とすると、アメリカが131.8、フランスが155.7、ドイツが184.1となっている。

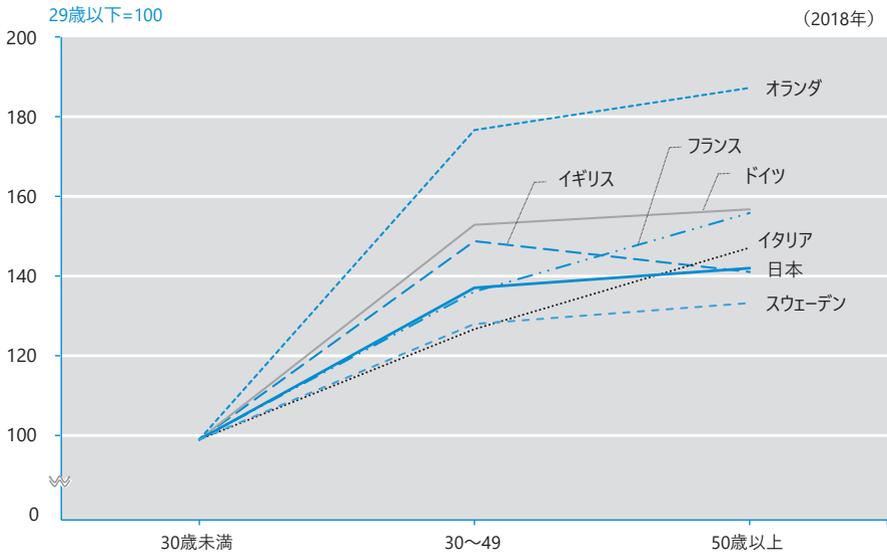
5-2 労働費用（製造業、為替レート換算）



[関連表](#) p.186 「第5-8表 労働費用（製造業）」

労働費用は、使用者が労働者を雇用することによって生じる一切の費用（企業負担分）を指し、現金給与額のほか、法定福利費、法定外福利費、現物給与の費用など、現金給与以外の労働費用を合わせたもの。賃金の場合と同様、対象の産業や職種等に注意する必要がある。ここでは賃金と同様に、製造業の全労働者について実労働時間当たりの労働費用の比較を行っている。わが国の労働費用は、1985年以降、欧米主要国と比較して上昇した結果、2000年には5か国中で最も高い水準となった。しかし、円高の影響もあり、2002年以降は相対的に低い水準で推移している。日本を100.0とする場合、ドイツが189.8、フランスが180.3、アメリカが154.7（いずれも2021年）、イギリスは111.7（2019年）となっている。

5-3 年齢階級別賃金格差



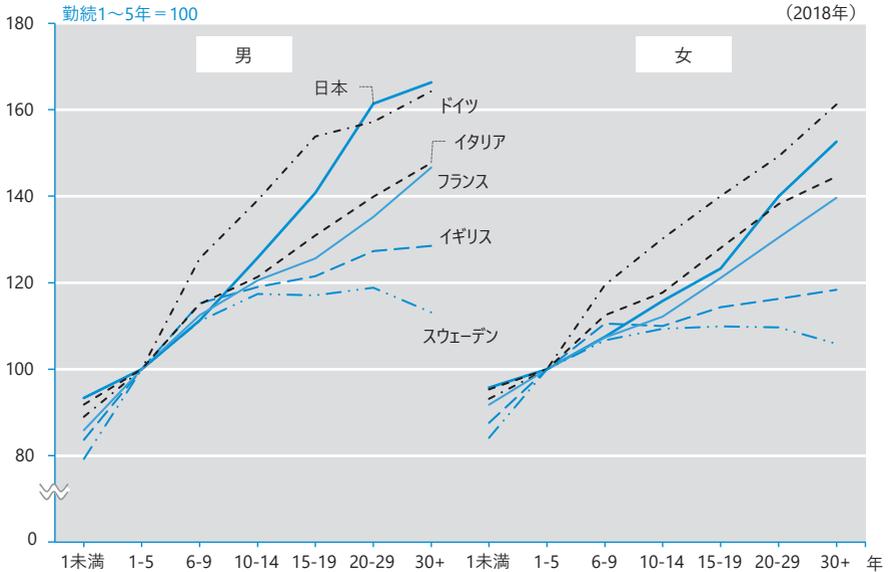
[関連表](#) p.189 「第 5-11-1 表 年齢階級別賃金格差（労働者の種類計）」

上のグラフは、30歳未満の賃金を100としたときの各国の年齢階級別賃金指数により、年齢階級間の格差の状況を示したものである。

日本では30歳未満との賃金の格差は、30～49歳層で1.38倍、50歳以上層になると1.43倍へと拡大する。同様に欧州でも、多くの国では年齢階層が上がるにつれて賃金が増加しているが、イギリスについては30～49歳層をピークに賃金が下がっている。

また職種別にみると、年齢階層間の賃金格差は「生産労働者」よりも「管理・事務・技術労働者」で大きい傾向にある。「生産労働者」では、30歳未満層と30～49歳層、50歳以上層の賃金格差は各国とも概ね1.1～1.3倍程度で、30歳以降ではほぼ横ばいとなるが、「管理・事務・技術労働者」では、30～49歳層でおよそ1.3～1.5倍、50歳以上層では1.6～1.7倍となる国が多く、年齢上昇とともに賃金格差も拡大するためである（p.190「第 5-11-2 表 年齢階級別賃金格差（生産労働者）」、p.191「第 5-11-3 表 年齢階級別賃金格差（管理・事務・技術労働者）」）。

5-4 勤続年数別賃金格差



関連表 p.192 「第5-12表 勤続年数別賃金格差」

(注) 日本の勤続年数は、1~5年が1~4年、6~9年が5~9年に相当。

上のグラフは日本、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スウェーデンについて、勤続年数1~5年(日本については1~4年)の賃金を100としたときの勤続年数別賃金指数(格差)を示したものである。

まず男性についてみると、おおむねの国で勤続年数が長くなるにつれ、勤続年数別賃金指数は上昇している。勤続年数1~5年を100とした場合、勤続年数30年以上についてみると、日本が約1.7倍、ドイツが1.6倍、イタリアとフランスが約1.5倍、イギリスが約1.3倍、スウェーデンが約1.1倍となっている。

他方、女性の場合は、男性に比べて勤続年数別の賃金格差は概して小さく、ドイツが約1.6倍、日本が約1.5倍、イタリア、フランスが約1.4倍、イギリスが約1.2倍、スウェーデンが約1.1倍となっている。

第5-1表 時間当たり賃金（製造業）

Table 5-1: Hourly wages, manufacturing

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
時間当たり賃金									Wages per hour
各国通貨									national currency
日本 1)	2,246	2,311	2,333	2,358	2,401	2,447	2,465	2,468	JPN
アメリカ 2)	24.91	28.37	29.79	30.52	30.34	30.80	31.14	31.78	USA
イギリス 3)	16.73	17.99	18.30	18.70	19.30	19.50	—	—	UK
ドイツ 3)	25.56	29.30	29.90	30.80	31.50	32.20	32.60	32.70	DEU
フランス 3) 4)	21.61	24.33	24.70	25.20	25.60	26.10	26.90	27.00	FRA
為替レート換算									Exchange rate conversion
日本 = 100									JPN=100
日本	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	JPN
アメリカ	97.4	148.6	138.9	145.2	139.5	137.2	134.9	141.3	USA
イギリス	101.0	144.0	115.2	114.5	118.4	110.9	—	—	UK
ドイツ	132.4	170.3	154.3	165.5	171.1	160.6	161.3	172.0	DEU
フランス	112.0	141.4	127.5	135.4	139.0	130.2	133.1	142.0	FRA
購買力平価換算									PPPs conversion
日本 = 100									JPN=100
日本	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	JPN
アメリカ	123.9	127.0	134.7	136.0	131.6	131.2	129.7	131.8	USA
イギリス	118.5	116.3	120.2	121.8	121.7	122.3	—	—	UK
ドイツ	157.9	168.6	179.7	184.3	185.8	188.4	187.3	184.1	DEU
フランス	125.8	134.7	143.2	145.9	146.9	155.2	157.7	155.7	FRA

出典：厚生労働省（2022.2）「毎月勤労統計調査（長期時系列表、実数・指数累積データ）」

アメリカ労働統計局(BLS)（2021.6）*Employer Costs for Employee Compensation*

Eurostat (<https://ec.europa.eu/eurostat/>) "Labour costs (lc)" 2022年12月現在

（換算レート）OECD (<https://stats.oecd.org/>) "PPPs and exchange rates" 2022年12月現在

注：以下の方法で、JILPTにおいて推計。

- 1) 事業所規模5人以上の常用労働者について、月間の現金給与総額を総実労働時間で除して算出。
- 2) 企業規模1人以上の製造業全労働者について、wages and salaries, paid leave 及び supplemental payを合計して算出。各年第1四半期の値。
- 3) 企業規模10人以上、製造業全労働者が対象。"Labour cost levels by NACE Rev. 2 activity [lc_lci_lev]"による実数を使用。これを基に、2015年以前は"Labour cost index by NACE Rev. 2 activity [lc_lci_r2_a]"の指数から算出。
- 4) 2015年以前は暫定値。

第5-2表 賃金（製造業）

Table 5-2: Wages, manufacturing

		2015年	2017	2018	2019	2020	2021	
各国現地通貨/月(m), 週(w)当たり								
日本 1)	Yen/m	294,200	293,600	296,000	293,600	298,300	294,900	JPN
日本 2)	Yen/m	376,964	385,458	392,305	390,981	377,583	384,765	JPN
アメリカ 3)	US\$/m	4,271	4,514	4,646	4,778	5,058	5,161	USA
カナダ	CA\$/m	4,294	4,374	4,524	4,719	4,918	4,928	CAN
イギリス 4)	Pound/m	2,580	2,712	2,797	2,849	2,704	—	UK
ドイツ 5)	Euro/m	3,468	3,545	3,702	3,800	5,581	—	DEU
フランス 5)	Euro/m	3,266	3,410	3,477	3,531	2,271	—	FRA
イタリア 5)	Euro/m	2,080	2,106	2,121	2,142	2,159	—	ITA
スウェーデン 6)	Krona/m	34,600	35,400	36,600	37,500	37,900	—	SWE
ロシア	Ruble/m	31,910	38,502	40,722	43,855	46,510	52,410	RUS
中国 7)	Yuan/m	4,610	5,371	6,007	6,512	6,899	—	CHN
韓国 8)	1,000 Won/m	3,569	3,658	3,851	3,968	3,910	—	KOR
シンガポール 9)	SG\$/m	—	4,500	4,680	5,000	4,885	4,896	SGP
タイ 10)	Baht/m	10,671	—	14,269	14,562	14,511	14,807	THA
フィリピン	Peso/m	10,900	11,999	12,712	13,496	13,795	14,063	PHL
オーストラリア 11)	AUS\$/w	1,440	1,422	1,485	1,543	1,608	1,654	AUS
ニュージーランド	NZ\$/m	5,040	5,250	5,430	5,560	—	—	NZL
ブラジル	Real/m	1,797	2,674	2,726	2,759	2,726	2,479	BRA

Local currency per month(m) or week(w)

出典：日本：厚生労働省（2022.3）「賃金構造基本統計調査」、厚生労働省（2022.2）「毎月勤労統計調査（実数原表）」
 ロシア、オーストラリア：各国政府ウェブサイト 2022年12月現在
 その他：ILO (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2022年12月現在

注：原則、雇用者が対象。国により賃金に含まれる範囲・対象が異なる（諸手当・ボーナスの有無、実際に支払われた賃金、労働契約等により予め定められている賃金、あるいは通常の労働時間に対して支払われる基本賃金等）。

- 賃金構造基本統計調査による。企業規模10人以上の民営事業所において、一般労働者（パートタイム労働者を除く）に支払われる所定内給与額。
- 毎月勤労統計調査による。常用労働者（パートタイム労働者を含む）5人以上の事業所において支払われる平均月間現金給与総額。賞与等の特別に支払われた賃金を含む。
- 主たる仕事のみ。
- 国民保険の適用対象となる全ての労働者。
- フルタイム労働者が対象。
- 民間部門の生産労働者が対象。
- 都市部の民間部門が対象。
- 従業員5人以上の事業所。
- フルタイム雇用者（国籍保有者及び永住権保有者が対象）。
- フルタイム労働者。
- 成人（21歳以上）のフルタイム非管理職。

第 5-3 表 産業別賃金

Table 5-3: Wages by economic activity

	年	非農林 漁業計	製造業	鉱業及び 採石業	建設業	情報 通信業		
各国現地通貨／月(m), 週(w)当たり								
日本 1)	Yen/m	2021	307,400	294,900	323,300	333,200	373,500	JPN
日本 2)	Yen/m	2021	319,461	384,765	432,181	416,278	487,110	JPN
アメリカ 3)	US\$/m	2021	4,600	5,161	6,378	4,791	7,089	USA
カナダ 4)	CAS\$/m	2021	4,761.80	4,927.50	7,887.20	5,525.00	—	CAN
イギリス 5) 6)	Pound/m	2020	2,451	2,704	5,284	2,359	4,081	UK
ドイツ 7)	Euro/m	2020	4,523	5,581	—	4,335	6,698	DEU
フランス	Euro/m	2020	2,016	2,271	2,881	1,967	2,933	FRA
イタリア	Euro/m	2020	2,207	2,159	2,882	2,177	2,411	ITA
スウェーデン 6) 8)	Krona/m	2020	36,100	37,900	41,200	36,500	47,700	SWE
ロシア 6)	Ruble/m	2021	57,244	52,410	103,474	51,944	97,434	RUS
中国 9)	Yuan/m	2020	8,115	6,899	8,056	5,832	14,795	CHN
韓国 10)	1,000 Won/m	2020	3,858	4,060	4,306	3,987	4,626	KOR
シンガポール 11)	SG\$/m	2021	4,680	4,896	—	4,200	6,092	SGP
タイ 6)	Baht/m	2021	15,534	14,807	15,644	10,875	28,849	THA
フィリピン 6)	Peso/m	2021	15,528	14,063	13,438	13,898	24,428	PHL
オーストラリア 12)	AU\$/w	2021	1,797	1,654	2,775	1,806	2,123	AUS
ニュージーランド 6)	NZ\$/m	2019	5,120	5,560	9,270	5,510	7,980	NZL
ブラジル 6)	Real/m	2021	2,414	2,479	4,234	1,809	3,919	BRA
Local currency per month(m) or week(w)								
			a	b	c	d	e	

*Figures are for employees. E: wages actually paid (incl. allowances and bonuses); R: wages set by employment contract etc. (ditto); B: basic wages paid for usual work hours (excl. allowances, bonuses and overtime pay); a) Total; b) Manufacturing; c) Mining and quarrying; d) Construction; e) Information and communication.

出典：日本：厚生労働省（2022.3）「賃金構造基本統計調査」、厚生労働省（2022.2）「毎月勤労統計調査（実数原表）」
ロシア、オーストラリア：各国政府ウェブサイト 2022年12月現在
その他：ILO (<https://lostat.ilo.org/data/>) 2022年12月現在

注：原則、雇用者が対象。国により賃金に含まれる範囲・対象が異なる（諸手当・ボーナスの有無、実際に支払われた賃金、労働契約等により予め定められている賃金、あるいは通常の労働時間に対して支払われる基本賃金等）。

- 賃金構造基本統計調査による。企業規模10人以上の民営事業所において、一般労働者（パートタイム労働者を除く）に支払われる所定内給与額。
- 毎月勤労統計調査による。常用労働者（パートタイム労働者を含む）5人以上の事業所において支払われる平均月間現金給与総額。賞与等の特別に支払われた賃金を含む。
- 主たる仕事のみ。
- 非農林漁業計の欄は農林漁業を含む。鉱業及び採石業は林業、漁業、石油、ガスを含む。情報通信業は娯楽業を含む。
- 国民保険の適用対象となる全ての労働者（軍従事者を除く）。
- 非農林漁業計の欄は農林漁業を含む。
- フルタイム労働者。
- 民間部門の生産労働者。諸手当を含む。
- 都市部の民間部門が対象。
- 従業員5人以上の事業所。時間外手当及び諸手当を含む。
- フルタイム労働者。国籍保有者及び永住権保有者が対象。
- 成人（21歳以上）のフルタイム非管理職。

第5-4表 時間当たり実収賃金指数（製造業）

Table 5-4: Annual hourly earnings indices, manufacturing

	2005年	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
	2015年 = 100								2015=100
日本	99.5	96.7	100.0	102.0	103.5	103.7	99.6	101.7	JPN
アメリカ	83.2	93.5	100.0	105.0	108.2	111.3	114.5	119.6	USA
カナダ	83.9	89.4	100.0	104.3	103.4	106.6	109.9	113.0	CAN
イギリス	78.0	91.5	100.0	104.3	106.7	109.1	109.1	113.2	UK
ドイツ	79.5	87.3	100.0	105.0	107.5	109.8	111.0	111.6	DEU
フランス	80.0	90.7	100.0	102.6	104.3	106.3	—	109.7	FRA
イタリア	76.4	89.0	100.0	101.2	102.1	103.1	103.9	105.0	ITA
オランダ	82.6	92.4	100.0	103.5	105.7	108.6	112.7	115.3	NLD
デンマーク	77.7	91.6	100.0	104.4	106.8	109.3	111.6	114.5	DNK
スウェーデン	75.0	87.6	100.0	103.9	107.0	109.5	110.5	113.3	SWE
ノルウェー	66.5	84.0	100.0	102.0	104.8	108.3	110.9	114.2	NOR
スペイン	77.0	93.4	100.0	101.0	101.4	103.1	106.5	106.0	ESP
韓国	66.3	82.3	100.0	106.4	113.6	116.2	115.5	123.5	KOR
ニュージーランド	70.9	85.8	100.0	105.4	107.7	111.8	115.3	117.9	NZL

出典：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Hourly Earnings" 2022年8月現在

注：国により賃金の定義及び対象者の範囲等が異なるため、比較の際は注意を要する。

第5-5表 パートタイム（短時間）労働者の賃金水準

Table 5-5: Earnings gap between full-time and part-time workers

年	2014	2018	2021	
	フルタイム = 100			定義・調査対象等
	Full-time=100			
日本 1)	64.9	68.8	74.3	JPN
イギリス 2)	69.4	74.4	—	UK
ドイツ 3)	72.1	73.8	—	DEU
フランス 3)	86.6	90.7	—	FRA
イタリア 3)	66.4	68.8	—	ITA
オランダ 3)	76.6	73.4	—	NLD
デンマーク 3)	79.0	78.2	—	DNK
スウェーデン 3)	82.2	82.9	—	SWE

出典：日本：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」各年版

欧州：Eurostat "Structure of earnings survey"各年版（2014、2018）

注：JILPTによる算出。パートタイム労働者の定義、調査対象、賃金水準の算出方法等は国によって異なるので、比較の際は注意を要する。

アメリカは、通常の労働時間が週当たり35時間以上の者をフルタイム、1～34時間の者をパートタイムと定義する。U.S. Bureau of Labor Statisticsの「Labor Force Statistics from the CPS」による「週当たり賃金」水準比較のみが公式統計となっている。「時間当たり賃金」を割り戻すための「週当たり労働時間」が公表されていないため、他国と比較することはできない。参考として、「週当たり賃金」は、フルタイム100に対し、パートタイム31.8（2021年、産業計、16歳以上、中央値）。

第5-6表 単位労働費用

Table 5-6: Unit labour costs

	2005年	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
指数、2015年=100									2015=100
日本	109.4	102.8	100.0	101.4	103.1	105.2	108.8	—	JPN
アメリカ	86.3	91.2	100.0	103.1	105.3	107.4	111.8	—	USA
カナダ	80.7	91.6	100.0	99.7	102.3	104.6	107.1	—	CAN
イギリス	83.3	96.1	100.0	104.3	106.2	109.9	121.7	—	UK
ドイツ	87.0	91.6	100.0	102.2	105.2	108.5	112.2	113.1	DEU
フランス	85.8	94.9	100.0	101.2	101.9	101.2	105.5	105.2	FRA
イタリア	85.2	96.6	100.0	99.6	101.2	102.5	103.8	105.0	ITA
オランダ	86.9	96.1	100.0	101.6	103.9	106.7	115.6	—	NLD
ベルギー	83.3	94.1	100.0	101.9	103.2	104.7	106.6	—	BEL
デンマーク	83.3	96.7	100.0	99.6	100.6	101.3	105.4	—	DNK
スウェーデン	82.1	91.5	100.0	104.3	107.9	109.6	114.1	—	SWE
フィンランド	79.8	90.7	100.0	95.3	97.8	99.4	100.1	103.6	FIN
ノルウェー	63.8	85.0	100.0	101.2	104.9	109.9	110.8	—	NOR
ロシア	29.5	59.6	100.0	107.8	110.9	112.7	—	—	RUS
スペイン	90.8	104.4	100.0	99.3	100.9	104.1	108.8	110.9	ESP
オーストラリア	79.4	95.8	100.0	101.1	—	—	—	—	AUS
ニュージーランド	82.1	96.4	100.0	107.7	109.3	114.5	—	—	NZL
対前年比、%									Average annual rates of change
日本	-0.5	-5.5	-1.0	-0.2	1.7	2.0	3.5	—	JPN
アメリカ	1.6	-0.7	2.3	2.2	2.2	1.9	4.1	—	USA
カナダ	2.1	-0.2	2.1	0.8	2.7	2.2	2.4	—	CAN
イギリス	2.6	1.0	0.0	1.8	1.9	3.5	10.7	—	UK
ドイツ	-0.5	-1.5	2.0	1.0	3.0	3.1	3.4	0.8	DEU
フランス	2.0	0.9	0.2	0.6	0.7	-0.7	4.3	-0.2	FRA
イタリア	2.8	0.1	0.7	-0.3	1.6	1.3	1.2	1.2	ITA
オランダ	0.1	-1.1	-0.8	0.6	2.2	2.7	8.4	—	NLD
ベルギー	0.8	-0.2	-1.2	1.7	1.3	1.4	1.8	—	BEL
デンマーク	2.1	-1.1	1.1	0.2	1.0	0.7	4.0	—	DNK
スウェーデン	0.8	-2.7	-0.4	2.0	3.4	1.6	4.1	—	SWE
フィンランド	2.2	-1.8	0.7	-3.3	2.7	1.7	0.7	3.5	FIN
ノルウェー	3.3	2.3	1.1	0.7	3.6	4.8	0.8	—	NOR
ロシア	13.5	7.2	8.2	3.9	2.9	1.6	—	—	RUS
スペイン	3.1	-0.7	-0.1	0.2	1.6	3.1	4.6	2.0	ESP
オーストラリア	3.6	6.0	0.2	1.1	—	—	—	—	AUS
ニュージーランド	5.0	2.5	0.7	1.7	1.5	4.7	—	—	NZL

出典：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Growth in GDP per capita, productivity and ULC" 2022年8月現在

注：Unit Labour Costs, hours based。一般的に、単位労働費用 = 名目雇用者報酬 / 実質GDPとして求められる。

第5-7表 労働費用でみた国際競争力

Table 5-7: Competitive positions: relative unit labour costs

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
2015年 = 100									2015=100
日本	144.4	100.0	108.6	110.0	114.7	118.5	109.4	95.9	JPN
アメリカ	87.9	100.0	104.3	102.8	105.1	107.2	104.8	115.2	USA
カナダ	120.1	100.0	96.1	96.1	95.0	94.0	101.4	99.1	CAN
イギリス	90.3	100.0	85.2	86.3	86.7	95.1	95.9	93.7	UK
ドイツ	98.0	100.0	101.7	104.5	104.9	106.3	106.5	104.4	DEU
フランス	105.2	100.0	100.7	100.4	96.2	96.9	96.8	95.7	FRA
イタリア	104.0	100.0	100.7	102.8	101.2	100.5	101.2	97.7	ITA
オランダ	109.8	100.0	100.7	103.6	103.2	109.3	107.6	103.2	NLD
ベルギー	102.9	100.0	101.6	102.8	100.9	102.0	101.4	101.3	BEL
デンマーク	108.1	100.0	99.6	99.8	98.4	99.0	99.2	97.9	DNK
スウェーデン	97.3	100.0	101.1	97.0	92.7	93.6	96.8	91.4	SWE
フィンランド	99.5	100.0	94.5	97.3	96.7	94.9	96.2	93.8	FIN
ノルウェー	105.2	100.0	96.4	97.1	97.1	86.9	92.5	91.5	NOR
オーストリア	98.0	100.0	100.5	101.0	100.3	103.2	103.0	102.1	AUT
スイス	83.7	100.0	95.4	90.6	92.3	94.4	93.3	91.5	CHE
ギリシャ	116.0	100.0	101.3	102.7	100.3	105.2	98.1	98.6	GRC
スペイン	117.4	100.0	99.6	101.0	101.8	104.6	104.3	101.7	ESP
ポルトガル	108.2	100.0	103.3	105.9	106.2	112.6	112.7	107.3	PRT
中国	74.7	100.0	93.7	95.2	93.8	93.5	99.0	102.0	CHN
韓国	83.3	100.0	101.4	103.3	100.8	98.0	95.3	91.0	KOR
インドネシア	147.4	100.0	99.6	91.0	92.7	88.8	87.3	88.9	IDN
オーストラリア	112.6	100.0	102.0	97.9	94.5	94.8	99.0	97.6	AUS
ニュージーランド	94.1	100.0	103.1	99.2	98.8	98.0	102.2	98.7	NZL
メキシコ	112.9	100.0	87.4	87.9	92.3	89.1	88.3	85.5	MEX
ブラジル	122.7	100.0	115.2	102.5	101.9	80.1	76.3	84.1	BRA

出典：OECD (<https://stats.oecd.org/>) *Economic Outlook no.111 - June 2022*

第5-8表 労働費用（製造業）

Table 5-8: Labour costs, manufacturing

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
時間当たり労働費用									
									Labour costs per hour
各国通貨									
									national currency
日本 1)	2,798	2,945	2,902	2,858	2,883	2,889	2,877	2,865	JPN
アメリカ 2)	32.20	36.87	38.79	39.66	39.19	39.53	39.55	40.38	USA
イギリス 3)	19.60	21.26	21.80	22.40	23.00	23.20	—	—	UK
ドイツ 3)	32.93	37.36	38.20	39.20	40.10	41.10	41.70	41.90	DEU
フランス 3)	32.72	35.96	36.40	36.90	37.80	38.60	39.70	39.80	FRA
為替レート換算									
									Exchange rate conversion
日本 = 100									
									JPN=100
日本	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	JPN
アメリカ	101.0	151.5	145.4	155.7	150.1	149.2	146.8	154.7	USA
イギリス	95.0	133.5	110.3	113.1	117.5	111.7	—	—	UK
ドイツ	137.0	170.4	158.5	173.8	181.4	173.6	176.8	189.8	DEU
フランス	136.1	164.0	151.0	163.6	171.0	163.0	168.3	180.3	FRA
購買力平価換算									
									PPPs conversion
日本 = 100									
									JPN=100
日本	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	JPN
アメリカ	128.6	129.5	141.0	145.8	141.6	142.6	141.1	144.2	USA
イギリス	111.4	107.9	115.1	120.3	120.8	123.2	—	—	UK
ドイツ	163.3	168.7	184.6	193.6	197.0	203.6	205.2	203.2	DEU
フランス	152.9	156.2	169.7	176.2	180.6	194.4	199.4	197.7	FRA

出典：厚生労働省（2022.2）「毎月勤労統計調査（長期時系列表、実数・指数累積データ）」、厚生労働省（2022.1）「2021年就労条件総合調査」、内閣府（2022.12）「2021年度国民経済計算確報」

アメリカ労働統計局(BLS)（2021.6）*Employer Costs for Employee Compensation*

Eurostat (<https://ec.europa.eu/eurostat/>) "Labour costs (lc)" 2022年12月現在

（換算レート）OECD (<https://stats.oecd.org/>) "PPPs and exchange rates" 2022年12月現在

注：以下の方法で、JILPTにおいて推計。

- 1) 事業所規模5人以上が対象。実労働時間当たり労働費用を基に、実労働時間当たり名目雇用者報酬との比率で延長推計。
- 2) 企業規模は全対象（1人以上）。全労働者についての実労働時間当たり労働費用。各年第1四半期。
- 3) 企業規模10人以上、製造業全労働者が対象。"Labour cost levels by NACE Rev. 2 activity [lc_lci_lev]"による実数を使用。これを基に、空白年は"Labour cost index by NACE Rev. 2 activity [lc_lci_r2_a]"の指数から算出。
- 4) 2015年以前は暫定値。

第5-9表 労働費用費目別構成（製造業）

Table 5-9: Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing

労働費用計	現金給与	現金給与以外	(現金給与以外の内訳)							調査年	
			法定福利費	法定外福利費 ¹⁾	現物給付	退職金等の費用	教育訓練費	その他 ²⁾			
											%
日本	100.0	80.8	19.2	(13.0)	(1.5)	(0.1)	(4.3)	(0.1)	(0.2)	2020	JPN
アメリカ	100.0	78.7	21.3	(7.5)	(9.8)	—	(4.0)	—	—	2020	USA
イギリス	100.0	81.8	18.2	(8.4)	(6.2)	(1.2)	(0.7)	(1.7)	—	2016	UK
ドイツ	100.0	76.4	23.6	(14.3)	(7.5)	(1.0)	(0.2)	(0.4)	(0.2)	2020	DEU
フランス	100.0	64.0	36.0	(22.7)	(6.6)	(0.6)	(3.5)	(1.3)	(1.4)	2020	FRA
オランダ	100.0	78.7	21.4	(9.8)	(10.1)	(0.8)	—	(0.7)	—	2020	NLD
スウェーデン	100.0	67.3	32.7	(20.1)	(10.0)	(1.0)	(0.1)	(0.4)	(1.1)	2020	SWE
韓国	100.0	77.6	22.4	(7.2)	(5.4)	—	(9.4)	(0.3)	(0.1)	2020	KOR
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	year	

a) Total labour costs; b) Wages and salaries, Supplemental pay (excl. apprentices), Paid leave; c) Other labour costs, d) Statutory social security contributions; e) Non-statutory social contributions; f) Wages and salaries in kind (excl. apprentices); g) Retirement and savings; h) Vocational training costs (excl. apprentices); i) Other benefits.

出典：日本：厚生労働省（2021.11）「2021年就労条件総合調査」

アメリカ：労働統計局(BLS)（2021.3）Employer Costs for Employee Compensation—December 2020

欧州：Eurostat “Labour costs survey - NACE Rev. 2 activity” 2022年12月現在

韓国：雇用労働部 (<http://www.moel.go.kr/>) 2022年12月現在

注：単位未満の数値を含むため、内訳と合計が必ずしも一致しない。()内は現金給与以外の内数。

日本及びアメリカは企業規模計、EUは10人以上の企業又は事業所（国によって異なる）が対象。

1) アメリカの法定外福利費は各種(生命、健康、短期・長期障害)保険料(Insurance)、欧州は見習の福利費を含む。

2) 日本は募集費、転勤に要する費用、社内報、作業服等、韓国は募集費を含む。欧州は募集費用、税、補助金(控除)等(オランダは補助金を「その他」以外の項目にも調整して計上)を含む。

第 5-10 表 フルタイム労働者の男女間賃金格差

Table 5-10: Gender wage gap in median earnings of full-time employees

	2005年	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
									%
日本	32.8	28.7	25.7	24.5	23.5	23.5	22.5	22.1	JPN
アメリカ	19.0	18.8	18.9	18.2	18.9	18.5	17.7	16.9	USA
カナダ	21.3	19.0	18.6	18.2	18.5	17.6	16.1	16.7	CAN
イギリス	22.1	19.2	17.1	16.5	16.3	16.1	12.0	14.3	UK
ドイツ	16.8	16.7	16.1	14.4	15.4	14.0	14.2	—	DEU
フランス 1)	9.4	9.1	9.9	—	11.8	—	—	—	FRA
ベルギー	11.5	7.0	4.7	4.2	3.4	3.8	—	—	BEL
デンマーク	10.2	8.9	5.8	5.3	4.9	5.1	5.0	—	DNK
スウェーデン	11.3	9.4	8.3	7.3	7.1	7.6	7.4	—	SWE
フィンランド	18.9	18.9	18.1	17.7	18.9	17.2	16.0	—	FIN
韓国	39.6	39.6	37.2	34.6	34.1	32.5	31.5	31.1	KOR
オーストラリア	15.8	14.0	15.4	14.5	16.1	15.0	12.3	—	AUS
ニュージーランド	9.6	7.0	7.9	7.2	7.9	6.5	4.6	6.7	NZL

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Gender wage gap" 2022年8月現在

注： 男女の中位所得の差を男性中位所得で除した数値。原則、フルタイム労働者の週あたり総収入が対象。

1) 2005年欄は2006年の数値、2015年欄は2014年の数値。

1 経済経営

2 人口・労働力人口

3 就業構造

4 失業・失業保険・雇用調整

5 賃金・労働費用

6 労働時間・労働時間制度

7 労働組合・労働関係・労働災害

8 教育・職業能力開発

9 勤労者生活・福祉

参考

第 5-11-1 表 年齢階級別賃金格差（労働者の種類計）

Table 5-11-1: Wage gap by age group (total type of workers)

年齢階級（歳）	計/Total	< 30	30-49	50+	Age group	
30歳未満 = 100、2018年					under 30 years old=100, 2018	
産業計					All industries (NACE Rev.2, B-S excluding O)	
日本	計	131.9	100.0	137.7	142.5	T JPN
	男	139.2	100.0	144.6	151.2	M
	女	111.9	100.0	116.8	113.8	F
イギリス	計	135.0	100.0	149.3	141.6	T UK
	男	144.6	100.0	159.2	158.9	M
	女	124.3	100.0	137.6	124.0	F
ドイツ	計	144.7	100.0	153.3	157.1	T DEU
	男	154.2	100.0	161.6	173.7	M
	女	133.0	100.0	142.4	138.6	F
フランス	計	136.9	100.0	136.7	156.2	T FRA
	男	144.8	100.0	143.3	170.0	M
	女	127.9	100.0	129.4	139.7	F
イタリア	計	131.3	100.0	127.4	147.6	T ITA
	男	136.9	100.0	131.8	159.0	M
	女	125.3	100.0	122.9	135.7	F
オランダ	計	157.5	100.0	176.9	187.3	T NLD
	男	170.8	100.0	188.7	210.5	M
	女	142.7	100.0	163.8	158.7	F
ベルギー	計	130.8	100.0	132.4	150.1	T BEL
	男	135.7	100.0	137.5	156.6	M
	女	125.7	100.0	127.1	142.6	F
デンマーク	計	143.1	100.0	156.7	162.4	T DNK
	男	150.0	100.0	165.4	172.9	M
	女	136.2	100.0	147.8	151.9	F
スウェーデン	計	124.2	100.0	128.7	133.9	T SWE
	男	127.5	100.0	131.9	140.1	M
	女	121.0	100.0	125.2	128.6	F
フィンランド	計	127.3	100.0	131.7	134.7	T FIN
	男	133.8	100.0	137.9	146.3	M
	女	121.2	100.0	125.0	126.3	F
ノルウェー	計	133.5	100.0	141.2	149.6	T NOR
	男	139.3	100.0	146.6	160.0	M
	女	126.6	100.0	134.3	137.7	F

出典：日本：厚生労働省（2019.3）「2018年賃金構造基本統計調査」

その他：Eurostat（2021.8）Structure of Earnings Survey 2018

注：指数はJILPTによる算出。

- 1) 企業規模10人以上で、民営事業所の産業計（公務、防衛、義務的社会保障を除く非農林漁業計）、きまって支給する現金給与額が対象。

第 5-11-2 表 年齢階級別賃金格差（生産労働者）

Table 5-11-2: Wage gap by age group (production workers)

年齢階級（歳）		計/Total	< 30	30-49	50+	Age group	
30歳未満 = 100, 2018年		under 30 years old=100, 2018					
製造業		Manufacturing					
日本	計	119.9	100.0	129.0	120.5	T	JPN
	男	125.0	100.0	133.2	131.1	M	
	女	98.3	100.0	102.5	92.7	F	
産業計		All industries (NACE Rev.2, B-S excluding O)					
イギリス	計	116.6	100.0	124.6	119.8	T	UK
	男	119.5	100.0	128.0	124.2	M	
	女	107.3	100.0	111.6	108.2	F	
ドイツ	計	122.1	100.0	129.3	126.3	T	DEU
	男	127.6	100.0	135.0	135.5	M	
	女	110.5	100.0	112.5	112.6	F	
フランス	計	115.4	100.0	117.5	119.8	T	FRA
	男	118.8	100.0	121.4	124.9	M	
	女	109.2	100.0	107.6	113.5	F	
イタリア	計	111.9	100.0	113.2	114.6	T	ITA
	男	115.9	100.0	116.5	121.9	M	
	女	102.5	100.0	104.0	101.4	F	
オランダ	計	144.8	100.0	166.5	171.0	T	NLD
	男	148.4	100.0	171.6	178.3	M	
	女	134.1	100.0	151.1	151.5	F	
ベルギー	計	117.7	100.0	115.2	134.1	T	BEL
	男	123.6	100.0	120.7	142.4	M	
	女	110.2	100.0	109.0	120.9	F	
デンマーク	計	120.7	100.0	129.6	129.2	T	DNK
	男	120.7	100.0	129.0	128.4	M	
	女	115.7	100.0	122.7	125.3	F	
スウェーデン	計	104.8	100.0	105.8	107.2	T	SWE
	男	105.5	100.0	106.7	108.3	M	
	女	100.8	100.0	100.1	102.3	F	
フィンランド	計	109.0	100.0	112.7	109.8	T	FIN
	男	111.8	100.0	114.8	115.9	M	
	女	102.7	100.0	104.7	102.2	F	
ノルウェー	計	113.6	100.0	118.1	120.2	T	NOR
	男	113.7	100.0	118.2	120.6	M	
	女	113.0	100.0	116.3	120.6	F	

注：日本における労働者の種類別は産業計のデータがないため、製造業が対象。比較の際は注意を要する。出典は第5-11-1表（p.189）を参照。

1 経済経営

2 人口・労働力人口

3 就業構造

4 失業・失業保険・雇用調整

5 賃金・労働費用

6 労働時間・労働時間制度

7 労働組合・労使関係・労働災害

8 教育・職業能力開発

9 勤労者生活・福祉

参考

第 5-11-3 表 年齢階級別賃金格差（管理・事務・技術労働者）

Table 5-11-3: Wage gap by age group (supervisory, clerical and technical workers)

年齢階級（歳）		計/Total	< 30	30-49	50+	Age group	
30歳未満 = 100、2018年					under 30 years old=100, 2018		
製造業						Manufacturing	
日本	計	147.7	100.0	147.6	167.9	T	JPN
	男	151.9	100.0	151.4	170.1	M	
	女	118.1	100.0	122.0	124.1	F	
産業計						All industries (NACE Rev.2, B-S excluding O)	
イギリス	計	138.3	100.0	152.4	147.0	T	UK
	男	151.9	100.0	165.6	173.0	M	
	女	125.6	100.0	138.8	125.9	F	
ドイツ	計	153.3	100.0	160.4	171.2	T	DEU
	男	168.8	100.0	172.6	196.6	M	
	女	138.2	100.0	146.9	147.8	F	
フランス	計	143.4	100.0	140.8	171.5	T	FRA
	男	154.4	100.0	149.4	189.4	M	
	女	131.9	100.0	132.3	150.0	F	
イタリア	計	139.4	100.0	132.9	161.8	T	ITA
	男	149.8	100.0	140.8	180.9	M	
	女	130.4	100.0	126.4	145.0	F	
オランダ	計	158.7	100.0	174.3	190.1	T	NLD
	男	175.4	100.0	184.8	217.2	M	
	女	143.0	100.0	162.6	160.4	F	
ベルギー	計	132.6	100.0	133.1	155.0	T	BEL
	男	137.4	100.0	137.9	162.7	M	
	女	127.6	100.0	128.0	147.1	F	
デンマーク	計	150.0	100.0	164.1	173.3	T	DNK
	男	166.7	100.0	184.1	200.8	M	
	女	138.1	100.0	149.4	154.6	F	
スウェーデン	計	130.3	100.0	135.0	142.2	T	SWE
	男	140.1	100.0	144.5	159.4	M	
	女	122.9	100.0	127.1	131.0	F	
フィンランド	計	133.3	100.0	137.3	142.9	T	FIN
	男	147.1	100.0	149.6	164.4	M	
	女	123.4	100.0	126.6	130.1	F	
ノルウェー	計	139.3	100.0	147.6	157.2	T	NOR
	男	153.4	100.0	161.7	178.3	M	
	女	127.5	100.0	135.3	138.8	F	

注：日本における労働者の種類別は産業計のデータがないため、製造業が対象。比較の際は注意を要する。出典は第5-11-1表（p.189）を参照。

第5-12表 勤続年数別賃金格差

Table 5-12: Wage gap by length of service

勤続年数 (年)	計/Total	< 1	1-5	6-9	10-14	15-19	20-29	30+	years	
勤続1~5年 = 100, 2018年										
Length of service: 1-5 years=100, 2018										
産業計 1) All industries (NACE Rev.2, B-S excluding O)										
日本 2)	計	124.0	93.9	a 100	b 110.7	124.4	138.2	161.9	171.7	T JPN
	男	127.1	93.3	a 100	b 111.2	125.8	140.8	161.4	166.3	M
	女	111.7	95.7	a 100	b 107.5	115.8	123.3	140.0	152.6	F
イギリス	計	103.9	85.2	100	113.8	114.9	117.6	123.2	129.2	T UK
	男	105.0	83.6	100	115.2	119.0	121.5	127.3	128.5	M
	女	102.2	87.5	100	110.6	110.0	114.3	116.3	118.3	F
ドイツ	計	120.6	91.0	100	122.9	135.7	147.7	154.4	164.0	T DEU
	男	122.1	89.0	100	125.6	139.1	153.8	157.2	164.3	M
	女	118.1	93.1	100	119.5	130.2	140.1	149.3	161.2	F
フランス	計	112.6	88.3	100	109.8	116.4	123.2	132.6	144.1	T FRA
	男	114.1	85.9	100	112.5	120.5	125.6	135.2	146.6	M
	女	111.0	91.8	100	107.3	112.2	121.1	130.4	139.6	F
イタリア	計	113.6	93.1	100	113.2	118.6	129.3	138.9	145.7	T ITA
	男	114.1	91.8	100	115.0	121.3	130.9	139.8	147.7	M
	女	113.7	95.3	100	112.5	117.7	128.0	138.2	144.6	F
オランダ	計	123.3	85.7	100	129.1	141.9	145.7	156.2	161.5	T NLD
	男	126.9	84.8	100	131.6	147.0	155.0	165.5	164.3	M
	女	118.7	87.1	100	126.9	136.1	137.7	142.3	147.0	F
ベルギー	計	109.0	86.1	100	110.1	114.9	124.9	129.5	123.6	T BEL
	男	110.8	85.0	100	113.4	117.8	127.5	132.3	127.7	M
	女	107.2	87.8	100	106.7	111.7	121.8	126.5	119.1	F
デンマーク	計	101.6	84.3	100	111.8	116.6	117.5	123.4	130.2	T DNK
	男	102.2	83.0	100	115.1	121.9	125.3	129.9	130.7	M
	女	101.8	85.8	100	110.2	114.9	115.1	118.4	126.8	F
スウェーデン	計	104.2	81.1	100	109.3	113.5	112.8	112.3	105.8	T SWE
	男	105.8	79.2	100	111.1	117.4	117.1	118.8	113.1	M
	女	103.1	84.1	100	106.7	109.3	109.9	109.6	105.9	F
フィンランド	計	102.5	86.6	100	105.6	108.8	112.6	114.9	107.0	T FIN
	男	103.4	85.0	100	107.4	110.9	114.8	117.0	110.1	M
	女	102.2	89.4	100	104.8	107.7	111.9	112.1	104.7	F
ノルウェー	計	102.7	85.8	100	116.7	121.1	120.4	120.9	-	T NOR
	男	103.4	83.8	100	117.5	123.0	124.6	126.7	-	M
	女	100.8	87.1	100	111.7	113.8	114.5	111.4	-	F

Length of service in Japan: a) 1 year or more and less than 5 years; b) 6 years or more and less than 10 years.

注：規模10人以上の民営事業所が対象。日本は所定内給与額、欧州は月間平均収入額をもとにILPTにおいて算出。

1) 産業計は、公務・防衛・義務的社会保障を除く非農林漁業計が対象。

2) aは勤続1年以上5年未満、bは勤続5年以上10年未満。

第 5-12 表 勤続年数別賃金格差 (続き)

Table 5-12: Wage gap by length of service (cont.)

勤続年数 (年)	計/Total	< 1	1-5	6-9	10-14	15-19	20-29	30+	years	
勤続1~5年 = 100、2018年		Length of service: 1-5 years=100, 2018								
製造業 Manufacturing										
日本 2)	計	131.3	93.8	a 100	b 111.3	127.2	140.4	164.4	177.0	T JPN
	男	133.7	93.2	a 100	b 112.2	128.3	144.0	165.7	174.5	M
	女	113.4	96.2	a 100	b 105.1	113.5	116.3	136.7	147.1	F
イギリス	計	108.1	88.5	100	111.7	114.2	116.9	128.9	132.6	T UK
	男	108.4	87.7	100	111.3	114.4	116.3	128.2	132.9	M
	女	104.2	90.9	100	107.4	109.6	115.3	121.4	111.0	F
ドイツ	計	123.1	92.4	100	121.7	131.1	139.2	143.8	155.7	T DEU
	男	123.6	93.8	100	121.7	130.8	140.3	143.3	151.6	M
	女	117.7	90.7	100	118.5	127.8	131.4	136.8	154.9	F
フランス	計	114.6	80.4	100	113.7	117.3	119.9	127.7	135.8	T FRA
	男	117.3	82.1	100	117.0	119.5	122.3	129.8	142.8	M
	女	107.3	78.0	100	107.2	110.7	113.8	120.3	109.2	F
イタリア	計	111.4	95.1	100	111.2	113.9	119.2	124.4	138.4	T ITA
	男	110.1	91.9	100	108.4	111.7	119.5	122.0	136.8	M
	女	113.0	104.1	100	116.0	118.0	118.0	127.9	135.9	F
オランダ	計	116.5	89.2	100	112.4	118.4	122.0	133.2	134.8	T NLD
	男	117.4	85.9	100	112.5	119.9	125.2	132.5	133.1	M
	女	109.0	101.3	100	110.6	110.7	109.2	127.2	115.4	F
ベルギー	計	109.6	89.4	100	112.8	117.6	124.1	132.1	117.2	T BEL
	男	111.0	88.0	100	114.4	120.4	124.3	134.2	119.1	M
	女	106.6	93.4	100	109.1	111.7	121.6	124.9	112.7	F
デンマーク	計	101.3	85.5	100	108.6	108.6	112.3	111.5	109.7	T DNK
	男	101.6	86.1	100	107.9	109.2	113.1	112.5	110.9	M
	女	100.7	84.2	100	110.0	107.4	111.4	109.8	106.4	F
スウェーデン	計	104.2	81.7	100	107.4	108.8	107.7	107.6	103.7	T SWE
	男	105.2	84.8	100	108.8	110.6	108.5	109.1	105.3	M
	女	101.0	74.5	100	102.6	102.8	105.1	100.7	95.8	F
フィンランド	計	103.8	86.4	100	104.6	106.6	108.9	112.8	108.4	T FIN
	男	105.1	86.3	100	106.3	108.6	111.1	114.3	111.4	M
	女	99.5	87.1	100	99.8	101.1	103.1	106.3	96.9	F
ノルウェー	計	103.1	84.8	100	108.2	112.5	118.0	111.1	-	T NOR
	男	103.6	84.7	100	108.7	113.3	118.8	111.6	-	M
	女	101.2	85.4	100	105.6	109.3	113.3	107.8	-	F

出典：日本：厚生労働省 (2019.3) 「2018年賃金構造基本統計調査」

その他：Eurostat (2021.8) Structure of Earnings Survey 2018

第 5-13 表 事業所規模間賃金格差

Table 5-13: Wage gap by establishment size

規模 (従業員数)	計	5-29	30-99	100-499	500-999	1,000以上	establishment size
規模1,000人以上 = 100						1,000 or more employees = 100	
日本 1)	66.4	55.5	64.2	74.4	86.9	100.0	JPN
製造業	(73.5)	(60.5)	(63.9)	(75.0)	(85.9)	(100.0)	manufacturing
	Total	10-49	50-249	250-499	500-999	1,000+	
アメリカ 2)	64.2	50.6	62.2	74.5	88.0	100.0	USA
製造業	(66.1)	(49.6)	(58.1)	(67.0)	(69.8)	(100.0)	manufacturing
イギリス 3)	97.3	85.2	97.5	101.3	119.1	100.0	UK
ドイツ 3)	69.2	65.1	90.5	97.1	97.7	100.0	DEU
フランス 3)	83.5	73.0	71.3	82.3	267.1	100.0	FRA
イタリア 3)	73.1	63.1	76.8	83.4	101.2	100.0	ITA
スペイン 3)	80.3	60.9	82.8	83.2	86.4	100.0	ESP
ベルギー 3)	105.9	103.7	105.5	108.8	103.1	100.0	BEL
オランダ 3)	100.5	100.5	133.5	115.2	109.3	100.0	NLD
デンマーク 3)	81.3	76.4	83.5	55.1	86.1	100.0	DNK
スウェーデン 3)	101.5	118.7	105.3	109.1	100.0	100.0	SWE
フィンランド 3)	82.3	98.2	103.9	91.7	85.9	100.0	FIN
ノルウェー 3)	101.1	150.9	132.5	178.8	107.3	100.0	NOR

出典：日本：厚生労働省（2022.2）「2021年毎月勤労統計調査確報」

アメリカ：労働統計局(BLS)（2022.12）*Quarterly Census of Employment and Wages*

欧州：Eurostat（2021.8）*Structure of Earnings Survey 2018*

注 1) 2021年値。常用労働者5人以上の事業所が対象。日本の上段は日本標準産業分類に基づく16大産業の計。月間のきまって支給する給与より算出。

2) 2021年第1四半期の値。1人以上の民営事業所が対象。アメリカの上段は非農林産業。週当たり平均賃金より算出。

3) 2018年値。10人以上の企業、かつ行政・防衛・義務的社会保障を除く非農林水産業が対象。月間平均賃金総額より算出。

第5-14表 所得のジニ係数

Table 5-14: Gini coefficients of income inequality

	1990年	2000	2005	2010	2015	2018	2019	2020	
日本 1)	—	0.337	0.329	0.336	0.339	0.334	—	—	JPN
アメリカ 2)	0.369	0.357	0.380	0.380	0.390	0.393	0.395	—	USA
カナダ	0.289	0.315	0.315	0.316	0.318	0.303	0.301	—	CAN
イギリス	0.355	0.352	0.359	0.351	0.360	0.366	0.366	—	UK
ドイツ	0.256	0.264	0.297	0.286	0.293	0.289	—	—	DEU
フランス	—	0.287	0.288	0.303	0.295	0.301	0.292	—	FRA
イタリア 3)	0.279	0.323	0.324	0.327	0.333	0.330	—	—	ITA
オランダ 4)	0.292	0.292	0.284	0.283	0.305	0.295	0.296	—	NLD
デンマーク	0.226	0.227	0.232	0.252	0.263	0.263	—	—	DNK
スウェーデン 5)	0.209	0.243	0.234	0.269	0.278	0.275	0.280	0.278	SWE
フィンランド	0.215	0.254	0.265	0.264	0.260	0.269	—	—	FIN
韓国 6)	—	—	0.306	0.310	0.352	0.345	0.339	0.331	KOR
オーストラリア 7)	—	0.317	0.315	0.334	0.330	0.325	—	—	AUS

出典：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Income Distribution and Poverty" 2022年8月現在

注 1) 2005年は2006年値、2010年は2009年値。

2) 1990年は1993年値。2018年以降は固定資産税および連邦住宅補助を含まない。

3) 1990年は1991年値。

4) 2019年は暫定値。

5) 1990年は1991年値、2005年は2004年値。

6) 2005年は2006年値。

7) 2005年は2004年値、2015年は2016年値。

	2002年	2005	2008	2011	2014	2017	
日本 (参考)	0.3812	0.3873	0.3758	0.3791	0.3759	0.3721	JPN

出典：厚生労働省 (2019.9) 「2017年所得再分配調査」

注：ジニ係数とは、所得分配の不平等度を表す指標である。ジニ係数が0に近づけば平等に近づき、1に近づけば不平等の度合が増す。ここでは再分配後の年間所得を対象としている。日本の2011年値は岩手・宮城・福島の3県を除く。

第 5-15 表 五分位階級所得割合

Table 5-15: Income share by quintiles

年	第1十分位	第1五分位	第2五分位	第3五分位	第4五分位	第5五分位	第10十分位	ジニ係数		
									%	
日本 1)	2017	1.9	5.4	11.1	16.4	23.8	43.3	27.2	0.372	JPN
	2014	1.9	5.4	10.7	16.3	24.1	43.5	27.0	0.376	
日本	2013	2.9	7.7	12.8	16.6	21.7	41.1	26.4	0.329	JPN
アメリカ	2019	1.8	5.1	10.2	15.2	22.5	47.0	30.8	0.415	USA
カナダ	2017	2.7	7.1	12.4	17.0	22.9	40.6	25.3	0.333	CAN
イギリス	2017	2.6	6.8	11.8	16.5	22.8	42.1	26.7	0.351	UK
ドイツ	2018	3.1	7.9	12.9	17.0	22.3	39.9	25.1	0.317	DEU
フランス	2018	3.2	8.0	12.9	16.7	21.6	40.8	26.7	0.324	FRA
イタリア	2018	1.9	6.1	12.2	17.0	23.2	41.5	25.9	0.352	ITA
オランダ	2019	3.4	8.6	13.7	17.4	22.2	38.0	23.9	0.292	NLD
ベルギー	2019	3.6	9.0	14.2	17.9	22.3	36.5	22.3	0.272	BEL
デンマーク	2019	3.8	9.5	14.0	17.3	21.9	37.3	23.5	0.277	DNK
スウェーデン	2019	2.9	8.1	13.8	17.6	23.0	37.5	22.7	0.293	SWE
フィンランド	2019	3.8	9.2	13.9	17.4	22.3	37.1	23.0	0.277	FIN
ノルウェー	2019	3.4	8.8	14.1	17.7	22.6	36.7	22.4	0.277	NOR
スペイン	2019	2.0	6.2	12.3	17.3	23.6	40.6	24.9	0.343	ESP
ポルトガル	2019	2.8	7.6	12.8	16.7	22.0	40.9	26.0	0.328	PRT
ロシア	2020	3.1	7.5	11.6	15.5	21.4	44.0	29.0	0.360	RUS
中国	2019	2.8	6.7	10.7	15.2	22.0	45.3	29.5	0.382	CHN
韓国	2016	2.8	7.5	13.0	17.4	23.0	39.1	24.0	0.314	KOR
マレーシア	2015	2.3	5.8	10.1	14.8	22.0	47.3	31.3	0.411	MYS
タイ	2020	3.2	7.5	11.5	15.8	22.4	42.7	27.0	0.350	THA
インドネシア	2021	3.0	7.1	11.0	15.3	21.7	44.9	29.6	0.373	IDN
インド	2011	3.5	8.1	11.7	15.2	20.5	44.4	30.1	0.357	IND
オーストラリア	2018	2.7	7.3	12.2	16.4	22.4	41.8	26.6	0.343	AUS
メキシコ	2020	1.8	5.0	9.3	13.8	20.7	51.2	35.5	0.454	MEX
ブラジル	2020	1.6	4.5	8.7	12.9	19.3	54.7	39.4	0.489	BRA
Year	Lowest 10%	Lowest 20%	Second 20%	Third 20%	Fourth 20%	Highest 20%	Highest 10%	Gini index		

出典：日本（2014、2017年）：厚生労働省（2019.9）「2017年所得再分配調査」

日本（2013）及びその他の国：The World Bank (<https://pip.worldbank.org/>) "PIP Platform" 2022年8月現在

注：五分位階級所得割合とは、各家計の所得を少ない順から並べて人口で5等分したときの、それぞれの階級の所得の和の全体の所得に対する割合である。十分位階級所得割合からJLPTにて算出。なお、本表では、五分位階級に加えて、第1十分位、第10十分位の階級割合も掲載している。また、ジニ係数は、所得分配の不平等度を表す。ジニ係数が0に近づけば平等に近づき、1に近づけば不平等の度合が増す。

第 5-16 表 相対的貧困率

Table 5-16: Percentage of people with an income below 50% of median income

	1990年	2000	2010	2015	2017	2018	2019	2020	
									%
日本 1)	—	15.3	16.0	15.7	—	15.7	—	—	JPN
アメリカ 2)	—	16.9	17.4	16.8	17.8	18.1	18.0	—	USA
カナダ	11.9	12.0	13.1	14.2	12.0	11.8	11.6	—	CAN
イギリス	13.7	11.0	11.0	10.9	11.9	11.7	12.4	—	UK
ドイツ	5.5	7.6	8.8	10.1	10.4	9.8	—	—	DEU
フランス	—	7.2	7.9	8.1	8.1	8.5	8.4	—	FRA
イタリア 3)	11.0	12.2	13.4	14.4	13.9	14.2	—	—	ITA
オランダ 4)	5.7	6.6	7.2	7.7	7.9	7.8	8.2	—	NLD
デンマーク	6.2	5.1	6.0	5.5	6.1	6.4	—	—	DNK
スウェーデン 3)	3.6	5.3	9.1	9.2	9.3	8.9	9.3	8.9	SWE
フィンランド	5.6	5.3	7.2	6.3	6.3	6.5	—	—	FIN
ノルウェー	—	6.3	7.5	8.1	8.4	8.4	8.4	—	NOR
韓国	—	—	14.9	17.5	17.3	16.7	16.3	15.3	KOR
オーストラリア 5)	—	12.2	14.4	12.1	—	12.4	—	—	AUS
ニュージーランド	9.0	9.8	13.0	13.0	15.3	13.7	12.9	12.4	NZL
メキシコ 5) 6)	20.2	21.5	20.4	16.6	—	15.9	—	16.6	MEX

出典：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Income distribution – Poverty" 2022年8月現在

注：相対的貧困率は、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の一定割合（本表では50%）に満たない世帯員の割合である。

- 1) 2010年の欄は2009年の値。
- 2) 2018年以降は固定資産税および連邦住宅補助を含まない。
- 3) 1990年の欄は1991年の値。
- 4) 2019年は暫定値。
- 5) 2015年の欄は2016年の値。
- 6) 1990年の欄は1992年の値。

参考：日本の相対的貧困率

Reference: Relative poverty rates in Japan

	1991年	2000	2006	2009	2012	2015	2018	2018	
								(新基準)	%
全体	13.5	15.3	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	All
子ども	12.8	14.4	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	Under 17

出典：厚生労働省（2020.12）「2019年国民生活基礎調査」

注：OECDの作成基準に基づき厚生労働省が算出したもの。2015年は熊本県を除く。2018年の新基準は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準による。子どもの相対的貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得の中央値の一定割合（本表では50%）に満たない17歳以下の子どもの割合。

第 5-17 表 最低賃金制度

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms

	日本 1)		アメリカ	
	地域別最低賃金	特定最低賃金	連邦最低賃金	州別最低賃金
根拠法	最低賃金法 (1959年)	同左	公正労働基準法	各州法
決定方式	審議会方式(労・使・公益で構成) :	同左	議会決定方式 :	議会決定方式 :
	厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の地域について必要があると認めるときに、中央・地方最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定 地域別最低賃金は47都道府県別に設定	特定最低賃金は特定の産業に設定され、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定(全国で225件設定、適用労働者9万人、適用労働者292万人。2021年3月末現在)	連邦最低賃金は公正労働基準法で直接額を規定。一定期間毎に見直す等の定めはない	州最低賃金は州法等による。州によって最低賃金の定めがないところもある
設定方式	地域別(都道府県別)	特定(産業別)最低賃金(全国又は都道府県別かつ産業別)	全国一律	州内一律(一部、条例等により市・郡に独自の最低賃金がある)
最低賃金額	961円/時間 全国加重平均。2022年10月発効、都道府県により発効日は異なる	—	・5.85ドル/時間 (2007年7月24日～) ・6.55ドル/時間 (2008年7月24日～) ・7.25ドル/時間 (2009年7月24日～)	・最高額 16.10ドル/時間 (コロンビア特別区) (注2)
適用対象	特に限定なし	—	年商50万ドル以上の企業あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等	州によっては、小規模の小売業・サービス業等を適用除外

注 1) 日本は2007年11月28日に改正最低賃金法が成立(2008年7月1日施行)。この改正により、地域別最低賃金決定の際考慮する労働者の生計費は、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること、労働協約拡張方式の廃止、特定最低賃金の創設、最低賃金を下回る賃金支払いへの罰金の引上げ(上限50万円)が定められた。

2) 2023年1月現在。アラバマ、ルイジアナ、ミシシッピ、サウス・カロライナ、テネシーの各州には州別最低賃金がない。

第 5-17 表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	日本 (続き)		アメリカ (続き)	
	地域別最低賃金	特定最低賃金	連邦最低賃金	州別最低賃金
適用除外 又は減額 措置の対 象となる 労働者	<p>[減額特例]</p> <p>都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者 試用期間中の者 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうちの一定の者 軽易な業務に従事する者 断続的労働に従事する者 	同左	<p>[適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理職、専門職等 小規模従業者等 <p>[減額措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> 20歳未満の労働者（雇い始めから90日間） 障害者 チップを得る従業員 学生 <p>(注4)</p>	州により異なる
影響率等	影響率 (注3) 16.2% (2021年度、厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」)		被用者の2.7% (2009年)	—
罰則等	地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、50万円以下の罰金 (最低賃金法)	特定 (産業別) 最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、30万円以下の罰金 (労働基準法)	故意の違反については1件当たり1万ドル以下の罰金 違反が繰り返される場合、従業員1人当たり1100ドル以下の行政上の制裁金	州により異なる
ILO 条約 批准状況	第26号条約 (1971年、批准) 第131号条約 (1971年、批准)		第26号条約、第131号条約ともに批准せず	
備考	—	—	—	—

注3) 日本における「影響率」とは地域別最低賃金額を改定した後に改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者割合のこと。

4) 20歳未満の者については最初の90日間は4.25ドル (時間)。チップ収入のある者については、使用者が支払うべき最低賃金は2.13ドル。ただし、チップと合わせた収入が連邦最低賃金額に満たない場合にはその差額を保障しなければならない。

第 5-17 表 最低賃金制度（続き）

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC（注 5）	労働協約拡張方式
根拠法	最低賃金法（1998 年）	最低賃金法（MiLoG）（2015 年）	労働法典（1950 年及び 1970 年改正）	労働法典
決定方式	審議会方式： 最低賃金額は使用者団体、労働組合、公益の各代表で構成される低賃金委員会の勧告を踏まえて決定され、最低賃金法施行規則に定められる	審議会方式： ・定期的に見直しを行う ・最低賃金額は使用者団体、労働組合の各代表（アドバイザーとして学識代表も参加）で構成される最低賃金委員会の勧告を踏まえて、政府が決定する ・2022 年 10 月 1 日付けの金額改定のみ、最低賃金委員会の勧告を経ず、政府主導による法案審議の上、引上げ	審議会方式： 最低賃金額に関する最終的な決定は、政府が行う 消費者物価上昇率とブルーカラー実質賃金上昇率の半分を加味した引上げ案をもとに、全国団体交渉委員会の賃金給与小委員会の意見を参考にして毎年 1 月 1 日付けで金額を改定。 消費者物価指数が前回の金額改定の水準より 2% 以上上昇した場合、指数の上昇分だけ金額を改定（物価スライド方式）	労働協約拡張方式： 協約当事者の交渉による
設定方式	全国一律	全国一律（ただし、産別最低賃金が法定最低賃金を上回る場合には産別最低賃金が適用される）	全国一律	地域・業種別
最低賃金額	一般（23 歳以上）： 9.50 ポンド／時間（2022 年 4 月～）	10.45 ユーロ／時間（2022 年 7 月 1 日～） 12.00 ユーロ／時間（2022 年 10 月 1 日～）	11.27 ユーロ／時間（2023 年 1 月 1 日～） ・2008 年 12 月の法改正により、2010 年以降 SMIC の改定は毎年 1 月に実施	各労働協約による
適用対象	特に限定なし	特に限定なし	フランス本土、海外県及び海外領土の Saint-Pierre-et-Miquelon	一定の地域内の業種

注 5) SMIC: Salaire minimum interprofessionnel de croissance.

第 5-17 表 最低賃金制度（続き）

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス（続き）	ドイツ（続き）	フランス（続き）	
			SMIC（注 5）	労働協約拡張方式
適用除外又は減額措置の対象となる労働者	<p>[適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自営業者 ・ 学生の一部 ・ 軍人、漁師の一部等 <p>[減額措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21～22 歳： 9.18 ポンド/時 ・ 18～20 歳： 6.83 ポンド/時 ・ 16～17 歳： 4.81 ポンド/時 ・ アプレンティス： 4.81 ポンド/時 (注 6) 	<p>[適用除外]</p> <p>未成年者(18 歳未満)、長期失業者の就職時(開始から 6 か月)等</p>	<p>[適用除外]</p> <p>労働時間を把握することができない労働者（訪問販売員などの一部）</p> <p>[減額措置]</p> <p>① 18 歳未満で、当該業種における職歴が 6 か月に満たない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 17 歳：10%減 ・ 17 歳未満：20%減 (注 7) <p>② 見習訓練契約や熟練化契約を締結している若年労働者：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見習契約 16～17 歳の者で、契約 1 年目の場合、73%減、2 年目の場合、61%減、3 年の場合、45%減、 18～20 歳の者で、契約 1 年目の場合、57%減、2 年目の場合、49%減、3 年の場合、33%減、 21～25 歳の者で、契約 1 年目の場合、47%減、2 年目の場合、39%減、3 年の場合、22%減 ・ 熟練化契約 21 歳未満の場合、45%減、 21 歳から 25 歳までの場合、30%減 (注 8) 	—
影響率等	—	—	全被用者の 14.5%（250 万人） (2022 年 1 月)	—
罰則等	未払い分の賃金の 200%（労働者 1 人につき 2 万ポンド以下）の罰金、違反雇用主名の公表	最高 50 万ユーロの罰金、公共調達からの除外があり得る	労働者 1 人につき、罰金 1500 ユーロ以下	労働者 1 人につき、罰金 750 ユーロ以下
ILO 条約批准状況	第 26 号条約、第 131 号条約ともに批准せず	第 26 号条約(1929 年、批准) 第 131 号条約は批准せず	第 26 号条約（1930 年、批准） 第 131 号条約（1972 年、批准）	
備考	—	—	労働協約拡張適用制度あり	

注 6) アプレンティスシップ（企業における見習い訓練）参加者で、19 歳未満、又は 19 歳以上で参加から 1 年未満の者。

7) 内務省ウェブサイト (Smic (salaire minimum de croissance) Vérifié le 01/08/2022) 参照。

8) 公共サービスサイト (Contrat d'alternance : quel sera votre salaire à la rentrée 2022 ? Publié le 13 septembre 2022) 参照。

第 5-17 表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	カナダ	オランダ	ベルギー	オーストラリア
最低賃金額	13.00 ～ 16.00 カナダドル/時 (2022 年 10 月～)	1,756.20 ユーロ/月 405.30 ユーロ/週 81.06 ユーロ/日 (2022 年 7 月～) 上記金額は 21 歳以上の者	1842.28 ユーロ/月 (2022 年 5 月～)	21.38 豪ドル/時間 812.60 豪ドル/週 (2022 年 7 月 1 日～)
改定	州によって異なるが、毎年 1 回改定する州が多い。主な改定時期は毎年 5 月 1 日 (ケベック州)、同 6 月 1 日 (ブリティッシュ・コロンビア州)、同 10 月 1 日 (オンタリオ州など)	年 2 回 (1 月 1 日及び 7 月 1 日) 改定。最賃額改定は原則、協約賃金の平均上昇率を反映させている	全国レベルの労使協定 (法的拘束力のある中央協定) 及び消費者物価上昇率に基づいて改定	労働審判官や専門家委員で構成される公正労働委員会 (FWC) の「専門家最低賃金パネル」において、最低賃金の設定及び見直しを行う
適用除外・減額措置	州により適用除外の規定が異なる。家政婦、住み込み介護労働者、農業労働者、酒類給仕係、管理職等、訓練・就業体験期間中の者、障害者、若者、学生など	雇用契約の下で働く全雇用者に適用。1992 年から週 13 時間未満労働のパートタイム労働者にも適用 (若年者は各年齢に応じた一定の減額あり)	公共部門の雇用者、見習労働者、訓練生は適用除外 若年者の減額率 20 歳：6%減 19 歳：12%減 18 歳：18%減 17 歳：24%減 16 歳以下：30%減	21 歳未満の者、障害者、研修生・訓練生 (apprentice、trainee) に減額措置等は適用除外
備考	ケベック州のみ、労働協約拡張適用制度あり	労働協約拡張適用制度あり	労働協約拡張適用制度あり	—

第 5-17 表 最低賃金制度（続き）

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	韓国	中国	マレーシア	タイ
最低賃金額	9620 ウォン/時間 (2023 年 1 月～) 影響率は全雇用者の 16.4% (343.7 万人、2023 年)	北京市： 2320 元/月 (2021 年 8 月～) 上海市： 2590 元/月 (2021 年 7 月～) 深セン市： 2360 元/月 (2021 年 12 月～)	1500 リンギ/月 7.21 リンギ/時間 (2022 年 5 月～)	プーケットなど 3 県： 354 バーツ/日 (2022 年 10 月～)
改定	毎年政労使からなる最低賃金委員会の審議・議決を経て労働部長官が決定（毎年 8 月 5 日までに労働部長官が審議会の答申を受けて決定）。適用時期は毎年 1 月 1 日	全国統一のものではなく具体的基準は省・自治区・直轄市の人民政府が規定。政府人力資源・社会保障部が定める「最低賃金規定」により、各地は少なくとも 2 年に 1 回は最低賃金を改定する必要がある（なお、2015 年の人的資源・社会保障部「最低賃金基準調整をさらに進めることに関する通知」により、最低賃金の調整頻度は「2～3 年に 1 回の調整」へ改定された）。	政労使、有識者で構成される国家賃金評議会による報告を踏まえて政府が決定。改定頻度は 2 年に 1 回が原則	労働者保護法に基づき、内閣府に任命された 5 人の賃金委員会の審議により決められる。審議は各県の賃金委員会からの意見具申を基礎に行われる。最低賃金には、地域別最低賃金と技能別最低賃金がある。
適用除外・減額措置	同居する親族のみを使用する事業及び家事使用人、精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者、その他最賃適用が適当でないと思われる者は適用外。修習・試用期間中、修習を始めた日から 3 か月以内は最賃額の 90% 適用の減額措置あり（1 年未満の契約労働者除く）	学生アルバイトは適用除外	家事労働者は適用除外（公務員、法定機関職員は制度の対象としていない）	中央・地方の行政機関、農業、国営企業等は適用除外
備考	—	—	—	—

第 5-17 表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	インドネシア	フィリピン	インド	ベトナム
最低賃金額	ジャカルタ特別州： 490 万 1798 ルピア／月 (2023 年 1 月～)	マニラ首都圏： 非農業：570 ペソ／日 農業：533 ペソ／日 (2022 年 6 月～) (注 9)	デリー、未熟練労働者： 646.00 ルピー／日 (2022 年 10 月～)	第 1 地域 (ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域)： 468 万ドン／月 (2022 年 7 月～)
改定	州知事令で決定。改定額は、インフレ率や経済成長率を基にした計算式を用いて算出。必要に応じ県、市単位の最賃額を決めることができる。なお、2020 年 11 月オムニバス法の制定により産業別最低賃金は順次廃止	国家賃金生産性委員会 (NWPC) が策定した賃金ガイドラインに沿って、17 の地域ごとに設置された政労使からなる地域三者賃金生産性委員会 (PTWPB) がそれぞれ当該地域の最賃を設定。NWPC は、PTWPB が設定した最低賃金を審査し政府に勧告。政府は公聴会を経て最低賃金を決定し公表	全国一律 (中央政府：45 職種) と地域別 (29 州・7 中央直轄領等：3758 職種) の最賃あり (2022 年)。審議会方式と公示方式のいずれかにより決定。審議会方式では中央政府又は州政府に政労使三者構成の公正賃金委員会が設置され、審問が行われた後に答申、この答申に基づき政府が決定する。5 年を超えない期間ごとに見直し	民間企業に適用される地域別最低賃金は、政労使の三者に専門家を加えた構成の国家賃金評議会が改定案を政府に提出、政府はこれを参考に改定額を決め政令で交付。地域は経済発展の状況に応じて 4 地域に分けている。改定は原則年 1 回。経済情勢により例外あり。公共部門には別途「一般最低賃金」が定められている
適用除外・減額措置	勤続 1 年以上の者は基本的に適用対象外	家事労働者、個人用運転手等は適用除外。地域三者賃金生産性委員会は、財政難の事業所、新規事業所、労働者 10 人未満の小売・サービス業の事業所、自然災害で被災した事業所について、申請に基づき、適用除外を決定できる	全ての施設に適用されるものではなく、最低賃金法別紙において特定された産業施設及びその後に通達によって追加された産業施設における労働者が対象となる	規定なし
備考	—	—	—	—

注 9) 緊急生活手当 (COLA) を含む。

第 5-17 表 最低賃金制度（続き）

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	ミャンマー	ラオス	カンボジア
最低賃金額	全国一律： 4800 チャット／日 (2018 年 5 月～)	全国一律： 120 万キープ／月 (2022 年 8 月～)	全国一律： 200 ミドル／月 (2023 年 1 月～)
改定	政府（閣僚級）や産業別労働者・使用者などで構成される最低賃金策定にかかわる国家委員会により決定。2013 年に最低賃金法が制定され、2015 年 9 月から日額 3600 チャットを適用。2018 年 5 月に日額 4800 チャットに改定された	労働社会福祉省、ラオス労働組合連盟、ラオス全国商工会議所の三者で構成される諮問委員会により決定。改定時期は不定期だが従来は 3～4 年に 1 度	政府、使用者、労働者の代表 51 名から成る労働・職業訓練省労働諮問委員会により決定
適用除外・減額措置	10 人未満の零細企業は対象外。本採用以前の技術研修期間の労働者、技術研修期間終了後の試用期間の労働者は減額。経済特区（SEZ）内について特例条項あり	国際機関や大使館で就労する労働者	衣料・履物製造業の工場労働者が対象。試用期間の労働者は適用除外
備考	—	—	—

出典： 日本：厚生労働省、アメリカ：労働省 (DOL)、労働統計局 (BLS)、イギリス：Gov.uk、ドイツ：政府、フランス：労働省等、カナダ：各州労働省、オランダ：政府、ベルギー：社会対話省、オーストラリア：公正労働委員会、韓国：雇用労働部、最低賃金委員会、中国：人力資源・社会保障部、マレーシア：首相府、人的資源省、タイ：労働省、インドネシア：内閣官房、ベトナム：労働傷病兵社会省、ミャンマー：労働・入国管理・人口省、ラオス：労働社会福祉省、カンボジア：労働職業訓練省、各ウェブサイトを参照

第5-18表 最低賃金額の推移

Table 5-18: Changes in the minimum wage

	2019年	2020	2021	2022	2023		
時間(h)又は日(d)、月(m)当たりの各国通貨額						local currency per hour(h)/day(d)/month(m)	
日本 1)	874	901	902	930	961	h	JPN
アメリカ	7.25	7.25	7.25	7.25	7.25	h	USA
カナダ 2)	11.00～	11.15～	11.45～	11.75～	13.00～		CAN
	15.00	15.00	16.00	16.00	16.00	h	
イギリス	7.83	8.21	8.72	8.91	9.50	h	UK
ドイツ	9.19	9.35	9.50	9.82	12.00	h	DEU
フランス	10.03	10.15	10.25/10.48	10.57	11.27	h	FRA
オランダ 3)	1,615.8	1,653.6	1,684.8	1,725.0	1,756.20	m	NLD
ベルギー	1,593.81	1,593.81	1,625.72	1,691.40	1,842.28	m	BEL
スペイン	1,050.00	1,108.33	1,108.33	1,166.66	1,260.00	m	ESP
中国 4)	CHN						
深圳市	2,200	2,200	2,200	2,360	2,360	m	Shenzhen
上海市	2,420	2,480	2,480	2,590	2,590	m	Shanghai
北京市	2,120	2,200	2,200	2,320	2,320	m	Beijing
韓国	8,350	8,590	8,720	9,160	9,620	h	KOR
マレーシア 5)	1,100	1,100	1,100	1,100	1,500	m	MYS
タイ 6)	325	331	331	331	354	d	THA
インドネシア 7)	3,940,972	4,276,349	4,416,186	4,453,936	4,901,798	m	IDN
フィリピン 8)	PHL						
非農業	537	537	537	537	570	d	Non-agriculture
農業	500	500	500	500	533	d	Agriculture
インド 9)	538	569	596	618	646	d	IND
ベトナム 10)	4,180,000	4,420,000	4,420,000	4,420,000	4,680,000	m	VNM
ミャンマー	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	d	MMR
ラオス	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,200,000	m	LAO
カンボジア 11)	182	190	192	194	200	m	KHM
オーストラリア 12)	18.93	19.49	19.84	20.33	21.38	h	AUS

出典：各国労働省及び統計局資料（第5-17表 最低賃金制度(p.198～205)を参照）

注：各年、1月1日時点の最低賃金額。

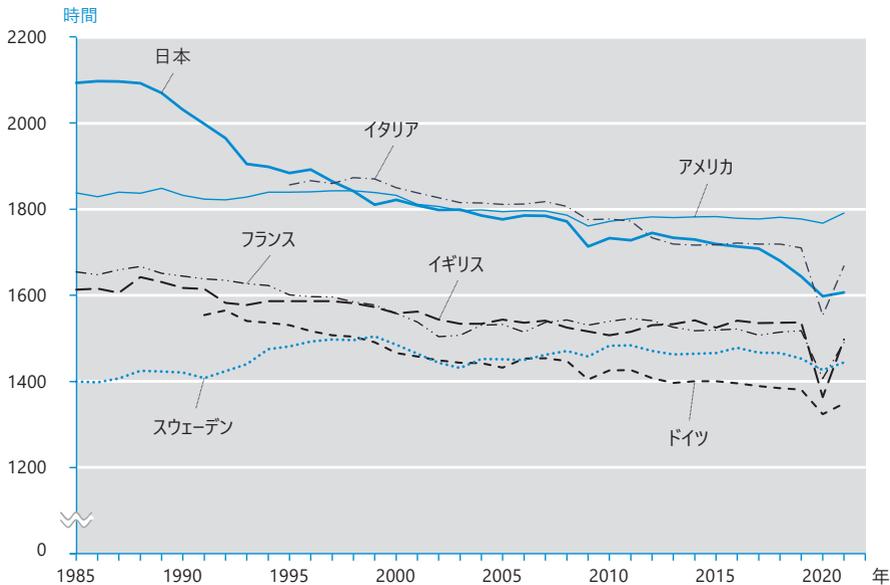
- 1) 地域別最低賃金額の全国加重平均値。
- 2) 各年改定後の州別最低賃金、適用期間は州によって異なる。各州とも別途職種別最賃を定めている。
- 3) 2017年までは23歳以上、2018年は22歳以上、2019年以降は21歳以上の月額最低賃金。
- 4) 深圳市は社会保険料・住宅積立金を含む金額。上海市・北京市は含まない。
- 5) 2022年全国一律1500リンギ。
- 6) プーケットなど3県。2013～2016年は全国一律。
- 7) ジャカルタ特別州。
- 8) 2019年までは全国一律。2020年～主要都市以外。
- 9) デリー政府直轄地における、未熟練労働者が対象。
- 10) 第1地域（ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域）。
- 11) 通貨単位は国内で主に流通している米ドル。
- 12) 週38時間労働の場合の時給。7月1日に毎年改訂。

6

労働時間・労働時間制度

Hours of Work and Working-time Arrangements

6-1 一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）



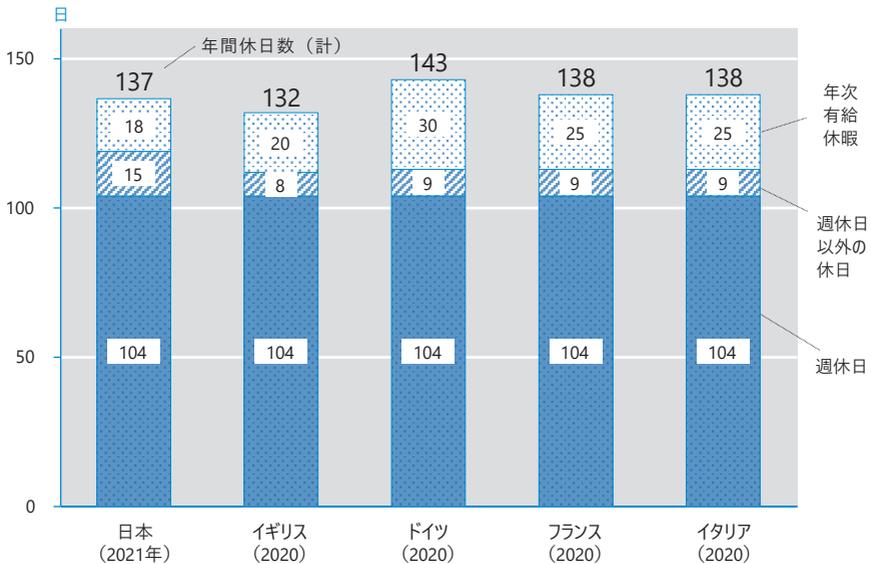
関連表 p.210～211 「第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間」

日本の平均年間総実労働時間（就業者）を中期的にみると、1988年の改正労働基準法の施行を契機に労働時間は着実に減少を続け、1988年時点の2,092時間から、2021年には1,607時間となっている。

主要諸外国についてみると、2021年にはアメリカ1,791時間、イタリア1,669時間、イギリス1,497時間、フランス1,490時間などとなっており、コロナ禍で大幅に減少した2020年と比べて増加しているものの、2019年と比較すると減少しており、概ね減少傾向を示している。

なお、データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さないことに留意する必要がある。

6-2 年間休日数



[関連表](#) p.217 「第6-4表 年間休日数」

2021年の日本の年間休日数は136.6日で、フランス及びイタリアの138日（いずれも2020年）とほぼ同水準となっている。年間休日数が最も多いのは、ドイツの143日（2020年）である。

年間休日数のうち年次有給休暇についてみると、労使協約で合意した平均付与日数は、ドイツが30日、フランス、イタリアが25日、イギリスが20日となっており（いずれも2020年）、日本は平均付与日数でみて17.6日（2021年）となっている。

第 6-1 表 一人当たり平均年間総実労働時間

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment

	1985年	1990	1995	2000	2005	2010	2012	2013	
時間									hours
就業者									Total employment
日本	2,093	2,031	1,884	1,821	1,777	1,733	1,745	1,734	JPN
アメリカ	1,838	1,833	1,839	1,832	1,794	1,772	1,782	1,780	USA
カナダ	1,795	1,797	1,775	1,787	1,745	1,715	1,722	1,716	CAN
イギリス	1,586	1,618	1,586	1,558	1,544	1,507	1,531	1,534	UK
ドイツ	—	—	1,531	1,466	1,432	1,426	1,408	1,397	DEU
フランス 1)	1,654	1,645	1,601	1,558	1,532	1,540	1,541	1,526	FRA
イタリア	—	—	1,856	1,850	1,811	1,777	1,734	1,719	ITA
オランダ	1,502	1,454	1,482	1,464	1,434	1,420	1,411	1,415	NLD
ベルギー 2)	1,705	1,663	1,578	1,589	1,578	1,574	1,587	1,586	BEL
デンマーク	1,527	1,441	1,419	1,466	1,451	1,422	1,423	1,426	DNK
スウェーデン	1,400	1,421	1,482	1,486	1,451	1,483	1,471	1,463	SWE
フィンランド	1,699	1,671	1,677	1,650	1,613	1,585	1,568	1,560	FIN
ノルウェー	1,532	1,493	1,478	1,448	1,429	1,430	1,431	1,421	NOR
韓国	—	—	—	—	—	2,163	2,119	2,106	KOR
オーストラリア	1,876	1,853	1,870	1,852	1,808	1,778	1,771	1,766	AUS
ニュージーランド	—	1,809	1,841	1,836	1,815	1,755	1,734	1,756	NZL
メキシコ	—	—	2,161	2,174	2,105	2,150	2,120	2,136	MEX
雇用人									Dependent employment
日本 3)	—	—	1,910	1,853	1,804	1,754	1,765	1,746	JPN
アメリカ	1,839	1,835	1,844	1,831	1,795	1,779	1,789	1,787	USA
カナダ	1,778	1,782	1,768	1,779	1,743	1,720	1,729	1,722	CAN
イギリス	1,537	1,535	1,530	1,517	1,500	1,471	1,501	1,505	UK
ドイツ	—	—	1,446	1,377	1,349	1,350	1,336	1,327	DEU
フランス 1)	1,485	1,511	1,480	1,444	1,427	1,439	1,440	1,427	FRA
イタリア	—	1,671	1,681	1,697	1,646	1,616	1,579	1,567	ITA
オランダ	1,463	1,434	1,433	1,403	1,378	1,357	1,348	1,353	NLD
ベルギー	—	—	1,447	1,459	1,455	1,432	1,440	1,436	BEL
デンマーク 4)	1,487	1,401	1,379	1,421	1,413	1,399	1,401	1,403	DNK
スウェーデン	—	—	1,424	1,431	1,392	1,432	1,422	1,416	SWE
フィンランド	1,628	1,593	1,596	1,571	1,543	1,521	1,513	1,509	FIN
ノルウェー	1,484	1,447	1,438	1,415	1,401	1,405	1,410	1,400	NOR
韓国 3)	—	—	—	—	—	—	2,098	2,071	KOR
オーストラリア	1,780	1,814	1,797	1,781	1,750	1,734	1,735	1,728	AUS
ニュージーランド	—	1,734	1,766	1,777	1,785	1,741	1,723	1,750	NZL
メキシコ	—	—	2,360	2,360	2,353	2,337	2,325	2,335	MEX

出典：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Average annual hours actually worked per worker" 2023年1月現在

注：データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源及び計算方法の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さない。フルタイム労働者、パートタイム労働者を含む。

第 6-1 表 一人当たり平均年間総実労働時間 (続き)

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment (cont.)

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
時間									hours
就業者									Total employment
日本	1,729	1,719	1,714	1,709	1,680	1,644	1,598	1,607	JPN
アメリカ	1,782	1,783	1,778	1,778	1,782	1,777	1,767	1,791	USA
カナダ	1,710	1,712	1,706	1,695	1,708	1,690	1,644	1,685	CAN
イギリス	1,542	1,525	1,541	1,536	1,536	1,537	1,364	1,497	UK
ドイツ	1,400	1,401	1,396	1,389	1,385	1,382	1,324	1,349	DEU
フランス 1)	1,518	1,519	1,522	1,508	1,514	1,518	1,407	1,490	FRA
イタリア	1,716	1,718	1,722	1,719	1,719	1,710	1,554	1,669	ITA
オランダ	1,426	1,426	1,437	1,437	1,436	1,439	1,407	1,417	NLD
ベルギー 2)	1,582	1,575	1,574	1,578	1,580	1,577	1,443	1,493	BEL
デンマーク	1,414	1,407	1,412	1,404	1,381	1,371	1,342	1,363	DNK
スウェーデン	1,464	1,466	1,478	1,467	1,466	1,453	1,426	1,444	SWE
フィンランド	1,558	1,555	1,555	1,549	1,546	1,538	1,529	1,518	FIN
ノルウェー	1,424	1,427	1,430	1,420	1,419	1,419	1,411	1,427	NOR
韓国	2,076	2,083	2,068	2,018	1,993	1,967	1,908	1,915	KOR
オーストラリア	1,755	1,751	1,739	1,738	1,733	1,722	1,683	1,694	AUS
ニュージーランド	1,758	1,753	1,754	1,756	1,759	1,783	1,739	1,730	NZL
メキシコ	2,134	2,140	2,146	2,149	2,149	2,139	2,124	2,128	MEX
雇用者									Dependent employment
日本 3)	1,741	1,734	1,724	1,720	1,706	1,669	1,621	1,633	JPN
アメリカ	1,788	1,788	1,785	1,783	1,788	1,784	1,784	1,802	USA
カナダ	1,720	1,720	1,717	1,707	1,723	1,705	1,673	1,706	CAN
イギリス	1,512	1,496	1,513	1,509	1,510	1,513	1,365	1,487	UK
ドイツ	1,334	1,337	1,334	1,331	1,330	1,329	1,284	1,306	DEU
フランス 1)	1,422	1,422	1,428	1,416	1,424	1,428	1,326	1,405	FRA
イタリア	1,565	1,569	1,581	1,582	1,588	1,579	1,447	1,535	ITA
オランダ	1,362	1,356	1,366	1,364	1,364	1,370	1,338	1,364	NLD
ベルギー	1,434	1,431	1,435	1,441	1,445	1,443	1,353	1,400	BEL
デンマーク 4)	1,391	1,380	1,390	1,384	1,363	1,360	1,328	1,348	DNK
スウェーデン	1,416	1,418	1,432	1,419	1,420	1,407	1,382	1,406	SWE
フィンランド	1,506	1,505	1,505	1,502	1,499	1,494	1,487	1,472	FIN
ノルウェー	1,403	1,406	1,410	1,400	1,401	1,401	1,392	1,409	NOR
韓国 3)	2,047	2,058	2,033	1,996	1,967	1,957	1,927	1,928	KOR
オーストラリア	1,737	1,714	1,704	1,707	1,706	1,696	1,670	1,679	AUS
ニュージーランド	1,756	1,750	1,742	1,754	1,760	1,776	1,774	1,727	NZL
メキシコ	2,337	2,348	2,348	2,348	2,347	2,336	2,326	2,328	MEX

注 1) 2015年は推計値。

2) 就業者の2015年は推計値。

3) 常用労働者が対象。

4) 雇用者の2014～2015年は推計値。

第6-2表 週労働時間

Table 6-2: Hours of work per week

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	区分 1)	
時間/週	hours per week								
産業計	All activities								
日本	40.3	39.0	38.9	38.1	37.8	36.6	36.6	a, t	JPN
アメリカ 2)	36.1	36.6	36.6	36.9	36.9	35.9	36.6	a, t	USA
カナダ	32.6	32.6	32.4	35.7	32.1	30.9	32.2	a, t	CAN
イギリス	35.6	35.9	35.9	35.8	35.9	—	—	a, t	UK
ドイツ	35.8	35.5	35.2	35.2	35.1	34.2	34.3	a, t	DEU
フランス	36.6	35.7	31.1	30.9	31.0	28.8	30.1	a, t	FRA
イタリア	37.5	36.4	36.7	36.9	36.8	35.8	36.1	a, t	ITA
オランダ	32.0	32.1	32.4	32.2	32.2	31.7	31.3	a, t	NLD
スウェーデン	36.3	35.8	35.9	35.9	35.6	34.9	35.2	a, t	SWE
中国 3)	47.0	45.5	46.2	46.5	46.8	47.0	—	a, e	CHN
香港 4)	48.0	45.0	44.0	44.0	44.0	44.0	44.0	a, t	HKG
韓国	44.7	43.3	42.5	41.2	40.4	38.7	38.5	a, t	KOR
シンガポール 5)	—	44.2	44.7	44.2	44.7	42.6	44.4	a, t	SGP
タイ	44.7	43.0	42.6	42.5	42.3	40.3	40.5	a, t	THA
インドネシア	39.7	39.3	39.1	38.2	38.1	37.2	36.5	a, t	IDN
フィリピン	—	40.5	41.0	41.8	41.7	35.6	39.2	a, t	PHL
オーストラリア 6)	34.2	33.9	33.5	33.2	32.9	31.5	32.9	a, t	AUS
ニュージーランド 7)	32.1	33.3	33.1	33.3	33.3	32.4	34.1	b, e	NZL

出典：日本：総務省統計局（2022.2）「労働力調査」

中国：国家統計局（NBS）「中国労働統計年鑑」各年版

香港：統計局（<https://www.censtatd.gov.hk/>）2023年1月現在

シンガポール（2017年以降）：人材開発省（<https://www.mom.gov.sg/>）2023年1月現在

オーストラリア：統計局（ABS）（<https://www.abs.gov.au/>）2023年1月現在

ニュージーランド：統計局（<https://infoshare.stats.govt.nz/>）2023年1月現在

その他：ILOSTAT（<https://ilostat.ilo.org/>）2023年1月現在

注 1) 記号は、最新年次における調査対象区分。

- 実労働時間：労働者が使用者の指揮命令下において実際に労働した時間数のことで、休憩時間等は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。
- 支払労働時間：賃金の支払対象となる時間数のことで実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日(※)、賃金が支払われる病気休暇などを含む。（※有給休日：休日には、週休日のように労働基準法で定められた休日のほかに、事業場で特定した休日、例えば、国民の祝日、年末年始等があるが、これらの特定休日に休業した労働者に対しても通常支払われる賃金の全額又は一定額（率）が支払われる場合は、これを有給休日と呼んでいる。）
- 雇用者：賃金労働者及び俸給雇用者。俸給雇用者とは、事務・管理・技術・専門職労働者。
- フルタイム雇用者：eのうち、ふだんの労働時間が週35時間以上、又はフルタイム相当の者。
- 就業者：自営を含む。

第6-2表 週労働時間（続き）

Table 6-2: Hours of work per week (cont.)

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	区分 1)	
時間/週									hours per week
製造業									Manufacturing
日本	42.0	41.4	42.0	41.3	40.8	39.2	39.8	a, t	JPN
アメリカ 2)	39.9	40.1	40.1	40.4	40.4	39.2	39.9	a, t	USA
カナダ	36.9	37.1	—	39.9	36.3	35.6	36.4	a, t	CAN
イギリス	39.6	39.8	39.5	39.4	39.4	—	—	a, t	UK
ドイツ	37.9	37.9	37.7	37.5	37.4	36.6	36.7	a, t	DEU
フランス	37.5	37.1	32.4	32.4	32.3	30.0	31.6	a, t	FRA
イタリア	39.3	38.6	39.1	39.1	39.0	38.0	38.4	a, t	ITA
オランダ	35.4	36.3	36.1	36.0	36.2	35.5	35.3	a, t	NLD
スウェーデン	37.9	37.7	37.7	37.8	37.2	35.8	37.1	a, t	SWE
中国 3)	49.0	47.1	48.0	48.3	48.9	49.5	—	a, e	CHN
香港 4)	48.0	44.0	44.0	45.0	44.0	42.0	44.0	a, t	HKG
韓国	47.4	45.7	44.9	43.5	42.8	41.5	41.6	a, t	KOR
シンガポール 5)	—	45.1	43.1	42.5	43.0	40.4	42.8	a, t	SGP
タイ	48.6	47.7	47.9	48.0	47.4	44.6	45.8	a, t	THA
インドネシア	43.5	42.4	41.1	40.3	40.0	38.8	37.9	a, t	IDN
フィリピン	—	43.1	44.2	45.0	44.6	36.5	41.6	a, t	PHL
オーストラリア 6)	37.6	37.6	37.2	36.7	36.7	34.6	36.7	a, t	AUS
ニュージーランド 7)	38.5	39.5	40.0	39.9	39.2	37.6	40.1	b, e	NZL

2) 16歳以上が対象。

3) 都市部のみ。主にする仕事のほか、副業を含む時間。2010年は11月、2015年以降は年平均値。

4) 中位数。

5) 国籍保有者及び永住権保有者が対象。各年6月の数値。

6) 各年5月の数値。

7) 各年第2四半期の暫定値。

参考：日本について厚生労働省「毎月勤労統計調査」を用いた2021年の週労働時間は次のとおり（月間総実労働時間×12か月÷52週よりJLPTにおいて算出）。

産業計..... 31.4時間（就業形態計）、37.4時間（一般労働者）

製造業..... 36.0時間（就業形態計）、37.7時間（一般労働者）

第 6-3 表 長時間労働の割合（就業者）

Table 6-3: Proportion of workers working 49 hours or more per week

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
									%
男女計									Total
日本	23.1	20.8	20.1	20.6	19.0	18.3	15.0	15.1	JPN
アメリカ 1)	15.4	15.8	15.9	15.7	15.8	15.7	14.2	14.6	USA
カナダ	12.5	12.1	11.9	11.6	11.9	11.1	10.0	10.8	CAN
イギリス 2)	11.6	12.3	12.2	11.7	11.5	11.4	—	—	UK
ドイツ 2)	11.7	9.6	9.3	8.5	8.1	7.7	5.7	5.7	DEU
フランス 3)	12.1	10.6	11.0	10.4	10.6	10.6	9.5	9.1	FRA
イタリア 2)	11.1	9.8	9.9	10.2	10.2	9.8	7.8	9.0	ITA
オランダ 2)	8.5	8.7	8.8	8.4	8.0	7.8	6.7	5.8	NLD
ベルギー 2)	11.3	11.6	11.4	8.6	8.1	8.1	7.0	7.9	BEL
デンマーク 2)	8.6	8.5	7.8	7.5	6.9	6.6	6.3	7.2	DNK
スウェーデン 2)	8.0	7.3	7.1	6.8	6.6	6.5	5.7	5.8	SWE
フィンランド 2)	8.7	8.2	8.4	8.1	8.1	8.1	7.3	6.9	FIN
ノルウェー 2)	5.7	5.9	5.7	5.2	5.1	5.0	4.7	4.8	NOR
スイス 2)	16.7	14.6	14.5	14.1	14.1	13.4	11.8	10.4	CHE
スペイン 2)	10.8	9.6	8.9	8.3	8.0	7.2	5.9	6.6	ESP
ポルトガル 2)	9.4	10.8	10.0	10.0	9.6	9.4	7.4	7.8	PRT
ロシア 4)	3.0	3.0	2.8	—	—	—	—	—	RUS
香港 5)	37.7	30.0	29.9	—	—	—	—	—	HKG
韓国	37.6	31.9	29.9	28.8	25.1	23.1	19.5	18.4	KOR
マレーシア 6)	29.5	21.5	21.0	—	—	16.0	—	—	MYS
タイ	39.5	30.8	23.8	23.0	21.8	20.2	17.1	16.8	THA
インドネシア	30.4	27.0	29.1	30.6	29.6	28.8	26.9	24.8	IDN
フィリピン	24.6	22.9	25.0	22.8	23.5	22.8	17.6	19.4	PHL
オーストラリア 2) 7)	15.2	14.2	14.3	13.8	13.1	13.0	11.8	—	AUS
ニュージーランド	14.8	13.8	14.9	14.9	14.9	14.9	—	—	NZL
メキシコ	28.7	28.6	28.9	28.6	28.8	28.2	—	27.4	MEX
ブラジル	—	11.6	10.8	11.2	11.7	12.3	10.6	12.0	BRA

第 6-3 表 長時間労働の割合（就業者）（続き）

Table 6-3: Proportion of workers working 49 hours or more per week (cont.)

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
									%
男									Male
日本	32.0	29.5	28.6	29.4	27.3	26.3	21.5	21.7	JPN
アメリカ 1)	20.7	21.1	20.9	20.7	20.8	20.5	18.3	18.6	USA
カナダ	17.6	16.8	16.5	16.1	16.4	15.3	13.7	14.5	CAN
イギリス 2)	16.9	17.8	17.5	17.0	16.7	16.1	—	—	UK
ドイツ 2)	17.2	14.1	13.7	12.6	12.0	11.3	8.5	8.3	DEU
フランス 3)	16.9	14.7	15.3	14.3	14.5	14.4	12.9	12.4	FRA
イタリア 2)	15.1	13.2	13.3	13.7	13.6	13.2	10.2	11.9	ITA
オランダ 2)	13.4	13.5	13.5	12.9	12.3	12.0	10.4	9.3	NLD
ベルギー 2)	15.4	16.2	15.8	11.8	11.2	11.2	9.5	11.0	BEL
デンマーク 2)	13.1	12.3	11.5	11.0	10.2	9.7	9.1	10.2	DNK
スウェーデン 2)	11.4	10.1	9.9	9.4	9.1	8.9	7.8	7.8	SWE
フィンランド 2)	12.4	12.0	12.2	11.6	11.4	11.5	10.1	10.0	FIN
ノルウェー 2)	8.9	8.8	8.5	7.6	7.6	7.4	6.8	7.0	NOR
スイス 2)	24.4	20.8	20.7	20.1	20.2	19.4	16.8	14.5	CHE
スペイン 2)	14.5	13.2	12.2	11.3	10.9	9.9	7.8	8.8	ESP
ポルトガル 2)	12.4	13.6	12.9	13.0	12.6	12.5	9.7	10.2	PRT
ロシア 4)	4.3	4.4	4.0	—	—	—	—	—	RUS
香港 5)	37.9	29.5	29.2	—	—	—	—	—	HKG
韓国	43.3	37.5	35.3	34.3	30.1	27.9	24.1	22.7	KOR
マレーシア 6)	31.5	24.1	23.5	—	—	18.0	—	—	MYS
タイ	40.9	31.6	24.1	23.4	22.3	20.7	17.2	16.7	THA
インドネシア	33.9	29.8	32.2	34.2	32.9	32.4	29.7	26.8	IDN
フィリピン	22.7	21.2	23.6	20.9	22.0	21.3	15.5	17.3	PHL
オーストラリア 2) 7)	21.8	20.3	20.4	19.8	18.8	18.6	16.6	—	AUS
ニュージーランド	21.8	20.2	21.4	21.4	21.0	21.0	—	—	NZL
メキシコ	34.2	34.2	34.7	34.5	34.7	34.0	—	32.4	MEX
ブラジル	—	14.2	13.3	13.7	14.3	15.0	13.1	14.6	BRA

第 6-3 表 長時間労働の割合（就業者）（続き）

Table 6-3: Proportion of workers working 49 hours or more per week (cont.)

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
									%
女									Female
日本	11.1	9.5	9.1	9.3	8.5	8.3	6.9	6.9	JPN
アメリカ 1)	9.4	9.8	10.2	10.1	10.1	10.3	9.5	10.1	USA
カナダ	6.8	6.8	7.0	6.7	7.0	6.5	5.8	6.6	CAN
イギリス 2)	5.4	6.0	6.2	5.8	5.7	6.1	—	—	UK
ドイツ 2)	5.2	4.4	4.1	3.9	3.7	3.6	2.6	2.7	DEU
フランス 3)	6.8	6.1	6.4	6.3	6.4	6.5	6.0	5.7	FRA
イタリア 2)	5.2	5.2	5.2	5.3	5.5	5.3	4.3	5.0	ITA
オランダ 2)	2.6	3.2	3.2	3.2	3.1	3.0	2.5	2.0	NLD
ベルギー 2)	6.2	6.3	6.3	4.9	4.5	4.6	4.2	4.5	BEL
デンマーク 2)	3.6	4.3	3.6	3.5	3.2	3.2	3.1	3.8	DNK
スウェーデン 2)	4.2	4.2	4.1	3.9	3.8	4.0	3.3	3.6	SWE
フィンランド 2)	4.7	4.2	4.4	4.3	4.6	4.3	4.3	3.6	FIN
ノルウェー 2)	2.2	2.6	2.5	2.4	2.4	2.3	2.4	2.5	NOR
スイス 2)	7.5	7.5	7.4	7.1	7.0	6.6	6.1	5.7	CHE
スペイン 2)	6.3	5.2	5.0	4.7	4.6	4.0	3.7	4.0	ESP
ポルトガル 2)	6.1	7.7	6.9	6.9	6.6	6.2	5.0	5.4	PRT
ロシア 4)	1.7	1.5	1.4	—	—	—	—	—	RUS
香港 5)	37.5	30.5	30.7	—	—	—	—	—	HKG
韓国	29.7	24.3	22.5	21.5	18.4	16.6	13.5	12.7	KOR
マレーシア 6)	25.8	17.3	17.1	—	—	12.8	—	—	MYS
タイ	37.8	29.8	23.4	22.6	21.3	19.6	17.0	16.9	THA
インドネシア	24.8	22.4	24.2	24.9	24.4	23.5	22.6	21.8	IDN
フィリピン	27.5	25.5	27.1	26.1	26.0	25.1	20.9	22.8	PHL
オーストラリア 2) 7)	7.4	7.1	7.3	7.0	6.7	6.7	6.4	—	AUS
ニュージーランド	6.9	6.5	7.7	7.7	8.1	8.2	—	—	NZL
メキシコ	19.5	19.5	19.5	19.0	19.2	19.2	—	19.5	MEX
ブラジル	—	8.1	7.4	7.8	8.2	8.6	7.2	8.5	BRA

出典：日本：総務省統計局（2022.2）「労働力調査（基本集計）」

その他：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2022年12月現在

注：ここでいう長時間とは、ILOSTATの労働時間別就業者統計において、本表掲載国に共通する最長の区分である週49時間以上を指す。原則、全産業、就業者（パートタイムを含む）が対象。日本は週労働時間が49時間以上の就業者の割合をJLPTにおいて算出。

- 1) 16歳以上が対象。
- 2) フルタイム及びパートタイム労働者が対象。
- 3) 自己使用のための生産労働者を除く。
- 4) 72歳までが対象。2010年は施設人口及び一部の領土を除く。
- 5) 施設人口を除く。2015～2016年は政府管理区域が対象。
- 6) 64歳までが対象。2016、2019年は施設人口を除く。
- 7) 施設人口、軍隊及び徴集兵を除く。海外領を除く。2015年以降は自己使用のための生産労働者を除く。

第 6-4 表 年間休日数

Table 6-4: Number of annual holidays

	年度	週休日 1)	週休日以外の休日 2)	年次有給休暇 3)	年間休日数 (計)	
日数						Days
日本	2021	104	15	17.6	136.6	JPN
	2020	104	16	17.9	137.9	
	2019	104	17	18.0	139.0	
	2018	104	13	18.0	135.0	
イギリス	2020	104	8	20	132	UK
	2018	104	8	20	132	
ドイツ	2020	104	9	30	143	DEU
	2018	104	9	30	143	
フランス	2020	104	9	25	138	FRA
	2018	104	10	25	139	
イタリア	2020	104	9	25	138	ITA
	2018	104	11	25	140	
	FY	Holidays	Public holidays	Annual paid leave	Total	

出典：厚生労働省（2022.10）「2022年就労条件総合調査」、Eurofound（2021.10）*Working time in 2019–2020*

注 1) 年間の「日曜日」及び「土曜日」の日数（週休二制を想定）。

2) 日本は土日に当たる祝日を除き、振替休日を含む。欧州は日曜日の祝日を除く。

3) 繰越日数を含まない。

日本は平均付与日数。常用労働者が30人以上の民営法人が対象。2022年調査による2021年の平均取得日数は10.3日、取得率は58.3%。

イギリス、フランスは法定の最低付与日数。ドイツ、イタリアは労使協約で合意した平均付与日数。民間旅行会社エクスぺディアのアンケート調査による各国の2021年の取得率は、イギリス84%、ドイツ93%、フランス83%、イタリア77%（出典：エクスぺディア有給休暇国際比較調査(2022.3)）

※ なお、アメリカについては年次有給休暇が連邦法上規定されていない。民間部門の平均付与日数は、2010～2022年まで各年8日間（出所：アメリカ労働統計局（BLS）（2022.9）2022 *Employee Benefits in the United States*）。上記エクスぺディア調査による取得率は80%。

第 6-5 表 法定祝日

Table 6-5: Legal holidays

日本			
1/1 元日	5/3 憲法記念日	9/23 秋分の日	
1/10 成人の日	5/4 みどりの日	10/10 スポーツの日	
2/11 建国記念の日	5/5 こどもの日	11/3 文化の日	
2/23 天皇誕生日	7/18 海の日	11/23 勤労感謝の日	
3/21 春分の日	8/11 山の日		
4/29 昭和の日	9/19 敬老の日		
アメリカ			
1/1 新年	6/19 ジュンティーンズ独立記念日	10/10 コロンバス・デー	
1/17 キング牧師誕生日	6/20 振替休日（ジュンティーンズ独立記念日）	11/11 退役軍人の日	
2/21 ワシントン誕生日（大統領記念日）	7/4 独立記念日	11/24 感謝祭	
5/30 戦没将兵追悼記念日	9/5 労働者の日	12/25 クリスマス	
		12/26 振替休日（クリスマス）	
カナダ			
1/1 新年	7/1 建国記念日	12/25 クリスマス	
4/15 聖金曜日	9/5 労働者の日	12/26 振替休日（クリスマス）	
4/18 復活祭翌日の月曜日 （イースターマンデー、以降同）	9/30 真実と和解の日	／ボクシング・デー	
5/23 ビクトリア・デー	10/10 感謝祭	12/27 振替休日（ボクシング・デー）	
	11/11 戦没者追悼日		
イギリス 1)			
1/1 新年	5/2 アーリー・メイ・バンク・ホリデー	8/29 サマー・バンク・ホリデー	
1/3 振替休日（新年）	6/2 スプリング・バンク・ホリデー	12/25 クリスマス	
4/15 聖金曜日	6/3 プラチナム・ジュビリー・バンク・ホリデー	12/26 ボクシング・デー	
4/18 復活祭翌日の月曜日		12/27 振替休日（クリスマス）	
ドイツ 2)			
1/1 新年	5/1 メーデー	10/3 ドイツ統一の日	
4/15 聖金曜日	5/26 キリスト昇天祭	12/25 第一クリスマス	
4/18 復活祭翌日の月曜日	6/6 聖霊降臨祭翌日の月曜日	12/26 第二クリスマス	
フランス 3)			
1/1 新年	5/26 キリスト昇天祭	11/1 万聖節	
4/18 復活祭翌日の月曜日	6/6 聖霊降臨祭翌日の月曜日	11/11 第一次大戦休戦記念日	
5/1 メーデー	7/14 革命記念日	12/25 クリスマス	
5/8 第二次世界大戦戦勝記念日	8/15 聖母被昇天祭		

出典：日本：内閣府「国民の祝日について」2022年12月現在

その他：日本貿易振興機構(JETRO)「世界の祝祭日」2022年12月現在

注：2022年の状況。原則、全国一律の祝祭日と祝日に伴う振替休日を記載。

- 1) イングランド・ウェールズの祝祭日。ほかにスコットランド、アイルランドでは独自の祝祭日がある。
- 2) ベルリンにおける祝祭日。州により休みが異なる。
- 3) 聖霊降臨祭（五旬祭）翌日の月曜日(Lundi de Pentecôte)は法定休日ではあるが、一部の企業が就業見込み。

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements

	日本	アメリカ	イギリス
根拠法	労働基準法 (1947 年制定)	公正労働基準法 (1938 年制定)	労働時間規則 (1998 年制定)
法定労働時間	1 週 40 時間 1 日 8 時間	1 週 40 時間	1 週 48 時間 (残業時間を含む 1 週平均) ※ 17 週平均
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、6 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金	故意に違反した場合 (40 時間を超えて労働させた場合において 1.5 倍の割増賃金を支払わなかった場合)、1 万ドル以下の罰金又は 6 か月以下の禁固又はその両方	法定労働時間、深夜労働及び代償休息についての違反は犯罪を構成する 規則上の権利を侵害された労働者は、権利行使が許されるべきであった日から 3 か月以内に、補償裁定を求めて雇用審判所に救済を申し立てることができる
適用関係	適用除外： ・農業、伐採業、畜産業、水産業（林業を除く） ・管理監督又は機密の事務を取扱う者 ・高度プロフェSSIONAL 制度（2019 年 4 月～） ・監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けた者 他の法律の適用： ・船員 ・公務員	適用除外： ・管理的被用者、運営的被用者、専門的被用者、外勤営業職（ホワイトカラー-エグゼンプション） ・季節的な娯楽・レクリエーション事務所等の被用者 ・水産業の被用者 ・一定の条件の下で雇用された農業労働者 ・小規模地方新聞社の被用者 ・小規模な独立公共電話会社の交換手 ・アメリカ船以外の船員 ・臨時の子守又は個人の介護のために家事労働に雇われる被用者 ・犯罪捜査官 ・コンピュータ関連職	適用除外： ・軍隊・警察その他市民保護サービスの特定の活動に従事する者等 ・幹部管理職、家族労働者、宗教的儀式の司祭労働者 ・家事使用人 ・労働者により署名された書面による個別的オプト・アウトの合意により、法定労働時間の規則の適用を排除することができる

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	日本（続き）	アメリカ（続き）	イギリス（続き）
法定労働時間の特例	特別措置対象事業場（商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業で常時 10 人未満の労働者を使用する事業場）について、週 44 時間制を認めている	特定の業種、企業に関して特例あり ・石油製品の卸又は大量販売の地方的独立企業（年間売上 100 万ドル未満等） ・小売又はサービス業について、その労働者の通常賃金率が最低賃金の 1.5 倍以上かつ賃金に占める歩合給の割合が 5 割以上の場合、割増賃金の支払を要しない ・タバコの葉の製造について、1 日 10 時間、1 週 48 時間（年間 14 週を限度）等	・労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合 ・警備産業の場合 ・役務又は生産の継続が必要な場合等には、基準期間を 26 週まで延長することができる ・労働の編成に関する客観的で技術的な理由に基づいて労働協約又は労使協定が例外規定をおく場合には、基準期間を 52 週まで延長することができる
弾力的労働時間制度	労使協定又は就業規則等で定めることにより、一定期間を平均し、1 週間当たりの労働時間が法定の労働時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に法定労働時間を超えて労働させることができる。この「変形労働時間制」は以下のとおり（注 1） ① 1 か月単位： 1 か月内の一定の期間を平均し、1 週の労働時間が 40 時間以内 ② 1 年単位： 1 年以内の一定の期間を平均し、1 週の労働時間が 40 時間以内。1 週 52 時間以内、1 日 10 時間以内、連続して労働させる日数は 6 日以内 ③ 1 週間単位： 1 週を 40 時間以内として、1 日 10 時間まで労働させることが可能。ただ、小売業、旅館、料理店、飲食店であって、かつ規模 30 人未満のもの	26 週単位の変形制： 労働協約により 26 週当たり 1040 時間を上限として、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払を要しない。どの 26 週をとっても 1040 時間以内であることが必要（注 2） 52 週単位の変形制： 労働協約により 52 週について 1840 時間以上 2080 時間以下の時間が保障され（労働がなくとも時間分の賃金の支払は保障される）、かつ 2240 時間が上限として規定されている場合に、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない（注 3）	基準期間は 17 週未満の雇用ならその期間とされ、一定の労働者に関しては 26 週まで延長することが可能。延長できる場合とは、労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合、警備産業の場合、役務又は生産の継続が必要な場合（例えば、保険、報道、通信、公益施設）、予見可能な活動時間の波がある場合、活動が不測である例外的な事件、事故又は緊急な事故の危険によって影響を受ける場合。週の最高労働時間については 17 週間で、時間外労働を含め 1 週を平均して 48 時間を超えない範囲で可（52 週間まで労使協定により延長可）

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	日本（続き）	アメリカ（続き）	イギリス（続き）
時間外労働の上限規制	36 協定で定められる一定期間についての延長時間の限度（法定） ・ 1 か月 45 時間 ・ 1 年間 360 時間 特別条項の場合でも以下の制限（罰則あり） ・ 時間外労働 年 720 時間以内 ・ 時間外労働と休日労働合計 月 100 時間未満、2 ～ 6 か月平均 80 時間以内 ・ 時間外労働 月 45 時間を超えることができるのは年 6 か月まで	連邦法上の規定なし	週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週 48 時間とする（17 週平均） ・ 最大 52 週まで労使協定により延長可 ・ 1 日の休息期間を最低連続 11 時間（18 歳未満の若年労働者については、12 時間以上）とする
時間外労働の割増賃金率	・ 法定 8 時間以上の労働：25%以上（注 4） ・ 深夜労働（午後 10 時から午前 5 時）：25%以上（時間外労働との重複は 50%以上）	50%	法令上の規定なし
休日労働の割増賃金	1 週 1 日又は 4 週 4 日以上の日を与えなければならない 割増賃金率： 35%以上（深夜労働との重複は 60%以上）	連邦法上の規定なし 割増賃金率： 法令上の規定なし	1 週 1 日の休日（若年労働者については 2 日） 割増賃金率： 法令上の規定なし
年次有給休暇取得時の要件	雇い入れの日から 6 か月間、その後は 1 年間の継続勤務をしていること 全労働日の 8 割以上を出勤していること	連邦法上の規定なし	13 週間

- 注 1) 上記の変形労働時間制とは別に「フレックスタイム制」がある。この場合、使用者が始業・終業時刻を当該労働者の決定に委ねることを就業規則等で定め、かつ一定事項を労使協定で定めれば、フレックスタイム制をとる労働者に対して、清算期間（1 か月以内で労使協定で定めた期間）を平均し、1 週間当たりの法定労働時間を超えない範囲で 1 週又は 1 日の法定時間を超えて労働させることができる。
- 2) ただし、1 日 12 時間、1 週 56 時間を超える労働に対しては、1.5 倍の割増賃金を支払わなければならない。これを怠った場合又は 1040 時間を超えて労働させた場合は、2 週の各々について 1 週 40 時間の規定が適用される。
- 3) 1 日 12 時間、1 週 56 時間を超える労働に対しては、1.5 倍の割増賃金を支払わなければならない。これを怠った場合又は 2240 時間を超えて労働させた場合は 52 週の各々について 1 週 40 時間の規定が適用される。保障時間を超えて労働させた場合、超えた時間について 1.5 倍の割増賃金を支払わなければならない。
- 4) ①特別条項付き 36 協定の「時間外労働の限度時間に関する基準」（厚生労働省告示）の限度時間を超え 1 か月 60 時間までの時間外労働に対する割増賃金率については、25%を上回る労使協定を締結するよう努めること。② 1 か月 60 時間を超える時間外労働について、使用者は 50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。中小企業は、2023 年 4 月から適用。③ 1 か月 60 時間を超える時間外労働について、労使協定によって改正法による法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払に代えて、有給の休暇を付与できる（①②③は 2008 年成立の改正労働基準法。施行は 2010 年 4 月）。

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	日本（続き）	アメリカ（続き）	イギリス（続き）
年次有給休暇の付与日数	6 か月で 10 日、2 年 6 か月まで 1 年ごとに 1 日追加、以後 1 年ごとに 2 日追加（最高 20 日） 2020 年の労働者 1 人平均付与日数は 17.9 日、うち取得日数は 10.1 日、取得率は 56.6%（厚生労働省 2021 年就労条件総合調査）	連邦法上の規定なし	5.6 労働週（最高 28 日）
年次有給休暇の連続付与	法令上の規定なし	連邦法上の規定なし	法令上の規定なし
年次有給休暇の付与方法	使用者は、労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季に与えることができる。使用者は、年 10 日以上年次有給休暇が付与される労働者に対しては、基準日から 1 年以内に 5 日について、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければならない。5 日を超える分については労使協定による計画的付与制度あり 労使協定により、1 年に 5 日分を限度として年次有給休暇を時間単位で取得することが可能	連邦法上の規定なし	<ul style="list-style-type: none"> 分割して取得可能 原則として、それが発生した年次休暇年内にのみ取得することが可能 雇用が終了した場合を除き、年次有給休暇を手当に置き換えることはできない 使用者は、休暇を禁じようとする期間の休暇日数に相当する長さの予告を与えることにより、特定の日の休暇を阻止することができる。また、一定の日に休暇の全部又は一部を取るよう求めることが可能
未消化年休の取扱い	次年度への繰越しが認められている（請求権の時効は 2 年）	連邦法上の規定なし	法令上の規定なし

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	ドイツ	フランス	EU 指令
根拠法	労働時間法 (ArbZG) 連邦労働者最低休暇法 (BurlG)	労働法典 L3121-27 条 (2008 年)	労働時間の設定に関する指令 (1993 年)
法定労働時間	平日 1 日 8 時間を超えてはならない (休憩を除いた時間)	1 週 35 時間又は年 1607 時間	7 日につき、時間外労働を含め、平均して、48 時間を超えないこと (算定期間は最長 4 か月)
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、3 万ユーロ以下の過料。さらに、当該行為を、①故意によって行い、それによって労働者の健康又は労働能力に危険を及ぼした場合、又は、②執拗に繰り返すことにより行った場合は、1 年以下の自由刑又は罰金刑。過失で健康を脅かした場合、6 か月の自由刑又は罰金	最長労働時間 (例えば、1 日当たり 10 時間) を超えて労働させた場合、第 4 種違警罪としての罰金が適用される (違警罪は、違法に雇用された労働者数と同じ数だけ罰金刑を生じさせる) (労働法典 L3121-18 条)	—
適用関係	適用除外： ・事業所組織法 5 条 3 項の管理職従業員及び主任医師 ・公務機関の長、その代理者、公務に従事する労働者で人事決定権限を有する者 ・家政共同体において、その保護の下にある者と共同生活をし、この者を独自の責任で教育、介護又は看護する労働者 ・聖職者 (他の法律の適用) ・その他別の法律の適用がある者として、① 18 歳未満の者 (年少者労働保護法による)、② 船員 (船員法による) 等 (注 5)	法定労働時間の適用除外： ・国有企業 (ガス、電気、国鉄等) (特別の身分規定) ・商業代理人 (労働法典特別規定) ・家事使用人 (労働法典特別規定) ・住込み不動産管理人 (労働法典特別規定) ・取締役 ・上級幹部職員 (幹部職カード) (労働法典特別規定) ・家内労働者 (労働法典特別規定) ・坑内労働者 (鉱山法典) ・農業労働者 (農村及び海事漁業法)	適用除外： 空路、鉄道、道路、海上、内水及び湖沼における輸送、漁業、その他の海上労働及び訓練中の医師の業務 加盟国による適用除外が可能なもの (年次休暇のみ適用)： ・役員又は自ら方針を決定する権限を有する者 ・家族労働者 ・教会又は教団の宗教的儀式を司る労働者 労働協約等による適用除外が可能なもの (注 6)： ・保安、監視の業務等

注 5) 事業所組織法 5 条 3 項の管理職従業員とは、①労働者を自己の判断で採用し、解雇する権限を有している者、②包括的代理権あるいは使用者との関係において重要な業務代理権を有している者、③その他、特別の経験と知識が必要とされる職務を通常行っており本質的に自由に決定を下す立場にある者。

6) 法律等で代償休息を与えることが条件。週労働時間、年次休暇は適用。

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	ドイツ（続き）	フランス（続き）	EU 指令（続き）
法定労働時間の特例	定期的に長時間の手待時間がある場合、労働協約又は労働協約に基づく事業所協定により、平日に 10 時間を超過して労働時間を延長可能（注 7）	「法定労働時間の適用除外」の項目参照 (p.223)。一部の産業では、超過勤務手当の支払対象となる労働時間が異なっている。勤務時間中に実際の就労をしない期間が含まれる職種（労働法典 L3121-13 条）、例えば、商品の輸送、青果物、食料品、乳製品の小売業などは週 38 時間までが法定労働時間。	使用者は、あらかじめ労働者の同意を得ている場合のみ、4 か月平均週 48 時間を超過して労働させることができる
弾力的労働時間制度	6 か月又は 24 週間単位の変形制： 6 か月又は 24 週以内（労働協約又は事業所協定でこれより長い期間の設定可）の期間を平均して週日の労働時間が 1 日 8 時間を超えない場合、1 日 10 時間まで労働時間を延長できる（ただし、夜間労働者については、変形期間は 1 か月又は 4 週以内）	包括労働時間制： 使用者は、①拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定又は異議申立権の対象とならない企業・事業場別協定を締結して、一定事項を記載すること、②労働時間が労働週で平均して週 35 時間を超えず、かつ年間 1607 時間を超えないこと、③ 1 日及び 1 週単位の最長労働時間を遵守すること（注 8） 年間労働日数制： 年間に就労する日数を予め定める制度。 適用対象は、労働時間の配分の裁量を委ねられ、且つ、所属する部署における通常の就業時間を適用するのが不可能な性質の業務に従事している幹部職員（カードル）か、労働時間を予め定めておくことが不可能で、大きな責任を持ち、就業時の時間配分に大きな独立性を持っている、つまり自分の意思で、労働時間を管理・調整することが可能な被用者に限られる（L3121-58 条） 予め定められた日数（最長で 218 日）を就労しなくてはならない。1 日または 1 週間の最長（可能）労働時間の規制は適用されない 休憩や休日、有給休暇などは、他の雇用労働者と同様に保証される。事前に定められた労働日数を超過して就労した場合は、超過勤務手当（少なくとも 10% の割増賃金）が支払われる（L3121-59 条）。ただし、原則として、235 日を超えて就労することはできない（L3121-66 条）	週の最高労働時間については、4 か月を超えない算定基礎期間において、時間外労働を含め 1 週を平均して 48 時間を超えない範囲で可

注 7) 定期的に長時間の手待時間がある場合とは、10 時間を超過する労働時間延長が労働保護法上有害でないと認められる程度で、具体的には全労働の 25% ないし 30% 程度以上の手待時間があることが必要であると一般的に解されている。

8) 「労働時間が 1 日 10 時間以下、1 週 48 時間以下、12 週平均 44 時間以下、年間 1607 時間以下であること」を要件として、1 年単位の弾力的労働時間制を導入することができる（労働法典 L3121-34 条～L3121-36 条）。

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	ドイツ（続き）	フランス（続き）	EU 指令（続き）
時間外労働の上限規制	労働協約又は事業所協定に定めをおくことにより、定期的に長時間の手待時間がある場合（労働協約又は事業所協定の定めが必要）、週日に1日10時間まで労働時間を延長することが可能。ただし、12か月平均の週労働時間が48時間を超えてはならない（7条） （注9）	業界、グループ企業、企業、事業所単位での労使合意のもとに、従業員が希望し、かつ雇用主が認める場合、法定残業時間の上限、又は労働協定により定められた残業時間の上限を超えて、残業を行うことができる。法定の時間外労働時間の上限は、「時短緩和法」により180時間から220時間に引上げられた （注10）	週労働時間の上限は時間外労働を含め平均して週48時間とする（算定基準期間は4か月以内）。 24時間につき最低連続11時間の休憩時間（裏を返せば1日につき労働時間の上限は原則として13時間）
時間外労働の割増賃金率	法令上の規定なし 一般に身体障害者は時間外労働に拒否権を持つ。妊婦、授乳者に対する時間外労働は禁止	25%（労働法典 L3121-36 条） 労使で合意した拡張適用される産業部門労働協約・労使協定がない場合、最初の8時間（週35時間から43時間まで）について、それを超える部分については50%。 労働協約がある場合、協約によって定められる10%以上の割増率で割増賃金を支払えばよいものとされている。	—
休日労働の割増賃金	原則として、日曜日及び法定の祭日は労働者を就業させてはならない。ただし、マスメディア及び輸送業務等については例外が認められている 割増賃金率：法令上の規定なし	原則として、①1週につき6労働日を超えて労働させることの禁止、②週休は少なくとも継続する24時間、③日曜日に与えなければならない ただし、一定の場合に適用除外あり （注11）	—
年次有給休暇取得時の要件	労働契約が成立してから6か月以上	同一の使用の下で最低でも（実働で）10日間勤務すること	加盟国の法令や慣行の定める取得と付与の条件による

注9) 緊急事態又は非常事態が発生した場合は、一時的な労働については、異なる定めをすることができる（14条）。さらに、特別な前提条件下で、管轄官庁が、同法労働時間からの逸脱を認することもできる（15条）。

10) 上限を超えた残業時間に対する手当の支給金額は労使協定で定められており、増額率は通常の残業時間に適用される率を下回することはできない。また、週単位の法定最長労働時間（同じ週で、48時間、12週平均で週44時間）を超えることはできない。ただし、年間枠を超えた残業時間に対して法定代休を与えることはできない（労働法典 D3121-14-1条、L3121-22条）。

11) 割増賃金率（2009年の法改正以降）：例えば、日曜日が定休日の商店が、例外的に日曜日に営業する場合、日曜日に就業する従業員に対して、少なくとも2倍の賃金を支払わなくてはならない。ただし、観光地などの日曜営業の場合は、その限りではない（労働法典 L3132-27条）。

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	ドイツ（続き）	フランス（続き）	EU 指令（続き）
年次有給休暇の付与日数	・1 暦年につき 24 週日 ・週 5 日制の場合は 20 週日 (週日とは日曜日、日曜日以外の所定休日及び法定祝日を除く暦日)	1 年 30 労働日(1 か月につき 2.5 労働日) (労働法典 L3141-3 条)	最低 4 週間の年次有給休暇を付与（代償手当は禁止）
年次有給休暇の連続付与	連続 12 週日の付与を要するが、労働協約等で異なる定めも可能	連続 12 労働日を超える有給休暇を、1 年に 1 度以上与えなければならない ただし、連続して取得することのできる有給休暇の最高日数は 24 労働日 (労働法典 L3141-4 条)	—
年次有給休暇の付与方法	使用者が労働者の希望を配慮した上で決定（使用者に決定権） ただし、従業員代表がある場合には、代表と合意の上で定める	休暇取得可能時期（労働協約又は団体協定で定めた 5 月 1 日～10 月 31 日を含む期間）に労働協約、団体協定の規定又は慣習により付与。これらがいない場合は従業員代表委員の意見聴取後使用者が付与 (労働法典 L3141-13 条)	—
未消化年休の取扱い	休暇は休暇年度内に付与、取得するものとされているため繰越しは原則として認められない。事業所の都合、又は個人的な都合で繰り越された場合にも翌歴年開始 3 か月以内に取得しなければならない	産業別、グループ企業単位、企業レベル、事業所レベルでの労使合意に基づき「労働時間貯蓄口座（Compte-Epargne Temps）」を制定でき、従業員は有給休暇の権利を蓄積し、消化できなかった休暇、取得できなかった休憩を金額に換算して、報酬として即時にあるいは延期して受け取ることができる（労働法典 L3151-2 条など）	—

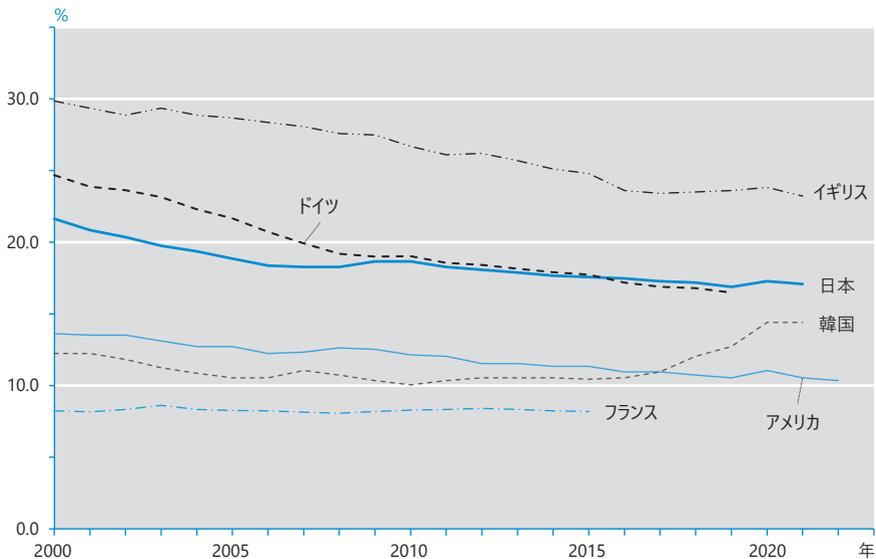
出典：労働政策研究・研修機構（2012.3）「労働時間規制に係る諸外国の制度についての調査（資料シリーズ No.104）」報告書、中窪裕也（1995）「アメリカ労働法」、厚生労働省ウェブサイト、イギリス：Gov.uk、ドイツ：労働社会省及び法律サイト、フランス：労働省及び政府公共サービスサイト、EU：欧州委員会及び各国ウェブサイト等。

7

労働組合・労使関係・労働災害

Trade Union, Industrial Relations
and Occupational Accidents

7-1 労働組合組織率の推移

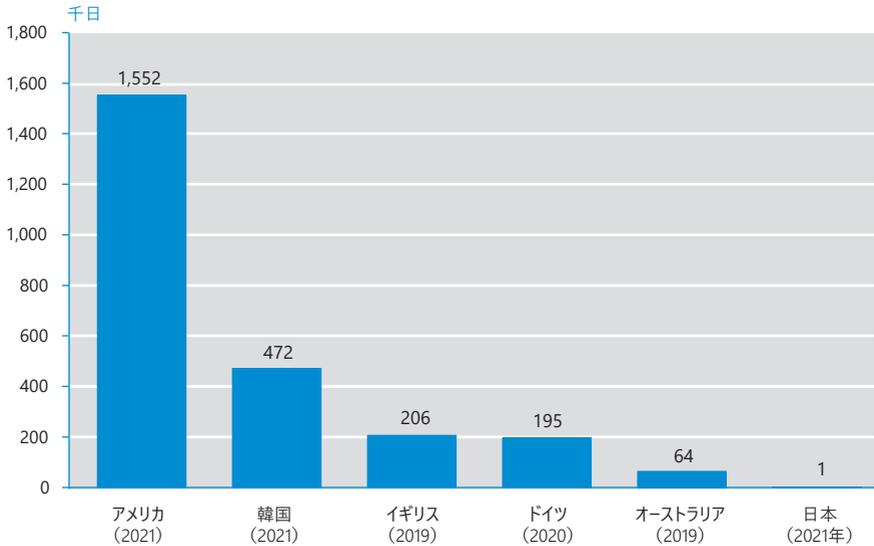


[関連表](#) p.230 「第7-1表 労働組員数・組織率」

主要国の労働組合組織率の変化をみると、ほとんどの国で過去20年余りにわたって低下傾向にある。相対的に組織率の高い国ほど、急速な低下を経験しており、例えばイギリスでは、2000年の29.8%から2021年には23.1%と6.7ポイント低下、日本では、同じ期間に21.5%から16.9%へと4.6ポイント低下している。また、ドイツでは、2000年の24.6%から2019年には16.3%と8.3ポイント低下している。

なお、韓国ではここ数年、他の各国とは対照的に、組織率が上昇に転じている。

7-2 労働争議による労働損失日数



[関連表](#) p.232 「第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数」

各国の労働争議統計が採用する定義が異なるため厳密な比較はできないが、直近年の労働損失日数はアメリカが155.2万日（2021年）、韓国47.2万日（2021年）、イギリス20.6万日（2019年）、ドイツ19.5万日（2020年）、オーストラリア6.4万日（2019年）となっている。一方、日本は労働損失日数が1,388日（2021年）と少ない。

長期的にみると、多くの国で労働損失日数は減少傾向にある。しかし、ひとたび大規模な労働争議が発生すると、それに伴って労働損失日数が跳ね上がるため、各国の値は年によってバラツキが大きい。

第7-1表 労働組合員数・組織率

Table 7-1: Trade union membership and density rates

	2000年	2005	2010	2015	2018	2019	2020	2021	
組合員数									Membership
千人									thousands
日本	11,539	10,138	10,054	9,882	10,070	10,088	10,115	10,078	JPN
アメリカ	16,334	15,685	14,715	14,795	14,744	14,574	14,253	14,012	USA
イギリス	7,119	7,083	6,589	6,497	6,350	6,440	6,507	6,445	UK
ドイツ	7,928	6,856	6,330	6,295	—	—	—	—	DEU
フランス	1,781	1,779	1,823	e 1,849	—	—	—	—	FRA
韓国	1,527	1,506	1,643	1,939	2,331	2,539	2,805	2,993	KOR
シンガポール	314	450	550	719	763	786	782	785	SGP
マレーシア	734	761	803	913	931	949	957	—	MYS
オーストラリア 1)	—	1,871	1,744	1,546	1,534	—	1,500	1,423	AUS
組織率									Density rates
									%
日本	21.5	18.7	18.5	17.4	17.0	16.7	17.1	16.9	JPN
アメリカ	13.4	12.5	11.9	11.1	10.5	10.3	10.8	10.3	USA
イギリス	29.8	28.6	26.6	24.7	23.4	23.5	23.7	23.1	UK
ドイツ	24.6	21.5	18.9	17.6	16.6	16.3	—	—	DEU
フランス	8.0	8.0	8.0	7.9	—	—	—	—	FRA
韓国	12.0	10.3	9.8	10.2	11.8	12.5	14.2	14.2	KOR
シンガポール 2)	14.5	19.4	17.7	19.7	20.5	20.8	21.7	21.6	SGP
マレーシア 3)	10.7	10.0	8.9	8.8	8.7	8.5	8.3	—	MYS
オーストラリア 1)	—	23.9	19.5	15.6	14.6	—	14.3	12.5	AUS

e) 推計値。

e) Estimated.

出典：日本：厚生労働省（2022.3）「労働組合基礎調査（時系列表）」

アメリカ：労働統計局(BLS)（2023.1）*Union affiliation data from the CPS*イギリス：Gov.UK（2022.5）*Trade Union Statistics 2021*ドイツ、フランス：OECD (<https://stats.oecd.org/>) 2023年1月現在、OECD（2019）*Trade union density (Edition 2018)*韓国：雇用労働部(MOEL)、政府ウェブサイト (<https://www.index.go.kr/>) 2023年1月現在シンガポール：人材開発省ウェブサイト (<https://stats.mom.gov.sg/>) 2023年1月現在

マレーシア：統計局(DOSM)、人的資源省ウェブサイト 2023年1月現在

オーストラリア：統計局(ABS) (<https://www.abs.gov.au/>) 2023年1月現在

注 1) 2015年の欄は2016年、2021年の欄は2022年の数値。組織率はJILPTIにおいて算出（組合員数と非組合員数の計に占める組合員の割合）。

2) 組織率はJILPTIにおいて算出（就業者総数に占める membership of employees' trade unions の割合）。

3) 組織率はJILPTIにおいて算出（雇用者に占める membership of trade unions の割合）。

第7-2表 労働組合組織率 (ILO データベース)

Table 7-2: Union density rates according to the ILO Union Database

	2000年	2005	2010	2016	2017	2018	2019	2020	
									%
日本	21.5	18.8	18.4	17.4	17.1	17.0	16.8	—	JPN
アメリカ	12.9	12.0	11.4	10.3	10.3	10.1	9.8	10.3	USA
カナダ	30.1	29.8	29.3	28.4	28.4	28.1	28.3	29.4	CAN
イギリス	29.8	28.4	26.4	23.3	23.1	23.2	23.4	—	UK
ドイツ	24.5	21.5	18.8	17.0	16.7	16.5	16.2	—	DEU
フランス	12.6	10.6	10.8	11.0	9.0	8.9	—	—	FRA
イタリア	35.0	33.8	35.3	33.6	33.2	32.6	32.5	—	ITA
オランダ	22.3	21.0	19.3	17.3	16.8	16.5	15.4	—	NLD
ベルギー	56.4	54.9	52.7	51.6	50.7	50.0	49.1	—	BEL
デンマーク	74.5	71.5	68.1	67.4	66.7	67.6	67.0	—	DNK
スウェーデン	79.6	74.2	63.5	61.7	60.8	60.1	65.2	—	SWE
フィンランド	74.2	72.7	71.4	65.7	62.9	60.0	58.8	—	FIN
ノルウェー	53.6	51.2	50.5	50.0	50.0	49.9	50.4	—	NOR
ロシア 1)	—	43.5	33.7	28.0	27.4	—	—	—	RUS
オーストリア	37.4	33.8	28.9	26.9	26.6	26.3	26.2	—	AUT
スイス	20.6	19.8	17.6	15.2	14.9	14.4	—	—	CHE
スペイン	17.6	15.5	18.2	13.9	13.4	13.0	12.4	—	ESP
ポルトガル	21.6	21.6	19.8	15.3	—	—	—	—	PRT
中国	—	—	34.7	44.6	44.2	—	—	—	CHN
韓国	11.4	11.8	11.4	12.0	12.4	12.5	12.4	12.4	KOR
シンガポール	15.6	19.4	18.0	21.8	22.2	21.9	22.2	—	SGP
マレーシア	10.7	10.0	9.1	8.8	8.7	8.7	—	—	MYS
タイ	—	—	3.1	3.4	3.3	3.4	3.3	—	THA
インドネシア 2)	36.4	9.9	7.0	17.9	14.4	14.3	13.0	—	IDN
フィリピン	—	11.8	8.8	8.0	8.0	7.7	7.6	8.5	PHL
オーストラリア	26.5	24.0	19.7	14.6	—	13.7	—	—	AUS
ニュージーランド	22.4	22.3	21.4	18.8	18.5	19.2	18.8	18.9	NZL
ブラジル 3)	20.1	20.0	18.5	16.9	16.8	14.6	13.0	—	BRA
メキシコ	16.9	16.9	14.2	12.5	12.4	11.9	12.1	13.2	MEX

出典：ILOSTAT(<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2022年9月現在

注：原則、雇用者が対象。国によってデータ収集手法、定義、計算手法が異なるため、時系列・各国間の厳密な比較はできない。

- 1) 2005年の欄は2006年の数値。
- 2) 2000年の欄は2001年、2005年の欄は2006年、2010年の欄は2012年の数値。
- 3) 2010年の欄は2011年の数値。

第 7-3 表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days lost

	2005年	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
労働争議件数	Number of labour disputes								
件	cases								
日本 1)	50	38	39	38	26	27	35	32	JPN
アメリカ 2)	22	11	12	7	20	25	8	16	USA
カナダ 3)	260	174	237	191	173	128	66	186	CAN
イギリス 4)	116	92	106	79	81	96	—	—	UK
ドイツ 5)	—	131	1,618	1,170	1,528	1,252	1,265	—	DEU
スウェーデン 6)	14	5	5	6	1	6	0	2	SWE
ロシア 7)	2,575	—	5	1	2	0	2	—	RUS
香港 8)	1	3	2	—	5	—	—	—	HKG
韓国 9)	287	86	105	101	134	141	105	141	KOR
タイ 10)	9	3	6	5	2	7	1	—	THA
フィリピン 11)	26	8	5	9	14	18	5	—	PHL
インド 12)	456	429	150	—	—	—	—	—	IND
オーストラリア 13)	472	—	228	—	163	147	—	—	AUS
ニュージーランド 14)	60	17	5	6	143	110	—	—	NZL
労働争議参加人員	Number of workers involved								
千人	thousand people								
日本 1)	4	2	13	8	1	5	1	1	JPN
アメリカ 2)	100	45	47	25	485	426	27	81	USA
カナダ 3)	199	58	429	206	86	46	624	290	CAN
イギリス 4)	93	133	81	33	39	40	—	—	UK
ドイツ 5)	17	12	230	61	682	88	140	—	DEU
スウェーデン 6)	1	3	0	0	0	1	0	7	SWE
ロシア 7)	85	—	1	0	0	0	0	—	RUS
香港 8)	0	0	0	—	—	—	—	—	HKG
韓国 9)	118	40	77	130	81	35	68	51	KOR
タイ 10)	3	2	2	2	0	2	0	—	THA
フィリピン 11)	9	3	1	2	8	4	3	—	PHL
インド 12)	2,914	1,063	473	—	—	—	—	—	IND
オーストラリア 13)	241	—	73	—	58	53	—	—	AUS
ニュージーランド 14)	18	6	2	0	11	52	—	—	NZL

第 7-3 表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数（続き）

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days lost (cont.)

	2005年	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
労働損失日数									Number of days lost
千日									thousand days
日本 1)	6	23	15	15	1	11	2	1	JPN
アメリカ 2)	1,736	302	740	440	2,815	3,244	966	1,552	USA
カナダ 3)	4,148	1,202	1,846	1,201	1,134	1,213	1,452	1,324	CAN
イギリス 4)	224	365	170	276	273	206	—	—	UK
ドイツ 5)	19	25	1,092	129	571	162	195	—	DEU
スウェーデン 6)	1	29	—	3	0	8	0	—	SWE
ロシア 7)	86	—	10	0	1	0	1	—	RUS
香港 8)	0	0	0	—	—	—	—	—	HKG
韓国 9)	848	511	447	862	552	402	554	472	KOR
タイ 10)	46	50	88	62	3	52	2	—	THA
フィリピン 11)	123	34	5	25	161	147	143	—	PHL
インド 12)	29,665	17,932	2,334	—	—	—	—	—	IND
オーストラリア 13)	228	—	83	—	106	64	—	—	AUS
ニュージーランド 14)	30	6	0	0	0	0	—	—	NZL

出典：日本：厚生労働省（2022.8）「労働争議統計調査（時系列表）」

アメリカ：連邦労働統計局(BLS)（2022.2）Work Stoppages

カナダ（2015年以降）：カナダ政府サイト (<https://www.canada.ca/>) 2022年9月現在

タイ（2010年以降）：タイ労働省労働保護・福祉局 (<https://relation.labour.go.th/>) 2022年9月現在

その他：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2022年9月現在

注 1) 件数は半日以上のス（同盟罷業）及び作業所閉鎖件数。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。損失日数はスト又は作業所閉鎖により労働に従事しなかった延べ日数。

2) 1000人未満の争議を除く。

3) 参加人員が10人日以上の争議を対象。

4) 2005年は政治的ストを除く。2010年は1日に満たない争議を除く。2015年以降は10人未満の争議を除く。

5) 1日に満たない争議を除く。2018年以降はストライキのみ。

6) 参加人員は実際に争議に参加した労働者数。

7) 2005年は半日に満たない争議を除く。2015年、2018年はストライキのみ、2017年はロックアウトのみ。2015年以降の参加人員は実際に争議に参加した労働者数。

8) 2005年は公的部門、2010年以降は民間部門が対象。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。2010年はストライキのみ。

9) 参加人員は実際に争議に参加した労働者数。2010年以降はストライキのみ。2015年以降は8時間に満たない争議を除く。

10) 2018年はロックアウトのみ、2020年はストライキのみ。

11) 1日に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。2015年はストライキのみ。

12) 10人未満の争議を除く。2005年は政治的なストを除く。争議参加人員の2015年は暫定値。

13) 10日に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。

14) 2010年以降は、5日未満の争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。

第 7-4 表 労災被災者数・労働損失日数

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost

	2005年	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
負傷者数	Number of workers non-fatally injured as a result of occupational accidents								
千人	thousand people								
日本 1)	131.5	115.5	115.3	119.5	126.4	124.8	130.4	149.1	JPN
アメリカ 2)	1,235	1,191	1,153	1,109	1,134	1,108	1,425	—	USA
カナダ 3)	337.9	249.9	232.6	251.6	264.4	271.8	253.4	—	CAN
イギリス 4)	148.0	116.7	73.4	71.5	70.4	66.6	51.2	—	UK
ドイツ 5)	1,029.5	930	900	878.5	877.5	867.5	766.2	—	DEU
フランス 6)	699.2	593.0	731.1	753.2	771.8	778.8	624	—	FRA
イタリア 7)	555.5	437.8	295.2	294.2	291.5	289.3	323.7	—	ITA
スウェーデン	31.7	34.2	36.4	36.8	36.5	40.7	39.9	—	SWE
中国	—	1,135	1,067	1,032	1,090	1,122	1,108	—	CHN
香港	44.1	41.7	35.7	—	—	—	—	—	HKG
韓国	85.4	98.6	90.1	89.8	102.3	109.2	108.4	—	KOR
シンガポール	3.4	10.3	12.3	12.5	12.8	13.7	11.3	12.7	SGP
マレーシア	—	—	39.0	39.3	40.6	—	—	—	MYS
タイ	57.1	0.1	—	—	—	94.3	84.9	—	THA
オーストラリア 8)	105.4	92.3	110.3	106.3	—	—	—	—	AUS
ニュージーランド 9)	26.6	20.2	25.0	—	—	—	—	—	NZL
死亡者数	Number of workers fatally injured, where death occurred								
人	people								
日本 1)	1,514	1,195	972	978	909	845	802	867	JPN
アメリカ 2)	5,734	4,690	4,836	5,147	5,250	5,333	4,764	—	USA
カナダ	1,098	1,014	852	951	1,027	925	924	—	CAN
イギリス 4)	164	122	108	97	106	77	88	—	UK
ドイツ 5)	863	567	477	430	397	416	371	—	DEU
フランス 6)	474	537	595	585	615	803	541	—	FRA
イタリア 7)	918	718	543	484	523	491	776	—	ITA
スウェーデン	67	54	34	44	50	36	24	—	SWE
中国	—	5,213	8,192	8,873	10,071	10,552	11,718	—	CHN
香港	187	183	177	—	—	—	—	—	HKG
韓国	2,493	2,200	1,810	1,957	2,142	2,020	2,062	—	KOR
シンガポール	44	55	66	42	41	39	30	37	SGP
マレーシア	—	—	308	256	221	—	—	—	MYS
タイ	1,444	619	—	—	—	639	588	—	THA
オーストラリア 8)	182	216	195	191	—	—	—	—	AUS
ニュージーランド 9)	109	118	48	—	—	—	—	—	NZL

第 7-4 表 労災被災者数・労働損失日数（続き）

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost (cont.)

	2005年	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
労働損失日数	Number of days lost by cases of occupational injury								
千日	thousand days								
イギリス 4)	6,411	4,503	4,493	3,927	4,706	6,316	—	—	UK
ドイツ 5)	—	—	—	11,030	11,203	11,070	9,929	—	DEU
フランス 6)	33,252	11,180	14,228	14,933	15,279	15,587	12,140	—	FRA
イタリア 7)	13,109	7,247	4,388	4,495	5,144	5,167	6,401	—	ITA
スウェーデン	—	363	399	423	423	502	557	—	SWE
香港	408	333	314	—	—	—	—	—	HKG
シンガポール	51	533	685	545	531	545	417	512	SGP
マレーシア	—	—	—	3,580	1,474	—	—	—	MYS
フィリピン 10)	—	—	113	115	—	—	—	—	PHL
ニュージーランド 9)	1,935	1,385	1,821	—	—	—	—	—	NZL

出典：日本：厚生労働省「労働災害発生状況」各年版

アメリカ：連邦労働統計局(BLS) (<https://www.bls.gov/iif/>) 2022年9月現在

カナダ：AWCBC (<https://awcbc.org/en/statistics/>) 2022年9月現在

イギリス：安全衛生庁(HSE) (<https://www.hse.gov.uk/>) 2022年10月現在

中国：国家統計局(NBS)「中国労働統計年鑑」各年版

韓国：雇用労働部 (<http://laborstat.moel.go.kr/>) 2022年10月現在

シンガポール（2010年以降）：人材開発省(MOM) (<https://stats.mom.gov.sg/>) 2022年10月現在

その他：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2022年9月現在

注 1) 負傷者数は4日以上休業を伴うもの。

2) 2005年の負傷者数は民間企業のみ。その他は民間企業及び政府機関の合計。負傷者数の欄は休業を伴う労働災害発生件数で、11人未満の農場を除く。

3) 負傷者数の欄は、傷病者が対象。

4) 4月から翌年3月までの年度の数値。負傷者数は雇用者と自営業者。死亡者数は雇用者が対象、2020年度は速報値。3日以上休業を伴うもの。損失日数は死亡を除く推計値。

5) 2005年の負傷者数は4日以上、2012年以降は2日以上休業を伴うもの。2005年の死亡者数は、災後1か月以内の死亡者数。

6) 2010年以降は1日以上休業を伴うもの。

7) 2005年は4日以上休業を伴うもの。

8) 年度の数値。2005年は6日以上、2010年以降は1週間以上の休業を伴うもの。

9) 2010年の負傷者数は4日以上、死亡者数は被災後1年以内に死亡したもの。

10) 20人以上の事業所が対象。民間企業を対象とし、1日以上休業を伴うもの。

第 7-5 表 労働災害の度数率

Table 7-5: Incidence rates of occupational accidents

	2005年	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
事業所規模別（常用雇用者数）	by establishment size (employees)								
日本 1)	JPN								
調査産業計 2)	Total industries surveyed								
100人以上	1.95	1.61	1.61	1.66	1.83	1.80	1.95	2.09	100+
30 - 99人	3.34	2.57	2.90	3.20	3.62	3.35	3.14	3.35	30 - 99
総合工事業 3)	Contractors								
100人以上	0.97	1.56	0.92	0.81	1.09	1.69	1.30	1.39	100+
アメリカ 4)	USA								
産業計 5)	Total private industries surveyed								
1人以上計	4.6	3.5	3.0	2.8	2.8	2.8	2.7	-	Total (1+)
1,000人以上	5.2	4.0	3.3	3.2	3.0	2.9	3.3	-	1,000+
250- 999人	5.2	3.8	3.3	3.1	3.1	3.0	3.0	-	250 - 999
50- 249人	5.8	4.4	3.7	3.5	3.5	3.4	3.5	-	50 - 249
11- 49人	4.1	3.2	2.8	2.6	2.5	2.5	2.2	-	11 - 49
1- 10人	2.0	1.6	1.4	1.2	1.3	1.2	1.1	-	1 - 10

出典：日本：厚生労働省（2022.11）「労働災害動向調査（時系列表）」

アメリカ：労働統計局(BLS)（2021.11）Workplace Injuries and Illness 2021

注：「労働災害」とは、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、業務上の負傷、業務上の疾病及び死亡をいう。ただし、業務上の疾病であっても、遅発性のもの、食中毒及び感染症は除く。なお、通勤災害による負傷、病及び死亡は除く。

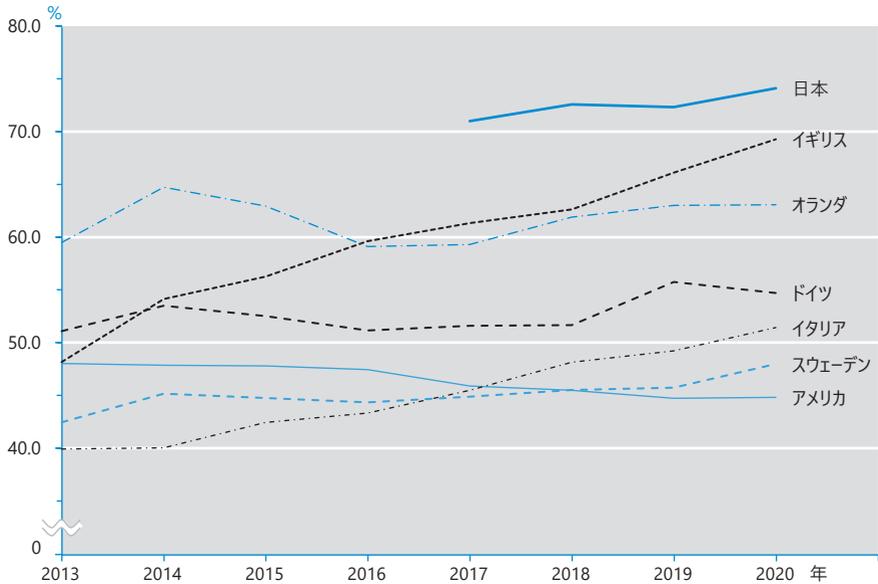
- 日本の「度数率」は、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。本表においては、休業1日以上及び身体の一部又は機能を失う労働災害による死傷者数に限定している。
度数率 = (労働災害による死傷者数 / 延べ実労働時間数) × 1,000,000
- 調査産業計は建設業（総合工事業）を除く。2008年より医療・福祉（一部の業種に限る）を含み、複合サービス事業（郵便局に限る）を除く。また、鉱山保安法の適用を受ける鉱山、国営の事業所を除く。2011年より農業、2018年より漁業を含む。
- 総合工事業に属し、工事の種類が河川土木工事業、水力発電施設等新設事業、鉄道又は軌道新設事業、地下鉄建設事業、橋りょう建設事業、ずい道新設事業、道路新設事業、その他の土木工事業、舗装工事業、建築工事業、その他の建築事業であるもの。
- アメリカの「度数率」は、フルタイム労働者100人の年間延労働時間（20万労働時間 = 100人 × 40時間 × 50週）当たりの傷病者数（死亡者数は含まない）の比率。
度数率 = (負傷者数 / 延べ労働時間数) × 200,000
- 調査対象は1人以上（ただし、農業生産のみ11人以上）の労働者を雇用している事業所が対象。

8

教育・職業能力開発

Education and Human Resources Development

8-1 高等教育への進学率



[関連表](#) p.239「第8-1-1表 高等教育への進学率」、p.240「第8-1-2表 高等教育の教育段階別進学率」

各国の教育制度や、その中で高等教育の位置づけは多様であり、このため高等教育への進学率の比較には、注意を要する(p.241～247「第8-2表 各国の学校系統図」参照)。

OECDが毎年発行する『Education at a Glance』は、各国の高等教育（日本では短期大学等から大学院の博士課程までに相当）への進学率を掲載している。上のグラフは、このうち25歳未満層における進学率を示したものであるが、アメリカの44.9%から日本の74.1%（いずれも2020年）まで、各国の進学率には大きなばらつきが見られることがわかる。また、長期的には上昇傾向にあるとされるものの、短期の増減が少なからずみられ、景気動向や制度的な変化など、多様な要因による影響が類推される。

日本の高等教育進学率は高い水準にあるが、学士課程相当以上（国際標準教育分類のレベル6以上）に限定する場合、他国に比して進学率が低下する（レベル6は50.8%、レベル7は7.4%、レベル8は0.7%）。これには、短期高等教育（同レベル5）が教育制度に占める役割が、他国とは異なることが影響していると考えられる。

第 8-1-1 表 高等教育への進学率

Table 8-1-1: Entry rates to tertiary education

	高等教育計 (ISCED2011 レベル5~7、25歳未満) 1)								%
	2013年	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
日本	—	—	—	—	71.0	72.6	72.3	74.1	JPN
アメリカ	48.1	47.9	47.8	47.5	45.9	45.5	44.8	44.9	USA
カナダ	—	—	—	—	64.0	—	67.0	—	
イギリス	48.2	54.2	56.3	59.6	61.4	62.7	66.1	69.3	UK
ドイツ	51.1	53.5	52.5	51.2	51.6	51.7	55.8	54.7	DEU
フランス	—	—	—	—	—	—	—	—	FRA
イタリア	39.9	40.1	42.5	43.4	45.5	48.2	49.3	51.5	ITA
オランダ	59.5	64.7	63.0	59.1	59.3	61.9	63.0	63.1	NLD
ベルギー	63.6	63.8	65.7	68.9	72.5	67.9	66.1	67.4	BEL
デンマーク	—	64.5	59.8	58.5	58.0	57.7	61.8	59.9	DNK
スウェーデン	42.5	45.2	44.8	44.4	44.9	45.5	45.8	48.0	SWE
フィンランド	45.3	43.9	45.7	46.1	46.8	46.6	48.2	50.2	FIN
ノルウェー	59.4	65.5	59.8	61.6	59.0	57.5	55.2	58.2	NOR
オーストリア	59.6	56.1	57.3	57.3	56.7	57.8	58.4	58.9	AUT
スイス	47.6	55.2	55.4	47.3	46.6	47.9	50.1	52.3	CHE
スペイン	61.7	63.7	64.2	64.2	70.1	67.3	66.6	66.9	ESP
ポルトガル	47.4	47.7	48.3	57.4	57.2	59.8	59.7	64.3	PRT
チェコ	58.7	59.6	57.2	57.8	57.5	56.6	58.2	61.4	CZE
ポーランド	71.2	67.3	67.9	69.2	70.0	70.4	71.5	66.8	POL
韓国	—	—	—	—	—	—	—	—	KOR
オーストラリア	—	—	—	—	—	—	—	—	AUS
ニュージーランド	67.5	71.0	70.0	68.0	66.4	65.9	66.3	58.1	NZL
メキシコ	35.5	35.5	36.3	41.5	42.7	44.7	48.6	49.5	MEX

Total tertiary education (ISCED2011* levels 5 to 7) , under 25 years old

* ISCED2011: International Standard Classification of Education; level 5: Short-cycle tertiary education; level 6: Bachelor's or equivalent level; level 7: Master's or equivalent level.

出典 : OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Education at a Glance —Entry rates" 2023年1月現在

注 : 本表における進学率は、各年齢人口のうち当該年齢で高等教育機関に初めて進学した者の割合を指す。留学生も集計対象に含むため進学率が100%を超える場合がある。

- 1) ここでいう高等教育は、国際標準教育分類(ISCED) 2011のレベル5 : 短期高等教育、レベル6 : 学士号・学士号同等、レベル7 : 修士号・修士号同等の合計を指す。ほかにレベル8 : 博士号・博士号同等がある。日本は、短期大学又は専門学校等から大学院の修士及び博士課程相当までが高等教育計に含まれる。

第8-1-2表 高等教育の教育段階別進学率

Table 8-1-2: Entry rates to tertiary education by level of education

ISCED2011区分	25歳未満		25歳未満		30歳未満		
	レベル5~7	レベル5	レベル6	レベル7	レベル8		
	高等教育計	短期課程	学士課程	修士課程	博士課程		
2020年、%							%, 2020
日本	74.1	—	50.8	7.4	0.7	JPN	
アメリカ	44.9	29.2	—	9.4	0.8	USA	
カナダ 1)	67.0	26.3	44.2	9.2	1.1	CAN	
イギリス	69.3	9.2	66.0	29.6	2.6	UK	
ドイツ	54.7	0.3	44.5	27.7	2.4	DEU	
フランス	—	27.1	54.8	39.3	2.0	FRA	
イタリア	51.5	1.1	44.8	27.2	1.3	ITA	
オランダ	63.1	2.5	61.6	22.9	1.2	NLD	
ベルギー	67.4	2.1	69.8	32.7	—	BEL	
デンマーク	59.9	12.7	53.0	29.7	1.8	DNK	
スウェーデン	48.0	4.8	32.9	25.4	1.1	SWE	
フィンランド	50.2	—	48.0	7.2	1.2	FIN	
ノルウェー	58.2	3.2	49.6	30.4	1.3	NOR	
オーストリア	58.9	29.3	37.6	22.8	1.8	AUT	
スイス	52.3	0.8	48.7	20.9	3.8	CHE	
スペイン	66.9	27.8	43.1	18.8	1.9	ESP	
ポルトガル	64.3	7.2	50.0	32.6	2.0	PRT	
チェコ	61.4	0.4	56.2	29.1	2.6	CZE	
ポーランド	66.8	0.0	61.6	33.1	0.7	POL	
韓国	—	29.6	66.0	7.7	1.7	KOR	
オーストラリア	—	24.7	72.8	22.9	1.3	AUS	
ニュージーランド	58.1	13.4	50.6	7.0	1.1	NZL	
メキシコ	49.5	4.0	45.6	3.6	0.2	MEX	
ISCED2011*	levels 5 to 7	level 5	level 6	level 7	level 8		
age	Under 25	Under 25		Under 30			

* ISCED2011: International Standard Classification of Education; level 5: Short-cycle tertiary education; level 6: Bachelor's or equivalent level; level 7: Master's or equivalent level; level 8: Doctoral or equivalent level.

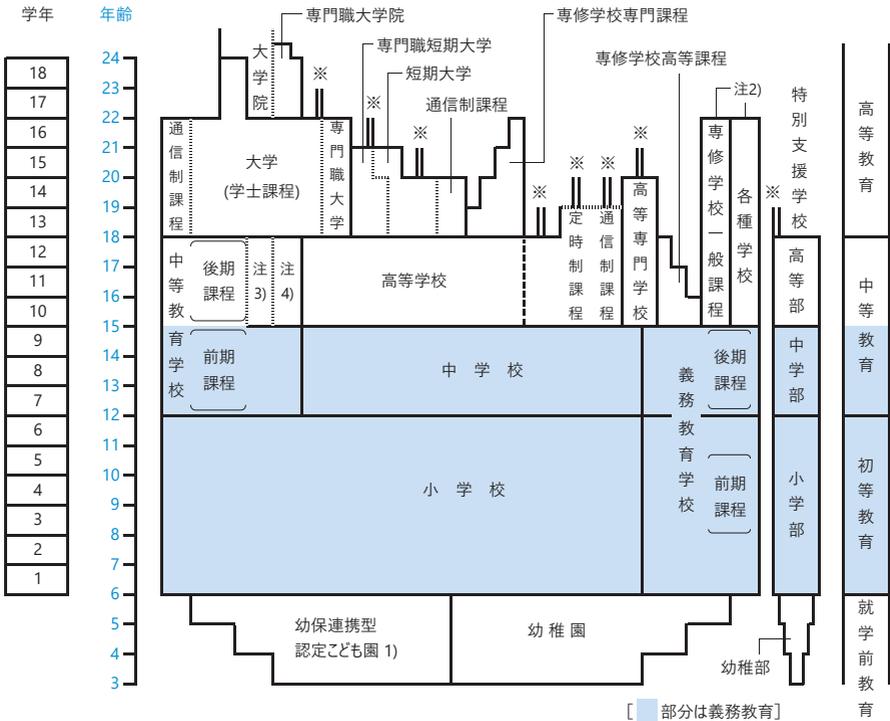
出典：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Education at a Glance —Entry rates" 2023年1月現在

注：注及び定義は第8-1-1表 (p.239) に準ずる。

1) 2019年。

第 8-2-1 表 日本の学校系統図

Table 8-2-1: School system, Japan



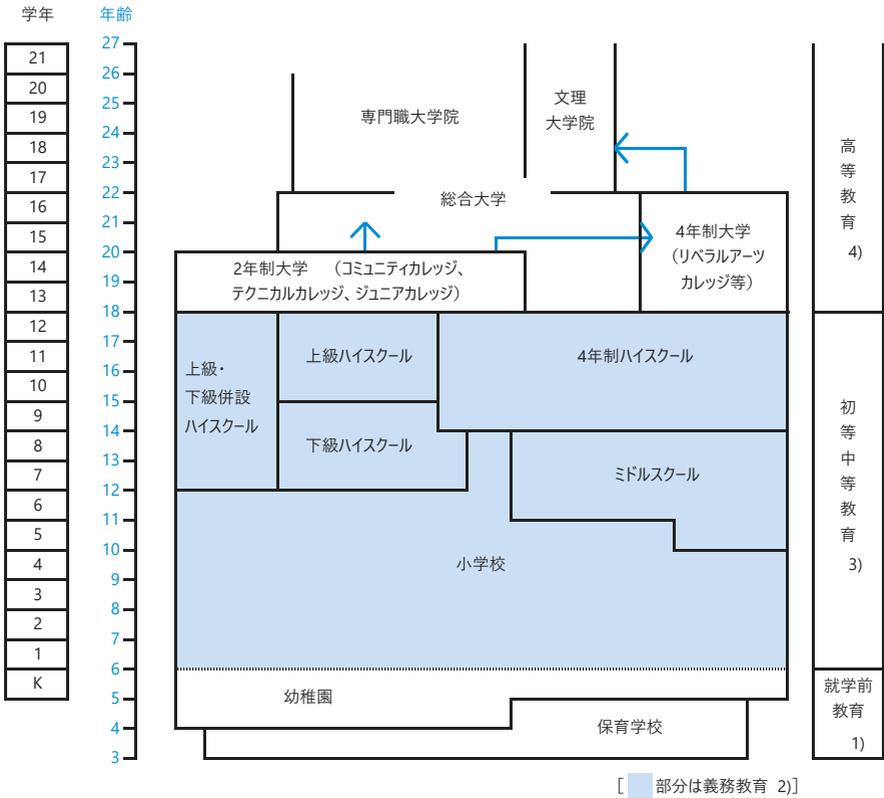
出典：文部科学省（2022.10）「2022年版諸外国の教育統計」

注：※印は専攻科を示す。高等学校、中等教育学校後期課程、大学、短期大学、特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。

- 1) 幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設であり0～2歳児も入園することができる。
- 2) 専修学校の一般課程と各種学校については年齢や入学資格を一律に定めていない。
- 3) 定時制課程。
- 4) 通信制課程。

第 8-2-2 表 アメリカの学校系統図

Table 8-2-2: School system, USA

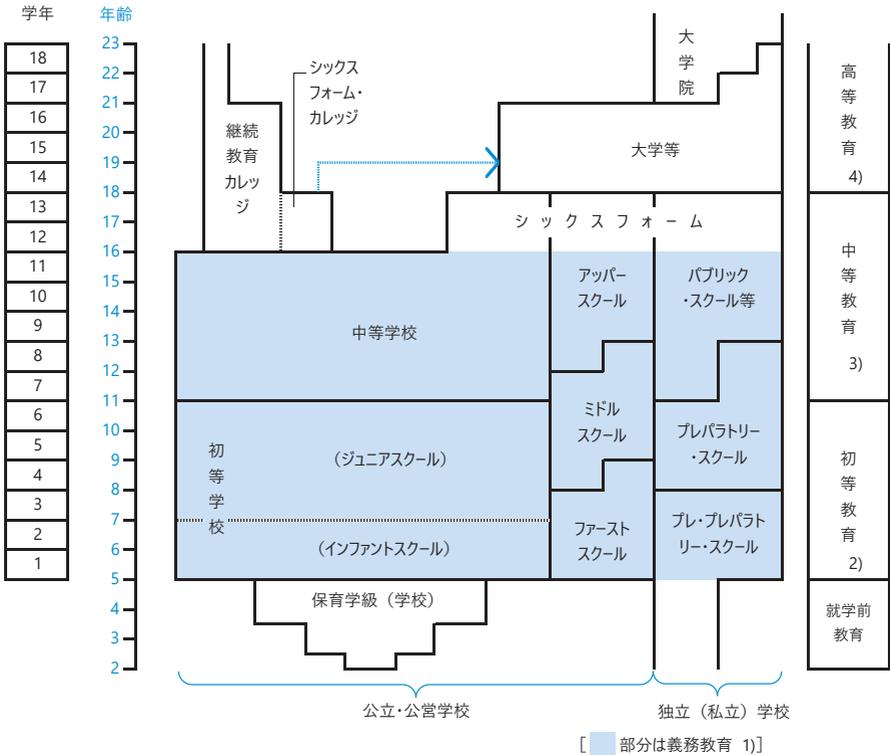


出典：文部科学省（2022.10）「2022年版諸外国の教育統計」

- 注 1) 幼稚園のほか保育学校等で行われ、通常3～5歳児を対象とする。
- 2) 就学義務に関する規定は州により異なる。就学義務開始年齢を6歳とする州が最も多いが、7歳あるいは8歳とする州でも6歳からの就学が認められており、6歳児の大半が就学している。教育年限は9～12年であるが、12年とする州が最も多い。
- 3) 合計12年であるが、その形態は6-3(2)-3(4)年制、8-4年制及び6-6年制、5-3-4年制、4-4-4年制など多様であり、これらのほかに、初等・中等双方の段階にまたがる学校もある。現在は5-3-4年制が一般的である。2018年について、公立初等学校の形態別割合をみると、3年制又は4年制小学校6.5%、5年制小学校34.9%、6年制小学校12.3%、8年制小学校9.2%、ミドルスクール18.0%、初等・中等双方の段階にまたがる学校8.8%、その他10.3%であり、公立中等学校の形態別の割合をみると、下級ハイスクール（3年又は2年制）7.6%、上級ハイスクール（3年制）1.8%、4年制ハイスクール52.4%、上級・下級併設ハイスクール（通常6年）9.3%、初等・中等双方の段階にまたがる学校21.1%、その他7.7%となっている。
- 4) 総合大学、リベラルアーツカレッジをはじめとする総合大学以外の4年制大学、2年制大学に大別される。総合大学は、文理学部、文理大学院及び専門職大学院（学部レベルのプログラムを提供している場合もある）から構成される。専門職大学院（学部）は、医学・法学などの専門職教育を行うもので独立の機関として存在する場合（専門職大学、専門職大学院大学）もある。専門職大学院（学部）へ進学するためには、通常、総合大学又はリベラルアーツカレッジにおいて一般教育を受け（年限は専攻により異なる）、さらに試験・面接を受ける必要がある。2年制大学には、ジュニアカレッジ、コミュニティカレッジ、テクニカルカレッジがある。州立の2年制大学は主としてコミュニティカレッジあるいはテクニカルカレッジである。

第 8-2-3 表 イギリスの学校系統図

Table 8-2-3: School system, UK



出典：文部科学省（2022.10）「2022年版諸外国の教育統計」

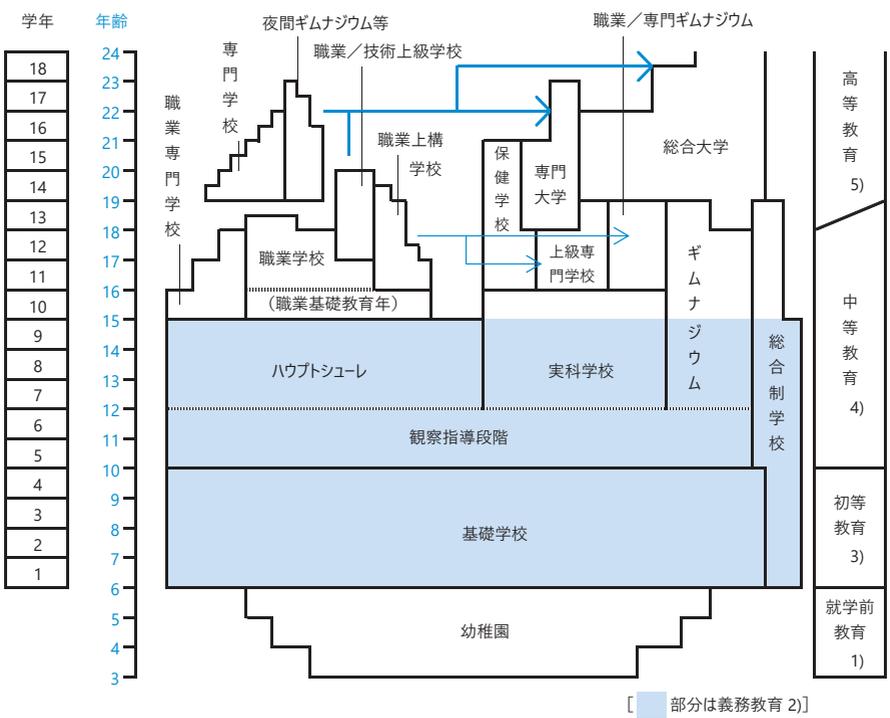
注：上記学校系統図はイギリスの全人口の9割を占めるイングランドとウェールズについてのものであり、両地域はほぼ同様の学校制度を有している。スコットランド及び北アイルランドは共通性を持ちつつも特色ある教育制度を形成している。

- 1) 義務教育は5～16歳までの11年。ただし、16～18歳は教育又は見習い訓練に従事すること、あるいはそれらを受けながら週20時間以上の就労がボランティアに従事することが義務付けられているため、実際の離学年齢は18歳。
- 2) 通常6年制の初等学校で行われる。初等学校は、5～7歳を対象とする前期2年（インファント）と7～11歳のための後期4年（ジュニア）とに区分される。両者は1つの学校として併設されているのが一般的であるが、一部にはインファントスクールとジュニアスクールとして別々に設置しているところもある。また一部において、インファント（スクール）・ジュニア（スクール）に代えてファーストスクール及びミドルスクールが設けられている。
- 3) 通常11歳から始まり、7年間続く。公費により維持される中等学校は原則無選抜だが、選抜制の学校（グラマー・スクール）とモダン・スクールに振り分ける地域も一部にある。義務教育後の中等教育の課程・機関としては、中等学校に設置されているシックスフォームと呼ばれる課程及び独立の学校として設置されているシックスフォーム・カレッジがある。ここでは、主として高等教育への進学準備教育が行われる。初等・中等学校は、経費負担などの観点から、地方当局が設置・維持する公立・公営学校及び公費補助を受けない独立学校に大別される。近年、国の直接補助により維持されるが設置・運営面で独立校に近いアカデミーが増加。
- 4) 高等教育機関には、大学等がある。これらの機関には、第一学位（学士）（通常修業年限3年間）のほか、各種の専門資格取得のための短期の課程もある。高等教育段階には、政府の運営費交付金の付与対象となる高等教育機関のほか、高等教育レベルの課程が提供されている継続教育カレッジも含まれる。

継続教育とは、義務教育後の多様な教育を指すもので、一般に継続教育カレッジと総称される各種の機関において行われる。青少年や成人に対し、全日制、昼・夜間のパートタイム制などにより、職業教育を中心とする多様な課程が提供されている。主として大学進学の基礎資格となるAレベル試験のための教育を実施するシックスフォームカレッジも、継続教育期間の一部である。

第 8-2-4 表 ドイツの学校系統図

Table 8-2-4: School system, Germany



出典：文部科学省（2022.10）「2022年版諸外国の教育統計」

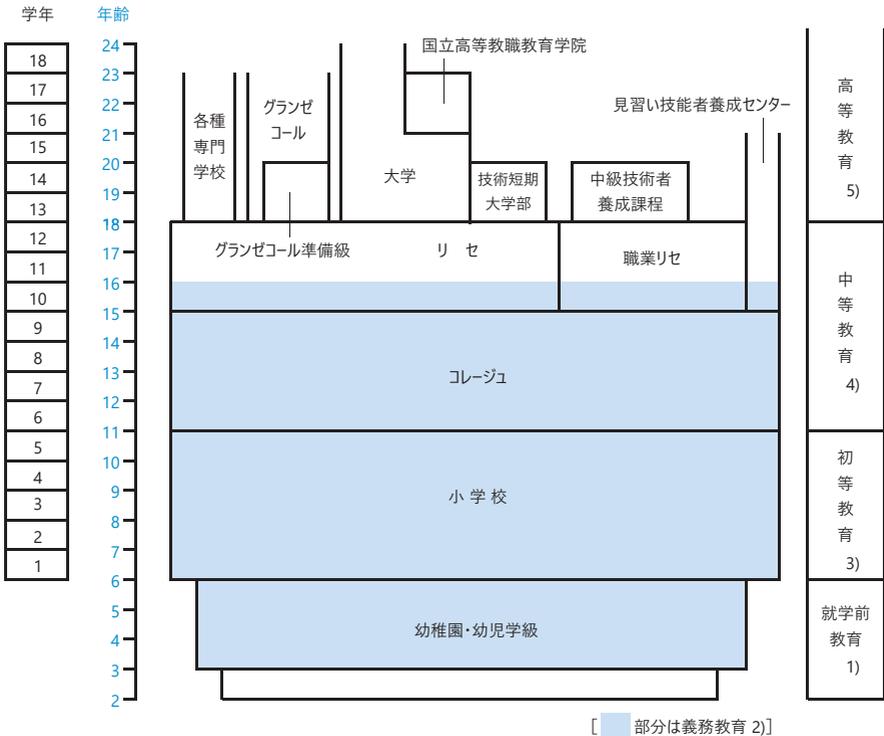
- 注 1) 幼稚園は満3歳からの子どもを受け入れる機関であり、保育所は2歳以下の子どもを受け入れている。
- 2) 期間は9年（一部の州は10年）。また、義務教育を終えた後に就職し、見習いとして職業訓練を受ける者は、通常3年間、週に1〜2日職業学校に通うことが義務とされている（職業学校就学義務）。
- 3) 基礎学校において4年間（一部の州は6年間）行われる。
- 4) 生徒の能力・適性に応じて、ハフトシューレ（卒業後に就職して職業訓練に入る者が主として進む。5年制）、実科学校（卒業後に職業教育学校への進学や中級の職への就職を目指す者が主として進む。6年制）、ギムナジウム（大学進学を目指す者が主として進む。8年制又は9年制）のほか、これら2つ又は3つの学校種の教育課程を併せ持つ学校種や、総合的な教育課程を提供し、いずれの学校種の修了資格も取得可能な総合制学校などが設けられている。

また、後中等教育段階では、二元制の職業教育訓練学校において、企業等の職業訓練性の身分を持つ者が主に就学する職業学校（週に1〜2日の定時制。通常3年）のほか、職業基礎教育年（全日1年制）、職業専門学校（全日1〜2年制）、職業上構学校（職業訓練修了者、職業訓練中の者などを対象とし、修了すると実科学校修了証を授与。全日制は1年以上、定時制は通常3年）、上級専門学校（実科学校修了を入学要件とし、修了者に専門大学入学資格を授与。全日2年制）、専門ギムナジウム（実科学校修了を入学要件とし、修了者に大学入学資格を授与。全日3年制）など多様な職業教育学校が設けられている。さらに、職業訓練を終えた者等に上級の職業資格を与える専門学校や、職業従事者に大学入学資格の取得機会を与える夜間ギムナジウムやコレクなどがある。

- 5) 総合大学（教育学、神学大学、芸術大学を含む）と専門大学がある。修了に当たって標準とされる修業年限は、伝統的な学位取得課程の場合、総合大学で4年半、専門大学で4年以下、また、国際的に通用度の高い学士・修士の学位取得課程の場合、総合大学でも専門大学でもそれぞれ3〜4年と1〜2年となっている。

第 8-2-5 表 フランスの学校系統図

Table 8-2-5: School system, France



[部分は義務教育 2]

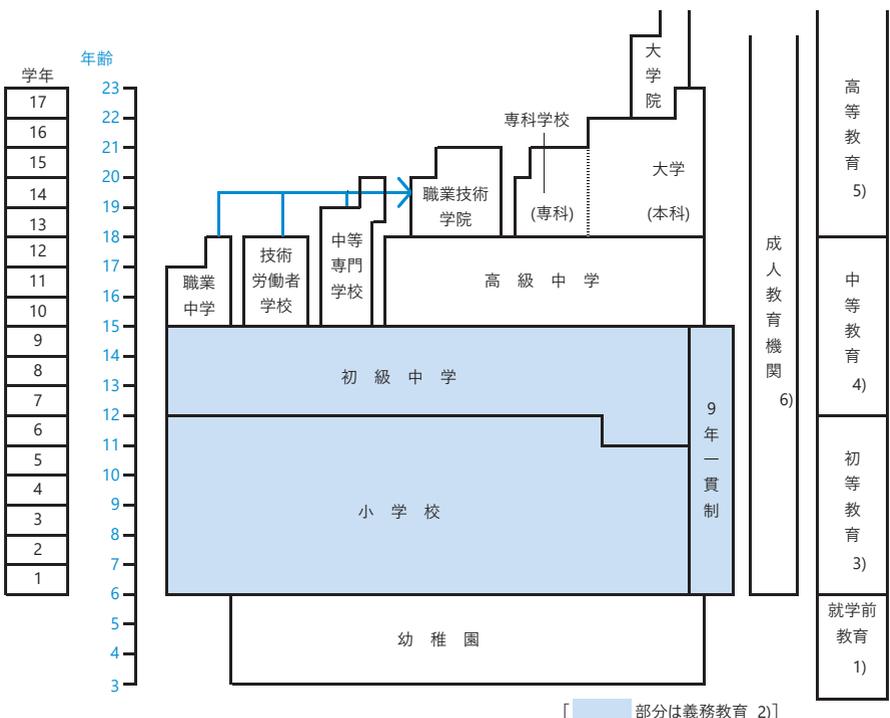
出典：文部科学省（2022.10）「2022年版諸外国の教育統計」

- 注 1) 幼稚園又は小学校付設の幼児学級・幼児部で行われ、2～5歳児を対象とする。
- 2) 3～16歳までの13年（義務教育開始年齢を2019年度より6歳から3歳に引き下げ）。義務教育は年齢で規定されている。留年等により、義務教育終了時点の教育段階は一定ではない。2020年度より、16～18歳は教育・訓練等に従事することが義務付けられている。
- 3) 小学校で5年間行われる。
- 4) 前期中等教育は、コレージュ（4年制）で行われる。このコレージュでの4年間の観察・進路指導の結果に基づいて、生徒は後期中等教育の諸学校・課程に振り分けられる（いわゆる高校入試はない）。後期中等教育は、リセ（3年制）及び職業リセ等で行われる。職業リセの修業年限は2～4年であったが、2009年度より2～3年に改められた。
- 5) 国立大学（学士課程3年、2年制の技術短期大学部等を付置）、私立大学（学位授与権がない）、グランゼコール（3～5年制）、リセ付設のグランゼコール準備級及び中級技術者養成課程（いずれも標準2年）等で行われる。

これらの高等教育機関に入学するためには、原則として「バカロレア」（中等教育修了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格）を取得しなければならない。グランゼコールへの入学にあたっては、バカロレアを取得後、通常、グランゼコール準備級を経て各学校の入学選抜試験に合格しなければならない（バカロレア取得後に、準備級を経ずに直接入学できる学校も一部にある）。教員養成機関として国立高等教職教育学院がある（2019年までは高等教員養成学院）。

第 8-2-6 表 中国の学校系統図

Table 8-2-6: School system, China



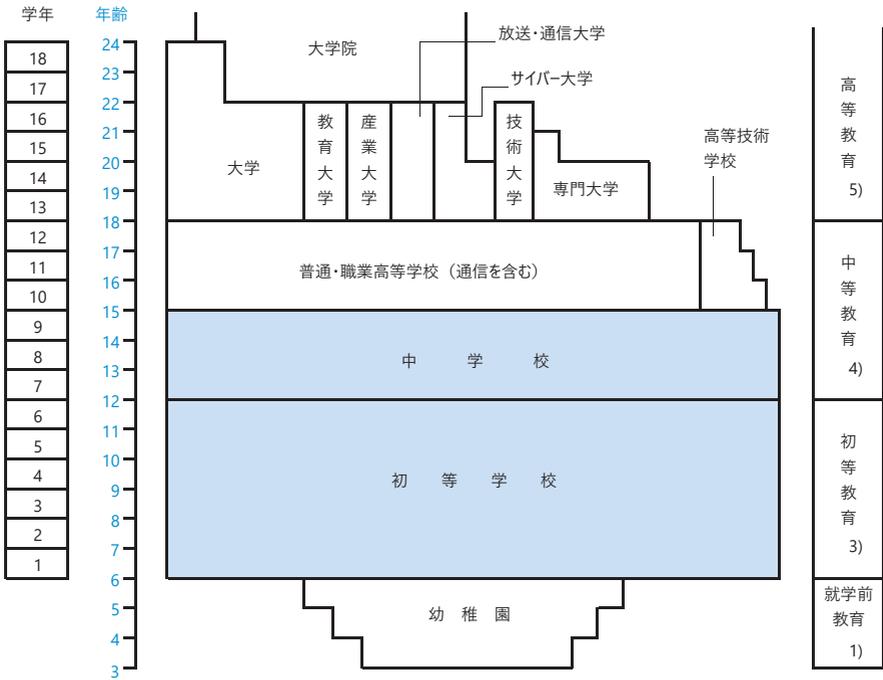
[部分は義務教育 2)]

出典： 文部科学省 (2022.10) 「2022年版諸外国の教育統計」

- 注 1) 幼稚園 (幼児園) 又は小学校付設の幼児学級で、通常3～6歳の幼児を対象として行われる。
- 2) 9年制義務教育を定めた義務教育法が1986年に成立し、施行された。実施に当たっては、各地方の経済的文化的条件を考慮し地域別の段階的実施という方針がとられている。2010年までに全国の約100%の地域で9年制義務教育が実施されている。
- 3) 小学校 (小学) は、一般に6年制である。5年制、9年一貫制も少数存在する。義務教育法には入学年齢は6歳と規定されているが、地域によって7歳までの入学遅延が許されている。
- 4) 初級中学 (3～4年) 卒業後の後期中等教育機関としては、普通教育を行う高級中学 (3年) と職業教育を行う中等専門学校 (中等专业学校、3～5年)、技術労働者学校 (技工学校、一般に3年)、職業中学 (2～3年) などがある。なお、職業中学は、前期中等段階 (3年) と後期中等段階 (2～3年) に分かれており、一方の段階の課程しか持たない学校が存在する。図中では前期中等段階の規模が非常に小さいため記述していない。
- 5) 大学 (大学・学院) には、学部レベル (4～5年) の本科と短期 (2～3年) の専科とがあり、専科には専科学校と職業技術学院が存在する。大学院レベルには、修士課程 (2～3年)、博士課程 (3～4年) があり、大学院レベルの学生 (研究生) を養成する課程・機関 (研究生院) が、大学及び中国科学院、中国社会科学院などの研究所に設けられている。
- 6) 上述の全日制教育機関のほかに、労働者や農民などの成人を対象とするさまざまな形態の成人教育機関 (業余学校、夜間・通信大学、ラジオ・テレビ大学等) が開設され、識字訓練から大学レベルの専門教育まで幅広い教育・訓練が行われている。

第 8-2-7 表 韓国の学校系統図

Table 8-2-7: School system, Republic of Korea



[部分は義務教育 2)]

出典： 文部科学省 (2022.10) 「2022年版諸外国の教育統計」

注 1) 3～5歳児を対象として幼稚園で実施されている。

2) 6～15歳の9年である。

3) 6歳入学で6年間、初等学校で行われる。

4) 前期中等教育は、3年間、中学校で行われる。後期中等教育は、3年間、普通高等学校と職業高等学校で行われる。普通高等学校は、普通教育を中心とする教育課程を提供するもので、各分野の才能がある者を対象とした高等学校（芸術高等学校、体育高等学校、科学高等学校、外国語高等学校、国際高等学校）も含まれる。職業高等学校は、職業教育を提供するもので、農業高等学校、工業高等学校、商業高等学校、水産・海洋高等学校などがある。

5) 4年制大学（医学部など一部専攻は6年）、4年制教育大学（初等教育担当教員の養成）及び2年制あるいは3年制の専門大学で行われる。大学院には、大学、教育大学及び成人教育機関である放送・通信大学、サイバー大学、産業大学の卒業者を対象に、2～2.5年の修士課程や3年の博士課程が置かれている。

上記のほか、成人や在職者のための継続・成人教育機関として、放送・通信大学、サイバー大学、産業大学、技術大学（夜間大学）、高等技術学校、放送・通信高等学校が設けられている。

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth

日本			
種別	若年者の就職支援	同左	同左
名称	新卒応援ハローワーク	ユースエール (若者雇用優良企業認定制度)	新ジョブ・カード制度
運営主体	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク
対象者	新卒者・既卒者	新規学卒者等	学生、在職者、求職者等
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院・大学・短大・高専・専修学校などの学生や卒業後未就職の者の就職を専門に支援する「新卒応援ハローワーク」を全国 56 か所（2022 年 7 月時点）に設け、無料でサービスを提供 ・新卒応援ハローワーク等において、既卒 3 年以内の者を新卒扱いとすることの促進や、卒業後も「正社員就職をあきらめさせない」継続的な支援、就職後の定着支援等を強化 ・卒業までに就職が決まらなかった既卒者に対し卒業後も就職支援ナビゲーターによる個別支援を実施 ・新卒応援ハローワークの就職支援ナビゲーターと大学のキャリアカウンセラーの連携を一層密にする等、学校の協力により、未内定の学生・生徒の情報を学校と新卒応援ハローワーク等で共有し、ジョブサポーターが電話等で新卒応援ハローワーク等への利用を呼びかけるなど、未内定の学生・生徒に対し、一貫した就職支援を行う ・未内定の学生・生徒のために、中堅・中小企業を中心とした就職面接会を開催 	<p>若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度。企業の情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図る</p> <p>ユースエールの認定企業となる条件は、一定の認定基準を満たす常時雇用する労働者が 300 人以下の事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク等で重点的 PR の実施 ・認定企業限定の就職面接会等への参加 ・企業の商品、広告などに認定マークの使用が可能 ・日本政策金融公庫による低利融資 ・公共調達における加点評価など 	<p>「新ジョブ・カードは、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールである。個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進する労働市場インフラとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じたキャリア・プランニング：キャリアコンサルティング等の支援の前提となる個人の履歴や、支援を通じた職業経験の棚卸し、職業生活設計等の情報を蓄積し、訓練の受講、キャリア選択等の生涯のキャリア形成の場面において活用する「生涯を通じたキャリア・プランニング」としての機能 ・職業能力証明：免許・資格・教育（学習）・訓練歴、職務経験、教育・訓練成果の評価、職場での仕事振りの評価に関する職業能力証明の情報を蓄積し、場面・用途等に応じて情報を抽出・編集し、求職活動の際の応募書類、キャリアコンサルティングの際の資料等として活用する、職業能力を見える化した「職業能力証明」としての機能

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

日本（続き）		
種別	若年者の就職支援	非正規雇用労働者のキャリアアップ支援
名称	わかものハローワーク・サポステ	キャリアアップ助成金制度
運営主体	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク
対象者	フリーター、無業者等	非正規雇用労働者
主な内容	<p>フリーター等の正規雇用化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> わかものハローワーク等におけるフリーター等の支援： <ul style="list-style-type: none"> おおむね 35 歳未満の正社員を目指す若年者を対象としたわかものハローワークを全国 22 か所（他にわかもの支援コーナー及び支援窓口 195 か所 2022 年時点）に設け、通常の職業相談・職業紹介、求人開拓等に加え、担当者制によるきめ細かな個別支援、模擬面接、履歴書・職務経歴書の作成指導、継続的な求人情報の提供、来所が途絶えた際の来所勧奨等を実施 トライアル雇用制度の活用による就職支援：ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、企業における 3 か月の試用雇用を行う「トライアル雇用」（1 人当たり月額最大 4 万円、最長 3 か月）の活用により、常用雇用への移行を促進する <p>■若年無業者等の職業的自立支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域若者サポートステーション（サポステ）を全国 177 か所に設置し、働くことに困難を抱える 15～49 歳までの若者を対象に、キャリアコンサルタントなどによる職業的自立に向けた専門的相談、職業体験などの各種支援プログラム、他の若者支援機関への誘導など、職業的自立に向けた支援を無料（合宿形式の支援など一部有料）で実施 	<ul style="list-style-type: none"> 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する 正社員化、賃金規定等改定、諸手当制度共通化、などのコースがある <p>①有期契約労働者を正規雇用労働者に転換した場合は中小企業に 1 人当たり 57 万円、大企業に 1 人当たり 42.75 万円</p> <p>②有期契約労働者から無期雇用労働者に転換又は無期雇用労働者から正規雇用労働者に転換した場合は、中小企業に 1 人当たり 28.5 万円、大企業に 1 人当たり 21.375 万円</p>

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援 (続き)

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

アメリカ			
種別	学校における職業教育・職業体験 (注 1)	同左	養成・訓練制度等
名称	テックプレップ (Tech-Prep)	コーオペ教育 (Cooperative Education)	登録養成訓練制度 (Registered Apprenticeship)
創設	1990 年代	20 世紀初頭	1937 年
運営主体	テックプレップ推進組織 (Tech-Prep Consortium)	各学校及び対象となる事業主	事業主団体・労働組合団体の共同、個々の事業主、個々の事業主と事業主団体との共同など
対象者	高校生。11 学年 (日本における高校 2 年生) から開始し、14 学年 (日本における大学 2 年生) まで	大学、短大 (コミュニティカレッジ、テクニカルカレッジ等) の学生、12 年生 (日本における高校 3 年生) など	16 歳以上で各実習プログラムの必要条件を満たす者。ただし、危険な業務については 18 歳以上
主な内容	中等教育の最後の 2 年間と準学士資格を取得可能な高等教育機関における 2 年間の教育を結合させた 4 年一貫教育。当該 4 年間で、専門的職業教育科目と、数学、自然科学、コミュニケーション科目の双方の履修が義務付けられる	有給の職業実習型の教育であり、学校での職業教育と並行して行われる。コーオペ教育の経験が単位となったり、学位授与の要件になったりする	実習プログラム (Apprenticeship program) の基準は連邦又は州政府が定める。政府に登録された登録実習プログラムを修了した者には、登録養成訓練制度修了者として、公的にその知識と技術の水準が認証される 参加者は一定の時間は各企業で OJT を受け、その他の時間は、職種に関する教育を教育機関等で受講する プログラムの期間は通常 3 ～ 4 年程度。参加者には事業主から賃金が支払われる

注 1) このほか、「キャリア・アカデミー (Career Academy)」がある。

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援 (続き)

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

アメリカ (続き)			
種別	情報提供支援	就職困難者等への支援 (宿泊型若年者集団教育訓練)	就職困難者等への支援
名称	O*NET (Occupational Information Network/Online)	ジョブ・コア (Job Corps)	WIOA 若年プログラム (WIOA Youth Formula Grants)
創設	1998 年 10 月	1964 年	2014 年
運営主体	国立 O*NET 協会 (National O*NET Consortium)	連邦労働省のジョブ・コアの本部 (National Job Corps Office)、 6 か所の地区管轄支部 (Region Office) 及び全米 122 か所のジョ ブ・コアセンター	連邦労働省が資金提供し、各 州政府が実施
対象者		16 ~ 24 歳までの経済的に不利 な立場にある青少年	14 ~ 24 歳の就職困難者
主な 内容	インターネット上で公表されている 職業に関する総合的なデータベ ース (https://www.onetonline.org) 求職者が自分の経験や能力を活 かせる職業がどのようなものか検 索することができる	参加者は、原則として寮に宿泊 し、社会生活を営む上での基本 的なしつけから、読み書き、算数 などの基礎的な学習及び職業訓 練を受ける 参加費は基本的に無料。 さらに、毎月小遣いが支給される。 参加期間は、原則として最長 2 年間 研修中に高校卒業あるいは GED (高校卒業者と同様の素養を身 につけていることの証明書) の資 格を取得可能	職業紹介、職業訓練などの サービスを総合的に提供するワ ンストップ (キャリア) センター (One-Stop Career Center) を 運営する WIOA アメリカ・ジョ ブセンター及び地域コミュニティの 職業訓練を担う地域労働力開 発委員会 (Local Workforce Development Boards) の下で、 14 ~ 24 歳の就職困難者のニー ズに沿った各種の就職や進学のため の支援に対して連邦労働省が 助成金を提供するプログラム

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援 (続き)

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

イギリス					
種別	学校における職業教育・職業体験	同左	養成・訓練制度等	同左	情報提供支援
名称	職業教育	継続教育	アプレントイスシップ	トレイニーシップ	全国キャリア・サービス
創設			2004 年	2013 年	2012 年
運営主体	教育省、各教育機関	教育省	教育省	教育省	教育省
対象者	主に 14 ～ 16 歳 (中等教育機関の在学者)	主に 16 歳以上	16 歳以上	16 ～ 24 歳の失業者	13 歳以上
主な内容	中等教育機関による、キャリア教育、就業体験などの提供。従来は、カリキュラムに組み込まれていたが、2012 年以降、実施の有無や方法は各教育機関に委ねられている	職業訓練や高等教育への進学のための教育を提供。主に公的な継続教育カレッジが提供を担う	事業主の下で働きながら訓練を受け、資格取得や技術の習得などを目指す。 ①アプレントイスシップ ②上級アプレントイスシップ ③高度アプレントイスシップ ④学位レベルのアプレントイスシップ (注 2)	6 週～1 年間にわたり訓練プロバイダーによる就業準備訓練 (履歴書の書き方など)、就業体験 (70 ～ 240 時間)、また必要に応じて英語・数学の学習や追加の訓練などを実施	就学、就業や訓練の受講などに関して、ガイダンスやアドバイスを提供

注 2) ①～④の各内容は次のとおり。①職務能力・技術的知識に関するレベル 2 (非熟練に相当) の資格取得及び基礎技能等の習得、②職務能力・技術的知識に関するレベル 3 (技術職 / 熟練工 / 工芸職 / 監督職に相当) の資格取得及び基礎技能等の習得及び就業に要する基礎技能等の習得、③職務能力・技術的知識に関するレベル 4 ～ 7 (準学士レベル以上) の資格取得、④職務能力・技術的知識に関するレベル 6 ～ 7 (学士、修士相当) の資格取得。

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援 (続き)

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

ドイツ					
種別	学校における職業教育・職業体験	同左	情報提供支援	養成・訓練制度等	就職困難者等への支援 (注 5)
名称	義務教育における職業指導	各種職業学校	職業情報センター (BIZ)	職業養成訓練生制度 (注 4)	初期職業資格付与 (Einstiegsqualifizierung: EQ)
創設				19 世紀初頭	
運営主体	州政府	州政府等	連邦雇用エージェンシー	企業及び職業学校 (Berufsschulen)	連邦雇用エージェンシー
対象者	主に若年者	主に若年者	主に若年者	年齢制限はないが、主に若年者	初期職業訓練を行う民間又は公営企業の事業主
主な内容	職業活動体験は、ハウプトシュレ (基幹学校) では生徒の義務、リアルシュレ (実科学校)、ギムナジウムでは希望者による任意職業体験の分野は、レストラン、役所、旅行代理店、運送会社、動物保護施設など多岐にわたっている (注 3)	上級学校非進学者の多数が、職業学校 (Berufsschule)、全日制の職業専門学校 (Berufsfachschule)、専門学校 (Fachschule) に進んでいる	各所の公共職業安定所に付属されたセンター。若年者を顧客の中心として、職業養成訓練や学業、継続訓練などについて相談・情報提供を行っている	若年者を主対象に、企業がその職場で実施する職業訓練と、職業学校等の教育機関での学習とを同時に行い、良質な若年技能労働者を養成する事業主は養成訓練生との間で職業訓練契約を結び、職業訓練を施す。ドイツの若年者の職業生活への移行に際し、長期にわたって支柱を担っている	企業において若年者が就業前に作業経験を得ることを目的とするプログラム。プログラム実施企業は、訓練に参加する若者と契約を交わし、就業体験を修了すると参加者は管轄団体から証明書を交付される。使用者が支払う手当に充当する助成を連邦雇用エージェンシーが行う (注 6)

注 3) ハウプトシュレ、リアルシュレ及びギムナジウムは、いずれもグルントシュレ (日本の小学校に相当) 修了後に入学する中等教育機関。

4) 養成訓練制度 (Ausbildung) は、デュアルシステム (Dualensystem) ともいう。

5) そのほかの就職困難者等への支援については第 9-8 表 (p.274) を参照。

6) 職業紹介の見通しが限定される若年の養成訓練志願者や必要条件とされる養成訓練成熟度に十分に達していない若年者が主な対象で、年齢制限はない。被訓練者の平均年齢は 19.41 歳で移民を背景に持つ者が全体の 3 割を占める。

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援 (続き)

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

フランス				
種別	養成・訓練制度等	同左	就職困難者等への支援	就職困難者等への支援
名称	見習訓練契約 (Contrat d'apprentissage)	熟練化契約 (Contrat de professionnalisation)	雇用と自立に向けた支援契約コース (PACEA)	若年者エンゲージメント契約 Contrat d'Engagement Jeune (CEJ) (注 7)
創設	1986 年法律改正	2004 年 10 月	2016 年 8 月	2020 年 7 月
運営主体	契約締結可能な雇用主: 公的部門も含む全ての事業主 ※ 社会保険料雇用主負担の一部免除などの優遇措置あり	契約締結可能な雇用主: 全ての企業 (国、地方自治体、行政機関を除く) ※ 国からの手当支給あり	国が管理を行うが、具体的には支援機関である地域ミッションセンター、受け入れ・情報・指導常設センターが運営を行う	雇用局 (Pôle emploi) 及び地域ミッションセンター (Missions Locales)
対象者	義務教育を終了した 16 ~ 25 歳の若年者、26 歳以上の若年障害者等	16 ~ 25 歳、26 歳以上の求職者、積極的連帯所得手当 (RSA: revenu de solidarité active) などの各種福祉手当の受給者	16 ~ 25 歳のすべての若年者	16 歳から 25 歳 (障害者認定の場合は 29 歳) までの、学生ではなく、訓練を受けておらず、継続的な雇用に就くことが困難な若者
主な内容	CAP (職業適格証) に加えて、高等段階の職業教育又は技術教育の免状等を取得するため、理論教育を年間 400 時間以上受講しつつ、企業で賃金の支払を受けながら、実地訓練を行う 使用者は年齢及び養成訓練生となつてからの年数に応じて、SMIC (最低賃金) の 25 ~ 78% 以上の賃金を支払う	期間の定めのない契約又は 6 か月から 12 か月、最長 24 か月の有期限契約を締結。被雇用者となつた者は、就業しながら、職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け、社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す	12 か月間の集中的かつ集団的な支援で、就業と自立を支援するための契約 無資格や低資格の求職者、非就業状態の若年者を対象とするスキル投資計画 (CIP) の枠組みで展開される職業訓練を提供するというもの	トレーニング・コースを受講し、スキルを向上させ専門的な経験を蓄積する 企業においてインターンシップなどを通じて専門的な活動に従事する。 就職に必要な履歴書とカバーレターの作成、求人先企業での採用面接の準備や起業のノウハウを習得、行政手続きの支援などを雇用局などが提供する

出典 : 日本 : 厚生労働省、文部科学省、経済産業省、東京新卒応援ハローワーク、日本経団連ウェブサイト

その他 : 労働政策研究・研修機構 (2009.7) 「資料シリーズ No.57 欧米諸国における公共職業訓練制度と実態」、厚生労働省「海外情勢報告」、各国労働省ウェブサイト等。

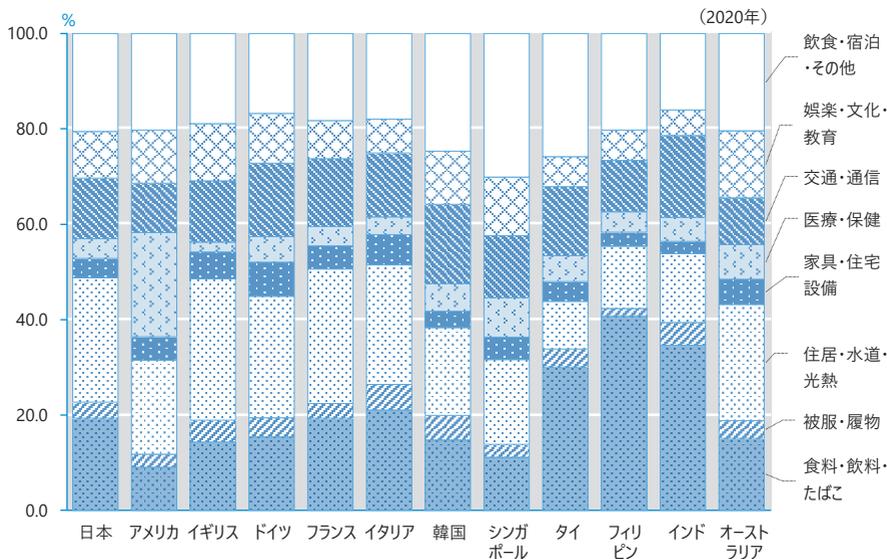
注 7) 労働省ウェブサイト (Qu' est-ce que le Contrat d' Engagement Jeune CEJ ? publié le18.02.22) 等を参照。

9

勤労者生活・福祉

Worklife and Welfare

9-1 家計消費支出の構成比



[関連表](#) p.259 「第9-2 表 一人当たり国内家計最終消費支出」(構成比)

家計消費支出は、一般に国内総支出の6割前後を占めるとされ、その国の国民生活や産業活動の実態を把握するための参考となる指標である。特に消費支出に占める食料費の割合は、一般に所得レベルが高いほど低い値となることが知られており、実際、国内総生産(支出)額(USドル換算値)が高い国ほど低い割合になっていることがわかる。

日本の消費支出に占める食料費の割合は、1970年代は30%ほどであったが、2019年には18.0%まで低下している。これは、所得水準の向上や余暇時間の増大、消費の多様化等によって、住居関係費や教養・娯楽費等の割合が高くなってきているためである。この傾向は、いずれの先進諸国でも強く現れている。

先進諸国は、「食料・飲料・たばこ」の占める割合が、1~2割程度と低いが、フィリピン(40.7%)、インド(34.6%)、タイ(30.1%)等の国では高い。これに対して、先進諸国は「住居・水道・光熱」費の占める割合が高くなっている。なお、アメリカについては、「食料・飲料・たばこ」や「交通・通信」などの占める比率が相対的に低い一方で、「医療・保健」が消費支出の2割にのぼる点も、特徴といえる。

第9-1表 家計・対家計民間非営利団体の受取と支払の構成

Table 9-1: Composition of households and NPISH(*), resources side/uses side

	計	雇 用 者 報 酬	営 業 余 剰	混 合 所 得	財 産 所 得	社 会 負 担 及 び 社 会 保 障	そ の 他 の 経 常 移 転	年 金 基 金 準 備 金 の 変 動	
受取側、2020年									Resources side, 2020
									%
日本	100.0	58.4	8.6	2.7	5.5	16.5	8.6	-0.2	JPN
アメリカ	100.0	47.4	7.2	8.8	13.3	23.1	0.2	-	USA
カナダ	100.0	52.9	0.1	12.7	9.9	15.9	6.7	1.8	CAN
イギリス	100.0	51.5	9.5	7.1	8.7	18.0	3.2	1.9	UK
ドイツ 1)	100.0	53.4	4.2	7.9	9.6	19.2	4.0	1.8	DEU
フランス 1)	100.0	52.3	8.6	5.4	4.0	24.4	5.4	0.0	FRA
イタリア	100.0	40.3	10.4	12.4	8.5	25.4	2.5	0.4	ITA
オランダ 1)	100.0	52.6	2.9	10.6	7.8	19.1	3.6	3.3	NLD
ベルギー 1)	100.0	53.5	6.5	6.9	6.0	23.2	3.3	0.6	BEL
デンマーク	100.0	56.4	4.2	4.3	5.7	21.5	4.4	3.5	DNK
スウェーデン	100.0	57.5	2.4	3.0	7.5	19.2	5.3	5.1	SWE
フィンランド	100.0	54.0	9.1	5.6	4.6	23.2	3.6	-0.1	FIN
ノルウェー	100.0	57.4	6.8	1.3	5.4	22.0	4.7	2.5	NOR
ロシア 3)	100.0	61.9	7.4	7.6	6.0	14.6	2.3	0.1	RUS
韓国 2)	100.0	58.9	9.9	-	9.4	10.3	10.3	1.2	KOR
オーストラリア	100.0	56.5	8.9	10.4	9.7	9.8	4.6	-	AUS
ニュージーランド 1) 2)	100.0	51.6	7.8	-	20.5	14.9	1.6	3.6	NZL
メキシコ	100.0	29.3	8.5	20.6	19.7	4.9	13.1	3.9	MEX
	Total	a	b	c	d	e	f	g	

* NPISH: Non-profit institutions serving households.

a) Compensation of employees; b) Operating surplus, gross; c) Mixed income, gross; d) Property income; e) Social contributions and social benefits, other than social transfers in kind; f) Other current transfers; g) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds reserves.

第9-1表 家計・対家計民間非営利団体の受取と支払の構成（続き）

Table 9-1: Composition of households and NPISH(*), resources side/uses side (cont.)

	計	最終消費支出	財産所得	社会負担及び社会保障	所得・富等に課される経常税	その他の経常移転	貯蓄（総）	年金基金準備金の変動	
支払側、2020年									Uses side, 2020
									%
日本	100.0	59.3	0.4	17.2	6.2	3.3	13.6	—	JPN
アメリカ	100.0	57.7	4.0	12.0	9.1	0.9	16.4	—	USA
カナダ	100.0	57.9	3.4	4.9	13.2	8.1	12.6	—	CAN
イギリス	100.0	59.4	0.9	14.8	11.6	2.1	11.1	—	UK
ドイツ 1)	100.0	49.4	0.5	21.7	9.9	3.3	15.3	0.0	DEU
フランス 1)	100.0	52.9	0.6	19.3	10.3	3.2	13.7	0.0	FRA
イタリア	100.0	56.8	0.3	15.7	12.6	2.6	12.0	0.0	ITA
オランダ 1)	100.0	44.9	0.7	25.5	10.5	3.4	14.9	0.0	NLD
ベルギー 1)	100.0	51.1	0.4	19.9	12.8	2.7	13.2	0.0	BEL
デンマーク	100.0	50.6	1.2	7.9	30.7	3.0	6.7	0.0	DNK
スウェーデン	100.0	52.4	1.0	12.7	18.1	3.1	12.8	0.0	SWE
フィンランド	100.0	59.4	0.3	13.9	15.6	2.3	8.6	0.0	FIN
ノルウェー	100.0	50.5	1.4	18.3	14.0	3.1	12.7	0.0	NOR
ロシア 3)	100.0	72.1	1.6	11.3	6.0	2.6	6.4	—	RUS
韓国 2)	100.0	56.7	2.4	15.0	6.5	5.7	13.6	—	KOR
オーストラリア	100.0	60.0	3.4	0.6	14.3	3.5	18.2	—	AUS
ニュージーランド 1) 2)	100.0	67.1	2.0	6.6	16.1	1.8	6.5	—	NZL
メキシコ	100.0	64.7	0.4	7.4	4.7	1.5	21.3	0.0	MEX
	Total	h	d	e	i	f	j	g	

h) Final consumption expenditure; d) Property income; e) Social contributions and social benefits, other than social transfers in kind; i) Current taxes on income, wealth, etc.; f) Other current transfers; j) Saving, gross; g) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds reserves.

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts Statistics"2023年1月現在

注： 各項目の数値は、受取計又は支払計に対する割合。JILPTにおいて算出。

- 1) 暫定値。
- 2) 受取側の営業余剰は混合所得を含む。
- 3) 2019年の数値。

第9-2表 一人当たり国内家計最終消費支出

Table 9-2: Domestic final consumption expenditure of households per capita

計	食料・ 飲料・ たばこ	被服・ 履物	住居・ 水道・ 光熱	家具・ 住宅 設備	医療・ 保健	交通・ 通信	娯楽・ 文化・ 教育	飲食・ 宿泊・ その他		
支出額、2020年										
at current prices, 2020										
各国通貨, 原則1,000単位										
in national currency, thousands(*)										
日本	2,236	431	75	585	89	92	285	219	458	JPN
アメリカ	41.1	3.7	1.1	8.1	2.0	9.0	4.2	4.6	8.3	USA
カナダ	32.4	4.8	1.1	8.6	1.9	1.4	5.0	3.1	6.5	CAN
イギリス	18.0	2.6	0.8	5.3	1.0	0.4	2.3	2.2	3.4	UK
ドイツ 1)	19.8	3.1	0.8	5.1	1.4	1.1	3.1	2.1	3.3	DEU
フランス 1)	18.2	3.5	0.6	5.1	0.9	0.7	2.6	1.5	3.3	FRA
イタリア	16.2	3.4	0.9	4.1	1.0	0.6	2.2	1.1	2.9	ITA
オランダ 1)	19.1	3.2	0.9	5.0	1.3	0.6	2.6	1.8	3.7	NLD
ベルギー 1)	18.9	3.5	0.8	4.8	1.2	1.3	2.4	1.5	3.4	BEL
デンマーク	179.4	28.5	7.3	52.4	10.8	5.4	23.9	21.2	29.9	DNK
スウェーデン	206.9	35.0	7.7	54.8	13.6	6.4	29.7	24.1	35.6	SWE
ロシア 2)	367.4	117.5	22.0	61.6	21.2	17.5	56.2	25.8	45.0	RUS
香港 3)	223.9	30.9	20.7	45.7	19.2	11.2	15.2	19.2	61.9	HKG
韓国*	16.6	2.5	0.9	3.1	0.6	1.0	2.8	1.8	4.1	KOR*
シンガポール	27.2	3.0	0.7	4.8	1.3	2.2	3.5	3.3	8.2	SGP
マレーシア	26.2	7.4	0.8	4.2	1.3	0.7	5.1	1.5	5.2	MYS
タイ 4)	122.5	36.8	4.6	12.3	5.1	6.6	17.7	7.8	29.4	THA
フィリピン	123.9	50.4	2.1	16.2	3.6	5.3	13.3	7.9	25.1	PHL
インド	87.1	30.2	4.2	12.6	2.2	4.4	14.9	4.7	14.0	IND
オーストラリア	41.1	6.2	1.5	10.0	2.2	3.0	4.0	5.8	8.4	AUS
ニュージーランド 1)	36.4	6.6	1.4	10.0	2.2	0.9	4.6	4.0	6.3	NZL
ブラジル 2)	22.4	4.4	1.2	5.5	2.0	1.8	3.0	0.8	3.6	BRA
メキシコ 1)	116.8	35.9	2.6	21.4	7.2	4.6	19.8	7.4	18.0	MEX
	T	a	b	c	d	e	f	g	h	

* 韓国の単位は100万ウォン。

* KOR: million Won.

T) Final consumption expenditure; a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and routine maintenance of the house; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services.

出典：OECD諸国及びロシア：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts Statistics" 2023年1月現在その他の国：UN (<http://data.un.org/>) 2023年1月現在人口：IMF (<https://www.imf.org/>) "World Economic Outlook" 2023年1月現在

第9-2表 一人当たり国内家計最終消費支出（続き）

Table 9-2: Domestic final consumption expenditure of households per capita (cont.)

	計	食料・飲料・たばこ	被服・履物	住居・水道・光熱	家具・住宅設備	医療・保健	交通・通信	娯楽・文化・教育	飲食・宿泊・その他	
構成比、2020年	Composition, 2020									
	%									
日本	100.0	19.3	3.4	26.2	4.0	4.1	12.8	9.8	20.5	JPN
アメリカ	100.0	9.0	2.7	19.7	4.9	21.9	10.3	11.2	20.2	USA
カナダ	100.0	14.7	3.4	26.6	6.0	4.2	15.4	9.7	20.1	CAN
イギリス	100.0	14.3	4.6	29.6	5.7	2.0	12.9	12.0	18.9	UK
ドイツ 1)	100.0	15.4	3.9	25.6	7.1	5.4	15.4	10.4	16.8	DEU
フランス 1)	100.0	19.3	3.1	28.2	4.9	4.0	14.2	8.0	18.2	FRA
イタリア	100.0	21.1	5.4	25.1	6.3	3.7	13.4	7.0	18.0	ITA
オランダ 1)	100.0	16.7	4.6	26.1	6.8	3.3	13.7	9.5	19.4	NLD
ベルギー 1)	100.0	18.6	4.0	25.5	6.5	6.8	12.6	7.7	18.3	BEL
デンマーク	100.0	15.9	4.1	29.2	6.0	3.0	13.3	11.8	16.7	DNK
スウェーデン	100.0	16.9	3.7	26.5	6.6	3.1	14.3	11.7	17.2	SWE
ロシア 2)	100.0	32.0	6.0	16.8	5.8	4.8	15.3	7.0	12.2	RUS
香港 3)	100.0	13.8	9.2	20.4	8.6	5.0	6.8	8.6	27.6	HKG
韓国	100.0	14.8	5.1	18.4	3.5	5.8	16.6	11.1	24.7	KOR
シンガポール	100.0	11.1	2.7	17.8	4.7	8.2	13.0	12.3	30.1	SGP
マレーシア	100.0	28.3	3.1	15.9	4.9	2.7	19.6	5.5	20.0	MYS
タイ 5)	100.0	30.1	3.7	10.0	4.1	5.4	14.5	6.3	24.0	THA
フィリピン	100.0	40.7	1.7	13.1	2.9	4.3	10.8	6.4	20.2	PHL
インド	100.0	34.6	4.8	14.4	2.6	5.1	17.1	5.4	16.0	IND
オーストラリア	100.0	15.1	3.7	24.4	5.3	7.3	9.8	14.1	20.4	AUS
ニュージーランド 1)	100.0	18.2	3.8	27.5	5.9	2.6	12.5	10.9	17.3	NZL
ブラジル 2)	100.0	19.8	5.3	24.8	9.0	7.9	13.2	3.8	16.2	BRA
メキシコ 1)	100.0	30.7	2.2	18.3	6.1	3.9	16.9	6.4	15.4	MEX
	T	a	b	c	d	e	f	g	h	

T) Final consumption expenditure; a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and routine maintenance of the house; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services.

注：各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。支出額は家計最終消費支出額を人口で除したものの、構成比は家計最終消費支出に対する割合を、それぞれJILPTにおいて算出。

- 1) 暫定値。
- 2) 2019年の数値。
- 3) 娯楽・文化・教育の欄は宿泊を含み、飲食・宿泊・その他の欄は宿泊を除く。
- 4) 対家計非営利団体(NPISH)部門を含む。

第 9-3-1 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本）

Table 9-3-1: Household income and expenditure by age group of householder (Japan)

年齢階級	計	～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	
総世帯 1)								All households
人								persons
世帯人員	2.25	1.32	2.67	3.11	2.47	2.16	1.84	a
有業人員	1.06	1.09	1.35	1.54	1.58	1.19	0.45	b
円								yen, monthly average
支出								Expenditures
消費支出計	235,120	157,758	233,078	287,801	287,933	251,343	190,815	f-o
食料	62,531	37,286	58,896	73,715	69,173	67,795	56,741	f
住居	19,667	30,569	31,535	22,034	19,076	18,422	14,633	g
光熱・水道	17,939	8,589	15,037	19,385	19,398	19,930	17,822	h
家具・家事用品	9,720	6,500	10,674	11,357	10,179	11,150	8,272	i
被服・履物	7,255	6,013	9,676	10,689	9,202	7,424	4,272	j
保健医療	11,896	5,806	9,269	10,613	11,869	14,099	12,974	k
交通・通信	32,322	21,973	33,385	42,009	45,011	37,954	20,414	l
教育	7,690	407	5,656	21,521	19,672	2,587	204	m
教養娯楽	21,907	16,995	25,785	28,926	25,770	22,336	16,395	n
その他の消費支出	44,192	23,619	33,164	47,554	58,583	49,644	39,089	o
Age group	Total	under 30	30-39	40-49	50-59	60-69	70+	

a) Number of persons per household; b) Number of earners per household; f-o) Consumption expenditures; f) Food; g) Housing; h) Fuel, light and water charges; i) Furniture and household utensils; j) Clothing and footwear; k) Medical care; l) Transportation and communication; m) Education; n) Culture and recreation; o) Other consumption expenditures.

出典：総務省統計局（2022.5）「家計調査（家計収支編、詳細結果、総世帯）」

注：2021年の数値。1世帯当たり平均1か月間の収入及び支出。

1) 総世帯は二人以上の世帯と単身世帯を合わせた世帯。

第 9-3-1 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本）（続き）

Table 9-3-1: Household income and expenditure by age group of householder (Japan) (cont.)

年齢階級	計	～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	
総世帯のうち、勤労者世帯								Households with earners
人								persons
世帯人員	2.52	1.33	2.68	3.17	2.53	2.28	1.88	a
有業人員	1.52	1.10	1.37	1.58	1.66	1.67	1.35	b
円								yen, monthly average
収入								Income
經常収入	511,497	358,833	472,729	593,807	600,505	433,227	313,868	c-e
勤め先収入	480,181	352,217	455,963	576,068	584,627	355,603	165,801	c
事業・内職収入	2,501	288	1,482	2,879	3,546	2,709	2,503	d
他の經常収入	28,815	6,328	15,284	14,860	12,332	74,915	145,564	e
支出								Expenditures
消費支出計	263,907	159,276	233,822	293,636	299,911	274,077	205,939	f-o
食料	65,737	37,955	59,319	74,919	70,512	70,019	59,654	f
住居	23,094	30,052	30,924	22,138	19,315	20,185	15,480	g
光熱・水道	17,734	8,688	15,059	19,600	19,690	20,179	18,036	h
家具・家事用品	10,543	6,670	10,770	11,546	10,394	11,890	8,620	i
被服・履物	8,967	6,213	9,753	10,795	9,387	7,300	5,436	j
保健医療	10,941	5,858	9,422	10,595	11,860	14,512	11,875	k
交通・通信	40,987	22,102	34,010	44,073	49,208	46,254	28,890	l
教育	12,869	416	5,710	21,915	20,958	4,241	106	m
教養娯楽	24,887	17,182	25,112	28,636	26,536	23,154	15,832	n
その他の消費支出	48,149	24,139	33,744	49,420	62,052	56,343	42,009	o
非消費支出計	96,550	56,847	78,723	114,454	128,228	79,149	33,482	p-r
直接税	39,952	18,702	29,658	46,593	57,055	32,985	15,671	p
社会保険料	56,549	38,141	49,008	67,787	71,121	46,132	17,803	q
他の非消費支出	49	5	58	74	53	32	8	r
Age group	Total	under 30	30-39	40-49	50-59	60-69	70+	

c-e) Current income; c) Wages and salaries; d) Income from self-employment and piecework; e) Other current income; p-r) Non-consumption expenditures; p) Direct taxes; q) Social insurance premiums; r) Other non-consumption expenditures.

第 9-3-2 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ）

Table 9-3-2: Household income and expenditure by age group of householder (USA)

年齢階級	計	～24歳	25～34	35～44	45～54	55～64	65～74	75～	
人									
世帯人員	2.4	2.1	2.7	3.3	2.9	2.2	1.8	1.6	a persons
18歳未満の子	0.6	0.4	0.9	1.4	0.7	0.2	0.1	(注1)	b
有業人員	1.3	1.5	1.5	1.6	1.8	1.4	0.6		c
USドル									
U.S.dollars, annual average (mean)									
収入									
Income									
税引き前所得	87,432	46,046	84,999	108,176	119,933	98,793	63,319	43,538	d
税引き後所得	78,743	44,389	78,214	97,916	103,497	85,573	59,872	43,217	e
支出									
Expenditures									
消費支出計	66,928	42,063	63,905	79,712	83,854	70,570	56,435	45,820	f-s
食料	8,289	5,566	7,942	9,806	10,619	8,419	7,052	5,669	f
アルコール飲料	554	346	663	596	610	591	526	311	g
住居	22,624	15,677	22,641	26,342	26,508	23,007	20,078	17,098	h
被服	1,754	1,488	2,023	2,302	2,252	1,742	1,157	737	i
交通	10,961	7,985	11,709	14,302	13,875	10,936	8,356	5,392	j
保健医療	5,452	1,367	3,404	5,142	5,656	6,093	6,966	7,123	k
娯楽	3,568	1,700	3,198	4,267	4,695	3,700	3,412	2,119	l
個人ケア製品 ・サービス	771	507	747	865	962	809	642	606	m
読書	114	76	115	97	104	116	137	139	n
教育	1,226	2,096	1,015	1,092	2,579	1,457	249	325	o
煙草	341	215	347	399	370	469	281	128	p
雑費	986	285	779	1,222	1,435	968	829	805	q
寄付	2,415	724	937	2,216	2,521	2,861	2,855	4,060	r
個人年金・保険	7,873	4,031	8,386	11,065	11,666	9,403	3,894	1,307	s
Age group	Total	under 25	25-34	35-44	45-54	55-64	65-74	75+	

a) Average number of persons per household; b) Children under 18 years old; c) Earners; d) Income before taxes; e) Income after taxes; f) Food; g) Alcoholic beverages; h) Housing; i) Apparel and services; j) Transportation; k) Healthcare; l) Entertainment; m) Personal care products and services; n) Reading; o) Education; p) Tobacco products and smoking supplies; q) Miscellaneous; r) Cash contributions; s) Personal insurance and pensions.

出典：アメリカ労働統計局(BLS) (2022.9) *Consumer Expenditure Survey 2021*

注：2021年の数値。1年当たりの平均収入及び支出。

1) 値が小さすぎるため非表示。

第 9-3-3 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス）

Table 9-3-3: Household income and expenditure by age group of householder (UK)

年齢階級	計	～29歳	30～49	50～64	65～74	75～	
							pounds, weekly average
Income							
粗所得							
粗所得計	1,162.3	834.2	1,278.9	1,352.5	829.8	636.7	a-g
賃金・俸給	790.3	684.0	997.5	973.8	190.8	50.9	a
現物給付からの帰属収入	11.6	8.3	12.8	13.5	—	—	b
事業所得	104.6	33.4	115.1	148.8	41.5	19.1	c
年金	69.7	—	12.8	67.6	273.8	248.3	d
財産所得	46.5	—	38.4	67.6	58.1	44.6	e
その他	11.6	33.4	12.8	27.0	—	—	f
現金給付（社会保障等）	116.2	66.7	89.5	67.6	257.2	273.8	g
Expenditures							
支出							
消費支出計	493.5	562.1	521.9	383.4	301.6	481.5	i-u
（一人当たり支出週平均）	(216.3)	(186.0)	(225.5)	(225.0)	(202.6)	(205.3)	h
食料・飲料	54.1	79.0	74.5	61.8	52.3	69.2	i
酒類・たばこ・麻酔薬	10.0	12.3	18.7	16.2	9.4	14.1	j
被服・履物	12.7	19.2	15.8	9.4	6.8	14.5	k
住居・燃料・動力	153.5	102.5	72.8	56.4	51.1	84.6	l
家財・家事サービス	26.5	39.4	38.1	31.6	23.3	34.5	m
健康	3.4	5.5	7.5	6.0	10.7	6.7	n
交通	51.7	68.0	79.6	46.9	26.2	60.8	o
通信	18.9	23.5	22.9	17.7	15.4	20.9	p
娯楽・文化	30.2	52.2	52.9	45.6	23.9	45.5	q
教育	[27.3]	8.6	9.3	[1.8]	—	8.3	r
外食・外泊	17.6	23.5	21.3	12.1	6.8	18.3	s
雑費	33.7	40.2	41.4	32.5	28.6	37.2	t
その他	54.0	88.1	66.9	45.4	46.3	66.9	u
平均世帯人員（人）	2.3	3.0	2.3	1.7	1.5	2.3	v
Age group	Total	under 30	30-49	50-64	65-74	75+	

[] ... 報告数が20世帯未満のため注意が必要。

[] ... Fewer than 20 reporting households.

a) Wages and salaries; b) Imputed income from benefits in kind; c) Self-employment income; d) Private pensions, annuities; e) Investment income; f) Other income; g) Total cash benefits; h) Average weekly expenditures per person; i) Food and non-alcoholic drinks; j) Alcoholic drinks, tobacco and narcotics; k) Clothing and footwear; l) Housing, fuel and power; m) Household goods and services; n) Health; o) Transportation; p) Communication; q) Recreation and culture; r) Education; s) Restaurants and hotels; t) Miscellaneous goods and services; u) Other expenditure items; v) Weighted average number of persons per household; [] Fewer than 20 reporting households.

出典：イギリス国家統計局(ONS)（2022.3）*The Effects of Taxes and Benefits on Household Income, UK, 2020/21*、同（2022.7）*Family spending in the UK: FYE 2021 edition*

注：2020年4月から2021年3月にかけての2020会計年度の数値。所得はJILPTによる算出。

第 9-3-4 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（ドイツ）

Table 9-3-4: Household income and expenditure by age group of householder (Germany)

年齢階級（歳）	計	～24	25～34	35～44	45～54	55～64	65～69	70～79	80～	
ユーロ										euro, annual average
収入										Income
総世帯収入	4,846	2,397	4,810	6,061	6,050	5,341	3,701	3,406	3,271	a-d
総勤労所得	3,122	1,700	4,047	4,859	4,745	3,903	900	176	71	a
財産所得	458	49	167	447	537	573	566	550	498	b
公的移転収入	993	229	373	556	506	603	1,858	2,365	2,391	c
非公的移転収入	270	413	220	197	261	259	376	314	310	d
支出										Expenditures
消費支出計	2,704	1,595	2,456	3,091	3,094	2,810	2,482	2,493	2,329	f-p
食料・飲料・たばこ	360	210	314	422	428	375	329	323	286	f
被服・履物	122	89	128	158	155	121	93	84	70	g
住居・光熱	908	556	782	978	990	938	903	924	903	h
家庭用品	137	66	130	173	152	144	123	116	113	i
健康用品・サービス	115	26	57	91	104	116	143	187	201	j
交通	379	217	392	461	483	442	275	247	183	k
通信	71	59	75	82	83	71	61	57	50	l
教養・娯楽	304	171	258	341	351	309	300	297	267	m
教育	28	34	47	63	33	13	5	4	(3)	n
飲食・宿泊サービス	168	112	174	196	195	166	147	145	128	o
その他	111	58	99	125	120	114	102	109	125	p
Age group	Total	under 25	25-34	35-44	45-54	55-64	65-69	70-79	80+	

a-d) Gross household income; a) Gross earned income; b) Property income; c) Public transfer income; d) Non-public transfer income; e) Food, beverages, tobacco; f) Clothing and footwear; g) Housing, fuel and power; h) Interior goods and items; i) Health commodities and services; j) Transportation; k) Posts and Telecommunications; l) Leisure, entertainment and culture; m) Education; n) Catering and accommodation services; o) Others.

出典：ドイツ連邦統計局(Destatis) (2020.5) *Einkommens und Verbrauchsstichprobe 2018, Fachserie 15- Heft 4, 5*

注：2018年の数値。括弧内は調査サンプルが少ないため、統計データとしては不詳。

第 9-4 表 国民負担率（対国民所得比）

Table 9-4: Tax and social security burden as a percentage of national income

		租税負担率	社会保障負担率	計（国民負担率）	
		%			
日本	2022年	27.8	18.7	46.5	JPN
〃	2019	25.8	18.6	44.4	JPN
アメリカ	2019	23.9	8.5	32.4	USA
イギリス	2019	35.5	11.0	46.5	UK
ドイツ	2019	32.0	22.9	54.9	DEU
フランス	2019	43.1	23.9	67.1	FRA
スウェーデン	2019	51.3	5.2	56.4	SWE
		Tax burden	Social security burden	Total (National burden rates)	

出典：財務省（2022.2）「国民負担率の国際比較」

注：国民負担率 = 租税負担率 + 社会保障負担率。日本の2022年度は見通し、2019年度は実績。その他の国は2019年実績。

1 経済経営

2 人口・労働力人口

3 就業構造

4 失業・失業保険・雇用調整

5 賃金・労働費用

6 労働時間・労働時間制度

7 労働組合・労使関係・労働災害

8 教育・職業能力開発

9 勤労者生活・福祉

参考

第 9-5 表 分野別公的社会支出

Table 9-5: Public social expenditure by policy area

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	
2019年							
支出額	at Current prices						
各国通貨, 10億単位	in national currency, billions						
老齢給付	46,540	1,377	125	301	301	459	a
遺族	6,457	128	1	60	37	12	b
障害・業務災害・傷病等	6,222	208	30	82	41	170	c
保健	53,052	1,787	177	289	208	331	d
家族	9,673	131	54	84	66	173	e
積極的労働市場政策	829	22	3	21	17	51	f
失業	896	31	2	28	36	16	g
住宅	603	49	25	17	17	19	h
その他の社会政策分野	1,711	132	18	7	25	35	i
合計	125,984	3,865	435	889	749	1,266	T
対GDP比	Percentage of GDP						
%	%						
老齢給付	8.4	6.5	5.6	8.7	12.4	9.1	a
遺族	1.2	0.6	0.1	1.7	1.5	0.2	b
障害・業務災害・傷病等	1.1	1.0	1.3	2.4	1.7	3.4	c
保健	9.6	8.4	7.9	8.3	8.5	6.6	d
家族	1.7	0.6	2.4	2.4	2.7	3.4	e
積極的労働市場政策	0.2	0.1	0.2	0.6	0.7	1.0	f
失業	0.2	0.1	0.1	0.8	1.5	0.3	g
住宅	0.1	0.2	1.1	0.5	0.7	0.4	h
その他の社会政策分野	0.3	0.6	0.8	0.2	1.0	0.7	i
合計	22.8	18.3	19.5	25.6	30.7	25.1	T
	JPN	USA	UK	DEU	FRA	SWE	

a: Old-age; b: Survivors; c: Incapacity-related; d: Health; e: Family; f: Active labour market programmes; g: Unemployment; h: Housing; i: Other social policy areas; T: Total

出典：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Social Expenditure"2023年2月現在

第9-6表 労働市場政策への公的支出（対GDP比）

Table 9-6: Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP

計 (A+P)	積極的措置							消極的措置			%	
	小計 (A)	公共職 業サービ ス	職業訓 練	雇用イン センティ ブ	保護及 び援助 雇用とり ハビリ テーション	直接的 雇用創 出	創業イン センティ ブ	小計 (P)	失業又 は無業 所得の 補助・支 援	早期退 職		
2019年度/FY												
日本 1)	0.31	0.15	0.07	0.01	0.06	0.01	*0.00	*0.00	0.16	0.16	*0.00	JPN
アメリカ 2)	0.90	0.11	0.02	0.03	0.01	0.03	*0.00	*0.00	0.79	0.79	*0.00	USA
カナダ 1)	0.71	0.21	0.10	0.06	0.01	*0.00	0.02	*0.00	0.50	0.50	*0.00	CAN
イギリス 3)	0.53	0.22	0.19	0.01	0.01	*0.00	0.01	*0.00	0.31	0.31	*0.00	UK
ドイツ	1.32	0.60	0.34	0.18	0.02	0.02	0.02	0.01	0.72	0.72	*0.00	DEU
フランス	2.58	0.71	0.23	0.26	0.02	0.09	0.06	0.04	1.87	1.87	*0.00	FRA
イタリア	1.57	0.27	0.07	0.13	0.07	0.01	*0.00	*0.00	1.29	1.29	0.01	ITA
オランダ	1.79	0.57	0.18	0.06	0.02	0.30	0.01	*0.00	1.23	1.23	*0.00	NLD
ベルギー	2.01	0.92	0.34	0.17	0.23	0.14	0.04	*0.00	1.09	0.90	0.18	BEL
ルクセンブルク	1.28	0.74	0.08	0.18	0.36	*0.00	0.12	*0.00	0.54	0.42	0.12	LUX
スペイン	2.21	0.69	0.13	0.11	0.08	0.13	0.11	0.14	1.52	1.51	0.01	ESP
デンマーク	2.81	1.86	0.37	0.35	0.17	0.97	*0.00	*0.00	0.94	0.87	0.07	DNK
スウェーデン	1.44	1.02	0.26	0.06	0.46	0.23	*0.00	*0.00	0.42	0.42	*0.00	SWE
フィンランド	2.06	0.92	0.15	0.35	0.08	0.13	0.19	0.01	1.14	1.14	*0.00	FIN
ノルウェー	0.71	0.40	0.14	0.09	0.07	0.11	*0.00	*0.00	0.31	0.31	*0.00	NOR
韓国	0.86	0.38	0.05	0.07	0.10	0.03	0.10	0.04	0.47	0.47	0.01	KOR
オーストラリア 4)	2.79	1.79	0.16	0.01	1.55	0.06	*0.00	*0.00	1.00	1.00	*0.00	AUS
ニュージーランド 5)	4.59	4.14	0.14	0.06	3.91	0.03	*0.00	*0.00	0.45	0.45	*0.00	NZL
	T	A	a	b	c	d	e	f	P	g	h	

*) 無し又は0.005未満。

*) Nil or less than 0.005.

T) Total (A and P); A) Active measures (a to f); a) PES and administration; b) Training; c) Employment incentives; d) Sheltered and supported employment and rehabilitation; e) Direct job creation; f) Start-up incentives; P) Passive measures (g and h); g) Out-of-work income maintenance and support; h) Early retirement.

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Public expenditure and participant stocks on LMP" 2022年8月現在

注：統計数値は各国の制度・慣行や調査報告基準の影響を受けているため、国際比較を行うに当たっては、労働市場プログラムに関するデータの範囲と比較可能性に留意する必要がある。

- 1) 4月からの年度の数値。
- 2) 10月からの年度の数値。
- 3) 2011年。4月からの年度の数値。北アイルランドのデータは不完全である。
- 4) 7月からの年度の数値。州・地域の政策は含まない。
- 5) 7月からの年度の数値。

第9-7表 社会保障負担料率

Table 9-7: Employer-employee social security rates

	年金	医療	介護	雇用	その他		
							2022年、%
日本 1)	18.300	10.0	1.64	1.35	なし		JPN
労働者	労使折半	労使折半	労使折半	0.50	—		employee
使用者				0.85	—		employer
アメリカ 2)	12.4	2.9	なし	(0.60+州税)	なし		USA
労働者	6.2	1.45	—	—	—		employee
使用者	6.2	1.45	—	(0.60+州税)	—		employer
イギリス 3)	25.8	主に税財源	なし	国民保険 制度に統合	なし		UK
労働者	12.0	—	—	—	—		employee
使用者	13.8	—	—	—	—		employer
ドイツ	18.6	14.6	3.05	2.40	なし		DEU
労働者	9.3	7.3	1.525	1.20	—		employee
使用者	9.3	7.3	1.525	1.20	—		employer
フランス 4)	17.75	7.30	主に税財源	4.05	家族 手当	住宅支援基 金への拠出	FRA
労働者	+ 6.90 + 0.40	0.00	—	0.00	—	—	employee
使用者	+ 8.55 + 1.90	7.30	—	4.05	3.45	+ 0.1 + 0.5	employer
		Pension	Medical care	Nursing care	Employment	Others	

出典：日本：厚生労働省、日本年金機構、国健康保険協会、アメリカ：社会保障庁及び労働省、イギリス：Gov.uk、ドイツ：貿易・投資振興機関(GTAI)、フランス：国立統計経済研究所(Insee)、雇用局、社会保障費徴収機関(URSSAF)、各ウェブサイト。

注 1) [年金] 厚生年金の一般被保険者の保険料率 (2017年9月分から適用)。[医療] 全国健康保険協会 (旧政府管掌健康保険) による全国平均の保険料率。料率は都道府県ごとに異なる (2022年3月分から適用される料率は9.51~11.00%)。[介護] 40~64歳までの第2号被保険者の保険料率。2020年3月分から適用。[雇用] 「一般の事業」における負担率。詳細については「第4-7表 失業保険制度」の財源の項 (p.167) を参照。

- 2) [年金] 2013年から、Affordable Care Act施行後、高額所得者には0.9%が加算された。[医療] メディケアパートAを指す。[雇用] 使用者が全額負担 (3州を除く)。連邦、州ともに課税対象額を超える年間賃金の総額に対して料率がかけられる。また、連邦は6.0%の料率だが、期日前に支払うことで割引かれて0.6%になる。州の料率や課税対象額は州ごとに異なり、全米レベルで統一した料率はない。
- 3) 公的年金、雇用保険等を含む単一の社会保険制度である国民保険の料率。なお2022年4月には、保健介護分野の財源に充てることを目的に、一時的な料率の引き上げが行われた (労12%→13.25%、使13.8%→15.05%) が、2022年11月に廃止となった。
- 4) 民間部門の場合。[年金] 老齢保険を指す。+ 4万1136ユーロ/年までの給与に対する割合 (2021年)。このほかに寡婦保険0.1%があるがこれは本人負担。+ 対全給与。[医療] 16万4544ユーロ/年までの給与に対する割合 (2021年)。2018年1月から医療及び雇用の労働者負担率引き下げ等の改定が行われ、バロン、オーラン、モーゼルの各県における被用者からの拠出1.50%以外は2019年1月1日以降廃止された。使用者による拠出は、法定最賃 (SMIC) の2.5倍までの負担率。[雇用] 2019年1月以降、被用者からの拠出は廃止。その代替として一般社会拠出(CSG)9.2%を被用者が拠出。[家族手当] フランスの家族手当には、児童手当のみならず出産手当、育児休業手当に相当するようなものまで含んでいるため、その他に計上。収入が法定最賃の1.6倍までの者は3.45%。[住宅支援基金への拠出] + 従業員規模20人未満は0.1%、+ 20人以上は0.5%。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等

Table 9-8: Public assistance systems

日本		
制度名	生活保護制度	求職者支援制度（注 1）
根拠法	生活保護法（1950 年制定、最終改正 2014 年）	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（2011 年 10 月 1 日施行）
管理運営	厚生労働省（実施は地方自治体）	厚生労働省、ハローワーク、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構、訓練実施機関
財源	国（4 分の 3）及び自治体（4 分の 1）	政府の一般財源及び雇用保険特別会計
対象	生活困窮者に対し、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する	雇用保険に加入できなかった者、雇用保険受給中に再就職できないまま支給終了した者、雇用保険の加入期間不足で雇用保険を受けられない者、フリーランス、自営廃業者、学卒未就職者など
受給要件	必要に応じて 1 種類以上の扶助が受けられる（1 種類の扶助受給を単給、2 つ以上を併給という）。医療扶助、介護扶助は現物給付で、それ以外は金銭給付が原則 ・扶助の種類： 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助	以下の全てに該当する者が対象となる ・雇用保険被保険者ではない、また雇用保険の求職者給付を受給できない者 ・本人収入が月 8 万円以下の者 ・世帯全体の収入が月 25 万円以下（年 300 万円以下）の者 ・世帯全体の金融資産が 300 万円以下の者 ・現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない者 ・全ての訓練実施日に出席する者（やむを得ない理由がある場合は 8 割以上の出席） ・訓練期間中から訓練修了後、定期的にハローワークに来所し職業相談を受ける者 ・同世帯の者で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない者。既にこの給付金を受給したことがある場合は、前回の受給から 6 年以上経過している者 ・過去 3 年以内に失業等給付等の不正受給をしていないこと
給付水準	生活扶助の基準額は、①食費等の個人的費用（年齢別に算定）、②光熱水費等世帯共通的費用（世帯人員別に算定）、を合算して算出	・職業訓練受講手当：月額 10 万円 ・通所手当：通所経路に応じた所定の額 ・給付期間：訓練期間（2 か月から 6 か月）に応じた期間
現状・実績	生活保護費：2.8 兆円（2022 年度当初予算） 被保護世帯数：163 万 9505 世帯（2022 年 5 月） 被保護者数：202 万人（実人員、2022 年 5 月）	・求職者支援訓練受講者数累計：2 万 3734 人（2020 年度） ・訓練修了者等の就職状況：基礎コース 52.58%、実践コース 60.0%（2020 年度）

出典：厚生労働省ウェブサイト、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」（2011 年 10 月）。

注 1）一度でも訓練を欠席したり（やむを得ない理由を除く）、ハローワークの就職支援を拒否したりすると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となる。職業訓練受講給付金だけで生活費が不足する者は、労働金庫の貸付制度を利用できる（要返済）。訓練の受講料は無料、テキスト代等は自己負担。

第9-8表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

アメリカ					
制度名	貧困家庭一時扶助 (TANF)	補足的保障所得 (SSI)	メディケイド	補助的栄養支援プログラム (SNAP、旧フードスタンプ)	一般扶助 (勤労所得税額控除) (注3)
根拠法	社会保障法	社会保障法	社会保険法 (ACA) (注2)	フードスタンプ法	1986年税制改革法
管理運営	州政府	連邦政府	州政府	州政府	連邦政府
財源	連邦及び州の一般財源	連邦政府	連邦及び州の一般財源	連邦政府	—
対象	未成年の児童、妊婦のいる世帯等	65歳以上の高齢者、障害者等	貧困家庭の児童、妊婦等	所得水準が連邦の基準を下回る世帯等	1ドル以上の年収があるとともに、子の数等で定まる上限年収以下の者
受給要件	州ごとに異なる	所得・家族構成等により、州ごとに異なる (州により上乘せ給付あり)	所得・家族構成等により、州ごとに異なる	所得・家族構成等により異なる	所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナス額が算出される者への税の還付 (実際は給付)
給付水準	州ごとに決定	1人当たり： 914ドル 夫婦当たり： 1371ドル (月額、2023年)	—	4人世帯： 最大939ドル (月額、2023年度)	平均還付額： 約2043ドル (2022年)
現状・実績	被保護者数： 185万人 (2021年度) 被保護世帯数： 80万世帯 (2021年度) 基礎手当額 (連邦政府支出)： 34億ドル (2021年度)	被保護者数： 760万人 (2022年1月) 総支給額： 554億ドル (2021年度)	被保護者数： 7998万人 (2022年1月) 総支給額： 7340億ドル (2021年)	被保護者数： 4150万人 (2021年度平均) 総支給額： 1138億ドル (2021年度、諸経費込み)	3100万人が総額で640億ドルの還付 (2022年)

出典：保健社会福祉省 (DHHS)、農務省、内国歳入庁各ウェブサイト。

注2) Affordable Care Act: ACA.

3) Earned Income Tax Credit: EITC.

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

イギリス			
制度名	ユニバーサル・クレジット	所得調査制求職者手当	雇用・生活補助手当（所得連動）
根拠法	2012 年福祉改革法	1995 年求職者法	2007 年福祉改革法
管理運営	雇用年金省	雇用年金省	雇用年金省
財源	一般財源	一般財源	一般財源
対象	従来の低所得者向け給付（注4）を統合する制度として、2013 年以降段階的に導入中（2024 年に完了予定） 対象者は、18 歳～年金受給年齢未満のイギリス居住者（例外的に 16～17 歳層にも適用）	原則として 18 歳～年金受給年齢未満の失業者であるイギリス居住者（16～17 歳層について例外あり）	健康上の理由により就労困難な低所得者。就労能力を評価の上、就労関連活動グループと要支援グループに区分
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> 低所得又は失業中 フルタイムの教育を受けていない（例外あり） 資産が 1 万 6000 ポンド以下 受給中の活動計画に合意する（通常、求職者として受給するためには、ジョブセンター職員との定期的な面談や継続的な求職活動などが記載される） 	<ul style="list-style-type: none"> ※ユニバーサル・クレジットの導入に伴い、新規申請は不可 ・仕事に就いておらず（又は週 16 時間未満労働）、フルタイムの教育も受けていない ・就労が可能 ・資産が 1 万 6000 ポンド以下 ・収入のある仕事に週 24 時間以上従事している配偶者がいない ・受給中の活動計画に合意し、2 週間に 1 度、ジョブセンター・プラスに来所する 	<ul style="list-style-type: none"> ※ユニバーサル・クレジットの導入に伴い、新規申請は不可 ・年金支給開始年齢前の者 ・法定の傷病手当、産休手当を受給しておらず、復職もしていない ・求職者手当を受給していない ・世帯内に雇用・生活補助手当の受給者がいない ・資産が 1 万 6000 ポンド以下
給付水準	世帯構成、状況（子、障害者の子を含む等）により支給内容を決定、受給者の収入や一定水準以上の資産に応じて減額。支給期間に関する上限はなし。基本額（ポンド、月額、2022 年度） <ul style="list-style-type: none"> ・単身者：16～24 歳 265.31 25 歳以上 334.91 ・カップル（25 歳以上）：525.72 加算 ・児童（2 人まで）：244.58（注 5） ・就業困難：354.28 ・介護者：168.81 ・保育費（実費の 85%）：1 人 646.35、2 人～1108.04 ・住居費（賃貸料等） 	世帯構成、状況（障害者、年金受給者を含む等）により支給内容を決定、受給者の収入や一定水準以上の資産に応じて減額。支給期間に関する上限はなし。基本額（ポンド、週当たり、2022 年度） <ul style="list-style-type: none"> ・単身者：16～24 歳 61.05 25 歳以上 77.00 ・カップル（18 歳以上）：121.05 	世帯構成、状況（障害者、年金受給者を含む等）により支給内容を決定、受給者の収入や一定水準以上の資産に応じて減額。支給期間に関する上限はなし。基本額（ポンド、週当たり、2022 年度） <ul style="list-style-type: none"> ・単身者：16～24 歳 61.05 25 歳以上 77.00 ・カップル：18 歳以上：121.05 グループ別の加算（注 6） <ul style="list-style-type: none"> ・就労関連活動：30.60 ポンド ・要支援：40.60 ポンド
現状・実績	給付者数：403 万 1 千人 総支給額：383 億 4 千万ポンド（グレートブリテン、2020 年度）	給付者数：12 万 1 千人 総支給額：4 億 4 千万ポンド（グレートブリテン、2020 年度）	給付者数：149 万 1 千人 総支給額：88 億 6 千万ポンド（グレートブリテン、2020 年度）

注 4) 所得調査制求職者手当、所得連動制雇用・生活補助手当、活補助、住宅給付、税額控除（児童・就労）。

5) 2017 年 4 月の制度改正以前からの継続受給の場合、1 人目は 290.00 ポンド/月、2 人目以降 244.58 ポンド（人数制限なし）。

6) 就労関連活動グループの加算は、2017 年 4 月以降の新規申請者には適用されない。

第9-8表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

イギリス（続き）				
制度名	所得補助	住宅給付	税額控除	ワーク・アンド・ヘルス・プログラム
根拠法	1992年社会保障拠出・給付法	1992年社会保障拠出・給付法	2002年税額控除法	
管理運営	雇用年金省	雇用年金省及び地方自治体	歳入関税庁	雇用年金省、官民の就業支援組織
財源	一般財源	一般財源	一般財源	
対象	一人親等	賃貸住宅に居住する低所得世帯に賃貸料を補助	就労や子の有無により税を還付	ジョブセンタープラスが対象者を就業支援組織に紹介
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> ※ユニバーサル・クレジットの導入に伴い、新規申請は不可 ・16歳～年金支給開始年齢前の者 ・無所得又は低所得 ・資産が1万6000ポンド以下 ・週の就労が16時間未満（配偶者は24時間未満） ・所定の条件を満たす者（妊娠中、一人親で子が5歳未満（養子の場合16歳未満）、介護者等） 	<ul style="list-style-type: none"> ※ユニバーサル・クレジットの導入に伴い、新規申請を年金支給開始年齢に到達した高齢者や支援住宅等の居住者に限定 ・住居の賃貸料を支払っている ・低所得又は給付を受給している ・資産が1万6000ポンド以下 	<ul style="list-style-type: none"> ※ユニバーサル・クレジットの導入に伴い、新規申請を限定（既に一方の税額控除を受給している場合のみ可） ①就労税額控除 <ul style="list-style-type: none"> ・25歳以上（注7） ・所定の週労働時間以上の就労：25～59歳で30時間以上、60歳以上、障害者、一人親の場合は16時間以上、子のいるカップルは合計で24時間以上（うち一方が16時間以上） ・就労は4週以上継続し、収入を伴うもの ②児童税額控除 9-10表（p.281）参照	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者 ・不利な状況等により、就労支援を必要とする者（介護者、ホームレス、難民、薬物等の依存症による就労困難者、犯罪歴のある者など） ・失業者向けの給付を24か月以上受給している長期失業者 ※長期失業者以外については、参加は任意
給付水準	家族構成等を勘案（単位：ポンド） <ul style="list-style-type: none"> ・単身者 <ul style="list-style-type: none"> 16～24歳：61.05 25歳以上：77.00 ・カップル <ul style="list-style-type: none"> 18歳以上：121.05（週当たり、2022年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸料の全額又は一部（公的住宅が民間賃貸するなど、条件により異なる） ・資産額等により減額 ・35歳未満の単身者には、より低い額を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ①就労税額控除基本部分：2070ポンド/年労働時間や障害の有無、子の有無などで加算あり。 ②児童税額控除 9-10表（p.281）参照	支援内容： <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の求職活動や、就職後の定着の支援（必要に応じた訓練等を含む）、健康問題の就労への影響の削減等。 ・就業支援組織には、成果（一定期間の雇用または自営業者として6か月間の就業）に応じて委託費が支払われる。
現状・実績	被保護者数：27万人 総支給額：10億8千万ポンド（グレートブリテン、2020年度）	被保護者数：302万8千人 総支給額：173億3千万ポンド（グレートブリテン、2020年度）	被保護世帯数：201万7千世帯 総支給額：150億ポンド（グレートブリテン、2020年度）	2017年の導入以降、2022年5月までの参加者は22万人。

出典： Gov.uk、Citizens Advice ウェブサイト。

注7) 子がいるか、障害がある場合は16～24歳も対象。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

ドイツ			
制度名	社会扶助（Sozialhilfe）	失業給付 II（Arbeitslosengeld II）（注 9）	長期失業者の削減プログラム
根拠法	社会法典第 12 編	社会法典第 2 編（SGB II）	社会法典第 3 編（SGB III）
管理運営	地方自治体	連邦雇用エージェンシー及び地方自治体	連邦労働・社会省
財源	自治体の一般財源（高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障については、2014 年以降は連邦政府が 100% 負担）	連邦政府の一般財源（全額国庫負担。ただし、受給者に対する住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源）	欧州社会ファンドの資金を活用
対象	就労能力のない生活困窮者（資力調査が要件）	働くことが可能で生活に困窮している者（大半は失業給付 I の受給期間が終了した者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 35 歳以上の失業給付 II 受給者 ・ 2 年以上の失業者（特に 5 年以上の失業者には集中促進策が行われる） ・ 有用な職業資格がないこと ・ 職業紹介を行う上で困難な状況があること（健康上の問題、50 歳以上、ドイツ語の知識がない等）
受給要件	親族等からの支援がなく、かつ、就労が不能な生活困窮者であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15 歳以上法定老齢年金の支給開始年齢未満（注 10） ・ 1 日最低 3 時間の就労ができる者 ・ 自身の財産や収入を利用して生計を十分に確保できず、親族や他者等からの支援も得ていない状態であること ・ 日常的にドイツに居住していること 	労働社会省が欧州社会ファンドの資金を活用して行う長期失業者対策は、上述の一定の条件を満たす者を雇用した事業主に対して、ジョブセンターを通じて賃金助成を行う

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

ドイツ（続き）			
給付水準	給付額は、必要不可欠な生計費から手取り収入や他制度からの現金給付等の合計を差し引いた額を基本に算定される。 中心的な給付は「生計扶助」で、給付内容は、食料、住居、衣服、身体の手入れ、家具、暖房及び日常生活上の個人的需要（一定限度内での交際や文化生活への参加等）に係る費用（必要不可欠な生計費）である。 このほかに疾病、障害、要介護等様々な生活上の特別な状況にある者に対して援助を行う「特別扶助」や「高齢期及び稼得能力減少・喪失時の基礎保障」給付などがある	給付基準月額（2022年1月1日以降）： 単身者、ひとり親、未成年のパートナーがいる者：449ユーロ 双方とも成人（満18歳以上）同士のカップル：1人につき404ユーロ 両親と同居する18歳以上25歳未満の者：360ユーロ 14～17歳：376ユーロ 6～13歳：311ユーロ 0～5歳：285ユーロ	一定の条件を満たす者を雇用した事業主に対して、最大75%の賃金助成が支払われる
現状・実績	被保護者数： ・生活扶助受給者数：約34万5千人（2019年末） ・特別扶助受給者数：約143万人（2019年末） ・高齢期及び稼得能力減少・喪失時の基礎保障受給者：約108万5千人（2019年末）	受給者数： ・失業給付II（ALG II）388万9千人（2020年平均） ・社会手当（SG）150万5千人（2020年12月） 支給総額（2020年）：146億5万ユーロ	賃金助成のほかにも、ジョブセクターの専門員により、長期失業者に対する就職に向けた適切な働きかけ、雇用後の企業内でのコーチング、必要に応じた職業資格や基礎能力（読み書き等）の習得への斡旋などを行う

出典：労働社会省（BMAS）、連邦雇用エージェンシー（BA）ウェブサイト、厚生労働省「2021年海外情勢報告」。

注 9) 失業給付IIは、2023年1月1日から新制度「市民手当（Bürgergeld）」への移行が予定されている。

10) 2012年から上限は段階的に67歳に引き上げ中。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等 (続き)

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

		フランス																																											
制度名	積極的連帯所得手当 (RSA)	連帯特別手当 (ASS) (注 13)																																											
根拠法	社会福祉・家庭法典 L.262-2 条など	労働法典第 L5423-1 条など																																											
管理運営	家族手当金庫 (CAF)、農業社会共済 (MSA)、県、雇用年金省	規則制定などの制度管理は政府、事業の管理運営は雇用局 (Pôle emploi)																																											
財源	国の一般財源	政府の一般財源 (全額国庫負担)																																											
対象	25 歳以上、若しくは 1 人以上の子 (胎児を含む) がいる 25 歳未満のフランス居住者 (注 11)	原則失業給付 (雇用復帰支援手当: ARE) の受給期間を満了した長期失業者。自発的に ASS の受給を選択した 50 歳以上の ARE 対象者																																											
受給要件	職に就くと手当の支給が止められた RMI に対し、RSA では、最長で 3 か月間、就労所得と RSA を同時に取得できる	<ul style="list-style-type: none"> ・離職前 10 年間に 5 年以上就業していたこと (注 14) ・実際に求職活動を行っていること (ただし、55 歳以上の者については免除される) ・手当を申請した時点で、家族扶養手当及び住宅手当を除く 1 か月の収入が、一定額 (2022 年 11 月現在、単身者 1252.89 ユーロ、夫婦(カップル) 1968.82 ユーロ) に満たない 																																											
給付水準	RSA の定額金は、世帯の収入、構成人数等により設定 (注 12)	世帯収入に応じて給付額が決まる。																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単身者</th> <th>カップル・夫婦</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子なし</td> <td>598.54</td> <td>897.81</td> </tr> <tr> <td>子 1 人</td> <td>897.81</td> <td>1077.37</td> </tr> <tr> <td>子 2 人</td> <td>1077.37</td> <td>1256.93</td> </tr> </tbody> </table> 単身者・カップルとも、子 2 人目以降は 1 人増えるごとに 239.42 ユーロが加算。 (単位: ユーロ、2022 年 11 月現在)		単身者	カップル・夫婦	子なし	598.54	897.81	子 1 人	897.81	1077.37	子 2 人	1077.37	1256.93	①単身者の場合 (月額) <table border="1"> <thead> <tr> <th>月収</th> <th>536.95</th> <th>1252.89 ユーロと</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>715.94 未満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>715.94</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>～ 1252.89 未満</td> <td></td> <td>収入の差額</td> </tr> <tr> <td>1252.89 以上</td> <td></td> <td>給付ゼロ</td> </tr> </tbody> </table> ②カップル・夫婦の場合 (月額 1 人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>月収</th> <th>536.95</th> <th>1968.82 ユーロと</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1431.87 未満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1431.87</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>～ 1968.82 未満</td> <td></td> <td>収入の差額</td> </tr> <tr> <td>1968.82 以上</td> <td></td> <td>給付ゼロ</td> </tr> </tbody> </table> (単位: ユーロ、2022 年 11 月現在)		月収	536.95	1252.89 ユーロと	715.94 未満			715.94			～ 1252.89 未満		収入の差額	1252.89 以上		給付ゼロ	月収	536.95	1968.82 ユーロと	1431.87 未満			1431.87			～ 1968.82 未満		収入の差額	1968.82 以上		給付ゼロ
	単身者	カップル・夫婦																																											
子なし	598.54	897.81																																											
子 1 人	897.81	1077.37																																											
子 2 人	1077.37	1256.93																																											
月収	536.95	1252.89 ユーロと																																											
715.94 未満																																													
715.94																																													
～ 1252.89 未満		収入の差額																																											
1252.89 以上		給付ゼロ																																											
月収	536.95	1968.82 ユーロと																																											
1431.87 未満																																													
1431.87																																													
～ 1968.82 未満		収入の差額																																											
1968.82 以上		給付ゼロ																																											
現状・実績	被保護世帯数: 195 万世帯 (2021 年 7 月末現在) 被保護者数: 470 万人 (2013 年 6 月末現在)	受給者: 30 万 7000 人 (2021 年 6 月末現在) 支給総額: 22 億 2 万 5000 ユーロ (2019 年)																																											

出典: 政府公共サービス及び家族手当金庫 (CAF) 各ウェブサイト、労働省発表報告書 Les allocataires du régime de solidarité nationale en 2009 等。

- 注 11) 所得のない者に対し、「最低限の生活手段を保障し、職に就くあるいは復職することを奨励し、社会参入を手助けする」制度として、RMI (社会参入最低所得手当) 及び API (単親手当) に代わり、2009 年 6 月 1 日より全国的に導入された。
- 12) 給付額は、(定額金 + 世帯の就労所得の 62%) - (家族手当等による世帯収入 + 定額の住宅援助) により計算される。ASS: Allocation de solidarité spécifique.
- 13) 60 歳以上の受給者で、満額老齢年金を提出期間不足で受給できない者は、公的年金の満額支給開始年齢 (65 歳から 67 歳に段階的引き上げ中) まで受給可能。月に 78 時間以上の賃金労働に就いた場合、仕事を始めてから 3 か月間は仕事による収入と ASS の全額を得られる。4 か月目から 12 か月目までは、ASS の給付額から仕事による収入分が天引きされるが、雇用局から毎月 150 ユーロの特別手当が支給。4 か月連続で月 78 時間を超えるひとつ又は複数の賃金労働に従事した場合、雇用復帰特別手当として 1000 ユーロが支給。
- 14) ただし、子を育てるために休業していた場合は、3 年を上限として子一人につき 1 年、就業年数の条件を軽減できる。なお、離職前 10 年間に就業していた期間が 5 年未満の者については、積極的連帯所得手当 (RSA: Revenu de solidarité active) を受給できる。

第 9-9 表 育児休業制度

Table 9-9: Childcare leave schemes

	日本	イギリス		
		出産（養子）休暇	父親休暇	共有両親休暇
根拠法	育児・介護休業法 (1995 年制定、最終改正 2021 年)	雇用権利法 (1996 年)	同左	同左
対象者	1 歳未満の子を養育する全ての男女労働者（日々雇用者を除く） 一定の範囲の有期契約労働者は対象	女性被用者（実親、養親を問わない）	男性被用者（実親、養親を問わない）	男女被用者（実親、養親を問わない）
請求権行使の要件	①当該事業主に引き続き雇用された期間が過去 1 年以上あること、②子が 1 歳 6 か月になるまでの間に労働契約が満了することが明らかでない者	雇用されていること (期間要件なし)	出産予定週の 15 週前までに勤続 26 週以上	出産予定週の 15 週前までに勤続 26 週以上、パートナーの就労・収入状況に条件あり
期間	子が 1 歳まで。原則 2 回 父母がともに育児休業を取得するなど一定の要件を満たす場合は 1 歳 2 か月まで取得可能 1 歳 6 か月に達した時点でいずれかの親が育児休業中である場合や保育所に入所できないなどの場合には最長 2 歳まで取得可能（注 1） また、産後パパ育児（出生時育児休業）が 2022 年 10 月より施行（注 2）	産前産後で最長 52 週間、うち産後 2 週間（工場労働の場合は 4 週間）は取得義務あり	産後 8 週目までに 1 週間又は 2 週間	出産休業 52 週のうち、産後に取得する部分について（最長で、産後 2 週間を除く 50 週）、両親間で分割して取得が可能（注 3）
形態	全日休暇	規定なし（通常は全日休暇）	1 週間又は 2 週間を 1 回で取得	両親とも、3 期間まで分割して取得が可能
請求予告期間	育児休業開始予定日の 1 か月前（1 歳～1 歳 6 か月までの育児休業の場合は 2 週間前）	事前予告は出産予定日の 15 週前、休暇開始予告は開始日の 28 日前まで	事前予告は出産予定日の 15 週前まで	休暇開始日の 8 週間前まで
解雇・不利益取扱	事業主による解雇など（就業環境を害することを含む）不利益取扱いの禁止及び防止措置の義務付け	解雇は不公正解雇制度上の救済を受ける 不利益取扱の禁止	同左	同左

注 1) 3 歳までの子を養育する労働者について、①短時間勤務制度（1 日 6 時間）を設けること、②労働者の請求で所定外労働の免除を制度化すること、を事業主の措置義務とする。3 歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に関して、育児休業制度又は勤務時間短縮等の措置に準じて、必要な措置を講じる事業主の努力義務あり。

2) 男性は子の出生後 8 週間の間に通算 4 週間（2 回まで分割が可能）の休業を育児休業とは別に取得することが可能。産後パパ休暇による休業中の就業は、労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で可能。

3) なお、別途「両親休暇」として、子が 18 歳に達するまで 18 週間（年 4 週まで）の無給の休暇取得を認める制度がある。

第 9-9 表 育児休業制度（続き）

Table 9-9: Childcare leave schemes (cont.)

日本（続き）		イギリス（続き）		
		出産（養子）休暇	父親休暇	共有両親休暇
復職	事業主に対し休業中の待遇及び休業後の賃金、配置、その他労働条件に関する事項を予め定め、労働者に周知させるための措置を講ずる努力義務が課せられている 指針において、育児休業後においては、原職又は原職担当者に復帰させることが多く行われていることに配慮すべき旨規定されている	52 週のうち最初の 26 週の間に復職する場合は原職復帰、労働条件を保障。これを超える場合は、原職又は同等の職に復帰することができる（注 6）	原職に復帰することができ	52 週のうち最初の 26 週の間に復職する場合は原職復帰、労働条件を保障。これを超える場合は、原職又は同等の職に復帰することができる
担保方法	苦情・紛争について援助・調停、公表制度・過料	雇用審判所への争訴提起	同左	同左
現状	育休取得率：男性 13.97%、女性 85.1%（注 4）	—	—	—
中小企業の取扱	—	—	—	—
有給・無給	規定なし	勤務 26 週以上で、国民保険加入の下限額以上の賃金額であることを要件として、一定期間の法定手当制度あり（注 7）	同左	同左
その他	休業中、被保険者としての資格は継続するが、保険料は、被保険者分、事業主負担分とも免除される（注 5）	法定手当は保険料徴収の対象となる。このため被保険者としての資格も継続される	同左	同左

注 4) 2021 年、厚生労働省「雇用均等基本調査」より。2019 年 10 月 1 日～2020 年 9 月 30 日に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、2021 年 10 月 1 日までに育児休業を開始した者（開始の予定を申し出ている者を含む）の割合。

5) 育児休業を取得した一定の条件を満たす者に対し、休業取得前の賃金月額（2014 年度から）の 67%（2014 年度から）が支給される育児休業給付制度がある。国は、事業主等に対して育児休業制度の環境を整備するため雇用管理等についての相談及び助言、給付金の支給その他必要な援助を行っている。ほかに子の看護休暇制度があり、1 日又は時間単位で取得可。

6) なお、復帰予定日を変更する場合、8 週間までに雇用主への予告を要する。

7) 手当は雇用主により支給され、うち 92% が選付される。出産休暇及び共有両親休暇の場合、支給期間は最長で 39 週、うち最初の 6 週間は従前の給与額の 90%、以降 33 週は週 156.66 ポンドといずれか低い額。手当の支給方法は給与に準じ、保険料の拠出は継続。また父親休暇に係る法定手当は、従前の給与額の 90% 若しくは週 156.66 ポンドのいずれか低い額。

第 9-9 表 育児休業制度 (続き)

Table 9-9: Childcare leave schemes (cont.)

	アメリカ	ドイツ	フランス
根拠法	家族・医療休暇法(1993年)(注8)	両親手当、両親休暇に関する法(BEEG)	労働法典 L1225-47 条、L1225-48 条、L1225-50 条
対象者	男女労働者(実親、養親、監護者)	子を自ら自宅で監護又は養育する者	男女労働者。実親、養親、継親子の扶養権を引き受けた者
請求権行使の要件	当該事業主に12か月以上雇用されていたこと 過去12か月の労働時間が1250時間以上であること	両親の一方でも双方共同してもよい	子の出生又は3歳未満の養子を引取りの日に最低1年の勤続を証明すること
期間	生後、養子縁組後又は監護幹旋後12か月の間に12週間。ただし、夫婦が同一事業所に雇用されている場合は、夫婦で合わせて12週間 取得期間の分割、時間単位での取得が可能	子が満3歳になるまで、育児休業を事業主へ請求することができる 子が満8歳になるまでの期間であれば、36か月の両親休暇のうち、最大24か月までを別の時期に持ち越すこともできる。休暇の取得は、両親が同時にまたは時期をずらして、あるいは一方の親が単独で取得するといった、家庭のニーズに応じた選択が可能	子が3歳に達するまでの間。最初は1年間の育児休業を取得でき、その後2回更新できる(満3歳で終了)(子が3つ子の場合、5回まで更新できる)。 しかし、子が重度の病気・事故・障害を負った場合は、休業期間を1年延長できる 休業中、育児分担当(PreParE)により、賃金補助の受給が可能(注9)
形態	1日又は1週間の労働時間短縮	休暇の間中は、週32時間までの労働が可能	子が3歳になるまで、①1~3年休職する、②パートタイム労働(週16~32時間)に移行する、③職業教育を受ける一のものいずれかの方法又はその組合せ
請求予告期間	休暇開始日の30日前まで	遅くとも期間開始の7週間前に文書により使用者に要求(3歳以降の育児休業は13週間前)	産休に連続する場合、休業開始1か月前 その他の場合、休業開始2か月前
解雇・不利益取扱	育児休業の権利行使に対する干渉、抑圧、拒否、不利益取扱の禁止	育児休業請求以降終了まで解雇禁止。ただし、特別の場合には、管轄官庁等が例外的に解雇を許容する宣言を発することができる	育児休業を理由に解雇することはできないが、それとは関係のない場合(例:経済解雇)はできる

注 8) 2020年4月施行の家族第一・新型コロナウイルス対策法(FFCRA)により、感染防止対策で閉鎖された学校や保育園に通う子の世話をする勤続30日以上労働者に対し、最大で実質12週間の有給休暇を付与(同年12月までの時限措置)。

9) 第1子の場合には1歳になるまでの間、親それぞれ6か月間まで(ひとり親の場合は1歳まで)、第2子以降は末子が3歳になるまでの間、親それぞれ24か月間まで(ひとり親の場合は3歳まで)、三つ子以上の場合には6歳になるまでの間、親それぞれが48か月間まで(ひとり親の場合6歳まで)賃金補助を受けられる。

第 9-9 表 育児休業制度 (続き)

Table 9-9: Childcare leave schemes (cont.)

	アメリカ (続き)	ドイツ (続き)	フランス (続き)
復職	休暇前と同じ仕事又は同等の仕事への復職の権利を有する	以前と同じ又は同等の職へ復帰できる	以前と同じ又は同程度の職に復帰できる
担保方法	使用者による損害賠償	労働裁判所、使用者による損害賠償	使用者による損害賠償、解雇手当金等の支払い
現状	—	—	—
中小企業の取扱	従業員 50 人未満の事業主は適用除外	労働時間の短縮は、職業訓練中の者を除き、通常、16 人以上の従業員を雇用する使用者に対して請求できる	すべての事業所について休暇制度を完全に実施(1995 年 1 月より)
有給・無給	無給	両親手当を支給	無給
その他	医療給付は休暇中も継続 介護、労働者本人の病気のための休暇も取得できる	生後最大 12 か月になるまで「両親手当」を支給 (注 10) 両親ともに 2 か月以上子育てに参加し、就労所得の減少が生じる場合は、2 か月分をこれに加え、2 人合わせて最大 14 か月分を請求することができる。このほか両親手当プラス、パートナーシップボーナス等の特例制度がある	年金について算定基礎となる休業中又はパートタイム労働期間中は職業活動を行ってはならない

注 10) 従前手取賃金の 67%。支給率の 67%は、平均月間所得が 1200 ユーロを超える場合は超えた額 2 ユーロ毎に 0.1%ずつ、最低 65%に達するまで引き下げられ、平均月間所得が 1000 ユーロ未満の場合は、差額 2 ユーロ毎に 0.1%ずつ、最高 100%に達するまで引き上げられる。上限 1800 ユーロ、下限 300 ユーロ。

出典：厚生労働省「海外情勢報告」、内閣府ウェブサイト、日本：厚生労働省及び東京労働局ウェブサイト、労働省ウェブサイト、中窪裕也著 (1995)「アメリカ労働法」、イギリス：Gov.uk ウェブサイト、ドイツ：家庭・高齢者・女性・青少年省 (BMFSFJ) ウェブサイト、フランス：家族手当金庫 (CAF) ウェブサイト。

第 9-10 表 育児に対する経済的支援（児童手当等）

Table 9-10: Financial support for childcare, including child benefits

	日本		アメリカ	イギリス	
種別	児童手当	扶養控除 (所得税、住民税)	児童税額控除	児童給付	児童税額控除
根拠法	児童手当法（1971年）	所得税法（1965年）、地方税法（1950年）	1997年納税者救済法	1975年児童給付法	2002年税額控除法
管理運営	市区町村（公務員は所属庁等で実施）	国税庁、都道府県、市区町村	内国歳入庁	歳入関税庁	歳入関税庁
財源	国、地方（都道府県、市町村）、事業主拠出金で構成（国54.8%、地方27.4%、事業主8.2%、公務員分9.6%、2022年度予算ベース）			一般財源	一般財源
受給（適用）要件	支給対象：中学校修了までの国内に住所を有する児童 受給資格者：監護生計要件を満たす父母等	控除対象：扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の者	17歳未満の子がいる者。（2021年はアメリカ救済計画法により、18歳未満に拡大）	16歳未満（フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳未満）の子を扶養している者。 収入が年間で5万ポンドを超える所得者を世帯に含む場合は、減額措置あり	就労税額控除の適用を受けており、16歳未満（フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳未満）の子を扶養している者 収入等に応じた減額措置あり
給付（控除）内容	①所得制限額未満の世帯：3歳未満は月額1万5000円、3歳以上小学校修了まで第1子・第2子は月額1万円、第3子以降は月額1万5000円、中学生は月額1万円 ②所得上限額未満の者：当分の間の特例給付月額5000円（注1）		（子1人当たり）2000ドル／年（2021年はアメリカ救済計画法により、子1人当たり3000ドル／年、6歳未満の場合は1人当たり3600ドル／年へと拡大）	第1子：21.80ポンド／週 第2子以降：1人当たり14.45ポンド／週（2022年度）	家族控除（注2）：545ポンド／年 児童加算：（1人当たり）2935ポンド／年（2022年度） 障害を持つ児童の場合はさらに加算あり

注 1) 所得制限額は年収960万円未満（夫婦・児童2人世帯の場合）を基準に設定、2012年6月分から適用。また、保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能（いずれも市町村が実施するかを判断）。

2) 家族控除の適用は、2017年4月6日の制度改革以前に出生した児童を含む場合のみ。また、制度改革以降に出生した児童がいる場合、支給対象は2名分まで。

第 9-10 表 育児に対する経済的支援（児童手当等）（続き）

Table 9-10: Financial support for childcare, including child benefits (cont.)

種別	ドイツ			フランス（注4）	
	児童手当 （Kindergeld）	児童加算 （Kinderzuschlag）	児童控除 （Kinderfreibetrag）	家族手当 （Allocations familiales）	乳幼児迎入れ 手当（Paje）の基 礎手当
根拠法	1996 年租税法 62 条及び児童手 当法	児童手当法	1996 年租税法	社会保障法典 L521-1～L521-3 条	社会保障法典 L531-1 条
管理 運営	家族金庫（連邦雇用エージェンシー内に 付設）、監督指揮権は、連邦家庭省 にある		税務署	全国家族手当金 庫（CNAF）	同左
財源	一般財源 （連邦：100%）	同左		企業の拠出金：43.8%、一般福祉税 など租税：22.1%、諸手当に対する国 及び県の負担金：21.9%（CNAF の主 な財源、2012 年）	
受給 （適用） 要件	18 歳未満（教育 期間中の子につい ては 25 歳未満、 失業中の子につい ては 21 歳未満、 25 歳到達前に障 害を負ったことによ り就労困難になっ た子については無 期限）の子を扶養 している者	同左。低所得の 親に対して児童手 当に加算して支 給。当該子ども が児童手当の支 給対象で、両親 の所得が 900 ユー ロ（ひとり親は 600 ユーロ）以上で、 当該給付により失 業給付 II や社会 扶助の受給が不 要になる場合	子どもを養育する 場合、一定額が 控除対象となる （注3） 「児童扶養控除」 と「養育教育控 除」がある	20 歳未満の子を 2 人以上扶養して いる者（所得制限 なし）	出産した子について 3 歳まで、養子縁 組の決定の日から 3 年間、子の 20 歳の誕生日まで。 所得に応じて制限 がある
給付 （控除） 内容	第 1 子・第 2 子 は月 219 ユーロ、 第 3 子は月 225 ユーロ、第 4 子 以降は 1 人につき 250 ユーロ （2022 年）	児童 1 人につき 209 ユーロが上限 （2022 年）	児童 1 人につき「児 童扶養控除（夫 婦の場合 5620 ユーロ）」と「養育 教育控除（夫婦 の場合 2928 ユー ロ）」が対象。 したがって、夫婦 合計で年額 8548 ユーロ（2022 年）	子の年齢や数に応 じて決まる 20 歳未満の子が 2 人おり、年収が 7 万 74 ユーロ以下 で、2 人とも 14 歳 未満である場合、 月額 139.83 ユーロ （2022 年 12 月現 在）	子が 1 人で、片 方しか収入がない 夫婦・カップル で、年収が 2 万 7219 ユーロ以下の 場合、あるいは 2 人とも収入があり、 年収が 3 万 5971 ユーロ以下の場合、 月額 182 ユーロ （2022 年 12 月現 在）

出典：厚生労働省「海外情勢報告 2021」、日本：厚生労働省、内閣府、財務省ウェブサイト、イギリス：Gov.uk ウェブサイト等、ドイツ：家庭・高齢者・女性・青少年省（BMFSFJ）ウェブサイト、フランス：家族手当金庫（CAF）、政府公共サービスウェブサイト。

注 3）児童手当は毎月支給されるが、暦年終了後、所得税の査定に当たり、所得控除の方が児童手当よりも有利である場合には、所得控除が適用されるとともに、児童手当が精算される。このほか養育関連費用については、2012 年以降、親子の境遇にかかわらず課税対象から控除される。

4）上記以外に様々な家族給付があるほか、税制上又は年金上の優遇措置がある。

第 9-11 表 一日当たり生活時間配分

Table 9-11: Average minutes spent in different activities

調査年			仕事または 学習	無償労働 (家事・育児 ・介護等)	個人的ケア (睡眠・食事 等)	レジャー	その他		
								minutes per day	
日本	2016	計	363	132	620	278	47	T	JPN
		男	452	41	613	292	43	M	
		女	272	224	626	266	51	F	
アメリカ	2019	計	289	219	652	286	24	T	USA
		男	332	166	635	306	20	M	
		女	247	271	667	266	28	F	
イギリス	2014/15	計	262	195	645	306	32	T	UK
		男	309	140	635	327	30	M	
		女	216	249	655	285	35	F	
ドイツ	2012/13	計	248	196	648	331	17	T	DEU
		男	290	150	638	346	16	M	
		女	205	242	659	316	18	F	
フランス	2009/10	計	204	181	752	294	9	T	FRA
		男	235	135	743	319	8	M	
		女	175	224	761	270	10	F	
スウェーデン	2010	計	293	196	622	321	6	T	SWE
		男	313	171	611	338	7	M	
		女	275	220	633	306	5	F	
韓国	2014	計	344	132	678	258	28	T	KOR
		男	419	49	676	272	24	M	
		女	269	215	680	244	32	F	
Survey year			Paid work or study	Unpaid work	Personal care	Leisure	Other		

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Time Use" 2022年8月現在

注： 原則15～64歳。国により調査の対象年月・定義が異なるため、比較には注意を要する。

第9-12表 ジェンダー不平等指標 (GII)

Table 9-12: Gender Inequality Index (GII)

	2005年	2010	2015	2019	2020	2021	(2021年順位/Rank)	
デンマーク	0.055	0.049	0.035	0.016	0.013	0.013	(1)	DNK
ノルウェー	0.070	0.072	0.040	0.016	0.014	0.016	(2)	NOR
スイス	0.079	0.057	0.039	0.018	0.018	0.018	(3)	CHE
スウェーデン	0.047	0.052	0.039	0.024	0.024	0.023	(4)	SWE
オランダ	0.071	0.052	0.033	0.028	0.027	0.025	(5)	NLD
フィンランド	0.083	0.070	0.054	0.031	0.032	0.033	(6)	FIN
シンガポール	0.151	0.085	0.057	0.051	0.040	0.040	(7)	SGP
アイスランド	0.107	0.093	0.063	0.051	0.051	0.043	(8)	ISL
ベルギー	0.103	0.092	0.063	0.048	0.048	0.048	(10)	BEL
オーストリア	0.121	0.111	0.084	0.054	0.052	0.053	(12)	AUT
イタリア	0.175	0.123	0.079	0.054	0.055	0.056	(13)	ITA
スペイン	0.124	0.105	0.074	0.056	0.056	0.057	(14)	ESP
韓国	0.100	0.113	0.096	0.078	0.070	0.067	(15)	KOR
ポルトガル	0.165	0.127	0.080	0.071	0.069	0.067	(15)	PRT
カナダ	0.133	0.133	0.103	0.069	0.070	0.069	(17)	CAN
スロベニア	0.134	0.128	0.063	0.070	0.069	0.071	(18)	SVN
オーストラリア	0.135	0.136	0.111	0.080	0.074	0.073	(19)	AUS
ドイツ	0.108	0.096	0.078	0.079	0.077	0.073	(19)	DEU
アイルランド	0.182	0.163	0.109	0.079	0.073	0.074	(21)	IRL
フランス	0.157	0.129	0.097	0.086	0.084	0.083	(22)	FRA
日本	0.142	0.114	0.115	0.080	0.082	0.083	(22)	JPN
ニュージーランド	0.172	0.173	0.136	0.100	0.090	0.088	(25)	NZL
イギリス	0.202	0.179	0.130	0.106	0.100	0.098	(27)	UK
ギリシャ	0.178	0.152	0.122	0.121	0.119	0.119	(32)	GRC
アメリカ	0.256	0.248	0.219	0.189	0.178	0.179	(44)	USA
中国	0.260	0.253	0.224	0.203	0.197	0.192	(48)	CHN
ロシア	0.364	0.307	0.253	0.203	0.203	0.203	(50)	RUS
マレーシア	0.284	0.280	0.261	0.225	0.223	0.228	(57)	MYS
メキシコ	0.426	0.408	0.349	0.317	0.317	0.309	(75)	MEX
タイ	0.394	0.378	0.416	0.335	0.335	0.333	(79)	THA
ブラジル	0.471	0.450	0.437	0.395	0.395	0.390	(94)	BRA
フィリピン	0.478	0.465	0.430	0.421	0.421	0.419	(101)	PHL
インドネシア	0.544	0.499	0.478	0.457	0.447	0.444	(110)	IDN
インド	0.618	0.582	0.525	0.486	0.493	0.490	(122)	IND
調査対象国数	159	165	168	170	170	170	Number of countries	

出典：UNDP (<https://hdr.undp.org/data-center/>) "Human Development Data" 2022年12月現在

注：ジェンダー不平等指数(Gender Inequality Index)とは、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）、エンパワメント、そして労働市場の3つの側面で、ジェンダーに基づく不平等がどの程度存在するかを表す指数である。値は0（完全に平等）から1（完全に不平等）までの数字で表わされる。リプロダクティブ・ヘルスの状況は、妊産婦死亡率と15~19歳の女性1000人当たりの出生数で測定する。エンパワメントの状況は、立法府の議席に占める男女別割合と中・高等教育への進学状況を基準とする。労働市場の指標は、女性の労働市場への参加率で判断する。

参 考

労働統計機関一覧

掲載機関の都合によりURLが変更される場合がある。最新の各国労働統計機関のリンク集については、労働政策研究・研修機構ウェブサイト (<https://www.jil.go.jp/foreign/link/>) を参照されたい。※日本語の機関名は仮訳を含む。

国際機関等

国際労働機関 (ILO) —International Labour Organization

<https://www.ilo.org/>

欧州統計局 (Eurostat) —Statistical Office of the European Union

<https://ec.europa.eu/eurostat/>

国際通貨基金 (IMF) —International Monetary Fund

<https://www.imf.org/>

経済協力開発機構 (OECD) —Organization for Economic Co-operation and Development

<https://www.oecd.org/>

国際連合 (UN) —United Nations

<https://www.un.org/>

国連貿易開発会議 (UNCTAD) —United Nations Conference on Trade and Development

<https://unctad.org/>

世界銀行—The World Bank

<https://www.worldbank.org/>

各国・地域の統計機関

[日本]

総務省統計局 —Statistics Bureau of Japan

<https://www.stat.go.jp/>

1 経済・経営

2 人口・労働力人口

3 就業構造

4 保険・失業・雇用調整

5 賃金・労働費用

6 労働時間・労働時間制度

7 労働組合・労働関係・労働災害

8 職業能力開発

9 福祉・勤労者生活

参考

参 考

内閣府 —Cabinet Office

<https://www.cao.go.jp/>

厚生労働省 —Ministry of Health, Labour and Welfare

<https://www.mhlw.go.jp/>

[アメリカ]

アメリカ労働省 —U.S. Department of Labor (DOL)

<https://www.dol.gov/>

アメリカ労働統計局 —U.S. Bureau of Labor Statistics (BLS)

<https://www.bls.gov/>

[カナダ]

カナダ統計局 —Statistics Canada

<https://www.statcan.gc.ca/>

[イギリス]

国家統計局 —Office for National Statistics (ONS)

<https://www.ons.gov.uk/>

[ドイツ]

ドイツ連邦統計局 —German Federal Statistical Office (Destatis)

<https://www.destatis.de/>

[フランス]

フランス国立統計経済研究所

—National Institute of Statistics and Economic Studies (Insee)

<https://www.insee.fr/>

[イタリア]

イタリア国立統計研究所 —Italian National Institute of Statistics (ISTAT)

<https://www.istat.it/>

[オランダ]

オランダ統計局 —Statistics Netherlands (CBS)

<https://www.cbs.nl/>

[ベルギー]

ベルギー統計局 —Belgian statistical office (STATBEL)
<https://statbel.fgov.be/>

[ルクセンブルク]

ルクセンブルク国立統計経済研究所
—National Institute for Statistics and Economic Studies (STATEC)
<https://statec.gouvernement.lu/>

[デンマーク]

デンマーク統計局 —Statistics Denmark (DST)
<https://www.dst.dk/>

[スウェーデン]

スウェーデン統計局 —Statistics Sweden (SCB)
<https://www.scb.se/>

[アイスランド]

アイスランド統計局 —Statistics Iceland
<https://hagstofa.is/>

[アイルランド]

アイルランド中央統計局 —Central Statistics Office (CSO)
<https://www.cso.ie/>

[スイス]

スイス連邦統計局 —Swiss Federal Statistical Office (BFS)
<https://www.bfs.admin.ch/>

[スペイン]

スペイン統計局 —National Statistics Institute (INE)
<https://www.ine.es/>

[ロシア]

ロシア連邦統計局 —Federal State Statistics Service
<https://rosstat.gov.ru/>

[中国]

中国国家統計局 —National Bureau of Statistics of China (NBS)
<http://www.stats.gov.cn/>

中国人民銀行 —The People's Bank of China
<http://www.pbc.gov.cn/>

[香港]

香港統計局 —Census and Statistics Department -Hong Kong
<https://www.censtatd.gov.hk/>

[韓国]

韓国統計庁 —Statistics Korea (KOSTAT)
<https://kostat.go.kr/>

[タイ]

タイ統計局 —National Statistical Office (NSO)
<http://www.nso.go.th/>

[シンガポール]

シンガポール統計局 —Department of Statistics Singapore (DOS)
<https://www.singstat.gov.sg/>

シンガポール人材開発省 —Ministry of Manpower (MOM)
<https://www.mom.gov.sg/>

[マレーシア]

マレーシア統計局 —Department of Statistics Malaysia (DOSM)
<https://www.dosm.gov.my/>

[インドネシア]

インドネシア中央統計庁 —Statistics Indonesia (BPS)
<https://www.bps.go.id/>

[フィリピン]

フィリピン統計局 —Philippine Statistics Authority (PSA)
<https://psa.gov.ph/>

[インド]

インド統計局 —Census of India
<http://www.censusindia.net/>

[オーストラリア]

オーストラリア統計局 —Australian Bureau of Statistics (ABS)
<https://www.abs.gov.au/>

[ニュージーランド]

ニュージーランド統計局 —Statistics New Zealand
<https://www.stats.govt.nz/>

[ブラジル]

ブラジル国家統計局—Brazilian Institute of Geography and Statistics (IBGE)
<https://www.ibge.gov.br/>

[メキシコ]

メキシコ国家統計地理情報局 —National Institute of Statistics, Geography (INEGI)
<https://www.inegi.org.mx/>

データブック国際労働比較2023

2023年3月発行

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23

(編集) 調査部 統計解析担当

(問合せ) <https://www.jil.go.jp/contact/>

製作 勝美印刷株式会社

©2023 JILPT